

流山市地域防災計画 (案)

令和5年11月時点

流山市防災会議

流山市地域防災計画 地震災害対策編

流山市防災会議

地震災害対策編

第1章 総則	震-1-1
第1節 計画の目的・構成	震-1-1
第2節 計画の基本方針	震-1-3
第1 計画の方針	震-1-3
第2 計画の修正	震-1-5
第3 他の計画との関係	震-1-5
第4 計画の周知	震-1-7
第3節 流山市防災会議	震-1-8
第1 流山市防災会議の事務	震-1-8
第2 流山市防災会議の組織	震-1-8
第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	震-1-9
第1 市	震-1-9
第2 県	震-1-10
第3 指定地方行政機関	震-1-11
第4 自衛隊	震-1-15
第5 指定公共機関	震-1-16
第6 指定地方公共機関	震-1-17
第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者	震-1-19
第8 市民及び事業所等	震-1-20
第5節 流山市（千葉県）の自然と災害	震-1-21
第1 地勢	震-1-21
第2 地質	震-1-25
第3 気象	震-1-27
第4 社会環境	震-1-28
第5 過去の災害	震-1-29
第6節 想定地震と被害想定	震-1-31
第1 想定地震	震-1-32
第2 東京湾北部地震及び茨城県南部地震の想定結果	震-1-34
第3 流山市直下の活断層による M7.3 の地震	震-1-44
第7節 減災目標の設定	震-1-50

第2章	災害予防計画	震-2-1
第1節	訓練及び防災知識の普及計画	震-2-1
第1	防災広報の充実	震-2-1
第2	職員の防災意識の高揚	震-2-5
第3	市の業務継続計画	震-2-5
第4	燃料の供給体制の整備	震-2-6
第5	男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備	震-2-6
第6	自主防災組織の整備	震-2-7
第7	事業所等の防災組織の整備	震-2-9
第8	ボランティアの活動環境の整備	震-2-11
第9	防災訓練の充実	震-2-13
第2節	地盤災害予防計画	震-2-16
第1	土砂災害の防止	震-2-16
第2	液状化防止対策	震-2-20
第3	地盤沈下の防止	震-2-24
第4	造成地の災害予防対策	震-2-24
第5	土地利用の適正化	震-2-25
第6	孤立するおそれのある地域対策	震-2-25
第7	災害に強いまちづくりの推進	震-2-25
第3節	都市防災計画	震-2-26
第1	火災予防	震-2-26
第2	防災空間の整備拡大	震-2-35
第3	市街地の整備	震-2-37
第4	建築物の耐震等による安全対策	震-2-37
第5	ライフライン施設の耐震対策等	震-2-41
第6	道路及び交通施設の安全化	震-2-45
第7	河川の整備	震-2-47
第8	高圧ガス施設及び危険物施設の安全化	震-2-48
第4節	通信基盤の整備計画	震-2-54
第1	情報収集・伝達体制の整備	震-2-54
第2	災害通信施設の整備	震-2-55
第3	県の災害通信施設	震-2-57
第4	警察における災害通信網の整備	震-2-60
第5	東京電力パワーグリッド(株)における災害通信施設の整備	震-2-60
第6	東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設等の整備	震-2-60
第7	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備	震-2-60

第 8	KDDI(株)における災害通信サービス施設の整備	震-2-61
第 9	ソフトバンク㈱における災害通信施設等の整備	震-2-61
第 10	非常通信体制の整備	震-2-61
第 11	アマチュア無線の活用	震-2-61
第 5 節	防災施設の整備計画	震-2-62
第 1	防災拠点等の整備	震-2-62
第 2	防災用備蓄の推進	震-2-62
第 3	水防用資機材の点検・整備	震-2-65
第 4	河川への消火用水確保施設の整備	震-2-65
第 5	災害対策本部組織体制の拡充	震-2-65
第 6 節	広域応援協力体制の整備計画	震-2-66
第 1	市町村間の相互応援	震-2-66
第 2	国、県の機関に対する職員派遣の要請及びあつせん	震-2-67
第 3	公共的団体との協力体制の確立	震-2-67
第 4	民間団体との協定締結の推進	震-2-67
第 5	他市町村の災害時における応援活動のための体制整備	震-2-67
第 7 節	避難対策	震-2-68
第 1	避難施設等の整備	震-2-68
第 2	避難誘導体制の整備	震-2-72
第 3	避難所の開設・運営体制の整備	震-2-73
第 4	帰宅困難者対策	震-2-74
第 5	指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援	震-2-76
第 6	住宅に関する対策	震-2-76
第 8 節	災害医療体制の整備	震-2-78
第 1	救急・救助体制の整備	震-2-78
第 2	初期医療体制の整備	震-2-79
第 3	後方医療支援体制の整備	震-2-80
第 9 節	要配慮者の安全確保対策	震-2-82
第 1	要配慮者に配慮した社会環境の整備	震-2-82
第 2	在宅要配慮者への対応	震-2-83
第 3	要配慮者利用施設等における防災対策	震-2-89
第 4	外国人への対策	震-2-91
第 10 節	ごみ及びし尿処理体制の整備計画	震-2-92
第 1	ごみ処理体制の整備	震-2-92
第 2	し尿処理体制の整備	震-2-93

第 11 節	緊急輸送体制の整備計画	震-2-94
第 1	陸上輸送の環境整備	震-2-94
第 2	航空輸送の環境整備	震-2-95
第 12 節	調査研究計画	震-2-97
第 3 章	災害応急対策計画	震-3-1
第 1 節	災害応急活動体制	震-3-1
第 1	市災害対策本部設置前の活動体制	震-3-1
第 2	市災害対策本部	震-3-5
第 3	国、県及び防災関係機関との連携	震-3-18
第 4	災害救助法の適用手続等	震-3-19
第 2 節	情報の収集・伝達計画	震-3-23
第 1	地震情報の収集・伝達	震-3-23
第 2	通信計画	震-3-26
第 3	被害情報等収集報告取扱	震-3-32
第 4	災害広報計画	震-3-42
第 3 節	消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画	震-3-48
第 1	消防活動	震-3-48
第 2	救急・救助	震-3-52
第 3	危険物等の応急対策	震-3-56
第 4	惨事ストレス対策	震-3-58
第 4 節	警備・交通規制計画	震-3-59
第 1	災害警備計画	震-3-59
第 2	交通規制計画	震-3-61
第 5 節	避難計画	震-3-68
第 1	避難方法	震-3-68
第 2	高齢者等避難及び避難指示等	震-3-69
第 3	警戒区域の設定	震-3-73
第 4	避難誘導	震-3-74
第 5	指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保	震-3-77
第 6	指定避難所等の開設	震-3-77
第 7	避難所の運営	震-3-80
第 8	広域一時滞在	震-3-87
第 9	避難所外被災者への対応	震-3-87
第 10	他自治体からの避難者の受入れ	震-3-88

第6節	医療救護・防疫等活動計画	震-3-89
第1	医療救護活動	震-3-89
第2	防疫活動	震-3-95
第3	保健活動	震-3-98
第4	行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬等計画	震-3-98
第5	動物対策	震-3-103
第7節	救援計画	震-3-104
第1	応急給水	震-3-104
第2	食糧の配布	震-3-107
第3	生活必需品等の配布	震-3-110
第4	緊急輸送	震-3-112
第5	労働力の確保	震-3-115
第6	災害救助法に基づく従事者の雇用	震-3-116
第8節	広域応援要請計画	震-3-118
第1	市町村相互の応援	震-3-118
第2	県及び国に対する応援要請	震-3-121
第3	消防機関相互の応援	震-3-121
第4	水道事業体等の相互応援	震-3-124
第5	資料の提供及び交換	震-3-124
第6	応援受入体制の確保と経費の負担	震-3-124
第7	民間団体等に対する協力要請	震-3-125
第8	市の受援体制の整備	震-3-125
第9節	自衛隊派遣要請計画	震-3-126
第1	災害派遣要請の基準	震-3-126
第2	災害派遣要請の範囲	震-3-126
第3	災害派遣要請の手続	震-3-127
第4	自主派遣	震-3-129
第5	災害派遣部隊の受入体制	震-3-129
第6	災害派遣部隊の撤収要請	震-3-131
第7	経費負担区分	震-3-131
第10節	生活関連施設等の応急復旧計画	震-3-132
第1	ライフライン施設等の応急対策	震-3-132
第2	道路・橋梁	震-3-138
第3	交通施設	震-3-139
第4	その他公共施設	震-3-142

第 11 節	応急教育計画	震-3-143
第 1	児童・生徒の安全確保	震-3-143
第 2	応急教育の実施	震-3-146
第 3	教材・学用品の調達及び配給方法	震-3-147
第 4	授業料等の減免・育英補助	震-3-148
第 5	給食措置	震-3-148
第 6	文化財の保護	震-3-149
第 12 節	障害物の除去・清掃計画	震-3-150
第 1	障害物の除去	震-3-150
第 2	廃棄物処理	震-3-153
第 3	し尿処理	震-3-155
第 13 節	公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画	震-3-157
第 1	応急仮設住宅の供与	震-3-157
第 2	応急仮設住宅の建設	震-3-158
第 3	公的住宅等の提供	震-3-161
第 4	建物の応急対策	震-3-161
第 5	建設資材の確保	震-3-164
第 6	罹災証明書 of 交付体制の確立	震-3-164
第 14 節	ボランティア協力計画	震-3-165
第 1	ボランティアの活動分野	震-3-165
第 2	ボランティアとして協力を求める個人、団体	震-3-166
第 3	ボランティア参加の呼びかけ	震-3-167
第 4	ボランティアの受入窓口	震-3-168
第 5	連携体制及び受入体制の確保	震-3-171
第 6	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の要請等	震-3-172
第 15 節	要配慮者等の安全確保対策	震-3-173
第 1	避難誘導等	震-3-173
第 2	社会福祉施設等における安全確保対策	震-3-174
第 3	在宅要配慮者の安全対策	震-3-175
第 4	外国人の安全確保	震-3-176
第 16 節	帰宅困難者対策	震-3-178
第 1	一斉帰宅の抑制	震-3-178
第 2	帰宅困難者への情報提供	震-3-178
第 3	一時滞在施設への誘導	震-3-179
第 4	徒歩帰宅支援	震-3-179

第4章 災害復旧計画	震-4-1
第1節 市民生活安定のための緊急措置計画	震-4-1
第1 相談窓口の設置及び文書等の準備	震-4-2
第2 租税及び公共料金等の特例措置	震-4-3
第3 被災者台帳の作成	震-4-4
第4 罹災証明書の交付	震-4-5
第2節 生活関連施設等の復旧計画・復興計画	震-4-6
第1 災害復旧・復興の基本方向の決定	震-4-6
第2 災害復旧計画・復興計画の作成	震-4-6
第3 災害復旧事業に伴う財政援助	震-4-7
第4 災害復旧事業の実施	震-4-8
第3節 激甚災害の指定に関する計画	震-4-9
第1 激甚災害に関する調査	震-4-9
第2 特別財政援助の交付手続等	震-4-9
附編	
第1章 総 則	震-附-1
第1節 計画策定の趣旨	震-附-1
第2節 基本方針	震-附-2
第1 計画の内容	震-附-2
第2 計画の範囲	震-附-2
第3 前提条件	震-附-3
第4 計画の実施	震-附-3
第5 計画の位置づけ	震-附-3
第3節 今後の課題	震-附-4
第2章 防災機関の業務	震-附-5
第1節 市の実施する業務	震-附-5
第2節 防災関係機関の実施する業務	震-附-6
第3章 事前の措置	震-附-12
第1節 東海地震に備えて促進すべき事項	震-附-12

附編

第1 情報伝達手段の整備	震-附-12
第2 自主防災組織の育成	震-附-12
第3 建築物の耐震対策	震-附-12
第4 道路・河川・急傾斜地等崩壊防止施設の対策	震-附-13
第5 被害想定調査の検討	震-附-13
第6 食糧確保の計画化	震-附-13
第7 学校、病院、要配慮者関連施設等の耐震性の強化	震-附-13
第2節 事業所に対する指導及び要請	震-附-15
第1 一般の事業所に対する指導	震-附-15
第2 防災上重要な事業所に対する指導	震-附-16
第3 食糧、生活物資等を扱う事業所に対する指導、要請	震-附-16
第4 金融機関に対する要請	震-附-17
第3節 広報及び教育	震-附-18
第1 広報	震-附-18
第2 教育	震-附-19
第4節 地震防災訓練	震-附-22
第1 総合防災訓練	震-附-22
第2 防災関係機関の訓練	震-附-22
第3 住民・事業所等が実施する訓練	震-附-22
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	震-附-23
第1節 東海地震注意情報の伝達	震-附-23
第1 伝達系統及び伝達手段	震-附-23
第2 伝達体制	震-附-24
第3 伝達事項	震-附-24
第2節 活動体制の準備	震-附-25
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	震-附-27
第4節 混乱防止の措置	震-附-29
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	震-附-31
第1節 活動体制	震-附-31
第1 市災害対策本部の設置	震-附-31
第2 各部の対応	震-附-32
第3 各防災機関の活動体制	震-附-33

第2節 警戒宣言の伝達及び広報	震-附-34
第1 警戒宣言の伝達.....	震-附-34
第2 警戒宣言時の広報.....	震-附-35
第3 警戒解除宣言の伝達.....	震-附-36
第3節 警備対策	震-附-37
第1 基本的な活動.....	震-附-37
第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動.....	震-附-37
第4節 水防・消防対策	震-附-38
第5節 公共輸送対策	震-附-39
第1 東日本旅客鉄道(株)の措置.....	震-附-39
第2 東武鉄道(株)、流鉄(株)、首都圏新都市鉄道(株)の措置.....	震-附-41
第3 バス、タクシー等対策.....	震-附-42
第6節 交通対策	震-附-43
第1 警察の対策.....	震-附-43
第2 道路管理者の対策.....	震-附-43
第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策	震-附-45
第1 上水道対策.....	震-附-45
第2 下水道対策.....	震-附-46
第3 電気対策.....	震-附-47
第4 ガス対策.....	震-附-48
第5 通信対策.....	震-附-51
第8節 学校・病院・要配慮者関連施設等対策	震-附-53
第1 学校対策.....	震-附-53
第2 病院対策.....	震-附-53
第3 要配慮者関連施設等対策.....	震-附-54
第9節 避難対策	震-附-55
第10節 救護救援対策・防疫対策・保健活動	震-附-56
第1 救護救援対策.....	震-附-56
第2 防疫対策.....	震-附-56
第3 保健活動.....	震-附-57
第11節 その他の対策	震-附-58
第1 食糧、医薬品の確保.....	震-附-58
第2 緊急輸送の実施準備.....	震-附-58

附編

第3 市が管理運営する施設対策 震-附-58
第4 市税、使用料等の申告、納付等に関する措置 震-附-58
第5 その他（危険な動物の逃走防止） 震-附-59

第6章 市民等のとるべき措置と対応..... 震-附-60

第1節 市民のとるべき措置と対応..... 震-附-61

第2節 自主防災組織のとるべき措置..... 震-附-63

第3節 事業所のとるべき措置..... 震-附-64

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的・構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び流山市防災会議条例（昭和37年流山市条例第18号）第2条の規定に基づき「流山市地域防災計画」の「地震災害対策編」として流山市防災会議が策定するものである。

本市は、東日本大震災（平成23年）を踏まえ、教訓の反映や被害想定の見直し等を行い、平成24年度に地域防災計画を修正するとともに、事業継続計画（BCP）及び災害時職員初動マニュアルを策定した。

さらに、その後の東日本大震災による新たな教訓や平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）等による災害対策基本法等の改正を踏まえ、より実効性の高い計画を作成することが必要となった。

この計画では、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、流山市における地震や風水害等の災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、必要な体制を確立するとともに、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な災害対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

2 計画の構成

流山市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」、「大規模事故災害対策編」、「複合災害対策編」の4編で構成し、本編はこのうちの「地震災害対策編」である。

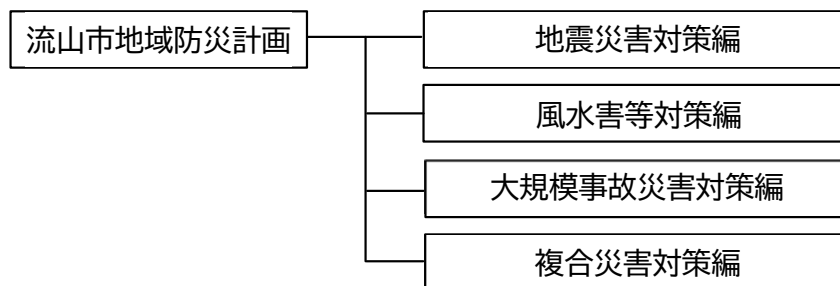


図 1-1-1 計画の構成

「地震災害対策編」は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」及び「災害復旧計画」の4章で構成し、さらに附編として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を設ける。

また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき災害対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。

さらに、住民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促進するものとする。

本計画の構成と主な内容を次に示す。

表 1-1-1 計画の構成及び主な内容

構 成	主 な 内 容
第1章 総 則	災害対策の基本方針、市及び防災関係機関等が災害に対して処理すべき業務の大綱等、過去の災害記録、市に影響が懸念される地震とその地震による被害想定
第2章 災害予防計画	災害による被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が行う災害予防事業並びに住民、事業者等が日頃から行うべき措置等
第3章 災害応急対策計画	災害発生直後から応急対策の終了に到るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等
第4章 災害復旧計画	被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等
附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、住民及び事業者が執るべき措置等 ただし、発災後は、「第3章 災害応急対策計画」の定めるところによる。

第2節 計画の基本方針

本計画の策定に当たり、施策の展開の基本方針を災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策のそれぞれについて掲げる。

第1 計画の方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード対策とソフト対策を組み合わせる一体的に災害対策を推進し、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。また、地域の防災力向上のため、国、県、防災関係機関、事業者、市民等が一体となって防災活動を促進する。

市域において災害が発生した場合、市としては、人命の確保、又は救助を最優先に、努めて市の有する能力をもって対処し、不足する能力について、国及び県等の支援を要請することを基本とする。

また、ある程度事前に予想することが可能な風水害は、災害発生前から、あらかじめ活動体制の確立や避難等に当たる。

このほか、これらの取り組みの推進に当たっては、感染症への対策を講じていく。

1 災害予防対策

ア 市民への地震災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化に努め、地域防災力の向上を図る。

イ 市職員の防災資質の向上に努める。

ウ 実践的な防災訓練を実施する。

エ 自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り組みを図る。

オ 減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策を推進する。

カ 災害に強い地域づくりを進めるため、土地利用の適正化と、建築物及び構造物の耐震性の強化を進める。

キ 応援協力体制を整備、推進する。

ク 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄、消防水利の推進及び消防力の強化を進める。

ケ 情報収集・伝達体制の整備と情報通信施設の整備・強化を進める。

コ 食糧備蓄や飲料水の供給体制の整備を推進する。

- サ 避難誘導體制の確立と安全な避難環境の創出に努める。
- シ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や外国人に配慮した防災対策の推進に努める。
- ス ボランティアの活動環境の整備を進める。
- セ 地域・事業所等における防災体制の強化を進める。
- ソ 危険物等の管理の強化を進める。
- タ 今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。

2 災害応急対策

- ア 市及び防災関係機関における初動体制の充実・強化を図る。
- イ 地震情報、気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- ウ 広報・広聴活動の充実・強化を図る。
- エ 被害情報の一元管理・共有体制の強化を図る。
- オ 被災者の安全な避難誘導と避難所の整備に努めるほか、水や食糧等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。
- カ 避難行動要支援者の安全確保を図る。
- キ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。
- ク 消防、水防、警備、緊急輸送、交通規制など応急活動の充実を図る。
- ケ 上下水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- コ 応急教育の確保を図る。
- サ 防疫及び保健衛生に関する措置を徹底する。
- シ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び住宅の応急復旧の迅速な実施を図る。
- ス 住宅の危険度判定を迅速に行い、二次災害を防ぐ。

3 災害復旧対策

- ア 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、市民生活の安定を図る。
- イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、他地域の災害事例及び災害の防止に関する科学的研究の成果、市域において発生した災害の状況並びにこれらに対してとられた災害応急対策の効果を考え合わせて毎年検討を加え、必要があると認めるときは流山市防災会議において修正する。したがって、各防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要するものは、その都度流山市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を流山市防災会議事務局（市民生活部防災危機管理課）へ提出するものとする。

なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日流山市防災会議に報告して承認を得るものとする。

また、この計画を修正した場合は、後日県へ報告する。

第3 他の計画との関係

この計画は、「千葉県地域防災計画」及び「流山市総合計画」の諸施策と整合性を図り策定する。したがって、それらの計画に抵触する場合には、流山市防災会議において調整を図るものとする。

1 千葉県地域防災計画との関係

流山市地域防災計画は、本市における過去の災害記録を踏まえ、本市の特性に合った修正（追加を含む。）を加えるとともに、千葉県地域防災計画と共通する部分については、県の地域防災計画を準用する。

2 流山市総合計画との関係

流山市総合計画では、行政区域全体の行政施策について総合的に計画されており、地域防災に関する各種諸施策については、『安心・安全で快適に暮らせるまち』として位置付けている。

流山市地域防災計画は、流山市総合計画の分野別計画に位置付けられるものであることから、基本構想及び基本計画を具体化した実施計画においても、地域防災計画上の諸施策が組み込まれるべきものである。

3 流山市消防計画との関係

消防計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき、災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした消防機関だけの計画であり、防災に関する総合的な計画である地域防災計画と重複する部分がある。このため、地域防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、消防計画はその範囲が消防機関に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は地域防災計画に統合・包括されるものとなる。

4 流山市事業継続計画（BCP）との関係

事業継続計画（BCP）は、地域防災計画で定めている災害応急対策業務、災害復旧業務のうち、優先度の高い応急業務のほか、業務継続の優先度が高い通常業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

5 市役所の各組織、施設等毎の計画等の作成

各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、本計画に基づき、各組織、施設等毎の災害対応を具体化した計画を作成するとともに、特に初動時を重視して、各職員等の行動等を定めた「災害時職員初動マニュアル」を作成し、全職員に徹底するものとする。

これらの計画及びマニュアルは、本計画及び流山市事業継続計画（BCP）の修正時のほか、各種訓練、検討の成果を踏まえ、その都度修正するものとする。

6 地区防災計画の位置付け

市民等は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、災害対策基本法に基づき、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように市民等から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災会議の承認を得て、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、市は、市民等が自ら地区防災計画を作成することを支援する。

《災害対策基本法第 42 条》

第4 計画の周知

市及び防災関係機関は、常に防災に関する調査、研究、教育及び訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、その他関係公共機関、住民及び事業所等に対する計画内容の周知徹底に努めるものとする。

第3節 流山市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、流山市防災会議を置く。

第1 流山市防災会議の事務

防災会議<<災害対策基本法第16条>>は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 流山市水防計画を調査審議すること。
- ウ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- エ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- オ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2 流山市防災会議の組織

市長が、防災関係機関又は職員のうちから任命した委員をもって構成し、防災会議の会長は市長が務める。

防災会議の組織は、次のとおりである。

表1-3-1 流山市防災会議の組織

会 長	委 員
市 長	ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人
	イ 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
	ウ 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者 1人
	エ 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
	オ 市長がその部内の職員のうちから指名する者 4人以内
	カ 教育長
	キ 消防長及び消防団長
	ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 2人以内
	ケ 公共的団体のうちから市長が任命する者 4人以内
	コ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5人以内
サ 市民等 6人以内	

《資料8 流山市防災会議委員名簿》

第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

災害の予防、応急対策、復旧に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を継続的なものにするよう努めるものとする。

第1 市

表1-4-1 市の事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	ア 流山市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 ウ 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること。 エ 災害の防除と拡大の防止に関すること。 オ 救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること。 カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 ク 被災市営施設の応急対策に関すること。 ケ 災害時における文教対策に関すること。 コ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 サ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 シ 被災施設の復旧に関すること。 ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 セ 被災者の生活再建支援に関すること。

第 2 県

表 1-4-2(1) 県の事務又は業務の大綱(1/2)

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<p>ア 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。</p> <p>イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。</p> <p>ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。</p> <p>エ 災害の防除と拡大の防止に関すること。</p> <p>オ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。</p> <p>カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。</p> <p>キ 被災産業に対する融資などの対策に関すること。</p> <p>ク 被災県営施設の応急対策に関すること。</p> <p>ケ 災害時における文教対策に関すること。</p> <p>コ 災害時における社会秩序の維持に関すること。</p> <p>サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。</p> <p>シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。</p> <p>ス 被災施設の復旧に関すること。</p> <p>セ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。</p> <p>ソ 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。</p> <p>タ 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。</p> <p>チ 被災者の生活再建支援に関すること。</p> <p>ツ 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。</p>
東葛飾地域振興事務所	<p>< 千葉県松戸市小根本 7 (TEL) 047-361-2111 ></p> <p>ア 流山市が処理する事務、事業の指導及びあっせん等に関すること。</p> <p>イ 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。</p> <p>ウ 災害救助に係る連絡・調整に関すること。</p> <p>エ その他災害の防除と拡大の防止に関すること。</p>
東葛飾土木事務所	<p>< 千葉県松戸市竹ヶ花 24 (TEL) 047-364-5136 ></p> <p>ア 県管理に係る河川、道路及び橋りょうの保全に関すること</p> <p>イ 水防に関すること。</p>
松戸保健所 (松戸健康福祉センター)	<p>< 千葉県松戸市小根本 7 (TEL) 047-361-2121 ></p> <p>ア 医療救護活動のうち、情報の収集・提供に関すること。 医療施設の被害状況、診療施設の確保状況、避難所、救護所の設置状況、医薬品等医療資器材の需給状況</p> <p>イ 市と共同での防疫活動その他の保健衛生に関すること。</p>
流山警察署	<p>< 流山市おおたかの森西 3-744-4 (TEL) 04-7159-0110 ></p> <p>ア 災害情報に関すること。</p> <p>イ 被災者の救出及び避難に関すること。</p> <p>ウ 行方不明者等の捜索並びに検視に関すること。</p> <p>エ 交通規則に関すること。</p> <p>オ 交通信号施設等の保全に関すること。</p> <p>カ 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。</p>

表 1-4-2(2) 県の事務又は業務の大綱(2/2)

機関の名称		事務又は業務の大綱
県	東葛飾農業事務所	< 千葉県柏市高田 990-1 (TEL) 04-7143-4121 >
		ア 農地並びに農業施設の整備及び保全に関すること。 イ 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。

第3 指定地方行政機関

表 1-4-3(1) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(1/4)

機関の名称		事務又は業務の大綱
関東管区警察局		< 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 (TEL) 048-600-6000 >
		ア 管内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 イ 管内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管内防災関係機関との連携に関すること。 エ 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。 オ 津波、噴火警報の伝達に関すること
関東財務局 千葉財務事務所		< 千葉市中央区椿森 5-6-1 (TEL) 043-251-7211 >
		ア 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること。 イ 融資関係 (ア)災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること。 (イ)災害復旧事業費の融資(長期)に関すること。 ウ 国有財産関係 (ア)地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。 (イ)地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。 (ウ)地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること。 (エ)災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること。 (オ)県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること。 (カ)県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。 エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (ア)災害関係の融資に関すること。 (イ)預貯金の払戻し及び中途解約に関すること。 (ウ)手形交換、休日営業等に関すること。 (エ)保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。 (オ)営業停止等における対応に関すること。

表 1-4-3(2) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(2/4)

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東信越厚生局	<p>< 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (TEL) 048-740-0711 ></p> <p>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 イ 関係職員の派遣に関する事 ウ 関係職員との連絡調整に関する事。</p>
関東農政局	<p>< 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 (TEL) 048-600-0600 ></p> <p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事。 イ 応急用食料・物資の支援に関する事。 ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する事。 エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。 オ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事。 カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関する事。 キ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事。 ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。 ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。 コ 被害農業者に対する金融対策に関する事。</p>
農林水産省 農産局長	<p>< 千代田区霞が関 1-2-1 (TEL) 03-6744-1354 ></p> <p>ア 災害時の政府所有米穀の供給に関する事。</p>
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	<p>< 千葉県稲毛区稲毛 1-7-20 (TEL) 043-242-4656 ></p> <p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。 イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。</p>
関東経済産業局	<p>< 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (TEL) 048-600-0213 ></p> <p>ア 生活必需品、復旧資材等の防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 ウ 被災中小企業の振興に関する事。</p>
関東東北 産業保安監督部	<p>< 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (TEL) 048-600-0433 ></p> <p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。 イ 鉱山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関する事。</p>

表 1-4-3(3) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(3/4)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 運 輸 局 千 葉 運 輸 支 局	< 千葉県美浜区新港 198 (TEL) 043-242-7335 > ア 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する こと。 イ 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 ウ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。 エ 災害時における応急海上運送に関すること。 オ 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。
	< 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (TEL) 048-601-3151 > ア 災害予防 (ア)防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 (イ)通信施設等の整備に関すること。 (ウ)公共施設等の整備に関すること。 (エ)災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (オ)官庁施設の災害予防措置に関すること。 (カ)災害対策の港湾施設整備に関する緊急輸送体系の確立に関する こと。 イ 災害応急対策 (ア)災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝 達等に関すること。 (イ)水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。 (ウ)建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 (エ)災害時における復旧資材の確保に関すること。 (オ)災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に關 すること。 (カ)災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。 (キ)海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。 (ク)災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に 関すること。 ウ 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の 重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、 迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
江戸川河川事務所	< 千葉県野田市宮崎134 (TEL) 04-7125-7311 > ア 河川に関する施設の保全に関すること。 イ 災害危険区域の選定及び指導に関すること。 ウ 災害に関する情報の伝達に関すること。 エ 災害復旧工事の施工に関すること。
千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	< 千葉県柏市吉野沢3-9 (TEL) 04-7143-4230 > ア 国道6号の維持管理に関すること。
東 京 航 空 局 成 田 空 港 事 務 所	< 千葉県成田市古込字込前 133 (TEL) 0476-32-6547 > ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための 必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

表 1-4-3(4) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(4/4)

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (銚子地方気象台)	<p>< 千葉県銚子市川口町2-6431 (TEL) 0479-23-7705 ></p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
関東総合通信局	<p>< 東京都千代田区九段南1-2-1(TEL) 03-6238-1600 ></p> <p>ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 エ 非常災害時における重要通信の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。 オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p>
関東地方測量部	<p>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。</p>
千葉労働局	<p>< 千葉市中央区中央4-11-1 (TEL) 043-221-4311 ></p> <p>ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。</p>
関東地方測量部	<p>< 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 (TEL) 03-5213-2051 ></p> <p>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。</p>
関東地方環境事務所	<p>< 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 (TEL) 048-600-0516 ></p> <p>ア 有害物質による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 ウ 放射性物資(2011年3月11日東日本大震災による東京電力福島第一原発から放出された放射物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。 エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。</p>

第4 自衛隊

表 1-4-4 自衛隊の事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊松戸駐屯地	<p>< 千葉県松戸市五香六実 17 (TEL) 047-387-2171 ></p> <p>ア 災害派遣の準備 (ア)防災関係資料の基礎調査に関すること。 (イ)自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (ウ)防災資材の整備及び点検に関すること。 (エ)千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関すること。</p> <p>イ 災害派遣の実施 (ア)人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。 (イ)災害派遣時の救援活動のため、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。</p>
北 関 東 防 衛 局	<p>< 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (TEL) 048-600-1800 ></p> <p>ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</p>

第5 指定公共機関

表 1-4-5(1) 指定公共機関の事務又は業務の大綱(1/2)

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ	東日本電信電話(株) 千葉事業部 <千葉市美浜区中瀬 1-6 NTT 幕張(TEL)043-211-8652> (株)NTTドコモ 千葉支店 <千葉市中央区千葉港 7-5 (TEL) 0120-800-000> ア 電気通信施設の整備に関する事 イ 災害時等における通信サービスの提供に関する事 ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社	千葉県支部< 千葉市中央区千葉港 5-7 (TEL) 043-241-7531 > ア 医療救護に関する事 イ こころのケアに関する事 ウ 救援物資の備蓄及び配分に関する事 エ 血液製剤の供給に関する事 オ 義援金の受付及び配分に関する事 カ その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会	千葉放送局< 千葉市中央区千葉港 5-1 (TEL) 043-203-1001 > ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事 エ 被害者の受信対策に関する事
東日本高速道路(株)	谷和原管理事務所<茨城県つくばみらい市筒戸 1606(TEL)0297-52-2820 > ア 有料道路の保全に関する事 イ 有料道路の応急復旧工事の施工に関する事 ウ 災害時における緊急交通路の確保に関する事
首都高速道路(株)	< 東京都千代田区霞が関 1-4-1 (TEL) 03-3539-9499 > ア 首都高速道路の保全に関する事 イ 首都高速道路の災害復旧に関する事 ウ 災害時における緊急交通路の確保に関する事
独立行政法人水資源機構	千葉用水総合管理所<千葉県八千代市村上 3139 (TEL) 047-483-0722> ア 水資源開発施設(導水路を含む)の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。)又は、改築及び維持管理に関する事 イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関する事
成田国際空港(株)	< 千葉県成田市古込字古込 1-1 (TEL) 0476-34-5400 > ア 災害時における空港の運用に関する事 イ 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事 ウ 滞留者対策に関する事
東日本旅客鉄道(株)	南流山駅< 流山市南流山 1-25 (TEL) 04-7158-7231 > ア 鉄道施設の保全に関する事 イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 ウ 滞留者対策に関する事
東京ガス(株)	千葉支店< 千葉市美浜区幸町 1-6-8 (TEL) 043-246-7705 > ア ガス供給施設(製造設備等を含む)の建設及び安全確保に関する事 イ ガスの供給に関する事
日本通運(株)	千葉支店< 千葉市中央区今井 1-14-22 (TEL) 043-226-7600 > ア 災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事

表 1-4-5(2) 指定公共機関の事務又は業務の大綱(2/2)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 京 電 力 パ ワー グ リ ッ ド (株)	東葛支社 < 千葉県柏市新柏 1-13-2 (TEL) 04-7164-3311 > ア 災害時における電力供給に関すること。 イ 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
K D D I (株)	< 東京都新宿区西新宿 2-3-2 (TEL) 03-3347-5299 > ア 電気通信施設の整備に関すること。 イ 災害時における通信サービスの提供に関すること。 ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日 本 郵 便 (株)	流山郵便局 < 流山市西初石 4-1423-1 (TEL) 04-7154-2690 > ア 災害時における郵便事業運営の確保 イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する こと (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金 免除に関すること ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
ソ フ ト バ ン ク (株)	< 東京都港区東新橋 1-9-1 > ア 電気通信施設の整備に関すること。 イ 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第 6 指定地方公共機関

表 1-4-6(1) 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱(1/2)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(公 社) 千 葉 県 医 師 会	< 千葉市中央区千葉港 4-1 (TEL) 043-242-4271 > ア 医療及び助産活動に関すること。 イ 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
(一 社) 千 葉 県 歯 科 医 師 会	< 千葉県千葉市美浜区新港 32-17 (TEL) 043-241-6471 > ア 歯科医療活動に関すること。 イ 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
(一 社) 千 葉 県 薬 剤 師 会	< 千葉県千葉市中央区 問屋町 9-2 (TEL) 043-242-3801 > ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
京 和 ガ ス (株) 京 葉 瓦 斯 (株)	京和ガス(株) < 流山市江戸川台東 1-254 (TEL) 04-7155-1500 > 京葉瓦斯(株)供給保安部保安指令センター < 千葉県市川市市川南 2-8-8 (TEL) 047-325-1049 > ア ガス施設の防災体制及び災害時における供給対策に関すること。

表 1-4-6(2) 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱(2/2)

機関の名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道(株) 流鉄(株) 首都圏新都市鉄道(株)	東武鉄道(株) 運河駅< 流山市東深井 405 (TEL) 04-7152-4050 > 江戸川台駅< 流山市江戸川台東 1-3 (TEL)04-7152-9310 > 初石駅 < 流山市西初石 3-100 (TEL) 04-7154-2818 > 流山おおたかの森駅<流山市おおたかの森東 1-1-1(TEL)04-7153-2277> 流鉄(株) 鉄道部 < 流山市流山 1-264 (TEL) 04-7158-0117 > 流山駅 < 流山市流山 1-264 (TEL) 04-7158-1010 > 平和台駅 < 流山市流山 4-483 > 鱈ヶ崎駅 < 流山市大字鱈ヶ崎 1438-3 > 首都圏新都市鉄道(株) <コールセンター 0570-000-298 > 流山おおたかの森駅<流山市おおたかの森西 1-1-1(TEL)04-7156-1211> 流山セントラルパーク駅<流山市前平井 119(TEL)04-7150-5211> 南流山駅 < 流山市南流山 2-1 (TEL) 04-7158-4311 > ア 鉄道施設の整備、保全に関する事。 イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	千葉テレビ放送(株)<千葉市中央区都町 1-1-25 (TEL)043-231-3111> (株)ニッポン放送<東京都千代田区有楽町 1-9-3(TEL)03-3287-7622> (株)ベイエフエム<千葉市美浜区中瀬 2-6-1WBG マリブウエスト (TEL) 043-351-7878 > ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事。 イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。 ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事。
(一社)千葉県トラック協会 (一社)千葉県バス協会	(一社)千葉県トラック協会<千葉市美浜区新港 212-10 (TEL) 043-247-1131 > (一社)千葉県バス協会<千葉市中央区市場町7-9 (TEL) 043-215-8805 > ア 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
千葉県道路公社	<千葉市中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館7階 (TEL) 043-227-9331 > ア 所管道路の保全に関する事。 イ 所管道路の災害復旧に関する事。 ウ 災害時における緊急交通路の確保に関する事。

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者

表 1-4-7(1) 公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者の事務又は業務の大綱(1/2)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
とうかつ中央農業協同組合	本店<松戸市上本郷 2243-1 (TEL) 047-361-2201 > 八木支店<流山市野々下 1-307 (TEL) 04-7158-2211 > ア 市が行う農作物被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと。 イ 被災組合員に関する融資及びあっせんに関する こと。 ウ 災害時における食糧及び物資の供給に関する こと。
土 地 改 良 区 (流山市新川、坂川)	流山市新川土地改良区 < 流山市中野久木 439 (TEL)04-7152-6415 > 坂川土地改良区 < 千葉県松戸市栄町西 4-1150 (TEL) 047-363-1296 > ア 土地改良区の水路及び排水施設の整備及び保全に関する こと。 イ 被災地の災害復旧及び連絡調整に関する こと。
(一社)流山市医師会	< 流山市西初石 4-1433-1 (TEL) 04-7155-2324 (保健センター内) > ア 医療及び助産活動に関する こと。 イ 医師会及び医療機関との連絡調整に関する こと。
(一社)流山市歯科医師会	< 流山市西初石 4-1433-1 (TEL) 04-7155-3355 (保健センター内) > ア 歯科医療活動に関する こと。 イ 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関する こと。
流 山 市 薬 剤 師 会	< 流山市西初石 4-1433-1 (TEL) 04-7155-6871 (保健センター内) > ア 調剤業務及び医薬品の管理に関する こと。 イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する こと。 ウ 薬剤師会との連絡調整に関する こと。
流山市地区赤十字奉仕団	< 流山市平和台 1-1-1 (TEL) 04-7158-1111(社会福祉課内) > ア 災害救護活動に関する こと。 イ 災害時における炊き出しに関する こと。
流 山 商 工 会 議 所	< 流山市流山 2-312 (TEL) 04-7158-6111 > ア 災害時における物価安定についての協力に関する こと。 イ 救助物資、復旧資材の確保及びあっせんについての協力に関する こと。
北千葉広域水道企業団	<千葉県松戸市七右衛門新田 540-5 (TEL) 047-345-3211> ア 用水施設の保全・復旧に関する こと。 イ 緊急時の用水に関する こと。

表 1-4-7(2) 公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者の事務又は業務の大綱(2/2)

機関の名称	事務又は業務の大綱
社会福祉法人 流山市社会福祉協議会	<p>< 流山市平和台 2-1-2 (TEL) 04-7159-4735 ></p> <p>ア 被災者に対する救援物資の配分及び避難所内の支援業務等の協力に関すること。</p> <p>イ ボランティアに関すること。</p> <p>ウ その他災害応急対策についての協力に関すること。</p>
(株)ジェイコム千葉 東葛・葛飾局	<p>< 千葉県松戸市新松戸 3-55 (TEL) 0120-914-000 ></p> <p>ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。</p> <p>イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。</p>
各自治会、自主防災組織、 婦人会、青年会等	<p>ア 避難者の誘導、救出・救護の協力に関すること。</p> <p>イ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。</p> <p>ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。</p> <p>エ 自主防災活動の実施に関すること。</p>

第 8 市民及び事業所等

《災害対策基本法第 7 条》

表 1-4-8 市民及び事業所等の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 民	<p>ア 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、平常時より気象警報・注意報発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、3日分以上の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じるとともに、過去の災害の教訓の伝承や、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。</p> <p>イ 消防団及び水防団、自主防災組織並びにボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努める。</p> <p>ウ 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を支援、避難所運営に参加する等、自発的に活動するとともに、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力し、防災力の向上に寄与する。</p>
事業所	<p>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与する。</p> <p>また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保や食糧・飲料水（ペットボトルを含む）等の備蓄に努める。</p> <p>更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</p>
ボランティア団体	<p>普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。</p>

第5節 流山市（千葉県）の自然と災害

第1 地勢

1 位置

流山市は、千葉県の北西部、都心から25km圏にあり、東経139°52′～57′、北緯35°49′～55′（日本測地系）の間に位置する自然と歴史豊かな住宅都市である。

東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接しており、市の区域は東西7.96km、南北10.36km、周囲約41kmで、面積は35.32km²である。

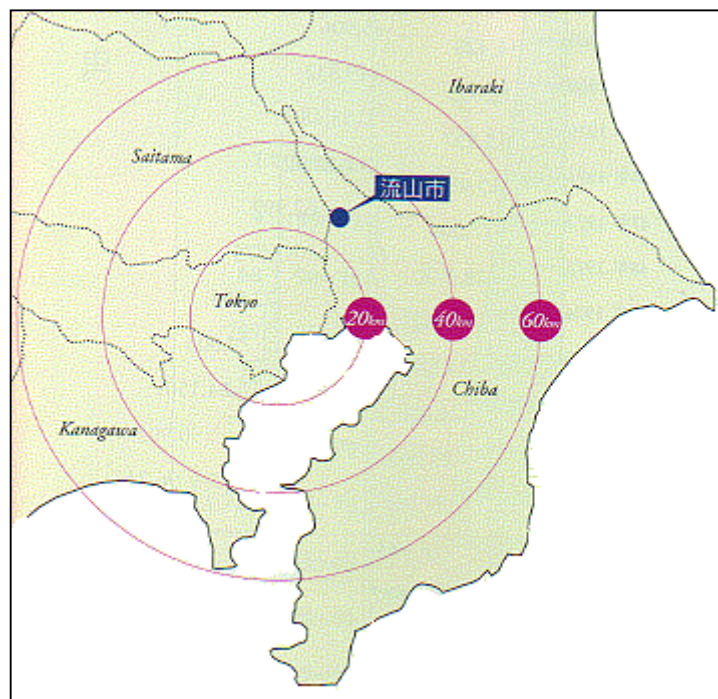


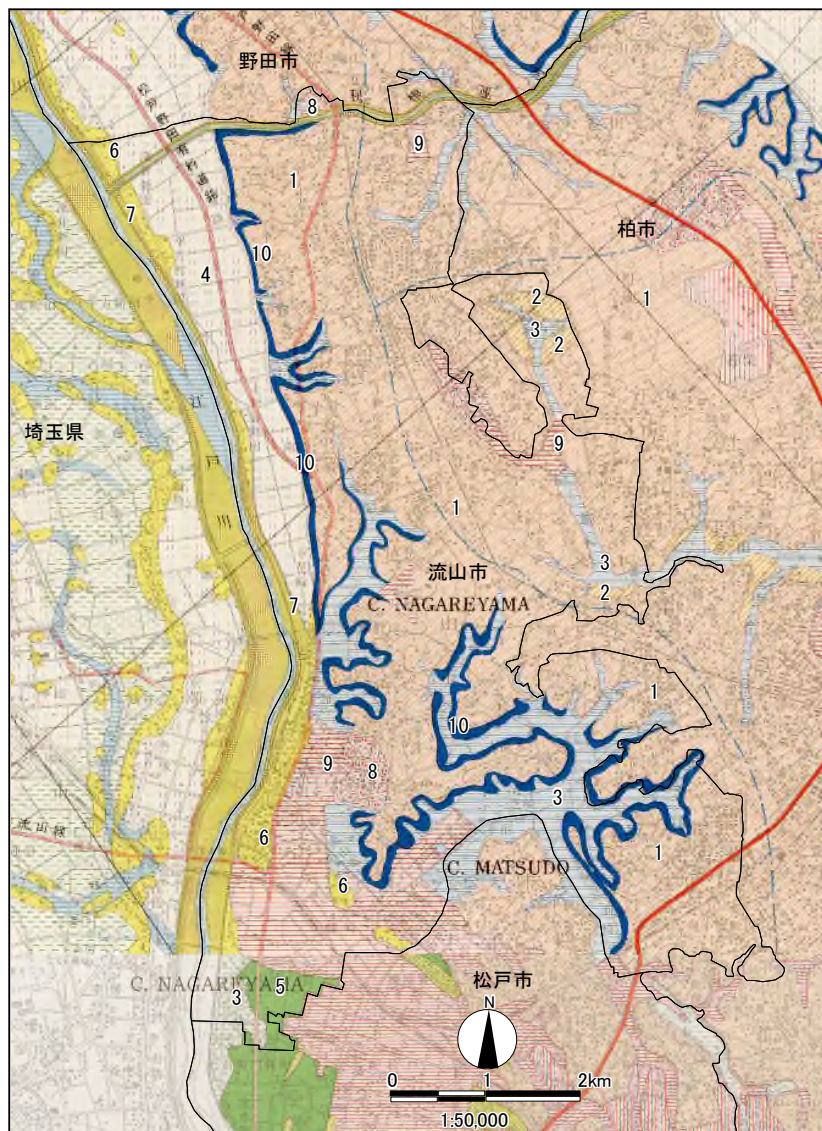
図1-5-1 流山市位置図

2 地形

本市は、千葉県の北西部に位置する。大部分は洪積台地の「下総台地」で占められるが、市西部の江戸川沿いでは低地が見られる。地形はほぼ平坦で、標高は東部から西部にかけて次第に低くなっており、台地で標高15～20m、低地で標高5～6mである。

本市の地形区分を図に示す。台地面は江戸川台などの住宅地が造成されている。本市と松戸市の境界部では坂川により樹枝状に侵食谷が発達している。一方、本市から野田市にかけて分布する台地斜面は、比高約10mの平滑な崖がゆるい弧を描いて連続する。

市北部の低地では、自然堤防と氾濫原が見られ、耕作地に利用されている。一方、南部では大規模な土地区画整理事業により、広域にわたって地形改変が行われ、都市化が進行している。



凡 例

記号	地形名称
1	中位砂礫台地上部面
2	下位砂礫台地
3	谷底平野
4	氾濫原(湿地)
5	後背湿地
6	自然堤防
7	河原
8	切土地
9	盛土地
10	崖(台地斜面)

図 1-5-2 地形分類図

(土地分類基本調査「野田」(昭和 53 年調査)、
「東京東北部・東京東南部」(昭和 58 年調査)より引用)

3 河川

市の河川体系は、江戸川、利根運河、坂川の一部の一級河川（国管理）、坂川の一部、今上落、大堀川、富士川の一級河川（千葉県管理）、上富士川、神明堀、諏訪下川、八木川、宮園調整池の各準用河川及びその他の普通河川で構成されている。

(1) 江戸川

一級河川である江戸川は、深井新田地先から木地先に至る延長約 10.0km の区間が市域に接しており、埼玉県との行政境を画している。

(2) 利根運河

利根運河は、本市の北端に位置しており、利根川と江戸川を連絡する柏市との行政界である東深井地先から江戸川との合流部である深井新田地先に至る延長約 4.0km が市域内区間である。

(3) 坂川

本市の野々下地先から鱈ヶ崎地先に至る市内延長約 4.0km の河川である。

(4) 今上落

本市の深井新田地先から流山 1 丁目地先の江戸川との合流点に至る延長約 6.7km の河川である。

(5) 大堀川

本市の美田地先から手賀沼に至る延長約 7.0km の河川である。

(6) 富士川

本市の前ヶ崎地先から芝崎地先に至る延長約 3.7km の河川である。

(7) 準用河川上富士川

本市の前ヶ崎地先に位置し、富士川に至る延長約 0.4km の河川である。

(8) 準用河川神明堀

本市の木地先から松戸市に至る市内延長約 0.73km の河川である。

(9) 準用河川諏訪下川

本市の東深井地先と柏市大青田地先の市境に位置し、延長約 0.1km の河川である。

(10) 準用河川八木川

本市の野々下地先から坂川に合流するまでの延長約 0.1km の河川である。

(11) 準用河川宮園調整池

本市の宮園 3 丁目に位置する延長約 0.075km の調整池である。

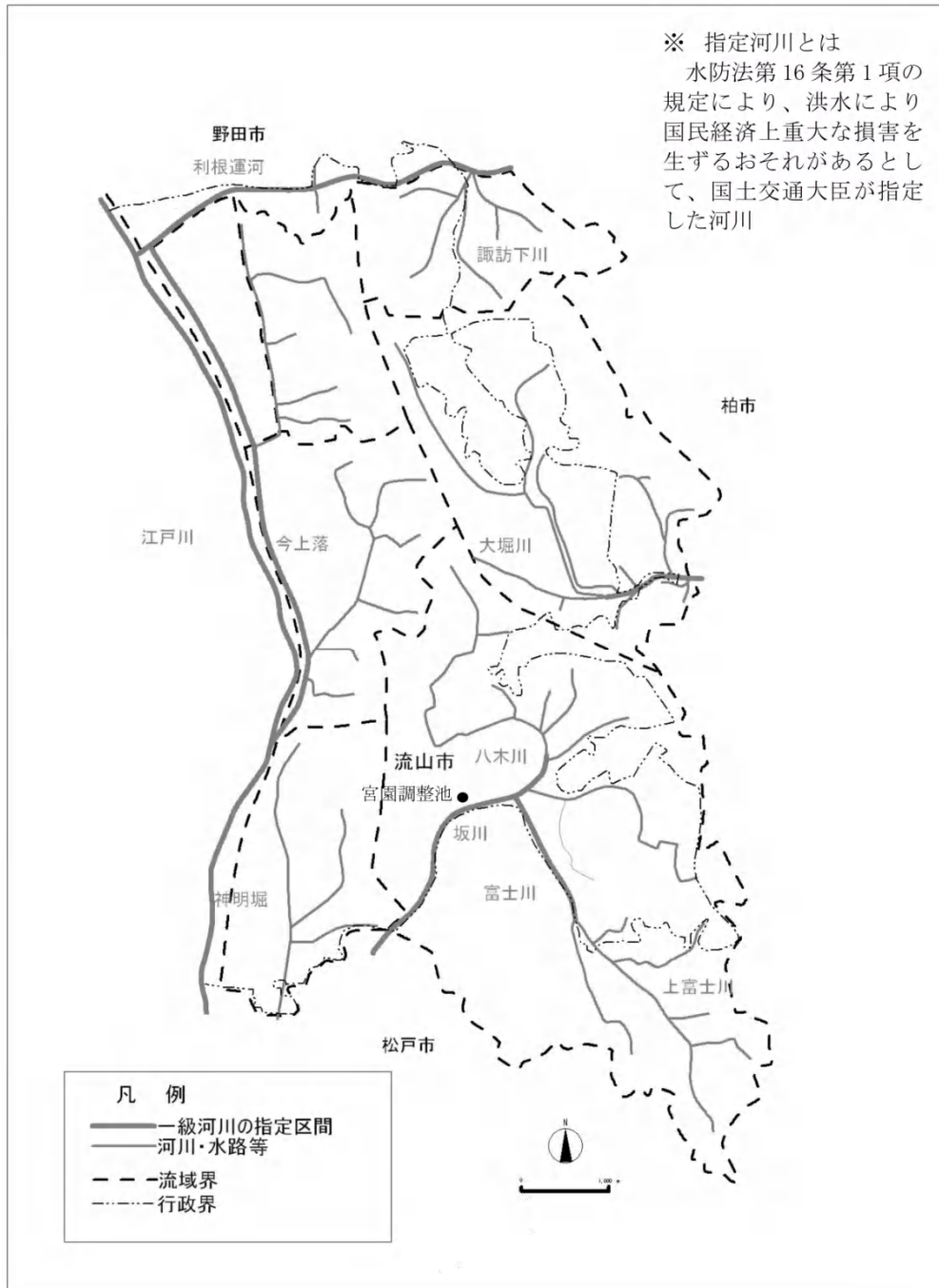


図 1-5-3 流域図

第2 地質

本市域の地質区分を図に示す。本市域に分布する主な地層を表に示す。市の大部分を占める「下総台地」は、更新世の後期に形成された、砂がちの海成層からなる下総層群（木下層）と、その上位の下総層群（大宮層）によって構成されている。

それを浸食して形成された低地には、完新世の軟弱なシルトや砂が堆積している。本市中心部は、シルト質砂、砂などで埋め立てられ、人為的な軟弱地盤となっている。

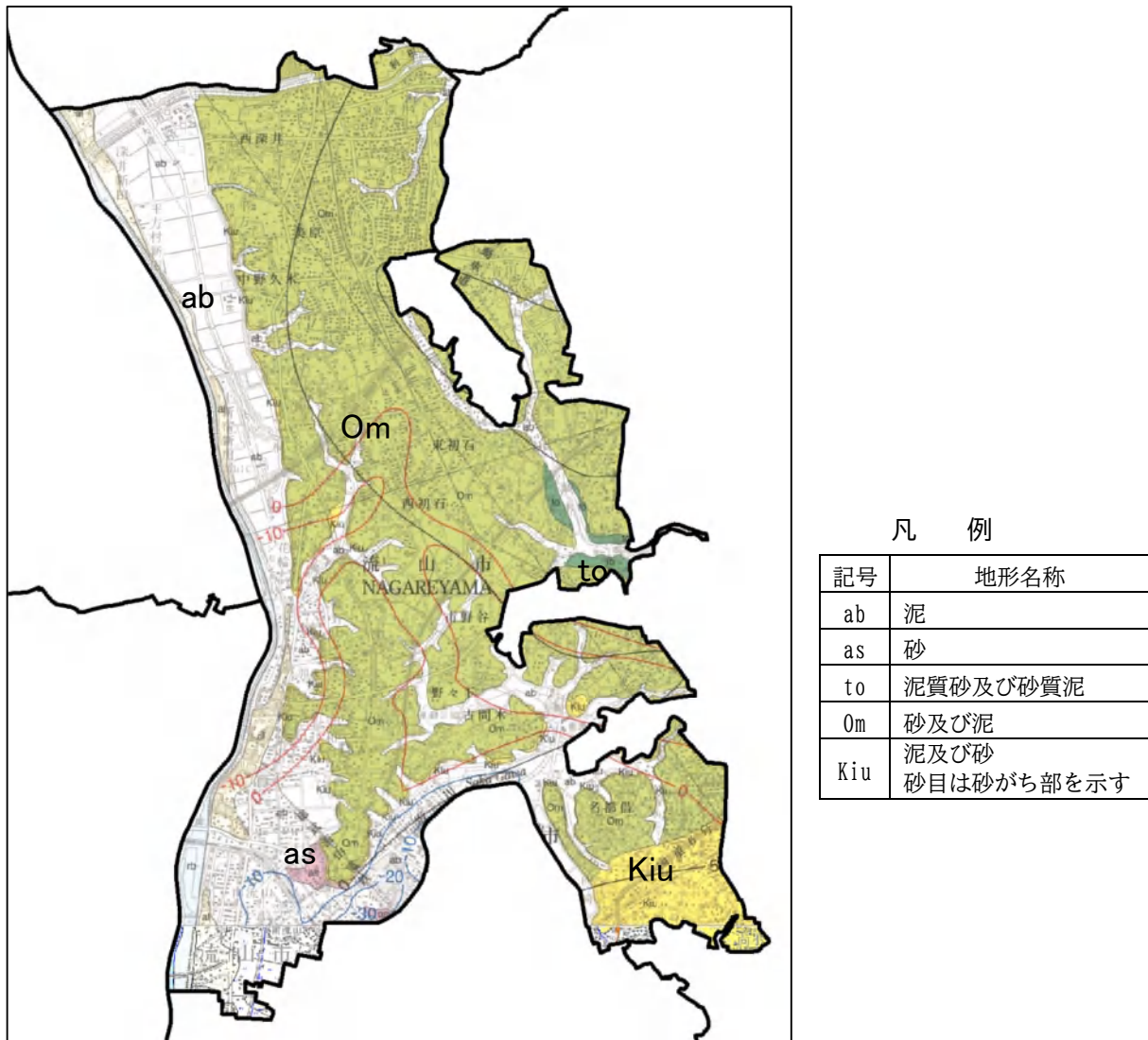


図 1-5-4 表層地質図

※産総研地質調査総合センター、1/5万地質図幅「野田」

(<https://www.gsj.jp/Map/JP/geology4-8.html#08041>)、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1、

5万分の1土地分類基本調査「東京東北部・東京東南部」(昭和58年調査)より引用)

表 1-5-1 本市域に分布する主な地層

地質年代		層序区分	テフラ	MIS	層相	堆積環境			
第四紀	完新世	Dユニット	新期ローム層	1	(Dユニット) 砂, 泥	デルタ			
		Cユニット			(Cユニット) 泥	エスチュアリー・デルタ			
		Bユニット			(Bユニット) 砂泥互層	蛇行河川			
		Aユニット			(Aユニット) 砂礫	網状河川			
		沖積層							
	更新世	後期	新期段丘堆積物 (大塚川段丘堆積物)	AT Hk-TP	2 3 4	新期ローム層	褐色火山灰土	陸(離水)	
			常総粘土	On-Pm1	5.1 5.2	新期段丘堆積物	泥質砂, 砂質泥	河川	
			大宮層	SIP	5.3	常総粘土	凝灰質粘土	陸(離水?)	
			木下層 (上部)	SIP	5.4	大宮層	砂, 泥	河川, 氾濫源	
			木下層 (下部)			(上部) 砂, 砂泥互層	砂浜 内湾・湖沼砂泥底		
		中期	下総層群	清川層	Ky3	6	(下部) 泥, 砂質泥	内湾泥底, 河川	
				上泉層 (上部)	Km4 Km2	7.3	清川層	砂, 泥 泥質砂, 砂質泥	砂浜 内湾砂泥底
				上泉層 (中部)			礫混じり砂, 泥	河川, 氾濫源	
				上泉層 (下部)			砂	砂浜	
				菰層 (上部)	8	7.4	上泉層	泥質砂, 砂質泥	内湾砂泥底
				菰層 (中部)			礫混じり砂, 泥	河川, 氾濫源	
				菰層 (下部)			砂	砂浜	
				地藏堂層 (上部)	TE-5	7.5	菰層	泥質砂, 砂質泥	内湾砂泥底
				地藏堂層 (中部)			礫混じり砂, 泥	河川, 氾濫源	
				地藏堂層 (下部)			砂	砂浜	
上総層群 (未区分)	上総層群	地蔵堂層	Kh6 Ks11	10	(上部) 砂 (中部) 砂泥互層 (下部) 泥質砂, 砂質泥	砂浜 沿岸砂泥底 内湾砂泥底			
		上総層群	11	砂層と泥層からなる 数多くの堆積サイクル	海成層と陸成層 の繰り返し				
			12						
			13						
			5						

※産総研地質調査総合センター、1/5 万地質図幅「野田」説明書

(https://www.gsj.jp/data/50KGM/PDF/GSJ_MAP_G050_08041_2011_D.pdf)、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1

第3 気象

本市の気候は、関東中部の内陸性気候に支配されるため、四季を通じて気温の変化はあるが、寒暑とも激しくなく、一般に温暖で適度の雨量に恵まれている。

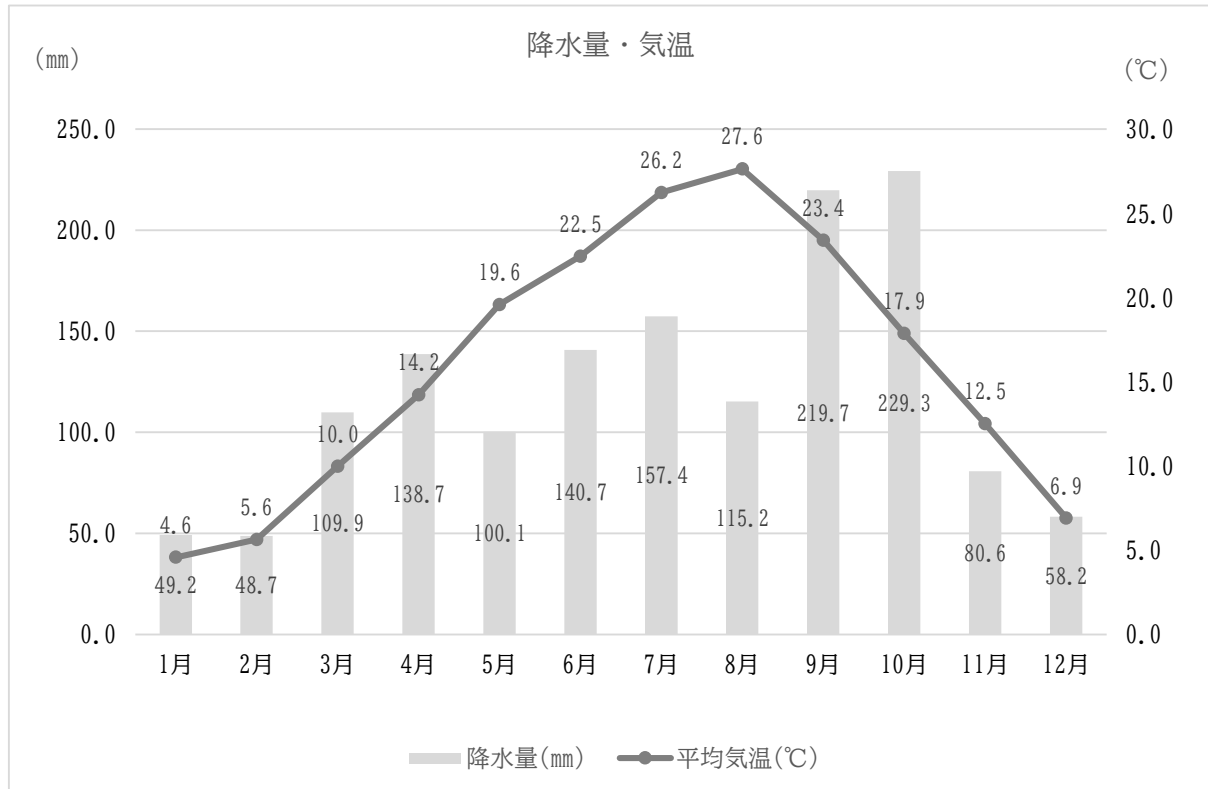


図 1-5-5 過去 10 年間の平均降水量と平均気温の分布（平成 25 年～令和 4 年）

第4 社会環境

1 人口及び世帯

都心から 25km 圏という立地条件や交通機関の整備、住宅地の造成による都市化の進展により、流山市の人口は、昭和 30 年代から昭和 50 年代後半にかけて急激に増加し、平成 10 年代に鈍化したが、平成 18 年以降に再び増加傾向に転じている。市の人口（常住人口）は令和 4 年 4 月 1 日現在 206,137 人となっている。平均世帯人員（一世帯当たり平均人口）は、令和 2 年度から横ばい状態が続いており、令和 4 年 4 月 1 日現在 2.38 人となった。

令和 2 年の国勢調査では、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の合計は約 17.5 千世帯となっており、平成 27 年の約 14.9 千世帯から約 1.17 倍増加している。

また、令和 4 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳によると、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 60.9%（全国平均 59.5%）とやや高い反面、老年人口（65 歳以上）は 22.9%（全国平均 28.5%）と低く、相対的に若い人口構成となっている。

《資料 97 市人口の推移》

2 交通体系

市の交通体系は、主要地方道松戸・野田線（県道）と東武野田線を骨格として形成されており、県道がこれを補完する形で埼玉県三郷市及び柏市・松戸市・野田市と結んでいる。また、市をとりまく広域幹線交通としては、JR 常磐線、JR 武蔵野線、つくばエクスプレス、流鉄流山線、常磐自動車道、国道 6 号及び国道 16 号が挙げられる。

(1) 道路

市の道路網については、常磐自動車道が市の北部地域を東西に横断しており、平成 4 年に開設した常磐自動車道流山インターチェンジにより、道路交通の利便性が飛躍的に向上した。

また、主要地方道松戸・野田線（県道）が市域を南北に縦貫する道路体系の主軸となっており、市域北部を市道 118 号線（旧県道）が縦貫している。また、これらと直交する東西の主要幹線として、柏・流山線、守谷・流山線、草加・流山線等の県道がある。

(2) 鉄道

市の鉄道網については、東武野田線が市域中央部やや東側をほぼ南北に縦貫し、柏駅で JR 常磐線に接続している。平成 17 年に開通したつくばエクスプレスは、茨城県つくば市と東京都千代田区（秋葉原）を結ぶ鉄道で、流山おおたかの森駅は東武野田線、南流山駅は JR 武蔵野線と接続しており、流山市の動脈となっている。

JR 武蔵野線と流鉄流山線は市の南西部地域を通り、JR 武蔵野線の新松戸駅と流鉄流山線の馬橋駅でそれぞれ JR 常磐線と接続している。

3 土地利用

本市の面積は35.32km²で、このうち市街化区域は21.51km²である。一方、市街地を囲む形で市街化調整区域が設定され、農業を中心とした生活と生産の場となっている。

市域の土地利用の現状について地目別の割合をみると、令和4年では宅地（住宅地、工業地、商業地等）が62.9%を占め、田・畑22.4%、山林5.9%、雑種地・池沼8.7%となっている。平成25年から令和4年の10年間における土地利用の推移をみると、田・畑・山林が約2.76km²減少し、宅地が約2.30km²増加するなど、市域の約10%が都市的土地利用へ転換されている。

第5 過去の災害

1 過去の地震災害

地震に関しては、首都地域で、200～300年の間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、その間にマグニチュード7クラスの地震が数回発生している（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」）。

千葉県は、日本海溝と相模トラフに囲まれ、海域を震源とする大規模地震の影響を強く受ける地理的条件にあるとされており、大正12年の関東地震、昭和62年の千葉県東方沖地震と海域を震源とする大きな地震により災害が発生した。

過去に本市を襲った地震の中で、各地に甚大な被害をもたらしたものは、次のとおりである。

(1) 元禄地震

（元禄16年11月23日（1703年12月31日） M 7.9～8.2）

理科年表（国立天文台編）によると、「相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原で被害大きく、城下は全域、十二ヶ所から出火、壊家八千以上、死二千三百以上、東海道は川崎から小田原までほとんど全滅し、江戸・鎌倉でも被害が大きかった。」と記録されている。理科年表には、本市の被害は記録されていないが、被害があったものと推測される。

(2) 安政江戸地震

（安政2年10月2日（1855年11月11日） M 6.9）

大正12年6月に千葉県東葛飾郡教育会が発行した「東葛飾郡誌」によると、「潰家死人数知れず江戸最も甚し。」の記述があり、松戸宿については、「潰家33軒、半潰家48軒、即死5人、怪我人5人」等の記録がある。本市の被害については記録にないが、若干被害があったものと推測される。

(3) 関東地震

(大正 12 年 9 月 1 日 (1923 年) M 7.9)

県下では、館山を中心とした安房郡南部の被害が最も大きかったとされているが、本市では、旧流山町における住家及び非住家の全壊各 1 件と旧新川村における全壊及び半壊各 1 件（住家、非住家の別は不詳）の計 4 件の建物損壊が記録されている。

なお、近年に本市を襲った地震の中で、比較的規模の大きいものは次のとおりである。

(4) 千葉県東方沖地震

(昭和 62 年 12 月 17 日 (1987 年) M 6.7)

本市では、特記すべき被害はなかったが、県下の震源地に近い山武郡、長生郡、市原市を中心とした地域では死者 2 名、負傷者 144 名、住家全壊 16 棟を記録し、道路の損壊、がけ崩れ、ブロック塀の倒壊、屋根瓦の損壊等の被害をもたらした。

(5) 千葉県北西部を震源とした地震

(平成 17 年 7 月 23 日 (2005 年) M6.0)

県下では市川市、船橋市、浦安市、木更津市等で震度 5 強～5 弱となり、被害が発生した。本市では、震度 4 を観測し、重傷者 1 名や石堀への被害が発生した。

(6) 東北地方太平洋沖地震及び余震

(本震：平成 23 年 3 月 11 日 (2011 年) M9.0)

県下では成田市、印西市で震度 6 弱となり、さらに沿岸部、埋立地、河川沿いで液状化被害が発生した。本市では震度 5 弱を記録し、1,000 棟を超える家屋が一部損壊するなどしたが人的被害は軽症者 1 名であった。また、長崎小学校の校庭、野々下水辺公園芝生地等、一部地域において液状化現象が見られたが、補修を施す必要のある規模のものではなく、液状化による被害もなかった。しかし、帰宅困難者の発生、道路渋滞、電話の輻輳、食料の品切れ、放射能対応等の問題が発生した。

第6節 想定地震と被害想定

大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような実効性のある地域防災計画とするためには、発生する可能性がある程度高いとされる地震と、可能性は高くなくとも否定は出来ず、かつ、発生した場合は極めて大きな被害を生じる地震について想定しておくことが必要である。この際、それぞれの地震が発生した場合、各地域毎にもどのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で発生するのかを想定し、各地域毎の危険度とそれに基づく対策を検討しておくことが有効である。

地震の被害は、自然現象に起因するゆえに不確実性を内包しており、想定結果も「確率」であるという認識は必要であるが、この想定結果を踏まえることによって、人材、資器材、財源のより効率的な措置が可能となる。

平成17年に中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」が取りまとめた報告書によれば、首都地域について、マグニチュード¹（以下、Mとする）8程度の関東大震災クラスの地震は今後100年以内に発生する可能性はほとんどないものの、M7クラスの直下地震²については発生する可能性があるとされている。

このような考えのもとに、本市では100年以内に発生する可能性のあるM7クラスの首都直下で発生する地震を想定地震として、平成18年度に防災対策調査を実施し、地震被害想定を行った。

さらに、正確な記録が残る過去最大規模の活断層地震とされる平成7年（1995年）兵庫県南部地震と同規模のものとして、「流山市直下の活断層によるM7.3の地震」を仮定し、平成23年度から平成24年度にかけて被害算定を行った。加えて、令和4年度から令和5年度にかけて、平成18年度に地震被害想定を実施した「東京湾北部地震」及び「茨城県南部地震」について、令和4年度の建物及び人口等のデータを用いて建物被害と人的被害の再計算を行った。なお、今回の想定結果はあくまでも、簡易的に求めた値であり、参考程度の値であることを留意する必要がある。

また、国は、平成26年3月に防災・減災対策を重点的に実施する地域として「首都直下地震緊急対策区域」を指定しており、本市も同区域に含まれている。

また、最近指摘されている「野田隆起帯」及びその他新たに発見された活断層について、今後、国等で調査研究が進められ、市に被害が及ぶおそれがあるとされた場合は、前提条件等の見直しを行い、地震被害想定結果に応じて本計画を見直していくものとする。

¹ マグニチュード（以下、Mとする。）：地震の規模を表す数値。Mの数字が0.2大きくなると エネルギーは2倍に、1.0大きくなるとエネルギーは30倍になる。

² 直下地震：都市の直下で地震が起こると、地震の規模と比較して大きな被害がでることがある。防災上、このような地震を直下地震と呼んでいる。

第1 想定地震

「首都直下地震対策専門調査会」で検討された首都直下で発生する M7 クラスの地震※のうち、地震発生 の蓋然性がある程度高いとされるのは、以下の 8 地震である。

※「首都直下地震対策専門調査会報告（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会）」平成 17 年 7 月

- ア 関東平野北西縁断層帯地震
- イ 立川断層帯地震
- ウ 伊勢原断層帯地震
- エ 神縄・国府津－松田断層帯地震
- オ 三浦半島断層群地震
- カ 東京湾北部地震
- キ 茨城県南部地震
- ク 多摩地震

なかでも、本市に最も被害をもたらすことが予想される東京湾北部地震及び茨城県南部地震を参考に、震源の深さ及び地震規模も同程度の想定地震をモデルとして採用し、平成 18 年度に流山市防災対策調査を実施した。さらに、令和 4 年度から令和 5 年度にはこの 2 つの想定地震について、令和 4 年度の建物、人口等のデータを用いて建物被害と人的被害の再計算を行った。

また、現在までのところ、本市直下の活断層は確認されていないが、これをもって、その存在の可能性を否定することは出来ないため、今後の市の地震防災対策の推進に際して前提とする想定地震として、正確な記録が残る過去最大規模の活断層地震とされる平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震及び中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」（2004）で設定された立川断層帯による地震と同規模のものとして、「流山市直下の活断層による M7.3 の地震」を仮定し、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて被害算定を行った。

被害算定において、震源域（断層面）を特定場所に設定した場合、算定上の被害は、設定した震源域においては大きく、そこから離れるほど小さくなり、誤解を生じる結果となる。このため、未確認の断層を仮定する以上、その震源域は、市内の何れの場所においてもあり得るとの考えから、地域を 50m×50m メッシュに区分して、各メッシュ毎に、その直下に震源があった場合を仮定して最大級の被害を算定した。

なお、この手法によって、**各地域（メッシュ）における被害算定に基づき、各地域の危険度を判断することが可能**となる半面、**特に次の点に留意**する必要がある。

- ① 市の全域、即ち、全メッシュの直下を震源とする地震は現実的には発生することではなく、かつ、そのような想定をしているものではないこと。
- ② 各メッシュ毎の被害を全て単純に合計すると、従来のように震源域を特定場所に設定する手法よりも数値が大きくなること。
- ③ 本算定結果については、市全体の被害よりも、各地域（メッシュ）毎における被害量の分布に注目し、各地域における地震に対する危険度を判断することが重要であること。

地震災害は、気象条件や社会条件によって、被害が大きく変わるという特性を持つため、本調査では次の各条件で実施した。

- ・ 季節及び発生時間
兵庫県南部地震が発生した状況と同等なケース（冬朝 5 時）
最悪に近い状況のケース（冬夕 18 時）
日中の平均的なケース（夏昼 12 時）
- ・ 風向及び風速
北北西 6m/秒
南 6m/秒

1 震度

震度分布は、次の図のとおりである。予測では、東京湾北部地震では震度6弱となるメッシュが、茨城県南部地震では震度5強となるメッシュが最も多い。なお、震度7となるメッシュはいずれの地震についても存在しない。市のかなりの範囲で震度6弱以上と予測された。

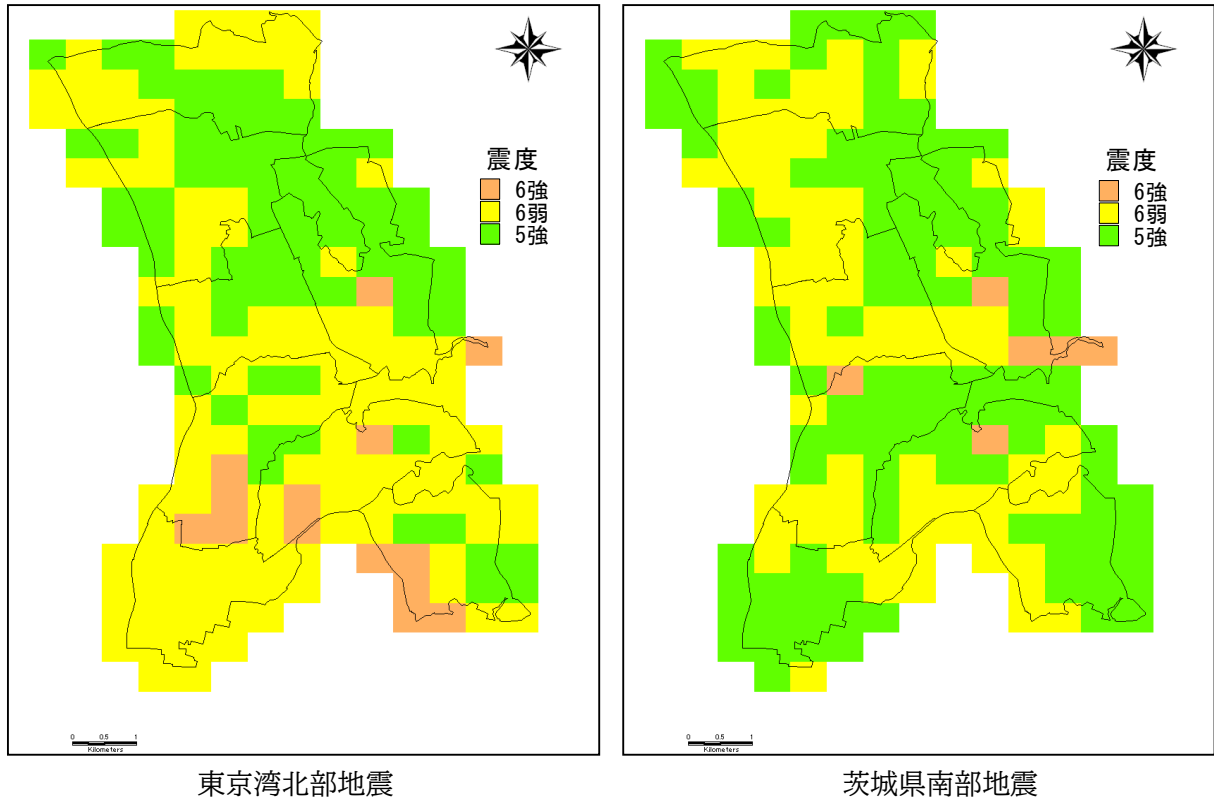


図 1-6-2 震度分布図

2 液状化の状況

本市は、台地の部分が多いため、液状化の発生する可能性が高い地域は少ないが、市の南部地域及び一部の北部地域で液状化の危険度が高い。また、茨城県南部地震では、北部地域の一部においても液状化の可能性が高い。

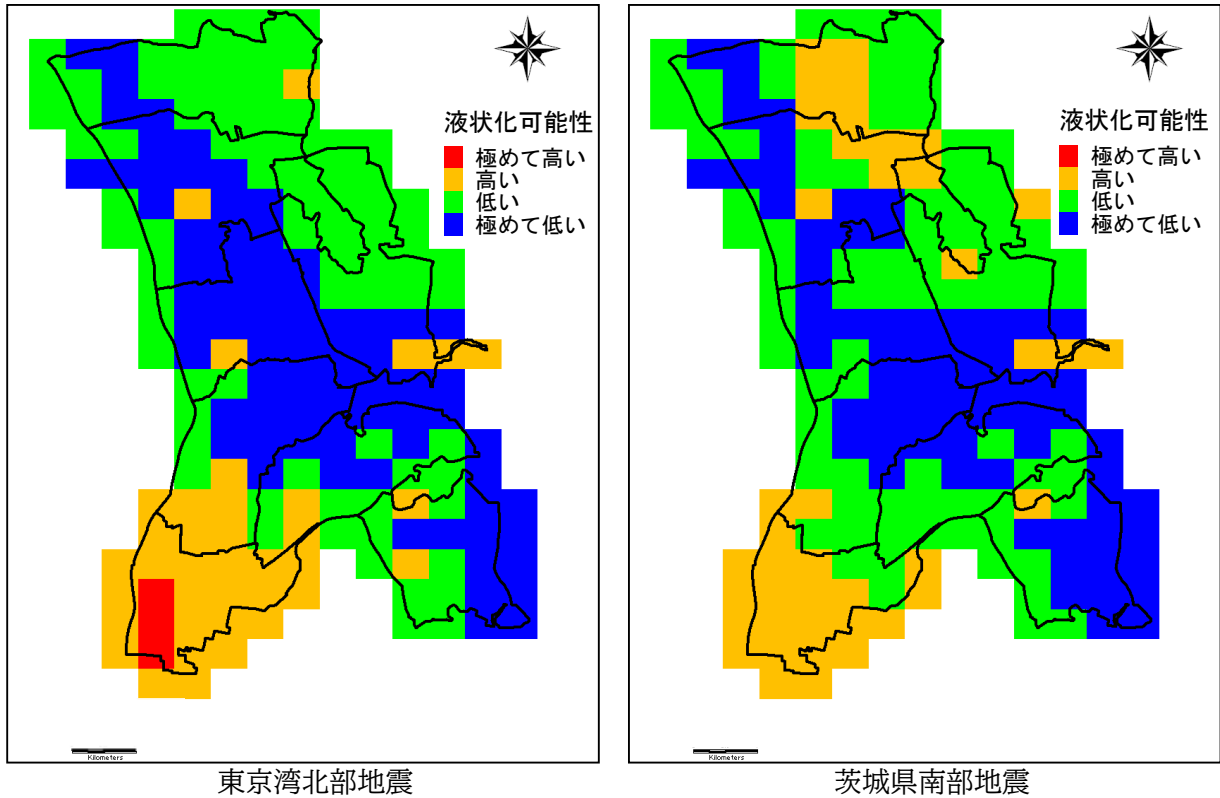


図 1-6-3 液状化分布図

3 崖・斜面の被害

市内において、現地調査が実施されている6カ所の崖・斜面を対象に被害想定を行ったところ、東京湾北部地震では2カ所、茨城県南部地震では1カ所が危険性の高い崖・斜面と判定された。

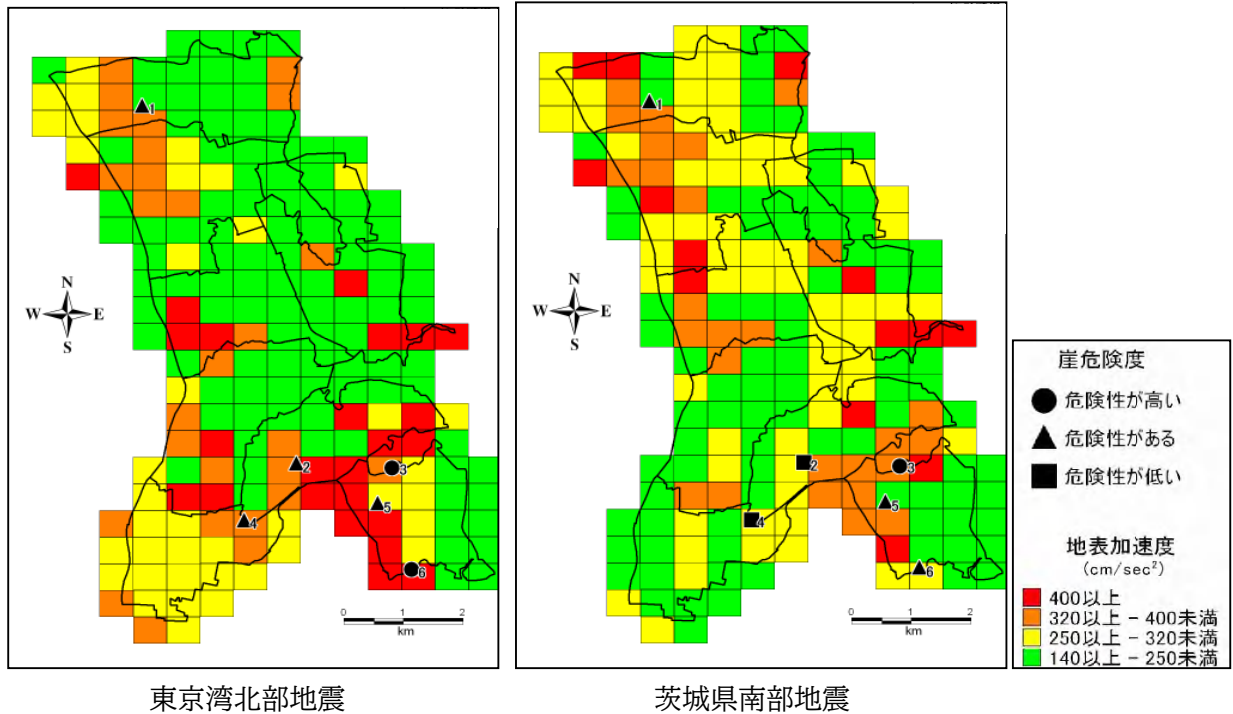


図1-6-4 崖・斜面の危険度ランク

4 建築物の被害【令和5年度見直し】

市内の木造、非木造の建物を対象に地震の揺れによる被害想定を行ったところ、市全域でかなりの被害が発生した。特に東京湾北部地震では市の南部地域を中心に、大きな被害が発生する予測となった。全壊³棟数は、東京湾北部地震では木造建物 226 棟及び非木造建物 26 棟、茨城県南部地震では木造建物 115 棟及び非木造建物 13 棟と想定されている。

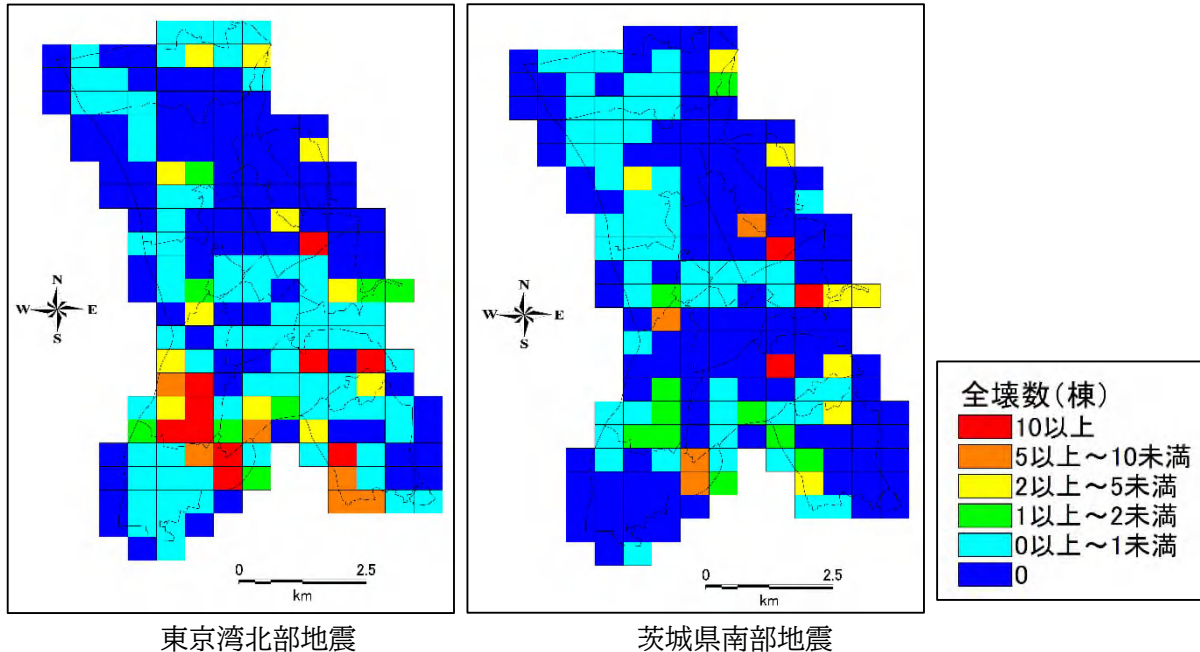


図 1-6-5 建物全壊数分布

5 ライフラインの被害

(1) 上水道

東京湾北部地震では、市全体で、320 カ所（被害率 0.54 カ所/km）の被害が発生する。被害率は震源⁴に近い市南部の地区が高い。

茨城県南部地震では、市全体で、229 カ所（被害率 0.39 カ所/km）の被害が発生する。被害率は震源に近い市北部が高い傾向があるが、市南部の地区も顕著な被害が発生する傾向にある。

³ 全壊：住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のものである。半壊：住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもので、又は住家の時価の 20%以上 50%未満のものである。

⁴ 震源：地震は断層の破壊によって発生する。この破壊は断層全体で同時に起こるのではなく、ある 1 地点から始まった破壊が周辺に広がっていく。この破壊が始まった地点を震源という。

(2) 下水道

東京湾北部地震では、市全体で、3.97km（全管渠延長の1.06%）の污水管渠区間で流下機能支障が発生する。市南部の液状化危険度が高い地域で被害率が大きい傾向にある。

茨城県南部地震では、市全体で、3.55km（全管渠延長の0.94%）の污水管渠区間で流下機能支障が発生する。地区別でみると、市北部及び南部地域で被害率が大きい傾向にある。

(3) 都市ガス

都市ガス低圧導管の供給停止エリアが、東京湾北部地震では、市南部に広くみられ、茨城県南部地震では、市北部及び南部で広くみられた。

(4) 電力

配電設備の中でも最も地震の被害を受けやすい電柱を対象に被害予測を実施した。この結果、いずれの地震も、大規模な延焼火災が発生しないため、ケースによる違いは小さい。地区別でみると、震源に近い地区で被害率が高い傾向にある。

東京湾北部地震では、市全体で、冬5時のケースで60本（被害率0.29%）、冬18時のケースで67本（被害率0.32%）、夏12時のケースで61本（被害率0.29%）の被害が発生する。

茨城県南部地震では、市全体で、冬5時のケースで35本（被害率0.17%）、冬18時のケースで37本（被害率0.17%）、夏12時のケースで35本（被害率0.17%）の被害が発生する。

(5) 通信施設

通信設備の中でも最も地震の被害を受けやすい架空線の電柱を対象に被害予測を実施した。いずれの地震も、大規模な延焼火災が発生しないため、ケースによる違いは小さい。地区別でみると、震源に近い地区で被害率が高い傾向にある。

東京湾北部地震では、市全体で、冬5時のケースで22本（被害率0.29%）、冬18時のケースで24本（被害率0.32%）、夏12時のケースで22本（被害率0.29%）の被害が発生する。

茨城県南部地震では、市全体で、冬5時のケースで13本（被害率0.17%）、冬18時のケースで13本（被害率0.17%）、夏12時のケースで13本（被害率0.17%）の被害が発生する。

6 交通施設の被害

(1) 道路

東京湾北部地震では、対象道路全体で、2.2カ所の通行支障箇所が発生する。内訳でみると、道路被害が0.2カ所、非木造建物全壊による通行支障箇所が1.7カ所、電柱折損が0.3カ所である。

茨城県南部地震では、対象道路全体で、2.9カ所の通行支障箇所が発生する。内訳でみると、道路被害が0.2カ所、非木造建物全壊による通行支障箇所が1.8カ所、電柱折損が0.9カ所である。

いずれの地震も、対象となる橋梁すべてで震度6弱、液状化危険度が「高い」となっており注意が必要である。

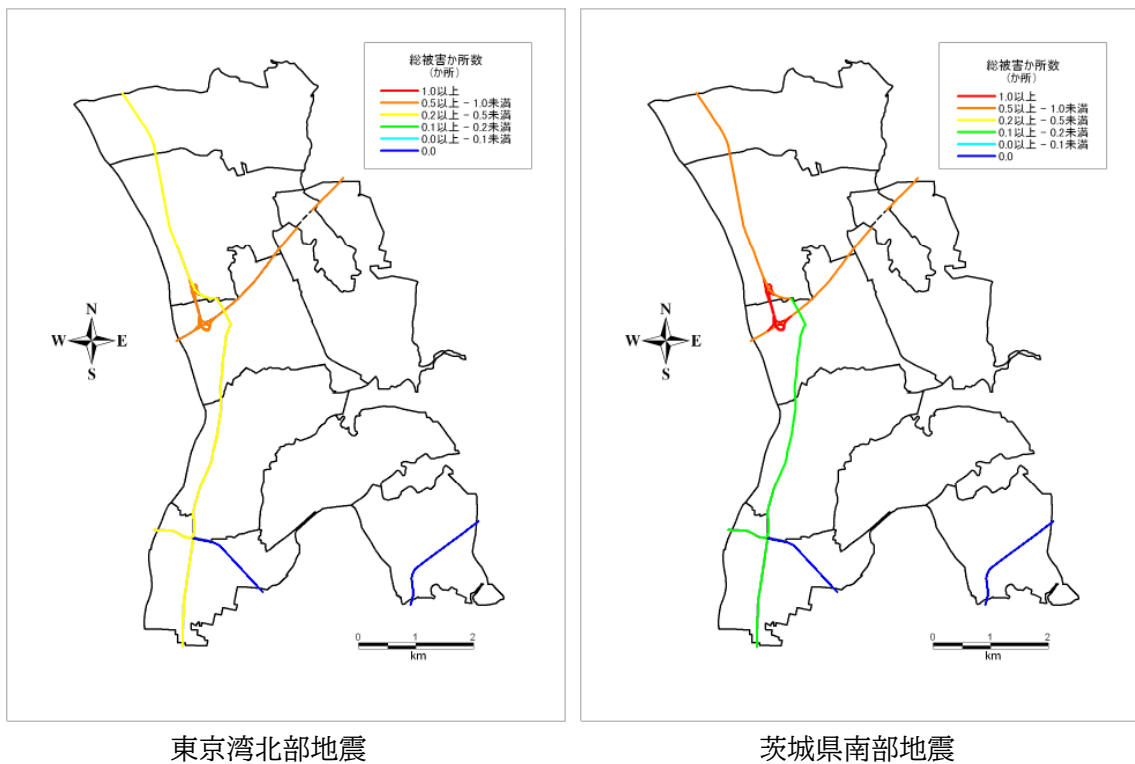


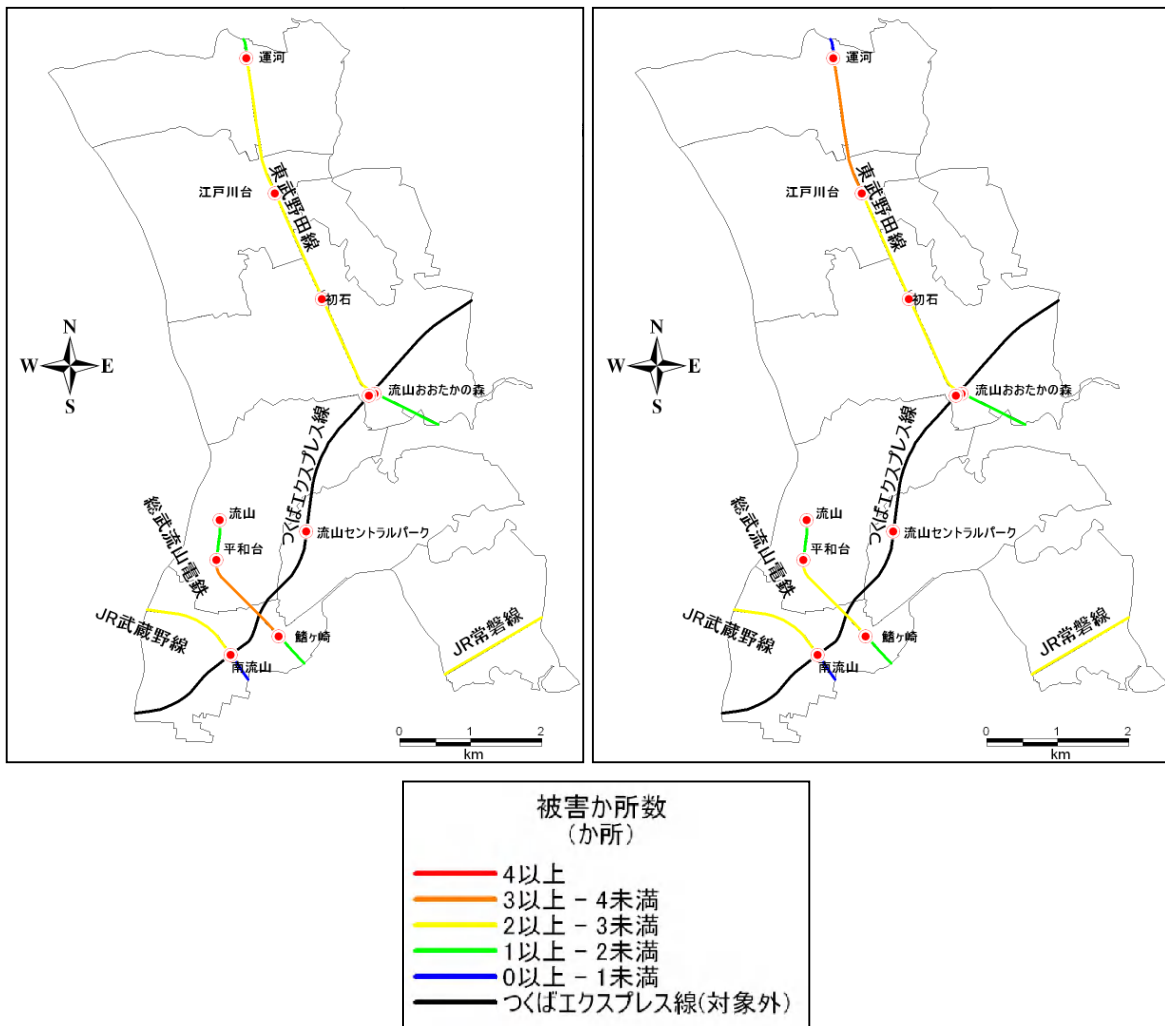
図 1-6-6 道路区間被害分布図

(2) 鉄道

全体的には、市内における延長が長い東武野田線で被害を受けやすい傾向となっている。

東京湾北部地震では、対象路線全体で、18.7カ所の通行支障箇所が発生する。路線内の橋梁は、いずれも震度6弱となる範囲に位置する。液状化危険度で「高い」が1カ所、「低い」が1カ所存在する。液状化危険度が「高い」と判定された坂川橋は、注意が必要である。

茨城県南部地震では、対象路線全体で、16.9カ所の通行支障箇所が発生する。路線内の橋梁は、震度6弱となる範囲に1カ所、震度5強に1カ所存在し、いずれも液状化危険度は「低い」と判定される。



東京湾北部地震

茨城県南部地震

図 1-6-7 鉄道被害分布図

7 火災

東京湾北部地震、茨城県南部地震のいずれの地震及びケースにおいても、大規模な延焼は見られない結果となった。

東京湾北部地震では、市全体で、冬 5 時のケースでは炎上出火件数が 1 件発生し、1 棟焼失する。冬 18 時のケースでは炎上出火件数が 7 件発生し、14 棟焼失する。夏 12 時のケースでは炎上出火件数が 2 件発生し、2 棟焼失する。

茨城県南部地震では、市全体で、冬 5 時のケースでは炎上出火件数が 1 件発生し、1 棟焼失する。冬 18 時のケースでは炎上出火件数が 4 件発生し、4 棟焼失する。夏 12 時のケースでは炎上出火件数が 1 件発生し、1 棟焼失する。

8 人的被害【令和 5 年度見直し】

東京湾北部地震、茨城県南部地震のいずれの地震も、冬 5 時の被害が比較的大きい。なお、死傷者の予測結果の数値には、崖崩れ、交通被害、地震後の避難によるストレスなどによる要因のものは含まれていない。

東京湾北部地震では、市全体で、冬 5 時のケースでは主な被害として死者 11 人、重傷者 30 人、発災 1 日後の避難者 10,033 人、冬 18 時のケースでは死者 8 人、重傷者 25 人、発災 1 日後の避難者 10,044 人、夏 12 時のケースでは死者 5 人、重傷者 24 人、発災 1 日後の避難者 10,034 人が発生する。

茨城県南部地震では、市全体で、冬 5 時のケースでは主な被害として死者 7 人、重傷者 18 人、発災 1 日後の避難者 7,540 人、冬 18 時のケースでは死者 5 人、重傷者 15 人、発災 1 日後の避難者 7,542 人、夏 12 時のケースでは死者 4 人、重傷者 15 人、発災 1 日後の避難者 7,540 人が発生する。

9 被害の概要

東京湾北部地震、茨城県南部地震における被害の概要は次のとおりである。

表 1-6-1 被害の概要（令和5年10月時点）

項目		東京湾北部地震		茨城県南部地震			
		被害数量	被害率	被害数量	被害率		
揺れによる 木造建物	全壊棟数	226棟	0.52%	115棟	0.27%		
	半壊棟数	1,522棟	3.52%	937棟	2.17%		
揺れによる 非木造建物	全壊棟数	26棟	0.21%	13棟	0.10%		
	半壊棟数	132棟	1.06%	82棟	0.66%		
火災※	冬5時	1棟	0.00%	1棟	0.00%		
	冬18時	14棟	0.00%	4棟	0.00%		
	夏12時	2棟	0.00%	1棟	0.00%		
※ ライフライン 施設	上水道	損壊カ所数	320箇所	0.54箇所/km	229箇所	0.39箇所/km	
	下水道	管損壊延長	3.97km	1.06%	3.55km	0.94%	
	電力	冬5時	電柱損壊数	60本	0.29%	35本	0.17%
		冬18時	電柱損壊数	67本	0.32%	37本	0.17%
		夏12時	電柱損壊数	61本	0.29%	35本	0.17%
	電話	冬5時	電柱損壊数	22本	0.29%	13本	0.17%
		冬18時	電柱損壊数	24本	0.32%	13本	0.17%
		夏12時	電柱損壊数	22本	0.29%	13本	0.17%
	道路※		損壊数	2.2箇所	—	2.9箇所	—
	鉄道※		損壊数	18.7箇所	—	16.9箇所	—
人的被害	冬5時	死者数	11人	0.01%	7人	0.00%	
		負傷者数	502人	0.24%	300人	0.15%	
		重傷者数	30人	0.01%	18人	0.01%	
		要救出者数	88人	0.04%	46人	0.02%	
		避難者数(1日後)	10,033人	4.86%	7,540人	3.65%	
		避難者数(4日後)	8,335人	4.04%	6,204人	3.00%	
		避難者数(1ヶ月後)	2,229人	1.08%	1,405人	0.68%	
		帰宅困難者数	56人	—	56人	—	
	冬18時	死者数	8人	0.00%	5人	0.00%	
		負傷者数	368人	0.18%	224人	0.11%	
		重傷者数	25人	0.01%	15人	0.01%	
		要救出者数	69人	0.03%	36人	0.02%	
		避難者数(1日後)	10,044人	4.86%	7,542人	3.65%	
		避難者数(4日後)	8,346人	4.04%	6,207人	3.01%	
		避難者数(1ヶ月後)	2,244人	1.09%	1,408人	0.68%	
		帰宅困難者数	1,623人	—	1,623人	—	
	夏12時	死者数	5人	0.00%	4人	0.00%	
		負傷者数	338人	0.16%	214人	0.10%	
		重傷者数	24人	0.01%	15人	0.01%	
		要救出者数	71人	0.03%	37人	0.02%	
		避難者数(1日後)	10,034人	4.86%	7,540人	3.65%	
		避難者数(4日後)	8,335人	4.04%	6,204人	3.00%	
		避難者数(1ヶ月後)	2,230人	1.08%	1,405人	0.68%	
		帰宅困難者数	3,357人	—	3,357人	—	

※ 火災、ライフライン施設、道路、鉄道については、令和5年度調査では実施していないため、平成18年度の調査結果を掲載している。

第3 流山市直下の活断層による M7.3 の地震

流山市直下の地震 M7.3 の被害予測に当たっては、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュについて地形分類し、被害の程度を想定した。地形分類図は次のとおりである。

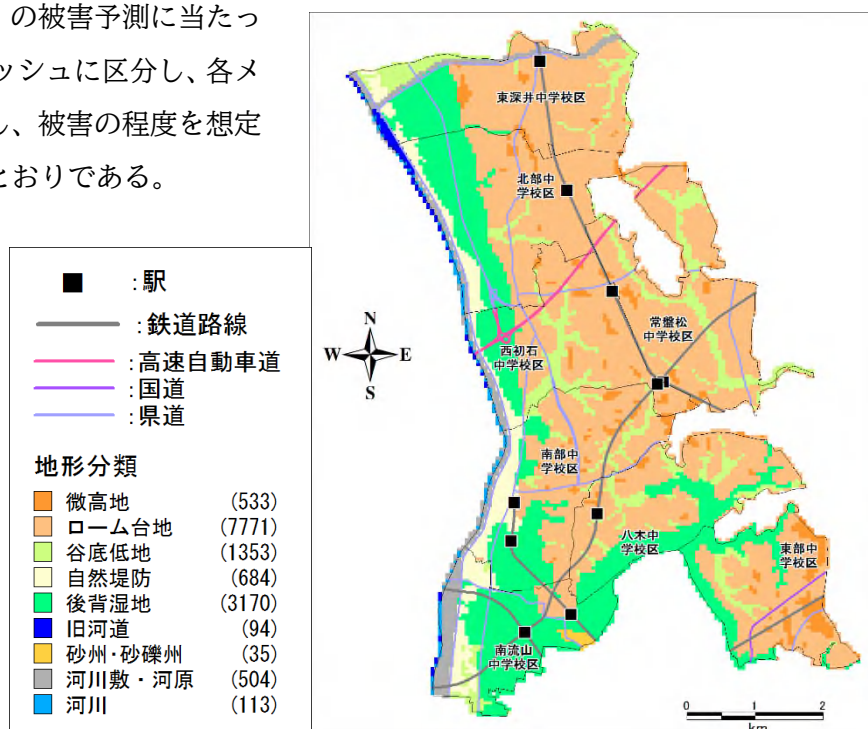


図 1-6-8 流山市の地形分類図

1 各メッシュ毎の被害の算定

(1) 震度

流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける最大震度を右図に示す。

地盤の強固な地域においても震度 6 強、地盤の軟弱な地域においては震度 7 と算定され、特に、これらの地域における対策が重要となること分かる。

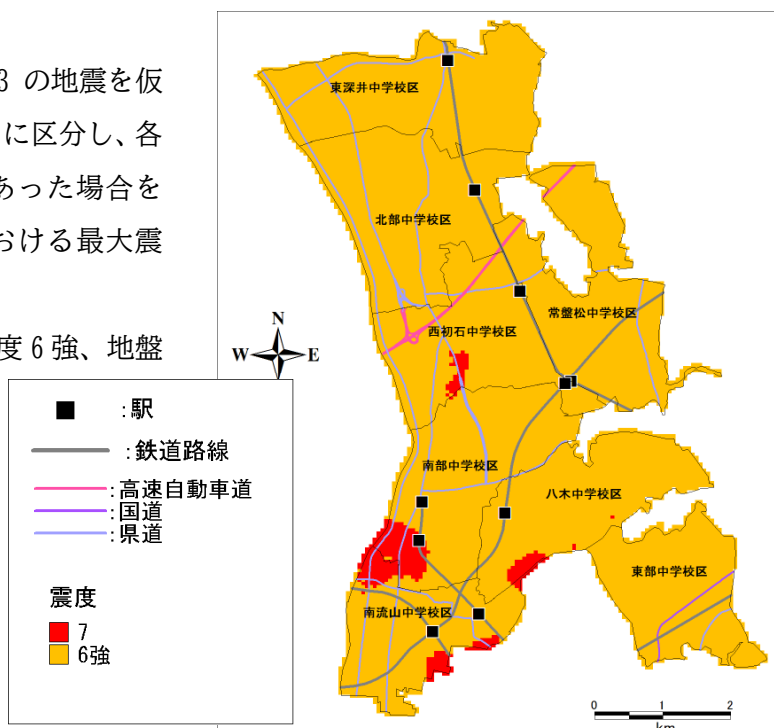


図 1-6-9 震度分布図

(地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける最大震度)

(2) 液状化の状況

流山市直下の活断層によるM7.3の地震を仮定して、地域を50m×50mメッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける液状化の危険度を右図に示す。

本市は、台地の部分が多いため、液状化の発生する可能性が高い地域は少ないが、流山市西部の江戸川沿いや南西部の低地及び小川沿いなどの地域で液状化の危険度が高くなると算定され、特に、これらの地域における液状化対策が重要となることが分かる。

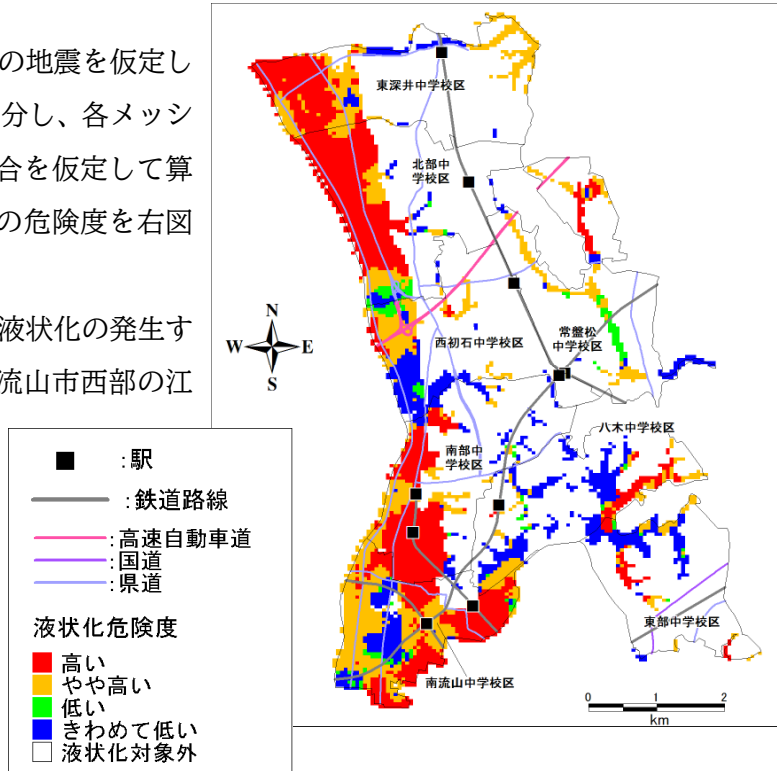


図 1-6-10 液状化危険度分布図

(地域を50m×50mメッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下にM7.3の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける液状化の危険度)

(3) 崖・斜面の被害

流山市直下の活断層によるM7.3の地震を仮定して、地域を50m×50mメッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して判定した崖地の危険度を右図に示す。

地震被害想定当時の市内の土砂災害危険箇所14カ所のうち、12カ所で危険性が高いと判定され、2カ所が危険性があると判定される。危険度の高い箇所での避難対策等が重要となる。

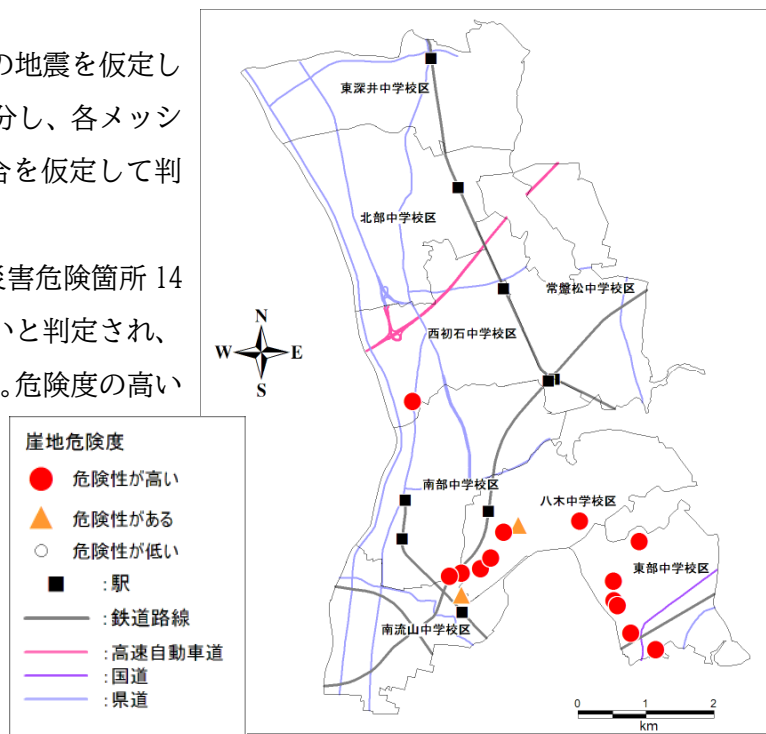


図 1-6-11 崖地危険性評価結果図

(地域を50m×50mメッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下にM7.3の震源があった場合を仮定して判定した崖地の危険度)

(4) 建物被害

流山市直下の活断層によるM7.3の地震を仮定して、地域を50m×50mメッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける全壊棟数を右図に示す。

市内の木造、非木造の建物を対象に揺れ及び液状化による建物の被害想定を行ったところ、流山市全域で被害が発生すると算定されるが、特に南西部で被害が大きくなると算定され、これらの地域における耐震補強等の対策が重要となることが分かる。

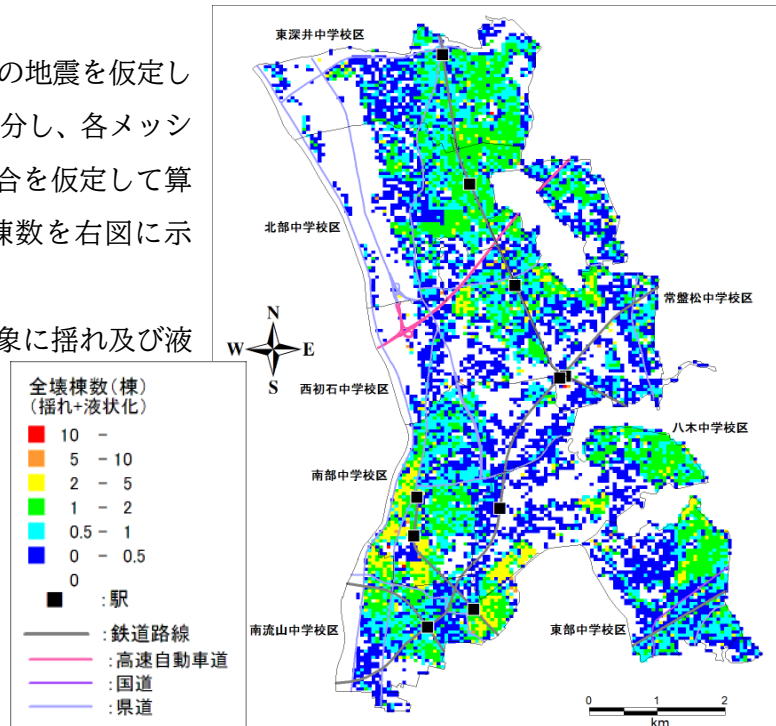


図 1-6-12 全壊棟数分布図

(地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける全壊棟数)

(5) 火災被害

流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける冬 18 時の火災延焼による焼失棟数を右図に示す。

本算定においては、過去の地震の経験値に基づき全壊率から出火件数を算定、そのうち、住民の初期消火で消せなかったものを炎上出火件数とし、これを出火危険度の高いメッシュ順に振り分けて出火点メッシュとし、出火点メッシュのうち、消防等で消せなかったものを延焼出火点メッシュとして延焼シミュレーションを実施した結果が右図である。

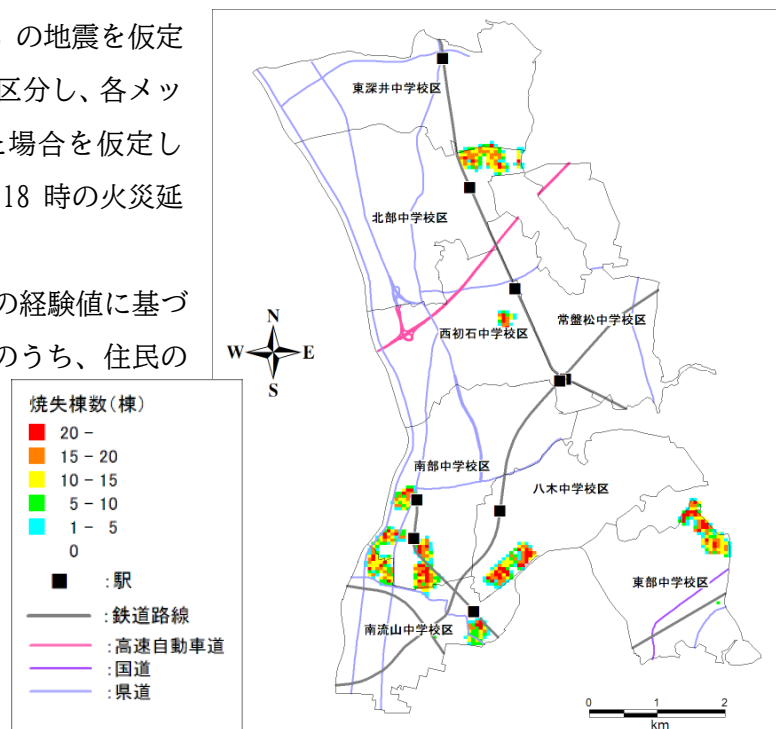


図 1-6-13 焼失棟数分布図 (冬 18 時)

(地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける焼失棟数)

本結果から、南西部で被害が大きくなると算定され、これらの地域における建物の不燃化や消防力の強化等の対策が重要となることが分かる。

一方、同図は、火気器具、電気器具等による出火の危険度と消防署からの離隔距離、住宅の密集度による延焼の可能性に基づく1回のシミュレーションの結果であり、焼失棟数が図上に表れていない地域においても、出火、炎上の危険性があることに留意する必要がある。

(6) ライフラインの被害

ア 上水道

市全域で配水管の損壊が発生すると算定される。市南西部の液状化危険度が高い地域で被害が大きい傾向にある。

イ 下水道

汚水管渠区間では、管渠の損壊により流下機能支障となる被害が発生する。市南西部の液状化危険度が高い地域で被害が大きい傾向にある。

ウ 都市ガス

中央防災会議の手法⁵より、震度6強以上の場合は、低圧導管ブロック内の地域が即時停止するものとして被害予測を実施した。流山市直下の活断層によるM7.3の地震では、市内全域が震度6強以上となるため、都市ガス低圧導管の供給エリア全域で供給停止になると算定される。

エ 電力

配電設備の中でも最も地震の被害を受けやすい電柱を対象に被害予測を実施した結果、火災の被害が大きい地域で電柱の被害が大きくなると算定される。

オ 通信施設

通信設備の中でも最も地震の被害を受けやすい架空線の電柱を対象に被害予測を実施した結果、火災の被害が大きい地域で電柱の被害が大きくなると算定される。

⁵ 中央防災会議（「首都直下地震対策専門調査会」資料, 2004年）

※予測手法：低圧導管ブロックの全域が震度6強を超過した場合は、ブロック内すべての地域のSI値が60cm/秒を超過しているものとみなし、即時停止とする。

(7) 交通施設の被害

ア 道路

流山市直下の活断層によるM7.3の地震を仮定して、地域を50m×50mメッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した道路区間別の被害を右図に示す。

対象道路全体で通行支障箇所が発生する。県道29号線及び県道280号線で被害が大きくなる傾向にあり、これらの路線に対する応急復旧体制の構築が重要となる。対象橋梁では、蔵下橋で液状化危険度が「極めて低い」、流山橋及び流山橋歩道橋で液状化の危険はないと算定される。

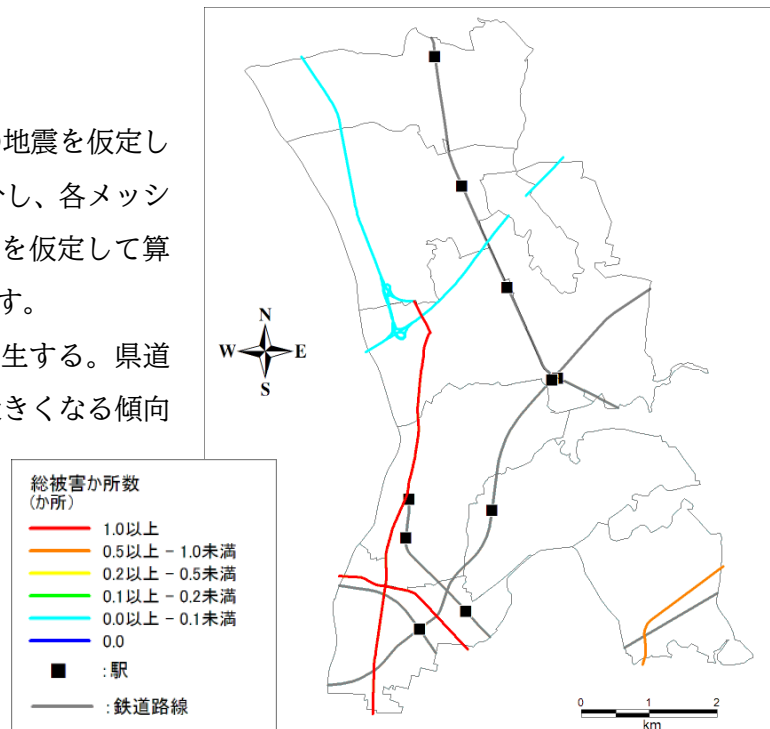


図 1-6-14 道路区間別被害分布図

(地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した道路区間別被害)

イ 鉄道

流山市直下の活断層によるM7.3の地震を仮定して、地域を50m×50mメッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した鉄道駅間別被害を右図に示す。

対象路線全体で通行支障箇所が発生する。各路線の被害箇所数の合計をみると、市内における延長が長い東武野田線で被害箇所数が多いと算定され、これらの応急復旧体制が重要である。また、路線内の橋梁は、いずれも震度6強となる範囲に位置する。液状化危険度は坂川橋で「高い」、利根運河橋梁で「きわめて低い」と予測される。坂川橋は注意が必要であり、地盤の液状化対策等が必要であることが分かる。

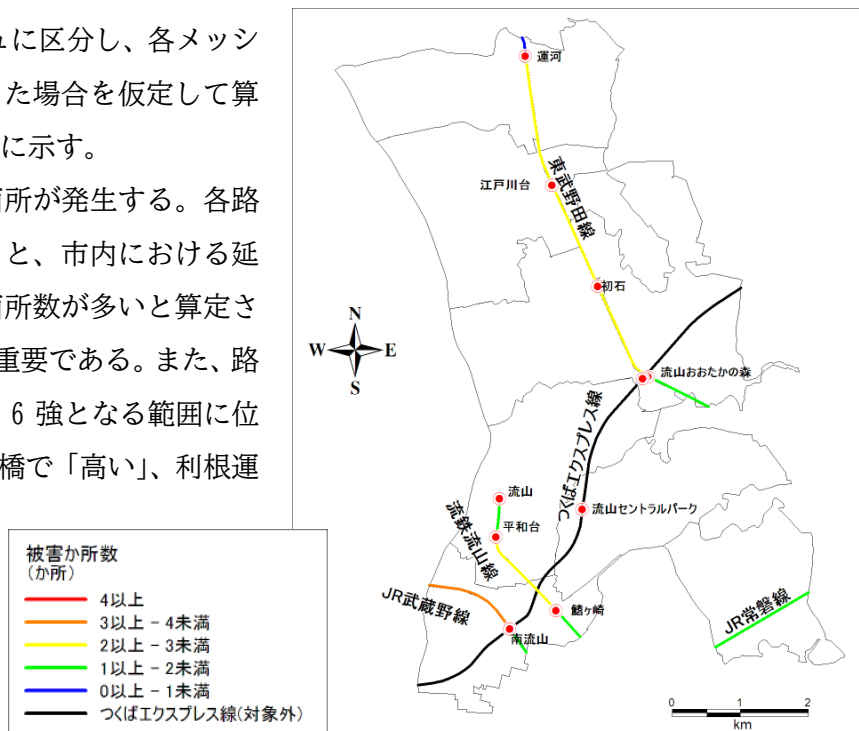


図 1-6-15 鉄道駅間別被害分布図

(地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した鉄道駅間別被害)

(8) 人的被害

死者、負傷者、重傷者、要救出者、避難者（発災1日後、4日後、1か月後）、帰宅困難者の被害予測を実施した。死傷者の予測結果の数値は、揺れ及び液状化による建物被害、火災による要因のものであり、崖崩れ、交通被害、地震後の避難によるストレスなどによる要因のものは含まれていない。

死傷者は市全体で発生するが、市南西部で多く発生する傾向がある。耐震化等の対策により、建物倒壊による死傷者の減災対策を行うとともに、自主防災組織等における地域ぐるみでの初期消火活動や倒壊建物等の下敷きになった者の救出等の共助による活動、医療体制等の整備が重要である。

また、避難者は、建物被害やライフライン被害が大きいことから、市全域で多数発生するため、避難所の整備や、避難者に配布する物資の備蓄対策を進めることが重要である。

さらに、鉄道の停止等により、主要駅等で帰宅困難者が多く発生し、混乱することが予想されるため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底するとともに、企業・学校等への一斉帰宅の抑制や一時収容を図ることを要請することが重要である。

第7節 減災目標の設定

中央防災会議は、今後の発生が懸念される大規模地震について「地震防災戦略」を定めている（平成18年4月）。「地震防災戦略」では、被害想定結果をもとに人的被害及び経済被害を軽減することとし、対象とする地震、達成時期及び減災効果を明らかにした「減災目標」を策定し、中央防災会議で決定するものである。首都直下地震については、「今後10年間で死者数を半減」、「今後10年間で経済被害額を4割減」という減災目標が設定されている。

さらに、中央防災会議では、「地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、関係地方公共団体は、地域特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策を推進する必要がある。」としている。

そこで、本市においても、被害想定を実施した3つの地震（東京湾北部地震、茨城県南部地震、流山市直下の活断層によるM7.3の地震）を対象として、減災目標を国に準じて設定する。

1 減災目標¹

本市の減災目標は次のとおりである。

<p>減 災 目 標</p> <p>今後10年間で、「東京湾北部地震（M=7.3）」及び「茨城県南部地震（M=7.3）」における人的被害の軽減</p>

※令和5年6月時点で設定した目標

2 防災対策上の目標²

建築物の耐震化の推進のほか、次の各防災対策を推進して、安全で災害に強いまちをつくり、災害対応力を強化して、減災目標を達成するとともに、市民の身体と財産を守る。

¹ 「減災目標」は、中央防災会議が、平成17年3月30日に決定した「地震防災戦略」において示した「被害想定をもとに人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標」である。

² 「防災対策上の目標」は、「減災目標」の達成に必要な「具体目標」と、その他、災害時において市民の身体と財産を守るために達成すべき目標をいう。「具体目標」は、「地震防災戦略」において示された「減災目標の達成に必要な各事項毎の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるもの」である。

(1) 安全で災害に強いまちづくり

- ア 建築物の耐震化の促進 ※流山市耐震改修促進計画（令和5年10月）より
- | | | | | |
|---------|-------|-----------|---|------|
| 市有特定建築物 | 96.0% | （平成30年1月） | → | 100% |
| 住宅 | 83.6% | （平成30年1月） | → | 93% |
| 民間特定建築物 | 95.1% | （平成30年1月） | → | 97% |
- イ 家具等の転倒防止対策
- ・転倒防止器具の取り付け支援
- ウ 道路・公園等の整備
- ・都市計画道路の整備
 - ・区画整理事業の推進
 - ・防災緑地の整備
 - ・防災まちづくりへの規制誘導の検討
- エ 土砂災害の防止対策
- オ ライフラインの被害軽減対策
- ・上下水道施設の耐震化等の促進
 - ・上下水道施設への自家発電装置の設置

(2) 災害対応力の強化

- ア 防災拠点等の機能確保
- ・自家発電装置の設置
 - ・耐震化及び安全性の確保
 - ・備蓄・調達・輸送体制、通信体制の整備
- イ 消火、救出・救護体制の強化
- ・自主防災組織カバー率の増加
 - ・消防力の強化
- ウ 備蓄体制の整備
- ・備蓄量の見直し
 - ・備蓄品目の見直し
 - ・物資調達体制の見直し（協定締結の新規・見直し等）
- エ 市民に対する通信連絡体制の整備
- オ 各種マニュアルの作成
- ・各部署の緊急時対応マニュアルの作成
 - ・各避難所運営マニュアルの作成
 - ・市災害廃棄物処理計画の作成

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 訓練及び防災知識の普及計画

災害による被害を最小限に止めるためには、市を中心とする防災関係機関の職員における迅速かつ的確な防災活動を行うための知識習得や意識醸成とともに、市民一人ひとりにおいても、日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り（自助）、お互いに助け合う（共助）という意識と行動が必要である。さらに、市民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、地域防災力の向上を図ることが重要である。

このため市は、平常時から、被害想定等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、また、防災計画、防災体制、災害時の心得及び避難救助の措置等について可能な限り多様な媒体を用いて広報を行い、市職員や市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとともに、防災訓練を通じて災害時の行動への習熟を図るものとする。

第1 防災広報の充実

【防災危機管理課・指導課】

防災知識の普及に関する計画は、市職員並びに市民に対する防災知識の普及に関するもので、効果的に実施することとする。なお、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、地域における生活者や女性等の多様な視点を反映したわかりやすい広報資料の作成に努める。

1 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に広報するものとする。なお、広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 市地域防災計画の要旨の公表

災害対策基本法第42条第5項に基づく「流山市地域防災計画」の要旨の公表は、流山市防災会議が流山市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。

(2) 災害予防に関する事項

災害時には、「自分の身の安全を守り、火災を出さず、被害を拡大させず、自らのまちを守る」ように努める必要がある。

そのため、市は、市民に対し災害に対する知識や平常時及び災害時にとるべき措置等、次の内容について教育を行い、周知徹底を図るものとする。

- ア 防災制度の概要
- イ 災害の一般知識
- ウ 災害の種別と特性（地震、風水害、崖崩れ）
- エ 災害に対する心構え
- オ 警報等や避難指示等の意味と内容の説明
- カ 被害報告及び「災害カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得の徹底
- キ 過去の災害の紹介
- ク 災害復旧等の生活確保に関する知識
- ケ 危険箇所の周知
 - ・水害・土砂災害等の災害危険箇所の公表
 - ・ハザードマップの作成・公開
- コ 地震・洪水に関する調査結果
- サ 飼い主によるペットとの同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(3) 平常時の備え

災害が発生した場合に備え、平常時から実施すべき以下の事項について周知徹底する。

- ア 地域周辺の指定緊急避難場所及び指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- イ 「最低3日、推奨1週間」分の水や食糧の備蓄、携帯トイレ、トイレットペーパー、避難所における感染症対策としてマスク、消毒液、体温計等の携行準備、非常持出品（お薬手帳、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 住宅の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- エ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火への備え
- オ 自動車へのこまめな満タン給油 など

(4) 地震時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- ア 緊急地震速報の入手の方法や緊急地震速報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動

【緊急地震速報の入手方法】

テレビ・ラジオ・携帯電話より受信が可能であり、この報知音を覚えておくことで、緊急地震速報が発表されたときに、とっさに身を守る行動がとれるようになり、緊急地震速報をより有効に利用できるようになる。

【緊急地震速報を見聞きした時の行動】

場所		行動の具体例
屋内にいるとき	家庭	・頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。 ・あわてて外に飛び出さない。 ・無理に火を消そうとしない。
	人が大勢いる施設	・施設の係員の指示に従う。 ・落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。
乗り物にのっているとき	自動車運転中	・あわててスピードを落とさない。 ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。 ・急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす。 ・大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。
	鉄道やバスなどに乗車中	・つり革や手すりにしっかりつかまる。
	エレベーターの中	・最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

場所		行動の具体例
屋外にいるとき	街中	・ブロック塀の倒壊等に注意する。 ・看板や割れたガラスの落下に注意する。 ・丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。
	山やがけ付近	・落石やがけ崩れに注意する。

参考：気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」

イ 揺れの最中の退避行動

状況		行動の具体例
揺れが非常に大きい場合 (動けない場合：震度6弱以上)		その場で姿勢を低くして頭部を守る等の行動を行い、無理に行動しない。余裕がある場合は、安全空間に逃げ込む。
揺れが大きい場合 (動ける場合：震度5強以下)	耐震性が低い建物内にいる場合	頭部を守って安全空間を通過して慌てず屋外へ退避する。
	耐震性が高い建物内にいる場合	頭部を守って安全な空間に逃げ込む等の退避行動を行う。
	超高層建物内にいる場合	長時間揺れが続き、揺れ始めてしばらくしてから揺れが最大となるケースも念頭において行動する。

参考：文部科学省「地震防災研究を踏まえた退避行動等に関する作業部会 報告書（平成22年5月）」

ウ 揺れが収まった直後の退避行動

<ul style="list-style-type: none"> ・慌てずに、周囲の状況を適切に判断し、火気消火をしていない場合には速やかに消火する。 ・余震により扉が開かなくなり避難が困難となることを避けるために扉を開け、負傷を回避するために履物をはく。 ・周囲の人の安全を確認しつつ、可能な場合、ブレーカーを落とすなどの二次災害回避等のための行動をとる。 ・余震に備えて、屋外の安全な場所に避難する。 ・安全な避難経路を選定する。 ・避難する場合、あらかじめ用意した非常持出品を持参する。 ・原則、自動車は利用しない。 ・避難行動要支援者の支援を行う。 など

参考：文部科学省「地震防災研究を踏まえた退避行動等に関する作業部会 報告書（平成22年5月）」に加筆

エ 地震時におけるドライバーの心得

- ・地震を感じたら徐々にスピードを落とし、道路の左側に寄せて停車する。
- ・エンジンを切り、揺れがおさまるまで車外に出ず、ラジオなどで情報を聞く。
- ・近くに駐車場、空地がある場合は、そこに駐車する。
- ・避難するときはエンジンキーは付けたまま、ドアロックをしない。
- ・現場の警察官の指示に従う。

2 実施方法

ア インターネットの活用

SNS、ホームページ、安心メール等を活用し、防災知識の普及を図る。

イ 広報紙等

広報紙等に防災関係記事を掲載し、また、ハザードマップ及びパンフレット等を住民に配布する等して、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ・広報ながれやま（市広報紙）の利用
- ・ハザードマップ及び防災パンフレットの作成、配布
- ・ポスター、チラシ等の利用

ウ テレビのデータ放送の利用

テレビのデータ放送を利用して、防災知識、災害に関する各種情報を発信する。

エ 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。

オ 防災に関する講演会、説明会、座談会

災害に関する学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の高揚を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び市職員その他関係者を対象として実施する。

なお、テキスト中心では十分な教育効果が得られにくいため、できるだけ体験・参加型の催しを組み合わせるものとする。

カ 学校教育

(ア) 児童生徒に対する防災教育

小・中学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体安全の確保方法、発達段階に応じた救命救急方法の理解、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状、地域の特徴や災害の教訓等があげられるが、これらの教育に当たっては防災マップの作成をはじめとする体験的学習を重視するほか、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

また、市域は海に面していないが、外出先などで津波や高潮被害に遭う可能性もあることから、これらに関する防災教育を行う。

(イ) 教員に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法の指導者研修会等を通じて、教員の防災指導者としての資質向上を図る。

キ 生涯学習を通じた防災教育

公民館や各種社会教育団体等の実施する生涯学習の中で、防災に関する知識の普及啓発を図る。

3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 職員の防災意識の高揚

【防災危機管理課】

市は、災害時の応急対策が円滑に行えるよう、日頃から研修及び訓練を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づく災害応急対策に関するマニュアル等の整備を図る。

また、市の各部課は、災害時に他の部課とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等、部局間の連携体制を整備しておく。

第3 市の業務継続計画

【防災危機管理課】

1 業務継続計画の策定

市は、災害時においても応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続することができるよう業務継続計画を策定している。

実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 策定に係る重要 6 要素

市は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要 6 要素について定める。

- ア 首長不在の明確な代行順位及び職員参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

第 4 燃料の供給体制の整備

【防災危機管理課】

市は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第 5 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

【企画政策課・防災危機管理課】

市は、男女共同参画の視点から、流山市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

第6 自主防災組織の整備

【防災危機管理課】

大規模な災害の発生に備えて、被害の軽減を図るため、市や防災関係機関のみならず、住民が自主的な防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、地域の事情に応じた自主的な防災組織を設け、日頃から災害が発生した場合を想定した予防対策を講じるよう努める。

また、自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。

1 自主防災組織の育成

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に避難行動要支援者の所在を把握し、救出救護体制を整備する等の配慮が必要である。

このため、市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていくとともに、自主防災組織の活性化を図るため、日頃から大規模災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進するものとする。

また、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、住民に対し自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していくものとする。

(2) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合には、ブロック分けする。

イ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付け、連携を図っていくものとする。

ウ 地域の昼・夜間人口構成を考慮し、昼・夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成するものとする。

このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくことで構成員の調整を図っていくものとする。

エ 班長等の要職に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れるものとする。

オ 自主防災組織の基本的な編成については、次に示すとおり。

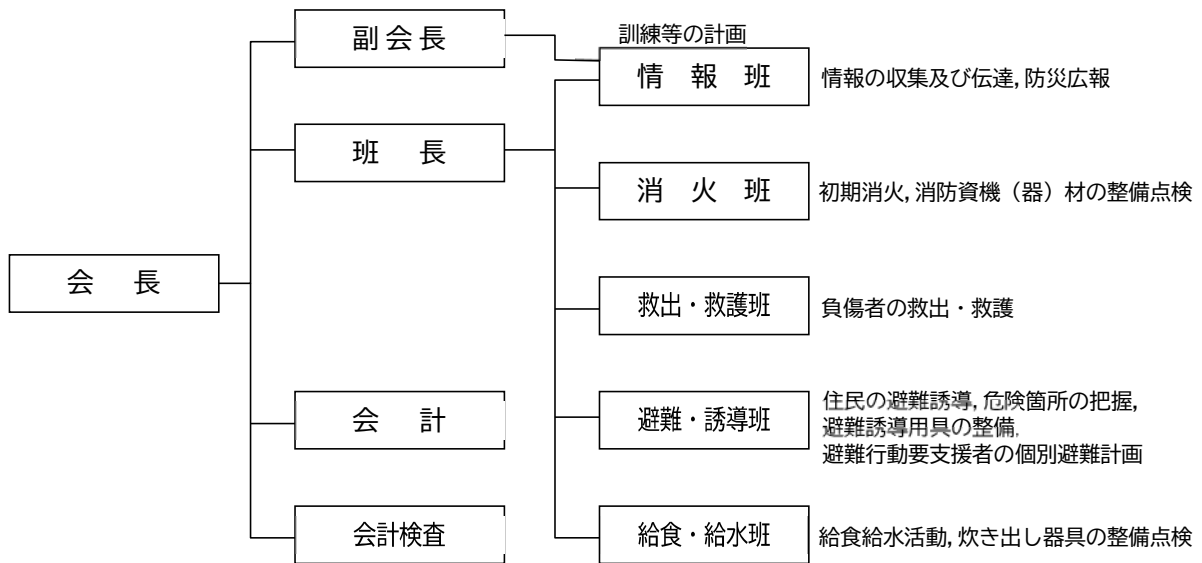


図 2-1-1 自主防災組織系統図

(3) 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、各地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については、自主防災組織規約を設けておく必要がある。

このため、各地域の実態を踏まえた自主防災組織規約の整備を促進する。

(4) 自主防災組織の活動内容

表 2-1-1 自主防災組織の活動

平 常 時	災 害 時
ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成	ア 出火防止及び初期消火の実施
イ 出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及	イ 地域内の被害状況等の情報収集・伝達
ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施	ウ 住民に対する避難指示等の伝達
エ 消火用及び救助用資機材並びに応急手当用医薬品等の整備・点検	エ 防災関係機関への連絡及び要請
オ 地域を知るため、地域内の指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成	オ 救出・救護の実施及び協力
カ その他災害の予防	カ 集団避難の実施
	キ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
	ク 避難行動要支援者の安全確保
	ケ 避難所の運営

2 協力体制の整備及び活動支援

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換を行う等連携体制の強化に努めるものとする。

また市は、自主防災組織に対し、資機材の整備を支援するため、その整備に要する費用の一部について補助金を交付するとともに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養

成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であることから、県と協力してこれを促進する。さらに、県が認定する災害対策コーディネーターの養成講座の活用など、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

《資料 24～25、様式 19～25》

第7 事業所等の防災組織の整備

【予防課・消防署】

1 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防本部及び消防署は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等については、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害時には各事業所が協力して当該建築物全体の防火管理体制がとれるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、避難訓練の実施、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられ、管理権原の分かれているものについては、各管理権原者が協議して統括防災管理者を選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うことになっていることから、消防本部及び消防署は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

2 防災管理体制の充実

大規模建築物及び高層建築物等について、管理権原を有するものは消防法第36条の規定により防災管理者を選任、消防計画を作成し届け出をしなければならないとされており、大規模地震対策及び特殊災害対策を主とした自衛消防組織の編成をし、災害対応力の充実強化を図り被害の軽減に努めるものである。消防本部は、地震対策及び特殊災害対策について、より実践的な訓練を通じて、自衛消防力を最大限に発揮できるよう指導する。

3 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図り、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等の強化に努める。

4 企業防災の促進

(1) 企業における防災への取り組み

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施する等、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会議所が市と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

(2) 企業への指導・助言

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

また、災害時において一斉帰宅者の発生を抑制するため、気象情報等により鉄道等の停止が予想される場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害のおそれがなくなってから帰宅を促すよう要請する。

さらに、従業員のほか、訪問者・利用者等について一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を図るよう要請する。

(3) 企業との連携

企業は、市と協定の締結や市が実施する防災訓練の参加等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第8 ボランティアの活動環境の整備

【社会福祉協議会】

災害が発生した場合、行政及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。

このような事態に備え、ボランティアの自主性を尊重しつつ、協力活動が円滑に行えるよう、平常時からNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成等、環境整備を図るとともに、ボランティアについて広く住民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努めるものとする。

1 防災ボランティアの活動分野

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療、語学、アマチュア無線等）とに区分できる。

次にボランティアの活動内容を示す。

ボランティアの活動内容

専門分野

- ア 救護所等での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定
- ウ 外国語の通訳、情報提供
- エ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- オ 被災者への心理的ケア
- カ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- キ その他専門的知識、技能を要する活動等

一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食糧等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の介護
- オ 被災地の清掃
- カ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアの育成と活動環境の整備

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・事業所等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

具体的には、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。

さらに、退職した高齢者をボランティアに取り入れる等を考慮して、あらゆる方面でボランティア養成に力を入れていく。

(2) ボランティアコーディネーターの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動中で行政やボランティア団体等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。そこで、研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

(3) 研修・訓練

災害時においても、また他都市への支援においても、ボランティア活動が有効に展開できるような活動メニューを盛り込んだ研修・訓練等を実施するものとする。

(4) ボランティア団体の組織化

市は、平常時から登録ボランティア団体が地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれが役割分担をしながら連携をとって有機的な活動を展開できるよう、活動の場の開拓や情報の提供等の連携のための条件整備を行い、ボランティア関係団体の組織化の推進を支援するものとする。

(5) ボランティアの受け入れ体制

- ア 食事、宿泊場所の提供
- イ 活動拠点の提供
- ウ 資機材の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器の資機材の整備を進めるものとする。

- エ 活動費用の負担

オ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、市社会福祉協議会が窓口であるボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努めるものとする。

第9 防災訓練の充実

【防災危機管理課・各課・消防本部・消防団・事業所・自主防災組織】

市として、各防災関係機関との連携を重視した図上演習及び実動訓練を実施するとともに、各自主防災組織、事業所等に対して防災訓練の実施を働きかけ、かつ、その実施を支援する。

この際、各種災害の教訓、過去の防災訓練の課題等を踏まえ、各防災訓練毎に、目的を明確に定めるとともに、感染症が拡大している状況など様々な状況条件を設定し、それを達成するための実施要領を確立し、かつ、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにして、事後の訓練の資とする。

1 市の全体的・共通的訓練

(1) 防災図上演習¹

当初、防災危機管理課職員及び他課職員を他機関が実施する図上演習等に研修させる等によって図上演習の実施要領を体得させる。次いで、市として、限定的な防災図上演習を実施し、段階的に、全職員に対して、図上演習の実施要領を体得させ、努めて早期に防災関係機関、団体、協定締結市町村、企業等も参加する演習を実施して、市職員の災害対応能力、特に、判断能力及び調整能力を向上させるとともに、防災関係機関との連携を強化する。

(2) 実動訓練

ア 総合防災訓練

市の全域にわたる大規模な災害を想定し、1～複数の訓練場において、防災関係機関及び団体のほか、努めて多くの一般市民の参加を得て、情報収集、避難誘導、救助、救護、搬送、救急、避難所開設・運営、消火、火災防ぎよ、水防等を総合的に訓練し、各参加機関の災害対応能力と相互の連携要領を向上させる。

¹ 防災図上演習：各機関、部署等毎に地図を準備し、その上に、それぞれの活動の結果得られた被災状況及び防災機関の活動状況等を表示し、参加者に状況判断をさせつつ、努めて実行動に準じた手段をもって関係者との調整、実行部隊に対する命令・指示、上級組織に対する報告等を実施させる訓練を言う。

演習参加者のほか、状況を付与したり、審判を実施する統裁組織、電話、地図台、状況表示板等の資器材が必要であり、準備にも人手と時間を要するが、実動訓練では実施不可能な実際の状況想定した訓練を実施して、職員、特に、組織のトップから各部署の責任者に至る職員の判断能力や調整能力を向上する効果が大きい。

イ 市役所職員非常参集訓練等

緊急対策連絡網による伝達訓練を実施するとともに、必要に応じて、実動により参集訓練を実施し、職員の防災意識を高揚させるとともに、参集に要する時間等の資料を収集分析し、本計画、事業継続計画の修正等に反映する。

ウ 通信訓練

各避難所等に整備された MCA 無線機の取扱訓練を実施し、関係職員等を慣熟させる。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

2 市役所の各組織、施設等毎の訓練

各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、年に1回以上を基準として、本計画及び各組織、施設等毎に作成する計画及びマニュアルに基づき、各々の任務、役割等に応ずる訓練を、DIG¹、HUG²又は実動で実施する。

この際、各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、NPO、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。

また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。

3 自主防災組織、NPO、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練

自主防災組織、NPO、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練等に対して、年1回以上を基準として、避難誘導、救助、救護、搬送、消火等に関する訓練の実施を働きかけるとともに、次の事項を重視してその実施を支援する。

特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確にする。

ア 事業所や自主防災組織の防災訓練に関する資料を収集、作成及び配布するとともに、研修等の機会を設定する。

イ DIG 及び HUG の講習会等を実施して、これを普及する。

¹ DIG：参加者全員が、地図等を囲み、その上に、被災状況や防災関係機関の活動状況を書き込み、全員で対応策等を議論しながら進めていく訓練である。準備と実施が容易であり、例えば、帰宅困難者支援施設の職員等が支援要領を、自主防災組織が地域における救助活動をイメージトレーニングする等、特定の組織、部署が少人数で実施するのに適する。

DIGとは、災害=Disaster、想像力=Imagination、ゲーム=Gameの頭文字を取って名付けられたものであり、また、「探求する」「理解する」という意味もある英語の動詞「dig」に掛けられ、「災害を理解する」「まちを探求する」「防災意識を掘り起こす」という意味を込めている。

² HUG：避難所運営に携わる関係者が、避難所である体育館や教室に見立てた平面図を囲んで議論しながら、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを配置し、その結果生じる様々な出来事への対応を考えながら、避難所の運営について検討或いは訓練するものである。

HUGとは、避難所(hinanzyo)、運営(unei)、ゲーム(game)の頭文字を取ったもので、あり、抱きしめるという意味の英語「hug」に掛けて、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられた。

- ウ 自主防災組織の役員等に対して、防災士¹の資格取得を奨励しつつ、それに必要な講習会等を実施する。
- エ 自主防災組織が必要とする防災資機材を購入するに際して補助金を支給する。
- オ 必要に応じて、事業所や自主防災組織が実施するに必要なとする関係機関との調整を代行するとともに、関係職員等を派遣する。
- カ ボランティアの防災訓練
市社会福祉協議会の協力を得て、事前に登録したボランティアに対して訓練し、活動に必要な知識や技術を習得させる。

¹ 防災士：地域防災におけるリーダー等として、共助の中核として、かつ、防災関係機関との連携を担うに必要な意識と知識・技能を有する人として、日本防災士機構が認定した者を言う。

第2節 地盤災害予防計画

災害による被害を未然に防止するためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命・財産の確保に努める。

第1 土砂災害の防止

【防災危機管理課・道路管理課・宅地課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】

1 危険箇所の調査把握

(1) 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化

土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるためには、まず事前措置として危険箇所についての地形、地質、地下水、立木、排水施設の状態及び土砂災害が生じた場合の付近の建物に及ぼす影響等を調査するほか、防災パトロールを実施する。

(2) 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（崖崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行された。

この法律に基づく基礎調査及び警戒区域の指定等は県が行うものであり、市は、県へ必要な情報を提供するものとする。

ア 土砂災害防止法による指定

(ア) 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。

(イ) 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。

イ 土砂災害特別警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

- (ア) 市は、土砂災害から住民等の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるような警戒避難体制の整備を図る。
- (イ) 市は、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して、建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。
- (ウ) 市は、住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。
- (エ) 県知事は、土砂災害警戒区域内において、著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対して、移転等の勧告をすることができる。国及び県は、勧告を受けたものに対し、土地取得についてのおっせんその他の必要な措置を講ずるように努める。

表 2-2-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
名都借	名都借 1	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 136 号	千第 143 号
思井	思井 1	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 6 月 5 日	千第 396 号	千第 402 号
思井	思井 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 6 月 5 日	千第 396 号	千第 402 号
名都借	名都借 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
前ヶ崎	前ヶ崎	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
前ヶ崎	前ヶ崎 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
前ヶ崎	前ヶ崎 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
前ヶ崎	前ヶ崎 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
中	中 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
中	中 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
下花輪	下花輪 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
芝崎	芝崎 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
芝崎	芝崎 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
前ヶ崎	中新宿 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 1 月 15 日	千第 16 号	千第 19 号

(3) 急傾斜地の指定及び指定基準の概要

ア 急傾斜地の指定

急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者に危害が生ずるおそれのある地域、及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域で、危険度が高く緊急性があり、かつ、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。)第 3 条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県により、市と協議の上、順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続が行われる。

イ 指定基準の概要

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」第1条の2に基づき、以下に該当する急傾斜地について、県知事が必要と認めるもの。

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域

- ・急傾斜地の勾配が30度以上の場合・急傾斜地の高さが5メートル以上である場合
- ・急傾斜地の崩壊により官公署、学校、病院、旅館等又は5戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合

(イ) 急傾斜地崩壊危険箇所

- ・急傾斜地の勾配が30度以上の場合 (ア)と共通
- ・急傾斜地の高さが5メートル以上である場合 (ア)と共通
- ・急傾斜地の崩壊により1戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合、若しくは今後新規の住宅立地が見込まれる箇所(急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面)

表 2-2-2 急傾斜地崩壊危険区域

地区名	所在地	指定面積 (㎡)	指定年月日	指定番号	告示番号
鱈ヶ崎	鱈ヶ崎	5,101.54	昭和60年1月22日	156	千第54号

表 2-2-3 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	区分
Ⅱ-1020	下花輪1	保全人家1戸～4戸 自然崖
Ⅱ-1021	中1	保全人家1戸～4戸 自然崖
Ⅱ-1022	思井1	保全人家1戸～4戸 自然崖
Ⅱ-1023	芝崎1	保全人家1戸～4戸 自然崖
Ⅱ-1024	西平井1	保全人家1戸～4戸 自然崖
Ⅱ-1025	思井2	保全人家1戸～4戸 自然崖
Ⅱ-1026	思井3	保全人家1戸～4戸 自然崖
Ⅱ-1027	前ヶ崎2	保全人家1戸～4戸 自然崖
Ⅱ-1028	前ヶ崎3	保全人家1戸～4戸 自然崖
Ⅱ-1029	前ヶ崎4	保全人家1戸～4戸 自然崖
242	鱈ヶ崎	保全人家5戸以上 自然崖
243	名都借1	保全人家5戸以上 自然崖
244	名都借2	保全人家5戸以上 自然崖
2064	前ヶ崎	保全人家5戸以上 人工がけ

(千葉県地域防災計画資料編 平成29年度修正)

2 警戒避難体制の整備

(1) 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、情報の伝達方法や避難場所を記載した土砂災害警戒区域等のマップの作成、広報紙等により周辺住民に対し、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項の周知徹底を図り、併せて一般への周知に努めるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民等も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるほか、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

また、崖に隣接する住宅地域が発生しないよう、開発行為又は土砂採取時において、指導の徹底を図る。

(2) 所有者等に対する防災措置の指導

市は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施す等の改善措置をとるよう指導するものとする。

(3) 警戒体制の確立

土砂災害は、地震や降雨の後、時間をおいて発生することもあり、危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。したがって、平常時から危険な斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(4) 危険箇所の点検

市は、土砂災害の発生が予測されるとき等、随時に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の前兆についての的確に把握するものとする。

なお、重点的にパトロールを実施する箇所は、「土砂災害防止法」に基づいて知事が指定した「土砂災害警戒区域」とする。

「土砂災害警戒区域」は前出の表 2-2-3 の急傾斜地崩壊危険箇所一覧に示す箇所のうち以下に示す範囲である。

- ・急傾斜地の勾配が 30 度以上で、高さが 5 メートル以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

(5) 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

- ア 危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。
- イ 個々の危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図るものとする。
- ウ 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制、及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。
- エ 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。
- オ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。
また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。
これらの施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、土砂災害のおそれがあるときの伝達方法を別途定めるものとする。

3 防災知識の普及・啓発

市は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化及び土砂災害から身を守るため、住民を交えた情報伝達及び避難訓練等の実施に努めるものとする。

第2 液状化防止対策

【道路建設課・河川課・下水道建設課・水道工務課・財産活用課・学校施設課】

平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地において、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。江戸川上流の千葉県野田市、埼玉県幸手市では河川堤防の法面が約200mに渡って崩れた。梅雨時期前であり早急に復旧された。今後も地盤が液状化する危険性の高い地域では、公共建築物の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤改良等の液状化対策を進める。

1 地盤の液状化対策工法

液状化現象等により大きな被害を受ける可能性がある施設に関する対策について、千葉県を含む8都県市が共同で研究した結果及び公共工事等で使用される工法の主なものは次のとおりであるが、施設整備に当たっては、これらの工法の特徴等を考慮した対策を検討するものとする。

(1) 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）についての液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法とがある。

なお、それぞれの工法の概要は次のとおり。

ア 地盤改良工法

(ア) 締め固めた砂杭、又は振動、衝撃等で密度を大きくすることにより地盤強度を上げる締め固め工法

(イ) 地盤内に透水性の非常に良い砕石等のパイルの打設、ポリエチレン又はポリプロピレン製の円筒型ドレーン等を設置することによって、過剰間隙水圧の消散を早める過剰水圧消散工法

(ウ) 地盤内にセメント等の安定剤を攪拌混合し、地盤を固結させる固結工法

(エ) 砕石等の液状化しない材料で地盤を置き換える置換工法

(オ) 盛土等によるプレロードで地盤を過圧密状態にして地盤強度を大きくするプレロード工法

イ 構造物で対処する工法

(ア) 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法

(イ) 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増し等既設構造物の耐力を増す工法等

(ウ) シートパイル、杭等で基礎工を強化する工法

(2) 建築物

建築物の液状化対策工法としては、建築物に施す対策工法と地盤改良工法とに大別される。なお、それぞれの工法の概要は次のとおり。

ア 建築物に施す対策工法

(ア) 木造構造物

- ・ 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする工法
- ・ アンカーボルトの適正施工
- ・ 上部構造部分の剛性を持たせる。
- ・ 荷重偏在となる建築計画を避ける。
- ・ 屋根等の重量を軽くする。

(イ) 鉄筋コンクリート造建築物

- ・ 支持杭基礎工法
- ・ 地階を設ける方法
- ・ 面的に広がりのある建築計画とする。
- ・ 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める。

(ウ) コンクリートブロック塀

- ・ 法令等の技術基準を遵守する。

- ・ 基礎を底盤幅の大きい逆 T 字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする。

イ 地盤改良工法

上記(1)アに同じ。

(3) 地下埋設物（上下水道等施設）

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおり。

ア 地下埋設管路の対策工法

(ア) 既存施設の技術改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、既設管の布設替えと補強措置の促進、地盤改良対策の推進を図る。

(イ) 新設管の耐震性

良質地盤の選定やダクタイル鋳鉄管・鋼管等の材質で耐震性の継ぎ手の採用等管路の耐震性向上に努める。

(ウ) 管路計画の策定

管路のループ化や複数系統化、幹線管路の相互連絡、事業者間の相互連絡施設の充実等バックアップの確立を図る。

イ 地盤改良工法

上記(1)アに同じ。

2 公共土木構造物の液状化対策の推進

(1) 道路・橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋については、液状化が予想される地盤を改良して液状化しないようにしたり、固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて、橋梁の落橋や倒壊防止に努める。

(2) 河川施設

河川で大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、大地震の時には通常より低い水位で浸水するおそれがあるため、堤防や護岸等の液状化対策など耐震対策を緊急的に実施する必要がある。

国土交通省が作成した堤防、護岸、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づいて点検を行い、危険度の高い箇所から液状化対策を実施するものとする。

(3) 上・下水道施設

計画的に既設管の取り替え及び補強措置の促進を行い、管路の耐震性向上に努める。また、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。さらに、液状化現象により上・下水道施設に被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制を整備する。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、県等の液状化に関する調査結果に基づき、液状化の危険性を周知するハザードマップやパンフレットの作成・配布、講演会の実施等により、建築物の所有者、設計者に対し液状化対策に関する普及・啓発に努める。

第3 地盤沈下の防止

【県・環境政策課】

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下により、建築物や土木建造物等の耐震性が劣化する可能性がある。

このため、地盤沈下が発生しないよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

地盤沈下の防止は、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。沈下の原因である地下水及びかん水汲み上げに対する規制については、法令等（工業用水法（昭和31年法律第146号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）及び千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号））に基づき、適切な指導を行う。

ただし、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水については、一定の条件を具備した井戸に限り設置できる。

《資料122》

第4 造成地の災害予防対策

【建築住宅課・宅地課】

1 造成宅地等の安全性の確保

新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制するため、都市計画法又は市開発事業の許可基準等に関する条例の規定に従って措置する。

急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として宅地造成の工事区域から除外するよう指導する。

また、既存の造成宅地において、特に甚大な被害発生の危険性が高く、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令で定める基準に該当する区域については、宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第1項に基づく「造成宅地防災区域」の指定を知事に要請する。

2 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、開発者に対して擁壁の設置等の安全措置を講じるよう指導する。

3 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、開発者に対して地質調査を行わせ、その結果に応じて地盤改良等安全上必要な措置を講じるよう指導する。

第5 土地利用の適正化

【防災危機管理課・まちづくり推進課・都市計画課・建築住宅課・宅地課】

安全を重視した、総合的な土地利用の確保を図るため、市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

第6 孤立するおそれのある地域対策

【防災危機管理課】

市は、災害で孤立するおそれのある地域の把握に努め、予防措置等を検討する。

第7 災害に強いまちづくりの推進

【防災危機管理課・都市計画課】

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

また、市は土砂災害のおそれのある土地の区域について、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第3節 都市防災計画

都市基盤の未整備地等、都市構造上災害の被害が予想される地域や新たな宅地等の開発地域については、各種都市整備手法による開発指導を行うとともに、土地区画整理事業や建築物の耐震不燃化の推進、延焼遮断帯やオープンスペース等の整備、道路・橋梁やライフライン施設等公共土木施設の整備改善を図り、「安全で災害に強いまちづくり」に努めるものとする。

また、市は、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら防災都市づくり計画を策定し、上記施策に加え密集市街地でのきめ細かな防災対策を含めた総合的な都市防災対策を推進する。

第1 火災予防

【消防本部・消防署・防災危機管理課・建築住宅課】

火災の発生及び火災による死傷者を最小限に止めるため、消防力の充実強化、救急・救助体制の整備等、消防対応力・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる住民及び自主防災組織等による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

1 出火の防止

平常時から、災害に備えた適切な出火防止策が図られるよう、各家庭への指導や重要施設への立入検査、安全指導等の徹底に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

市内の単身高齢者世帯を中心に防火診断を実施し、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。

また、講習会や各種訓練等の機会を通じて、消火器の使用方法、初期消火の方法等について指導を行い、地震時の出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図るとともに、防災製品の活用を推進する。

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともにコンロ、ストーブ等の消火を心掛けること、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

阪神・淡路大震災時に通電火災が多発した教訓を踏まえ、市は住民に対し、災害による停電後の復電時における通電火災を防止するため、停電時には安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなど

を普及啓発するとともに、地震発生時に揺れを感知し電気を遮断する感震ブレーカーについても普及啓発する。

ウ 住宅用防災機器の設置

住宅の用途に供される防火対象物における、住宅用火災警報器の設置及び維持の徹底を図る。

(2) 防火管理者等の育成・指導

ア 防火管理者

防火管理者については、毎年、防火管理者資格取得講習会を実施して資格者を養成し、所属事務所及び事業所の消防計画を立てさせ、自主防火管理の徹底化を図る。

防火管理者の業務は、次のとおりとする。

- (ア) 初期消火、火災通報及び避難訓練の実施
- (イ) 消防用設備等の点検整備
- (ウ) 火気の使用及び取り扱いに関する監督
- (エ) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (オ) 建物の収容人員の管理等

イ 危険物施設関係者

消防本部は、危険物取扱者をはじめ危険物施設の関係者に対し、危険物保安技術協会と協力して、次の事項を実施する。

- (ア) 火災予防運動期間中における予防運動の協力
- (イ) 危険物安全週間中における危険物火災予防の実施
- (ウ) 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施
- (エ) 火災予防運動週間等における施設及び消防用設備等の適切な維持管理の徹底

ウ 防火対象物の管理権原者

学校、病院、工場、百貨店等の特殊建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による防火対象物の実情に応じた消防計画作成を履行させるとともに、消防計画に基づく事項を遵守させる。

また、各種事業所で組織する流山市防火安全協会を通じ、次のとおり防火思想を啓発し、あるいは消防用設備の維持管理等の重要性について周知する。

- (ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- (ウ) 消防用設備の適正な点検、整備の実施
- (エ) 収容人員及び火気の使用又は取扱いに関する監督業務の実施
- (オ) 従業員に対する防災教育の実施

エ 危険物製造所等

出火拡大の際には当該事業所のみならず周辺地域へも大きな被害を及ぼすおそれがある危険物製造所等に対しては、許可申請及び火災予防査察等の機会をとらえ、次により火災予防対策を実施させるとともに、関係事業所で組織する流山市防火安全協会を通じ危険物の安全管理を啓発する。

(ア) 位置、構造、設備を法令基準に適合させるほか、既存許可施設に対しては、許可内容通りに維持管理させる。

(イ) 危険物の貯蔵、取扱い及び運搬については、危険物取扱者に基準通りに実施させる。

オ 危険物等施設

危険物等施設については、本節「第 8 高圧ガス施設及び危険物施設の安全化」に準じて、危険物施設等の管理者は火災予防対策を実施する。

(3) 火災予防査察

消防本部は、消防法第 4 条の規定により立入検査を実施する。消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期す。

ア 立入検査の種類

(ア) 立入検査

消防法第 4 条及び第 16 条の 5 の規定により、消防対象物及び危険物施設に対して立入検査を実施し、火災、人命危険の排除と自主防災体制の確立について指導を行う。また、危険物車両その他の消防対象物に対しては、定期的に立入検査を実施する。

(イ) 緊急立入検査

社会的影響のある火災の発生により、同様の消防対象物等からの類似火災の未然防止のため、消防長が特に必要と認めるときは、緊急立入検査を実施する。

《資料 101》

イ 立入検査の留意事項

立入検査は、次の事項に留意する。

(ア) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

(イ) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び状況が、市の火災予防条例どおり確保されているかどうか。

(ウ) コンロ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市の火災予防条例どおり確保されているかどうか。

- (エ) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市の火災予防条例に違反していないかどうか。
- (オ) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取り扱いの状況が、市の火災予防条例に違反していないかどうか。
- (カ) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。
- (キ) 住宅の用途に供される防火対象物において、住宅用火災警報機器が設置及び維持されているかどうか。

ウ 立入検査による是正指導

予防立入検査による是正指導により、災害に対する防火対策の強化を図る。

- (ア) 防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模な事業所についても職場を組織的・機能的に活用して、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策を効果的に行えるよう行政指導を強化し、事業所における防火管理体制の確立を図る。
- (イ) 消防用設備等の機能に不備がないよう、法定点検と自主点検の確実な実施について指導を強化する。
- (ウ) 火気使用設備・器具等の安全管理を徹底し、自主点検の完全励行の指導を強化する。
- (エ) 危険物・指定可燃物の安全な取扱いと適正管理の指導を強化する。
- (オ) 事業所ごとに計画を立て、従業者に対して積極的に防災教育を実施するよう指導する。
- (カ) 事業所の防災計画及び防災教育の一環として実施する訓練、研修等の機会を通じて検証することにより、実態に即した体制が確立されるよう助言、指導する。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者に対して、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するとともに、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるよう指導を行う。また、市の火災予防条例に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理並びに取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

市は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) その他防火運動等の実施

次の防火運動等を実施することにより、市民や事業所等の防火意識の向上を図る。

ア 危険物安全週間

危険物の安全管理の徹底を図るため、毎年6月の第2週に実施される危険物安全週間に合わせて、危険物施設の消防訓練、関係施設の立入検査等を実施するほか、各事業所自主点検の推進を図る。

イ 防火教室等の開催

防火教室、防火映画会等、市民に対する防火指導行事を自治会単位等で開催し、自主防災体制の充実に努める。

2 初期消火体制の確立

災害の規模が大きい場合においては、消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火活動が困難となることが予想されることから、発生する火災の延焼拡大の防止を図るため、市民及び事業所等で組織する自主防災組織を中心に、地域における地域ぐるみの自主消火体制を充実強化し、初期消火体制の確立に努める。

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心に、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進するものとする。また、事業所等においても地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努めるものとする。

(2) 消防用設備等の適性化

消防法に基づき市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時に有効にその機能が発揮されるよう機器の点検整備等の対応方法について、さらに指導の徹底を図る。

(3) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じた消火器具の設置を指導する。

3 消防力の育成強化

木造建築物の密集状況等、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう、次の消防組織及び施設の強化策を推進する。

(1) 消防組織の拡充強化

ア 常備消防の強化

市は、消防力を災害時においても最大限有効に活用するため、災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、都市構造、災害態様の变化に応じて消防力の整備指針に準じた強化を図っていく。

イ 消防団の強化

消防団は、災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織と

の連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

消防団員の確保のため市の留意すべき事項

- | |
|---|
| (ア) 消防団に関する住民意識の高揚
(イ) 処遇の改善
(ウ) 消防団の施設・装備の改善
(エ) 教育訓練体制の充実
(オ) 青年層・女性層を始めとした団員の入団促進、能力活用
(カ) 公務員と消防団員との兼職
(キ) 消防団の活性化と育成 |
|---|

《資料 102・103》

(2) 消防署の整備

最近における市街化の動向や地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。

なお、消防本部庁舎の建設については、水害等を考慮した配置に努める。

(3) 消防施設等の整備充実

ア 消防装備

地域の危険性に応じた適切な消防活動が行えるよう、消防車両、消防団車両、消防機械器具等の充実を図る。

イ 消防水利

地震時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがある。このため、市は、火災に備え、河川、池等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議のうえ消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努める。

《資料 105》

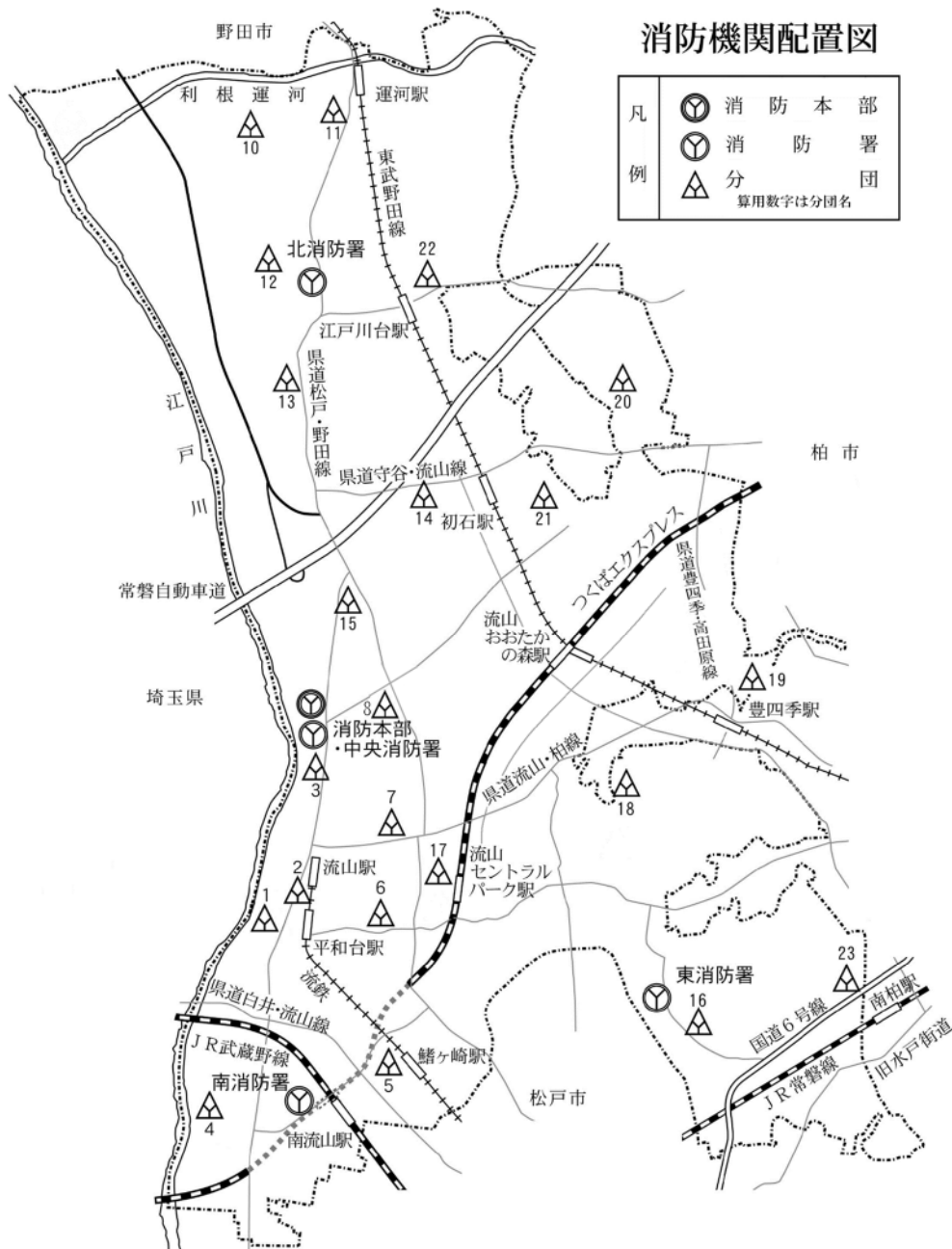


図 2-3-1 消防機関配置図

4 建築物不燃化の促進

【都市計画課・建築住宅課・予防課】

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域については、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進するものとする。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元自治会及び住民の理解と協力を得て、指定のための要件が整ったところから順次指定を行うものとする。

ア 防火地域

現在、本市においては、流山おおたかの森駅周辺の商業地域を防火地域に指定している。また、今後集団的地域としての「建物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の立地する地域」、「避難経路及び避難地周辺地区」等、都市防災上の観点から指定が必要と思われる地域についての検討を行う。

イ 準防火地域

防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、又は用途が混在し火災の危険が予想される地域等について、検討を行う。

ウ 防火地域・準防火地域以外の地域

防火地域・準防火地域以外の地域では、延焼の防止を図るため建築基準法第22条及び第23条により、屋根及び外壁については防火性能の高い材料で建築しなければならない地域として定めている。

表 2-3-1 防火地域・準防火地域の建築規制（建築基準法）

区分	対 象	構 造
防 火 地 域	(ア)階数が3以上又は延べ面積が100m ² を超える建築物	耐火建築物又は延焼防止建築物
	(イ)階数が2以下で延べ面積が100 m ² 以下の建築物	準耐火建築物又は準延焼防止建築物
	(ウ)高さ2mを超える門及び扉で建築物に附属するもの	延焼防止上支障のない構造
	(エ)看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの	主要部分を不燃材料で造り又は覆う。
	(オ)・外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50m ² 以内の平屋建の付属建築物 ・高さ2m以下の門又は扉で、建築物に附属するもの	制限なし
準 防 火 地 域	(ア)地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1500m ² を超える建築物	耐火建築物又は延焼防止建築物
	(イ)地階を除く階数が3で延べ面積が1500 m ² 以下の建築物又は地階を除く階数が2以下で延べ面積が500 m ² を超え1500 m ² 以下の建築物	準耐火建築物又は準延焼防止建築物
	(ウ)地階を除く階数が2以下で延べ面積が500 m ² 以下の建築物（木造建築物等に限る）	政令第136条の2第1項第3号の技術基準に適合する建築物
	(エ)地階を除く階数が2以下で延べ面積が500 m ² 以下の建築物（木造建築物等を除く）	政令第136条の2第1項第4号の技術基準に適合する建築物
	(オ)高さ2mを超える門又は扉で、木造建築物等に附属するもの	延焼防止上支障のない構造
	(カ)・高さ2m以下の門又は扉で、建築物に附属するもの ・高さ2mを超える門又は扉で、建築物（木造建築物等を除く）に附属するもの	制限なし
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根：防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造り、又はふかなければならない。 ・開口部：防火地域又は準防火地域にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備を設けなければならない。 ・外壁：防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。 		

表 2-3-2 防火地域の指定状況

令和4年1月28日現在

種類	面積	区域名
防火地域	20 ha	商業地域（おおたかの森東一丁目、おおたかの森西一丁目、おおたかの森南一丁目、おおたかの森北一丁目、平和台1丁目の各一部の区域）
準防火地域	70 ha	商業地域（防火地域以外の区域）及び近隣商業地域（加一丁目、同6丁目、西初石2丁目、同3丁目、大字東深井、松ヶ丘2丁目の各一部を除く。）

(2) 建築物の火災予防

建築物の新築・増改築に際しては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく指導を行うとともに、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく指導により、火災予防の徹底を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、防災、避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

イ 防火基準適合制度による指導

消防本部が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、建築主務課は連携して建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

また、耐震性の向上を図るための指導も合わせて行う。

ウ 建築同意制度の活用

消防法の規定による建築同意制度（建築物の新築、増築等について許可、認可又は確認する権限を有する行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長の同意を得る制度）を効果的に運用し、建築段階から火災予防の徹底を図る。

(3) 都市防災不燃化促進事業

大規模な災害等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化の促進を図る。

第2 防災空間の整備拡大

【みどりの課・河川課・道路管理課・道路建設課・農業振興課・農業委員会事務局】

1 延焼遮断帯の整備

市内を「防災区画」に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路、公園、河川等の延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進めるものとする。

(1) 幹線道路の整備

道路は、平常時には人や物資の運送を分担する交通施設であるが、災害時には避難、救援、救護及び消防活動の動脈となるとともに、火災の延焼を防止するオープンスペースとなる等多様な機能を有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

(2) 河川の整備

河川は、都市部の身近な水辺空間として人々に憩いの場を提供するばかりでなく、災害時には火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難地・避難路等として貴重なオープンスペースとしての役割を担っている。

このため、堤防の耐震性向上を図るとともに、緊急時に河川水を消火用水・生活用水として活用するために水辺へのアクセスを確保する河川整備を促進するものとする。

(3) その他の大規模な公共施設

公共施設の多くは、災害時の避難場所・避難所や様々な救援及び復旧等の災害応急活動の拠点としての活用が図られるが、学校等の大規模な公共施設用地は、防災施設としての機能の維持向上のため緑化を推進し、防災空間の確保に努める。

2 オープンスペースの整備

公園や緑地等は、災害時における避難場所や火災の延焼を防止するオープンスペースとしての防災上の役割が非常に大きい。このため、公園、緑地等の地区ごとの計画的な配置と空き地の集積等を進め、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図ることとする。

さらに、緑地の保全創出・農地の保全に努め、オープンスペースをできる限り多く確保する。

(1) 公園・緑地の整備

防災都市づくりの一環として計画的な都市公園の新設、既設公園の拡充及び再整備を推進するとともに、関係機関との連携を密にして、災害時の防災拠点空間として、耐震性貯水槽の設置等の災害対応施設整備を推進するものとする。また、火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。

さらに、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図ることとする。

《資料100》

(2) 緑地・農地の保全

現在残されている斜面緑地や市街地周辺の緑地を重点的に保全し、緑の都市空間の整備を推進するものとする。

また、その他生産空間として存在する農地については、貴重なオープンスペースとしての役割も果たしているため、保全を図るものとする。

第3 市街地の整備

【都市計画課・まちづくり推進課】

木造家屋が密集している既成市街地及び道路等の公共施設が未整備のまま市街化が見込まれる地域等については、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の不燃化や道路、公園、下水道及びライフライン等の都市基盤整備を行うとともに、防災まちづくりへの規制誘導の検討を行う。

また、地方公共団体又は組合等の施行による土地区画整理事業により、道路、公園、公共下水道等の公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備拡大を進めるものとする。つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業は、防災上安全で健全な市街地となるよう整備する。

《資料99》

第4 建築物の耐震等による安全対策

【建築住宅課・防災危機管理課】

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。市内の既存建築物には、現行の建築基準法の耐震基準に適合しないものが多く存在していることが防災対策調査において判明しており、大震災においては大きな被害を受ける危険性が高いと考えられる。

このため、耐震診断及び耐震改修等の啓発を行い、耐震化を促進し、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図る。

1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に基づく千葉県耐震改修促進計画に基づき策定した流山市耐震改修促進計画により、耐震改修等の促進を図る。

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に基づく千葉県耐震改修促進計画（令和4年3月改訂）に準じ、見直した流山市耐震改修促進計画（令和5年10月改訂）に基づき、耐震診断・耐震改修の促進を図る。さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置づけ、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。

なお、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、啓発していく必要がある。

そこで、市は、国の住宅・建築物耐震改修事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修促進のための施策を推進する。

また、緊急性の高い施設や防災対策拠点施設等の重要建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

(1) 耐震化の目標の設定

地震による死者の発生は建築物、とくに木造建物の倒壊によるものが多いことから、現在の耐震基準に適合しない昭和 56 年以前に建てられた木造建物について、耐震化を推進することとする。

耐震化の目標は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を踏まえ、令和 12 年までに市内全体の建築物における耐震化率を 95%とすることとする。

なお、公共施設等の耐震化については、流山市耐震改修促進計画において 100%と目標を定め完了した。

(2) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

千葉県耐震改修促進計画に基づき作成した流山市耐震改修促進計画により住宅、特定建築物、公共建築物等の耐震改修を戦略的に推進するものとする。

(3) 防災対策拠点施設の耐震性の確保

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、地震災害対策全体に対して果たす役割が大きいため、重点的に推進していく。

ア 公共建築物の耐震改修等

公共施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。なお、小・中学校、高校、消防署、公民館等、防災上重要な施設の内、主要な市有建築物については、全て耐震化が終了している。

イ 民間建築物の耐震改修等

不特定多数の者が利用する民間建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。市は、このような民間建築物の耐震改修等について必要な指導及び助言を行うものとする。

ウ 文化財の防災対策

市は、文化財保護のための防災対策に努めるものとする。

(4) 広報活動等

住民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、建築物の耐震性向上に関する知識の普及、啓発を行うための講演会の開催やパンフレットの作成・配布により、耐震診断・耐震改修についての広報活動を展開する。

(5) 木造住宅の耐震診断、改修

市は、昭和 56 年 6 月に改正された新耐震設計基準以前の木造建物について耐震改修等を促進するため、補助制度等の施策を推進する。

2 落下物対策の推進

(1) 落下物の範囲

地震や風害時に落下又は倒壊し、直接人的被害を及ぼす危険のあるものには、以下のようなものがある。

ア 屋内落下物

- (ア) シャンデリア等照明器具
- (イ) 棚上の物品
- (ウ) 家具等
- (エ) 天井・壁材
- (オ) 窓ガラス

イ ビル関連落下物

- (ア) 窓ガラス
- (イ) 外装材（外壁タイル、モルタル等）
- (ウ) ウインド式クーラー
- (エ) 屋上、屋外広告物
- (オ) 高架式水槽

ウ 道路上の落下・転倒物（倒壊を含む。）

- (ア) 自動販売機
- (イ) 路上への陳列商品等
- (ウ) 屋外広告物
- (エ) 路上に放置された自転車・バイク
- (オ) 倒木
- (カ) 屋根瓦

(2) 建築物の落下物防止対策

近年の災害においては、建築物そのものの被害だけでなく、屋内・屋外の落下物、転倒物による人的被害への対策も課題である。

ア 公共建築物

公共建築物のうち落下物危険度の高い建物を調査把握し、窓ガラスについては飛散防止フィルムの装着又は安全ガラス化を推進していく。

その他、落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図っていくものとする。

イ 民間建築物等

民間病院、複合商業施設、文化的施設等の多くの人が集まる施設等については、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講じるよう管理者に対して、必要な指導・助言を行う。また、地上3階以上

の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修に対して必要な指導・助言を行う。

その他、国道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面する建築物の建築確認に際しては、窓ガラス、屋外広告物等による落下危険がないよう、必要な指導・助言を行っていく。

3 家具・大型家電等の転倒防止

市は、公共施設におけるキャビネット等の転倒防止対策の徹底を図る。

また、家庭や職場における家具・大型家電に対する転倒防止対策は、比較的容易に実施しやすい事項であることから、小・中学校及び高校、商工会議所その他の各種団体等の協力を得て、家具・大型家電の固定の指導及びPRを行う。

4 ブロック塀（石塀、万年塀等を含む。）等の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

ア 住民に対し、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して啓発するとともに、ブロック塀等の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

また、市は既設のブロック塀等の倒壊防止や安全確保のための施策の推進に努める。

イ 市街地内のブロック塀等の実態調査を行い、ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は、通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

ウ ブロック塀等を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀等に対しては生け垣化等を奨励する。

エ ブロック塀等を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

オ 小学校の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものにはブロック塀除却補助金制度を活用して、除却や改修の促進を図る。

5 エレベーターにおける閉じ込め対策

エレベーターにおける閉じ込め防止対策を行うため、市有施設のエレベーターについては、耐震性能の向上、地震時管制運転装置の設置、早期救出・復旧体制の整備等の地震対策を推進する。また、市有施設以外のエレベーターについては、施設の所有者又は管理者に対しては、これら地震対策の普及・啓発等に努める。

6 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ア 連絡協議会の運用

建築防災にかかる諸施策の推進のため、県が行う千葉県建築防災対策連絡協議会(平成7年5月に設立)の活動に積極的に参加し、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努める。

イ 安全対策の啓発

市は、県や民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

第5 ライフライン施設の耐震対策等

【下水道建設課・水道工務課・指定公共機関・地方指定公共機関】

上・下水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

また、ライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要する場合には、都市機能はマヒし、通常の生活を維持できなくなる等、住民の生活に多大な影響を与えることとなる。

したがって、これらの施設については、災害発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じておくことがより重要かつ有効である。このため、各施設の設計指針に基づき、耐震性の強化、代替性の確保及び系統多重化等、被害軽減のための諸施策を実施して、被害の軽減や被災時の早期復旧に備えて万全の予防措置を講じるようにする。

特に、平成23年度に実施した被害想定から市域における各ライフライン施設の被害想定調査結果を活用し、地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を推進していく。

1 水道施設

【水道工務課】

水道施設の安全性を強化するため、老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限に止めるものとする。

(1) 耐震化の指標作成

市上下水道局は、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。

(2) 緊急を要する対策

配水本管の耐震化及び老朽化した塩化ビニル管などの布設替えを進め、管路の耐震性の強化を図る。

(3) 速やかに復旧できる水道づくり

市上下水道局は、流山市水道事業基本計画（流山市水道ビジョン・令和3年3月）に基づき、被災しても速やかに復旧できる水道づくりを進める。

(4) 広域的バックアップ体制の整備等

水道施設の被災に迅速に対応するため、（公社）日本水道協会、流山市管工事協同組合などのバックアップの強化を行うことにより、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を確保する。

また、水道事業者は、発災後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておくものとする。

2 下水道施設

【下水道建設課】

「重要な幹線」及び「その他管路」については、耐震計算を行い、耐震化を優先的に実施することとし、その他の施設については災害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修が容易な構造とし、復旧対策に重点をおいた整備を図るとともに、災害時においても必要最小限の排水機能が確保されるよう耐震補強、被災時に汚水が漏水することを防止するマンホールへの伸縮可とう継手の設置などを行う。

また、施設の維持・管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

3 電力施設

【東京電力パワーグリッド(株)東葛支社】

電力事業者は、各施設の耐災害性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害による被害を最小限に止めるよう万全の予防対策を講じるものとする。

(1) 災害予防計画目標

建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋示方書等の基準水平震度とする。

(2) 防災施設の現況

ア 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2G を下限値とし、地域別及び地盤別、構造種別、重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

(ア) 架空線

軟弱地盤や活断層付近に支持物を付設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるため、その地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、災害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、平常時から計画的な樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時から PR して一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

(イ) 地中線

154kV 以上のケーブルヘッドについては、水平加速度 0.3G、共震正弦 3 波に耐えるよう耐震設計を行っている。

ウ 配電設備

水平最大加速度 0.3G の地震に対し、概ね送電可能な施設設計を行っている。

エ 通信設備

水平加速度 0.5G に耐えるよう機器を設置している。

(3) 設備の保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4 電話施設

【東日本電信電話(株)千葉事業部】

電話事業者は、災害時においても通信の確保ができるように、平常時から設備の防災構造化を実施するほか、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置が行えるよう万全の体制を期すものとする。

(1) 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度 6 強・6 弱に対して軽微な損傷、震度 7 に対しては倒壊を回避する。

(2) 局外設備

ア 土木設備

(ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

(イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

(ウ) 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

イ 線路設備

(ア) 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

(イ) 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

(3) 局内設備

ア 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

イ 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

ウ 停電に対処するため、予備電源装置の設備及び整備を図る。

(4) その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

5 ガス施設

【京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社】

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸規準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は次のとおりである。

(1) 製造施設

ア 施設の重要度等分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

イ 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置及び保安用電力の確保等を行い、二次災害防止を図る。

(2) 供給施設

ア 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

(ア) ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設計している。

(イ) ガス導管材料は、高・中・低圧別に区別し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。

イ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のプロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

(ア) 導管網のブロック化

災害時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

ウ 放散塔の設置

災害時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

(3) 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

(4) その他の安全設備

ア 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、SI センサーの設置を行っている。

イ 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、200 ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメータ）の普及促進に努めている。

第6 道路及び交通施設の安全化

【道路管理課・道路建設課・県東葛飾土木事務所・東日本旅客鉄道(株)
・東武鉄道(株)・流鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】

道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。さらに、火災延焼を防止する防災空間としての役割等、多様な機能を担っている。

したがって、これらの公共土木施設については、事前の予防措置を講じておくことが重要である。このため、適切な幅員を確保した幹線道路による都市の骨格的道路網を計画的に形成するとともに、被害を最小限に止めるための耐震性強化及び被害軽減の諸施策を実施するものとする。

特に、市内においては、場所によって地形等の自然条件が大きく異なり、公共土木施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の自然条件に対応した対策を実施していくものとする。

1 道路施設の整備

市及び他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路、橋梁についての危険箇所及び迂回路を調査して、逐次改良及び補修を実施するよう努めるものとする。

(1) 道路施設の災害防止対策

斜面崩壊等のおそれのある箇所については、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 維持補修及び改良

災害による被害の軽減を図るため、危険箇所については可能な限りの補修を行い、狭小な道路で自動車通行の不可能な道路及び通行上危険な場所については、逐次改良するよう努める。

(3) 道路ネットワークの確保

ア 緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げる等、円滑な道路交通の確保に努める。

イ 市街地の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

ウ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道整備に努めるとともに、電線類の地中化を推進する。

(4) 迂回道路の調査

災害時において道路が被害を受け、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査しておき、緊急事態に備える。

(5) 早期復旧・復興のための事前準備

市では、大規模災害時、速やかに復旧・復興に向けて立ち上げるため、道路区域路線図を作成している。災害に見舞われた地区の街区について、GPS や電子基準点等から復元し、また、道路位置を確定し生活に必要なライフラインの整備を行うことを目的としている。

2 橋梁の整備

災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないように、橋梁の耐震点検や補強工事等の実施を徹底する。特に、災害時の緊急輸送道路として重要な路線の既設の橋梁及び平成8年以前に建設された橋梁については、国、県との連携のもとに耐震点検結果等に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。

また、橋梁の新設や架け替えに当たっては、最新の道路橋示方書に基づき、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。

3 鉄道施設の耐震化等の推進

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、土留、トンネル等を定期的に検査し、耐震性及びその他の災害による被害防止のチェックによる防災強度を把握し、その機能が低下している場合には補強・取替え等の事業を推進するものとする。

第7 河川の整備

【河川課・県東葛飾土木事務所・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所】

1 河川等の耐震化の推進

河川管理施設等の耐震性の点検や耐震性向上の検討を行い、適切な対応策を実施する。特に、地震による樋管、堤防等の被害による浸水等の二次災害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良を行うものとする。

2 応急復旧体制の整備

大震災発生後の二次災害を防止するため、あらかじめ次の事項について整備しておく。

- ア 震度5弱以上の地震発生時における施設点検要領の整備
- イ 要員及び資材の確保
- ウ 応急措置実施要領の整備
- エ 応援協力体制の充実

第8 高圧ガス施設及び危険物施設の安全化

【消防本部】

危険物等施設の火災による死傷者を最小限に止めるためには、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒・劇物、放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化等、新たな危険物に対応する必要もある。

そのために、各危険物等取扱事業所への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保等）作成指導の徹底のほか、消防等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令に基づく危険物施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の耐震性の向上を図る。

1 危険物等に対する災害対策の確立

(1) 被害予測に基づく危険物施設の防災体制の強化

危険物等の貯蔵については、各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各機関の調査・指導が平常時から行われており、その管理状況は比較的良好であるが、災害時には各種ライフラインの途絶や液状化現象のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて災害時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。

また、危険物等の取扱者は、取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。特に、災害時の危険物等施設の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう防災訓練、防災に関する従業員への啓発・育成を図るとともに、体制面の強化を進めていく必要がある。

(2) 自主保安体制の強化

危険物施設等の管理者に対しては、次の自主保安体制について指導徹底を図るものとする。特に、危険物安全週間（毎年6月の第2週）においては、立入検査、自主点検等を実施し、自主防災意識の高揚を図る。

- ア 危険物施設等の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量の把握に努める。
- イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等に関する事項を明確にする。
- ウ 地震による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。
- エ 自衛消防組織等の災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- カ 防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

(3) 危険物施設等の火災予防対策

危険物施設等の火災は、一挙に拡大し、時には爆発を伴い、人命損傷に発展する 경우가多く、消火困難に陥りやすい。そこで、一般の火災予防対策によるもののほか、次の対策を実施する。

- ア 危険物火災予防の実施
- イ 危険物施設における防火管理の実施
- ウ 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
- エ 消防計画及び予防規程に基づく訓練の実施
- オ 危険物施設の自主点検の実施
- カ 危険物安全週間（毎年6月の第2週）を通じて防災知識の普及

(4) 火災予防立入検査の実施

消防機関は、消防法第16条の5に基づく危険物施設の立入検査の実施並びに無許可施設等の危険物の貯蔵、取扱いに対する違反の是正と未然防止を図るため、立入検査を実施する。

(5) 化学消防力の強化

化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努め化学消防力の強化を図る。

《資料106》

2 消防法に定める危険物施設の予防対策

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、災害を防止する。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発等の実施励行により、防災意識の高揚を図る。

(1) 設備面の対策

- ア 危険物施設等の管理所は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)の規定を遵守し、危険物施設の保全及び耐震化に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、貯蔵タンク及び施設の耐震化に努める。また、設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。
- イ 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- ウ 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- エ 防火扉等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
- オ 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- カ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。
- キ 万一の漏えい事故に備えた防油堤や各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 保安体制面の対策

- ア 危険物施設等の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は事業所の管理者に対し、災害防止に必要な助言又は指導を行う。
- イ 既設タンクについて、事業所等に対して常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。
- ウ 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- エ 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- オ 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。
- カ 危険物施設等の管理者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。
また、隣接する事業所間の自主防災組織の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤や流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

3 高圧ガス施設の予防対策

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）により規制される技術基準、取扱基準等に基づき設置、運営され、県が監督しているため、市は県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

法令等により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても必要に応じ耐震化の促進を図る。

(2) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

高圧ガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるときは、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

(3) 保安教育・訓練等の実施

市は、各事業者が高圧ガスによる爆発時の対応又は災害時における安全確保のため、各事業者がそれぞれの状況に応じた計画を作成し、これに基づき連絡通報、応急措置等の必要な訓練を実施するよう指導する。

また、危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者に保安教育の実施を指導する。

(4) 危険時の実施措置

事業者は、高圧ガスによる災害の防止又は災害時のLPガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画するものとする。

ア 危険時の通報

高圧ガス製造所又は高圧ガス充てん容器からガス漏れ等の危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

イ 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県に連絡し、業務の使用停止又は高圧ガスの取扱制限等を速やかに実施する。

4 液化石油ガス施設の安全対策

液化石油ガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

(1) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

液化石油ガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるときは、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、液化石油ガス取扱事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

(2) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(3) 液化石油ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者は、災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(4) 保安教育・訓練等の実施

市は、液化石油ガス爆発時の対応又は災害時における安全確保のため、各事業者がそれぞれの状況に応じた計画を作成し、これに基づき連絡通報、応急措置等の必要な訓練を実施するよう指導する。

また、危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者に保安教育の実施を指導する。

(5) 危険時の実施措置

事業者は、液化石油ガスによる災害の防止又は災害時の液化石油ガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画するものとする。

ア 危険時の通報

液化石油ガス製造所又は液化石油ガス充てん容器からガス漏れ等の危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

イ 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県に連絡し、業務の使用停止又は液化石油ガスの取扱制限等を速やかに実施する。

(6) 消費者の保安対策

販売事業者等は、消費設備の事故防止と災害時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保に努める。

ア 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図るとともに、ガス放出防止機器の設置促進を図る。

イ マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

ウ 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

エ 避難所に指定される可能性が高い公共施設等への安全器具の安全設置を図る。

《資料 49》

5 毒・劇物保有施設等の予防対策

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく製造所等に関する規制事務は、県により実施され安全対策が求められている。市は、県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

(1) 毒・劇物保有施設の実態把握

市は、毒・劇物に関連する施設の届出があった場合、施設の実態について把握するとともに、出火防止等の指導を行う。

(2) 自主保安管理体制の強化

市は、施設管理者に対し、災害時の自主保安管理体制の強化を図るため、以下の点について指導する。

ア 毒物・劇物保有業者が、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして、危害防止を図るよう指導する。

イ 毒物・劇物保有事業者が、日頃から従業員に対する安全教育の実施に心がけるよう指導する。

ウ 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について充分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講じるよう指導する。

エ 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。

(3) 危険時の実施措置

毒物・劇物による災害の防止又は災害時の保安を確保するため、次により危険時の応急措置を実施する。

ア 危険時の通報

毒物・劇物が災害により飛散・流出の危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

イ 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。この場合、関係者等から専門的な防止策を聴取し、危害の防止に努める。

6 少量危険物施設の予防対策

消防署は、市の火災予防条例に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整え、災害防止に努める。

(1) 設備面の対策

- ア 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- イ 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

(2) 保安体制面の対策

- ア タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。
- イ 災害後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- ウ 定期自主検査の完全実施を指導する。

7 火薬類の予防対策

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、下記の対策を指導し災害を防止する。

(1) 製造所への対策

- ア 従事者に対する保安教育の実施を指導する。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

- ア 定期自主検査の完全実施を指導する。
- イ 応急消火設備を設置するよう指導する。
- ウ 延焼防止対策を施すよう指導する。
- エ 火薬類取扱保安責任者の講習会へ講師を派遣する。

(3) 点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

第4節 通信基盤の整備計画

災害発生時には、国、県、市及び防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応策の伝達・指示、応援の要請等の応急対策の速やかな実施を図るためには、情報を円滑に流通させることが極めて重要である。

そのため、平常時から、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図り、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

なお、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への被害が予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や市災害対策本部の災害情報の収集・伝達機能を確保するものとする。

第1 情報収集・伝達体制の整備

【防災危機管理課】

災害時には、警察や消防、さらに市職員を通じて市災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行う必要がある。

また、市災害対策本部からは、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、住民の生命・身体・財産を守り、的確な対応へと導くための情報を伝達しなければならない。

したがって、これらの情報収集・伝達が災害時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や役割の明確化等に配慮して通信基盤及び体制を整備するものとする。特に、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うために、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保しておくものとする。

また、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）等の最近の地震災害では、被災地情報・安否情報の発信や確認において、インターネットやアマチュア無線の有効性も確認されている。したがって、これらの愛好家の協力も得て、情報収集・伝達体制の補強を図るものとする。

第2 災害通信施設の整備

【防災危機管理課・消防防災課】

災害時における通信の基本は、防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方の情報連絡体制を確保すること等に留意するものとする。

また、市は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。

1 無線施設の現況

本市における災害時の情報収集又は情報連絡に使用する無線施設は、次のとおりである。

(1) 市災害対策本部（市役所）

ア 市防災行政無線

現在、市の防災行政無線としては、固定系と移動系の無線が整備されている。

移動系子局は、車載型無線機と携帯型無線機がある。

固定系子局は、屋外拡声装置と戸別受信機がある。

また、放送内容が自動的に流れる防災行政無線テレホンサービスがある。

イ MCA 無線

市と避難所、病院、警察、公共交通機関等との通信手段の確保のため、双方向情報通信装置（MCA 無線）が整備されている。

《資料 27～34、様式 26～33》

(2) 流山市消防本部消防防災課

消防本部専用の通信手段の確保のため、消防救急デジタル無線及び署活動系無線が整備されている。

ア 消防救急デジタル無線

(ア) 消防本部、各消防署には、基地局無線設備、車載型無線機、可搬型無線機、卓上型無線機、携帯型無線機及び受令専用機がある。

(イ) 消防団には、車載型無線機がある。

イ 署活動系アナログ無線

消防本部、各消防署には携帯型無線機がある。

(3) 流山市上下水道局水道工務課

上下水道局には、車載型無線機、携帯型無線機がある。

2 有線の整備

(1) 有線の通信施設

- ア 防災関係機関の電話及び FAX
- イ 民間協定団体の電話及び FAX

(2) 災害時優先電話

災害時に一般電話が異常輻輳し通話が不能であっても優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が、東日本電信電話(株)(NTT 東日本)により市役所、消防、病院のほか市関係施設に設置されている。また、KDDI(株)(au)により、市民生活部長及び防災危機管理課長が保有する携帯電話について、「災害時優先電話」の指定を受けているので、災害時の通信・連絡に有効的な活用ができるよう関係部課は、「災害時優先電話」の所在(設置箇所)を普段から確認しておく必要がある。

3 情報通信設備の整備

市は、災害時の通信手段の確保のため、多様な情報通信施設及び通信網の整備を図るものとする。また、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策等に努める。

(1) 防災行政無線の整備

広く市民に必要な情報を速やかに伝達するための固定系無線局は、令和 2 年度に更新整備を進めた。

今後は、アナログ無線の機能維持や代替機についての検討を進めるものとする。

(2) 消防無線の整備

千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画(平成 19 年 3 月策定)に基づき、県域を 1 ブロックとした消防救急デジタル無線網を整備し、平成 25 年 4 月から運用を開始している。

(3) MCA 無線、トランシーバー等の拡充

市は、現場において円滑に応急活動を実施するため、MCA 無線、トランシーバー等の拡充に努める。

(4) インターネットを利用した伝達手段

流山市安心メールにより、避難等の災害情報や災害時のひったくり・空き巣などの犯罪発生情報等を発信する。その他、Yahoo!防災速報、ホームページ、SNS、エリアメール(緊急速報メール)、Lアラート(災害情報共有システム)等を利用して災害情報等を発信する。

《災害対策基本法第 57 条》

(5) 新たな情報伝達手段の整備

近年の急速に発展している情報通信技術を取り入れ、音声、文字、映像等多様な通信手段により容易な状況把握が可能となるよう検討する。

(6) 情報通信設備の耐震化等

情報通信設備の耐震化等の災害対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意するものとする。

ア バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信回線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

イ 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び発動発電機等の整備に努める。

ウ 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

《資料 27～29》

第3 県の災害通信施設

【防災危機管理課・県】

1 県防災行政無線（衛星系・地上系・移動系）

県防災行政無線は、防災情報の受伝達を行うための根幹となる通信手段であることから、災害発生時においても安定した運用が確保できるように地上系と衛星系で二重化した通信回線を整備している。

また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第2世代地域衛星通信ネットワークを利用する。（災害通信連絡系統図参照）

ネットワークの主な機能等は次のとおりである。

ア 個別通信機能

イ 一斉通報機能

ウ 映像伝送機能

エ 高所カメラシステム

オ IP データ伝送機能

カ テレビ会議システム

キ 移動系通信システム

ク ネットワーク監視システム

(1) 地上系

県庁、地域振興事務所、市町村、及び消防本部等の間を光ファイバー回線で、また、県庁、地域振興事務所、土木事務所、気象台等の間を多重マイクロ回線で結んでいる。

(2) 衛星系

県庁、県民センター（事務所）等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等防災機関の間を衛星系通信回線で結んでいる。また、回線設定が容易で県内外から通信が可能な衛星通信車を整備し、災害現場の映像伝送や被災市町村の応急通信回線として多様な活用を図っている。

(3) 移動系

全県を通信エリアとする全県移動系無線及び中継回線としての地上系無線を整備し、運用している。全県移動系無線は、災害時に県庁等と被災地との通信手段として被害状況等を把握する上で重要な回線である。

2 千葉県防災情報システム

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での、被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化、共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するシステムを運用している。

被害情報、気象情報、地震情報のほか、災害対策調整（地図情報、物資調達・輸送調整等）、映像情報、県民との情報、職員参集等の機能を持つ。

(1) システムの特徴

ア 県民との防災情報の共有化

県民へのインターネットによる避難指示、被害情報、気象情報、ライフライン情報等の提供が行われている。希望者にはメール配信も行われている。

イ 防災情報の迅速かつ的確な収集・伝達・処理

システム機能の充実・強化と通信回線（光化）の高速・大容量化がされている。

ウ 情報通信技術（ICT）を活用した災害に強いシステム

各サーバの二重化に加え、県防災行政無線回線がバックアップ回線として利用されている。

(2) 整備概要

ア 県庁内にシステムサーバ群を設置し、県出先機関、市町村、消防本部等 130 機関の端末装置の間を電気通信事業者の光回線で結び、

- ・ 被害情報、避難指示等の収集及び集計
- ・ 気象情報、地震情報、津波情報等の伝達
- ・ 防災関連情報のデータベース化

等を行うためのシステムが整備されている。

イ 県民に防災情報を提供するため、システム内に情報を集約した「防災ポータルサイト」が設置されている。

ウ 県災害対策本部審議を情報面で支援するため、被害情報、災害現地の映像等を提供する大型表示装置に更新されている。

(3) システムの機能

ア 被害情報処理機能

市で把握した被害情報等をシステム端末により登録し、県庁のサーバでデータベース化した後、災害対策本部や端末装置設置機関等に情報提供する。

イ 実況監視処理機能

気象情報提供会社から配信を受けた気象情報や県土整備部が整備した水防テレメータシステムで収集した雨量・水位情報を情報端末装置等から検索し、気象情報等の実況監視を行う。また、緊急を有する情報については、ポップアップにより通知を行う。

ウ 災害対策調整機能

災害危険箇所・区域、避難所、備蓄物資、災害履歴等の情報を一元管理し、端末装置等から必要な情報を検索する。

(ア) 地図情報

電子化された基本地図上に災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示する。

(イ) 物資調達・輸送調整等

県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食糧、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。

エ 映像情報処理機能

県警や千葉市消防局等のヘリテレ映像や県等が設置する高所カメラによる映像等を蓄積及び配信する。

また、GPS・カメラ付携帯電話を用いて災害現場等からの画像情報を収集し、地図上に表示を行う。

オ 県民との情報共有機能

多言語に対応した防災ポータルサイトを通じて地震情報、気象情報、被害情報等を提供する。また、防災メールの登録者に対し、防災に関する各種情報を提供する。

カ 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じて携帯電話のメール機能を活用し、関係職員の自動参集を行う。

キ その他の付加機能

システム専用パソコンには、関係機関間の連絡用ツールとして次の機能を付加している。

- ・ eメール
- ・ ビデオチャット
- ・ インスタントメッセージ

3 千葉県震度情報ネットワークシステム

県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、国立研究開発法人防災科学技術研究所や気象庁、千葉市及び松戸市の82地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。

本市ではその震度情報を、市災害対策本部の設置等、迅速かつ的確な初動体制の確立や応急対策活動に活用するものとする。

第4 警察における災害通信網の整備

【防災危機管理課・流山警察署】

災害の発生に備え、又は災害時において、災害救助・災害復旧等に際し警察活動の能率化のため、警察が設置した警察専用通信設備がある。

市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用できる。

第5 東京電力パワーグリッド(株)における災害通信施設の整備

【東京電力パワーグリッド(株)】

東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

《資料35》

第6 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設等の整備

【東日本電信電話(株)千葉事業部】

東日本電信電話(株)千葉事業部は、市内の防災関係機関等の通信確保のため、移動電源車、可搬型無線車及び衛星車載車等の確保に努める。

第7 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備

【(株)NTTドコモ千葉支店】

(株)NTTドコモ千葉支店においては、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要綱を制定しており、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒態勢及び非常災害時の措置を定めている。

第8 KDDI(株)における災害通信サービス施設の整備

【KDDI(株)】

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信施設の防災設計を行っている。

また、主要施設については、予備電源を設置している。

第9 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備

【ソフトバンク(株)】

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

第10 非常通信体制の整備

【防災危機管理課】

市は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備拡充に努める。

1 非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い通信方法の習熟と通信体制の整備充実に努める。

2 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

第11 アマチュア無線の活用

【防災危機管理課・秘書広報班】

市は、災害時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの担当窓口を定めておくものとする。

第5節 防災施設の整備計画

第1 防災拠点等の整備

【防災危機管理課】

市は、自主防災組織の育成を図り、住民の生命、財産を保護する上で重要な役割を占める防災拠点施設等を整備する。

整備に当たっては関係機関等と緊密な連携を図りつつ、対応する災害に応じて防災拠点施設等の耐震化、浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めることとする。防災拠点施設は、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものとする。

市は、備蓄拠点を設ける等の体制の整備に努め、生活の維持に必要な生活水の供給についても施設の整備を進める。

第2 防災用備蓄の推進

【防災危機管理課・商工振興課・農業振興課・健康増進課・
社会福祉課・水道工務課・経營業務課・県水政課・日本赤十字社】

備蓄の基本的な考え方については、流山市備蓄計画で定めており、その概要は次のとおりである。

- ・ 公的備蓄の対象者、備蓄品目の選び方、目標数、今後の整備目標の明示
- ・ 市民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進
- ・ 企業、自治体等との協定による物資の調達及び流通備蓄の活用
- ・ 防災備蓄倉庫の整備計画

《資料 35、112、113》

帰宅困難者への飲料水と食糧の備蓄は、備蓄目標の達成後に検討する。

さらに、市、県、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図るものとする。

また、市は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低限備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

このほか、次に示す事項の活用及び検討を行う。

1 飲料水・生活水の確保

(1) 拠点応急給水所の整備

災害時には、停電等による水道機能の一時停止も懸念されることから、浄水場の配水池を有効活用する。

《資料110》

(2) 応急給水栓設置施設

市内小中学校に応急給水栓を設置する。

(3) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

市は、災害により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行い、給水用資機材及び給水車等の保有状況及び給水能力を常に把握しておく。

- ア 給水車
- イ 給水タンク
- ウ 浄水器
- エ ポリタンク
- オ 飲料水袋

(4) 災害用井戸

指定避難所となる小中学校、公民館等に設置した災害用井戸の水質検査を実施する。

また、地域住民に対し、災害時に生活用水として使用することを目的に、井戸の登録を募集する。

《資料111》

2 食糧・生活必需品・資機材の確保

備蓄計画において、発災後3日間に必要な品目を定めているが、過去の災害を踏まえ、その他に高齢者や乳幼児などの要配慮者や女性に配慮した品目など様々なニーズが考えられるため、これらは外部から調達するものとする。

3 物資の受入れ

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。

また、市は、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資拠点を選定するにあたっては公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

ただし、住民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接避難所で受入れることができるものとする。

4 市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築する必要がある。市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

5 医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達体制の整備

(1) 常用備蓄の整備

緊急医薬品等については、「災害拠点病院」において、平常時の病院業務の中で可能な限り必要備蓄量を管理・確保する形態での常用備蓄を行う。

(2) 流通備蓄の整備

緊急用医薬品については、市薬剤師会又は卸売業者等の協力を得て、平常時の薬局等業務の中で医薬品等の在庫量を情報管理・確保する形態で流通備蓄を行う。

ア 「流通備蓄主体」の役割（平常時）

(ア) 「流通備蓄」による災害医薬品等の管理・確保に努めるものとする。

(イ) 県の「救急医療情報システム」へ物品管理状況の情報提供を行うものとする。

(3) ベッド等の医療資機材の備蓄

緊急に必要な応急ベッド等の医療資機材については、災害拠点病院及び二次医療圏ごとに一定数を備蓄するものとし、災害時には災害規模に応じて、救護所、災害拠点病院又は災害協力医療機関に供給するものとする。

(4) 後方供給体制

災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（以下「支援医薬品等」という。）の受け入れは県が行い、県から支援医薬品等を受領する。

また、市薬剤師会の協力を得て、支援医薬品等の仕分け等に携わる要員及び搬送車両の確保に努める。

(5) 血液製剤の供給体制

輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、献血者登録制度の充実を図り、災害時の輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、血液検査体制の充実に努める。

第3 水防用資機材の点検・整備

【河川課】

市は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備する。水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるよう整備に努める。また、毎年台風期前に点検整備し、不足の場合は補足配備する。

表 2-5-1 水防倉庫

対 象 河 川	名 称	設 置 場 所	管 理 団 体
江 戸 川	流山市水防倉庫	流山市流山9丁目500番地の43	流山市

第4 河川への消火用水確保施設の整備

【消防防災課】

都市における河川空間は火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能を併せ持っている。

市は、消火用水の確保、施設の整備が必要な河川等の調査を実施する。

第5 災害対策本部組織体制の拡充

【防災危機管理課】

1 防災拠点等の機能確保

市は、市庁舎や市消防本部庁舎等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等にも努める。

また、新しく体育館等の防災拠点を新設する場合は、避難所機能だけでなく、医療・防疫活動が行えるような施設となるよう、設備を備える。

さらに、市は、物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた通信設備の整備を図るものとする。

また、災害時等にライフラインが断絶した場合に備え、防災拠点等において必要な電力の供給や飲料水の提供等が行える物資等供給拠点としての整備について検討する。

2 キャビネット等の転倒防止対策

災害時において、庁舎内にいる職員及び来庁者等の安全確保、並びに執務環境の確保のため、庁舎内のキャビネット等の転倒防止対策の徹底を図るものとする。

第6節 広域応援協力体制の整備計画

市域が大規模災害に見舞われた場合には、市だけですべての対策を実施することは困難であり、また近隣の市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は応援協定の締結等により、他の地方自治体等との相互の連携を強化して、防災組織に万全を図る必要がある。

第1 市町村間の相互応援

【防災危機管理課・消防防災課】

1 協定の締結

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定に基づき、近隣の市町村に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結されている協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

なお、消防関係については、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防間において「千葉県広域消防相互応援協定」を締結しているため、市では、相互の連絡調整を密にし、各種災害に対応するものとする。

《資料35》

2 応援要請・受入体制の整備

市は、災害時に応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう、担当者名簿の交換、応援要請手続、情報伝達方法等の応援要請体制、受入窓口や指揮連絡系統、活動拠点、受入れのための設備の整備等の応援受入体制についての応援受入計画を整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

また、平常時から協定を締結している他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

それでも十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく、国への応援を要請する。

第2 国、県の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

【防災危機管理課】

市は、災害時の国、県の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

第3 公共的団体との協力体制の確立

【防災危機管理課】

市は、区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、災害時において応急対策に関し積極的な協力が得られるよう、協力体制を整えておくものとする。

このため市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

《資料35》

第4 民間団体との協定締結の推進

【防災危機管理課】

災害時に応急対策活動について迅速かつ的確に対応するため、製造・流通業者との間において、物資の提供に関する応援協定を締結しているが、なお一層協定締結を推進する。

また、市内商業施設等に対し、帰宅困難者等の一時収容に関する協定の締結を推進する。

第5 他市町村の災害時における応援活動のための体制整備

【防災危機管理課】

市は、被災市町村から応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられかつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両及び作業手順等について支援計画を整備しておくものとする。

その際職員は、派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制がとれるようにしておくものとする。

また、日常から研修及び訓練を実施しておくものとする。

第7節 避難対策

災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、避難施設の確保・整備に努める。

第1 避難施設等の整備

【防災危機管理課・コミュニティ課・市民課・介護支援課・高齢者支援課
・障害者支援課・子ども家庭課・保育課・学校教育課、学校施設課】

1 避難場所及び避難所等の確保

発災後、危険から逃れるために避難する住民を受け入れる場所を確保するとともに、住居を喪失する等引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、新東谷地区及び上新宿地区に整備された防災広場は、救援部隊等の活動拠点、ヘリコプターの臨時離着陸場（新東谷のみ）、防災訓練の実施等積極的に活用する。

キッコーマンアリーナ（市民総合体育館）は、防災備蓄倉庫、防災設備を備えていることから、防災の拠点として施設を使用する。

さらに、江戸川の堤防が決壊又は氾濫した場合、浸水想定区域内の住民等が一時的に避難できるよう、民間施設等との協定締結を検討する。

2 避難場所、避難所及び広域避難場所の指定

市は、居住場所を確保できなくなった者に対して収容保護を目的とした安全な場所を考慮し、避難場所、避難所及び広域避難場所を指定する。避難場所等の選定は次の点に留意する。避難場所や避難所を指定及び取消をしたときは、県に通知するとともに公示する。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、

地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

《災害対策基本法第49条の4、災害の危険から一時的に安全が確保される場所。》

指定緊急避難場所の指定の目安を以下に示す。

- ・なるべく避難所を兼ねられる施設があること。
- ・情報の伝達上の便利が得やすいこと。
- ・なるべく四方に出入口が常時確保されていること。
- ・概ね2,500m²以上の面積を有する都市公園、緑地、学校のグラウンド、その他公共施設等であり、迅速な開設が可能である管理体制であること。
- ・各災害に対する耐災害性に優れていること。

地震：この他に指定避難場所までの距離が遠く、空き地や田畑の多い地域については、神社、公園、緑地等を一時的に身の安全を確保する場所として利用する。

崖崩れ、土石流、地滑り：土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に当てはまらないこと。

洪水：洪水ハザードマップに想定されている浸水想定区域の水位以上の高さに避難スペースがあり、階段その他の有効な避難経路を有すること。

内水：当該地及びその周辺に浸水等の履歴がないこと。

大規模な火事：広域避難場所等のオープンスペース。

イ 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

《災害対策基本法第 49 条の 7 災害の危険から逃れるため、または住宅の損壊等により生活の場が失われた場合に、一定期間滞在が可能な施設》

ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

指定避難所の指定の目安を以下に示す。

- ・被災者が滞在できる規模であること。
- ・公共施設等速やかに被災者を受け入れられる構造であること。
- ・耐震性、耐火性を有するなど、各種災害による影響が少ないこと。
- ・指定避難所又はその周辺で備蓄施設を有し、物資の輸送が比較的容易な場所にあること。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。

(エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。

(オ) 避難所における公衆無線 LAN 等の整備に努める。

(カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

(キ) 避難所に食料(アレルギー対応食品等を含む)、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資器材等の整備及び生活相談職員等の配置等に努める。

- (ケ) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ避難することができるよう努める。
- (コ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (サ) 市は、避難に関するマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (シ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ス) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (セ) 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進める。
- (ソ) 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、意識の普及、徹底を図るものとする。

(3) 広域避難場所の指定

指定緊急避難場所が災害により危険な状態にある場合には、最終的に避難する場所として広域避難場所を指定する。

広域避難場所の指定の目安を以下に示す。

- ・相当程度のオープンスペースが確保されていること。
- ・火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が考慮されていること。
- ・情報の伝達上の便利が得やすいこと。
- ・敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として、耐火建造物であること。
- ・なるべく四方に出入口が常時確保されていること。
- ・オープンスペースは、なるべく公共施設であること。

《資料 107》

3 避難所の耐震性の確保

市は、平常時から建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、指定避難所に指定されている学校施設等で昭和56年度以前に建築された建物については耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、又は災害時に直ちに供給できるよう準備に努める。

なお、必要と思われる備蓄品の主なものは、次に示すとおり。

- ア 食糧、飲料水等
- イ 生活必需品（毛布、簡易トイレを含む。）
- ウ 照明機材（非常用発電機を含む。）
- エ 炊き出しに必要な資器材及び燃料
- オ 給水用資器材
- カ 救護所及び医療資器材（常備薬を含む。）
- キ 工具類
- ク 避難者情報作成用具類
- ケ 要配慮者に対する意思疎通支援のための資器材

また、設備については、備蓄物資を保管する備蓄倉庫、災害用井戸又は耐震性貯水槽、通信機材の整備を行う。

5 ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

避難所における緊急時のヘリコプターの臨時離着陸場については、特に、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じるものとする。

また、市内における民間のヘリコプターの臨時離着陸場施設と災害協定締結等の連携強化を図る。

第2 避難誘導體制の整備

【防災危機管理課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課・都市計画課・道路管理課】

1 避難計画の作成

市及び防火管理者は、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在を住民に周知徹底を図るものとする。自治会、自主防災組織は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、地域別に避難場所、避難路、避難指示等の伝達体制、避難誘導體制等を示した避難計画を作成して、地域住民の避難の安全・迅速・円滑化を図る。また、市は、避難計画の作成に際し、支援・助言等を行う。

なお、多様性（性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等）を考慮し、適切に誘導するための体制整備に留意する必要がある。

2 安否確認方法の検討

住民の安否確認については、各避難所において、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難行動要支援者支援団体等で行うものとする。

3 避難誘導體制の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難場所標示板や案内板の整備・維持管理に努める。また、要配慮者にも配慮した分かりやすい表示方法等についても、十分検討する。

第3 避難所の開設・運営体制の整備

【防災危機管理課・コミュニティ課・市民課・保険年金課・介護支援課・高齢者支援課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課・生涯学習課・スポーツ振興課・公民館・図書館・博物館・学校教育課・学校施設課・環境政策課】

1 避難所運営体制の整備

避難所の開設・運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うため、市は、平常時から避難所運営体制の整備を進めるものとする。

平常時から各避難所に主に避難する自治会や自主防災組織、施設管理者等が避難所運営について協議し、避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成するとともに、定期的に避難所運営訓練を実施する。

避難所運営体制は、概ね次の構成員とし、役割等や緊急時の行動手順について避難所運営マニュアルに明記する。また、構成員については、女性の参画の促進に努めるものとする。

表 2-7-1 避難所運営体制（構成員及び主な役割例）

構成員	主な役割	避難所開設時の役割
市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。
施設管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ
指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。
自治会・自主防災組織	避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他	市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。

2 避難所運営マニュアルの作成

県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、各避難所において、積極的に女性の参画を得ながら「避難所運営マニュアル」を作成する。

さらに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者への支援、避難者のプライバシーの確保、女性への配慮等に十分留意し、地域における生活者の多様な視点を避難所運営マニュアルに反映させるものとする。

3 ペット対策

市は、ペットとの同行避難ができるよう「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県令和4年3月改訂）に基づき、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成及びペットとの同行避難訓練の実施に努める。

また、飼い主の被災等によるペットの遺棄や逃げ出した動物の保護については、松戸保健所（松戸健康福祉センター）、東葛地域獣医師会、動物愛護センター等の関係機関に相談しながら、対策の整備に努める。

第4 帰宅困難者対策

【防災危機管理課】

市は、災害時における帰宅困難者対策について、関係機関と協力して以下の課題に取り組むものとする。

1 帰宅困難者の発生の抑制対策

(1) 基本原則の周知・徹底

市は、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 企業・学校等への要請

市は、市内の企業・学校等に対して、災害が発生した場合や、発生するおそれがある場合は、従業員・生徒等のほか、訪問者・利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請する。気象情報等により鉄道等の停止が予想される場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害のおそれがなくなってから帰宅を促すよう要請し、帰宅困難者の発生抑制対策を図る。

また、従業員、生徒等の一時収容に必要な水・食糧、毛布等の備蓄を要請するとともに、通勤・通学時間帯における発災に際しては、それらの備蓄品を市が実施する帰宅困難者対策の為に提供することを含み協定の締結に努める。

(3) 安否確認手段の周知

市は、日頃から「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知する。

2 帰宅困難者への支援対策

(1) 一時滞在施設の確保及び避難誘導體制の検討

市は、耐震性等の安全性を考慮して公共施設のみならず、民間事業者とも協議を行い、帰宅困難者の一時滞在施設の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者の避難誘導體制を構築する。また、一時滞在施設は、あらかじめ広報紙や立看板等を掲示して周知する。

(2) 施設等に避難した避難者・帰宅困難者等への対応の検討

災害時には多数の帰宅困難者等が駅周辺等の避難所等に集まることが想定されるため、市は、帰宅困難者等の避難所への受け入れの可否、サービス提供内容、満員となった場合の対応等について、マニュアル等にあらかじめ定める。

また、企業や学校等においても、施設における外部からの避難者、帰宅困難者等への対応をあらかじめ決めておくよう要請する。

(3) 情報収集・提供体制の検討

災害時には、多数の帰宅困難者が駅周辺や駅近くの避難所等に集まることが想定されることから、市は、災害時における交通情報や駅周辺及び避難所等の混雑情報等の収集、また、正確な情報提供に必要な体制を検討する。

3 徒歩帰宅者への支援対策

市は、九都県市首脳会議における協定締結事業者のほかに、市内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

さらに、飲料水や災害用トイレ等の備蓄を促進するとともに、地域の避難所に指定されていない公的施設等の活用、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等との協定締結、沿道自治会や事業者等による徒歩帰宅者への支援活動の促進等、飲料水やトイレ等の提供体制を検討する。

4 帰宅困難者の搬送体制の検討

帰宅困難者に対する交通情報の伝達やバスによる代替輸送等の対策について、県、関係機関と連携して検討する。

第5 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

《災害対策基本法第86条の7》

【防災危機管理課】

市は、避難所外被災者マニュアルを整備し、指定避難所外に避難する被災者や、他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを用意かつ確実に受けることのできる体制の整備を図るものとする。

第6 住宅に関する対策

【建築住宅課・防災危機管理課】

1 応急危険度判定の実施体制

市は、建築物の応急危険度判定を円滑に行うため、応急危険度判定士の受入体制等について整備をしておくものとする。

2 応急仮設住宅建設候補地の確保

災害救助法が適用された場合、県は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行う。そのため、市は、定期的に応急仮設住宅建設候補地のデータ更新を行い、災害時に備える。

3 民間賃貸住宅等の把握

市は、災害時における被災者の住宅として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害時に利用可能な民間賃貸住宅の把握を速やかに行えるよう、不動産関係団体と協定を締結している。その他宿泊施設等とも協議を行う。

《資料 35》

第8節 災害医療体制の整備

大規模な災害が発生した場合における死傷者を最小限にとどめるため、救急・救助体制を整備し、救急対応力の強化を図る。また、医療救護活動を円滑に実施するため、市医療救護活動マニュアルに基づき、救護班等の派遣体制を整え初期医療に対応する。

さらに、救護班及び救護所の機能を十分に発揮するため、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。

第1 救急・救助体制の整備

【防災危機管理課・健康増進課・消防防災課・消防署・医療機関】

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と協力して、広域的又は局地的に多発することが予想される救急・救助要請に的確に対処するため、必要な救急・救助体制の整備・充実を図る。

また、住民の自主救護能力の向上に努めるとともに、災害時の重傷病者優先方針への理解協力を得るよう、広報活動に努める。

1 救急・救助体制の整備

医療機関との連携を強化するとともに、救急・救助隊の整備充実を図る。また、大規模災害の発生により、多数の傷病者が出た場合を想定し、救急患者のプレホスピタル・ケアに対応する救急救命士の増員、高規格救急車両の配備、その他救急資機材の備蓄を推進する。

2 関係者とその役割

(1)市民

- ア 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- イ 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- ウ 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

(2)市

- ア 災害時に医療救護活動を行えるよう、救急・救助体制を整備する。
- イ 地域防災計画に基づき、医師会や関係機関と協力しながら市医療救護活動マニュアルを整備する。

ウ 県の災害医療本部及び災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施できるよう訓練等を行う。

エ 市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。

3 住民の自主救護能力の向上等の推進

住民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、応急救護知識、技術についての講習会の開催やパンフレットの作成・配布により、住民への普及に努める。

また、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

第2 初期医療体制の整備

【防災危機管理課・健康増進課・医療機関】

1 救護所の環境整備

- (1) 救護所には、傷病者に応急対応するため、医療品・衛生材料等の救急キット・救護所BOXを配置し、適切な維持管理を行う。
- (2) 救護所に指定した学校には、MCA無線を配備するとともに、定期的に試験通話を行う。
- (3) 救護所は、地域の状況、交通状況、災害医療協力病院、医療関係者数の状況を考慮して配置数・配置場所を見直すことがある。

2 救護所における配置要員

救護所配置要員（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・事務員・市職員）への研修を実施する。
また、各組織において、配置要員の連絡体制を整える。

3 訓練

訓練は、市医療救護活動マニュアルに基づき、関係機関の連携により実施する。
また、訓練を通じて市医療救護活動マニュアルを検証し、より実効性の高い災害医療体制の整備や災害時への即応体制の確立を図る。
また、訓練の内容は関係者と協議し、決定する。

4 災害医療対策会議

平常時に災害医療に関して関係機関が話し合う場として、定期的に「流山市災害医療対策会議」を開催し、各関係機関の連携を図る。

- (1) 市医療救護活動マニュアルの見直し
- (2) 関係機関の連絡網（通信手段）の整備
- (3) 訓練の計画や、実施後の検証
- (4) 住民への啓発方法、内容の検討等

5 住民への啓発活動

(1)概要

災害医療の充実を図る観点から、防災・医療・保健・福祉の所管部署が連携し、市医療救護活動マニュアルの仕組みや災害時に市民がとるべき行動及び日頃からの危機管理、防災訓練の大切さや情報の周知・徹底等について市民に周知啓発を図り、災害に強い、安全で安心なまちづくりを進める。

(2)手段等

啓発活動は、概ね次の手段により実施するものとし、内容は関係者と協議して決定する。

- ア 広報紙・ホームページ等の活用
- イ 出前講座、まちづくり会議、研修会等の活用
- ウ 自主防災組織との連携による訓練の実施

第3 後方医療支援体制の整備

【防災危機管理課・健康増進課・社会福祉課・消防防災課・医療機関】

1 後方医療支援体制の整備

救護班による対応が困難な重傷患者等を収容するため、県指定の医療活動拠点や市内の拠点となる民間病院等への要請の後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。

また、県や日本赤十字社の医療救護班等の派遣要請についても関係機関等と調整を図り、その体制整備に努めるものとする。

2 応援医療体制の整備

市及び市内拠点病院は、県が指定した災害時における地域の医療拠点として二次救急を担う後方指定病院との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議のうえ体制を確立し、そのために必要となる設備機器についての整備を促進する。

3 拠点となる病院の機能強化の要請

市は、市内の医療拠点となる病院について、必要に応じて次の機能強化策を推進するよう要請する。

- ア 建物、医療機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進
- イ 夜間、休日等の災害時における医師、看護師等のスタッフを迅速に確保する体制の整備
- ウ 多数の患者を一時受入れ、処置するための体制及び活動に備えたマニュアル等の整備

4 患者受け入れ先の確保

傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、災害時の速やかな受け入れに努める。

5 負傷者の搬送体制の整備

(1) 陸上の搬送

陸上の搬送については、道路管理者、警察署及び関係機関等との連携調整を図り、緊急輸送道路や緊急輸送車両の確保体制を整備する等、効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) ヘリコプターによる搬送

陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態に備え、千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要綱により、千葉市消防局警防部指令課へ要請するか、日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリコプター、君津中央病院ドクターヘリコプターや自衛隊ヘリコプターを活用した緊急搬送を迅速に行うため、あらかじめヘリコプターの臨時離着陸場を指定するとともに、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

《資料 15～20、様式 4～18》

第9節 要配慮者の安全確保対策

市及び要配慮者が入所あるいは通所する要配慮者利用施設（幼稚園・保育所・社会福祉施設等）等の管理者（以下「施設管理者」という。）等は、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時における避難行動要支援者の安全確保に努める。

また、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安全確保のため、市は、地域住民、自主防災組織及び避難行動要支援者支援団体等の協力のもと、平常時における地域の避難行動要支援者の実態把握と災害時における情報の収集・伝達及び避難誘導等の支援対策の確立に努める。

さらに、市は健康福祉部を中心とした横断的組織を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。

なお、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正を受けて策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び令和3年の災害対策基本法の改正により努力義務化された、個別避難計画の作成を進め、避難行動要支援者の安全確保対策に努める。

第1 要配慮者に配慮した社会環境の整備

【高齢者支援課・障害者支援課・社会福祉課・介護支援課・子ども家庭課・保育課・まちづくり推進課・みどりの課・道路建設課・道路管理課・要配慮者利用施設等管理者】

1 バリアフリー化の促進

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した整備はもちろんのこと、都市施設全般のバリアフリー化を促進する。

2 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

災害時においては、行政で対応できる範囲に限界があるため、地域の住民やボランティア等と協力し合い、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

したがって市は、施設管理者、地域住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から要配慮者を地域で支える体制を整備し、災害時にもその体制のもとに要配慮者を守るようにしていくものとする。

また、平常時、災害時を問わず、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を推進し、連携を深めるとともに、これらの活動等を通じて人と人とのつながりを深める温かいまちづくり、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにも配慮する。

第2 在宅要配慮者への対応

【高齢者支援課・障害者支援課・社会福祉課・介護支援課・
子ども家庭課・保育課・要配慮者利用施設等管理者】

災害時に迅速な救助活動を実施するためには、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、平常時から避難行動要支援者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

1 要配慮者全般への対応

(1) 要配慮者自身の備え（自助）

災害時に円滑な避難を行うため、避難行動要支援者名簿への登録と、支援者等への情報提供に協力する。災害時には、自治会、自主防災組織・民生委員・児童委員などの支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。

そのため、要配慮者自身において、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい、助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、家具の転倒防止対策、非常時の連絡先の確認等、できる範囲で自助を行うものとする。

(2) 地域における支援（共助）

災害時における高齢者や障害者等の要配慮者が在宅での避難生活を送る中で、健康状態の悪化などが発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する安否確認や避難誘導は、隣近所、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などによる地域の支援が重要となるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制を整備する。また、巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや松戸保健所（松戸健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

(3) 電源の確保

市は、関係機関等と連携して停電時に電源を必要とする在宅難病患者を把握し、電源の確保等、対応策について検討する。

(4) 個々の症状に応じた対応

集団で生活を営むことが困難な要配慮者に配慮し、空き教室を利用するなど、個々の症状に応じた対応を検討する。

(5) 情報の伝達及び緊急通報システム等の整備

市は、高齢者や障害者等の要配慮者については、その状態に応じた緊急通報システムの整備や文字放送受信装置の普及を行い、情報伝達体制を確立するよう努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図ることとする。

また、市は、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置等の推進にも努める。

(6) 相互協力体制の整備

市は、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

また、市は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(7) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、要配慮者の防災行動マニュアルの策定等、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。また、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

さらに、市は、地域住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

(8) 福祉避難所の確保

市は、要配慮者の避難を想定し、「福祉避難所」を指定するとともに、平時から要配慮者及びその支援者に対し積極的な周知に努める。「福祉避難所」とは、バリアフリー化されている等要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を指す。また、福祉避難所を活用することが必要な在宅の要配慮者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進める。

また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間での協定締結を進める。

なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、民間の宿泊施設等の借り上げや、教室・保健室を含め、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を確保するよう努める。

さらに、市は、要配慮者が避難生活を送るために必要な次の資器材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

ア トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品

イ 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

《資料 108》

(9) 避難後における要配慮者への対応

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、要配慮者利用施設等への緊急入所を行う。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

このため緊急入所が可能な要配慮者利用施設等の整備を図るとともに、平素より入居可能状況等の把握に努めるものとする。

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者等に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等を検討する。

(10) 被災した要配慮者等の生活の確保

市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士・介護福祉士・児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

2 避難行動要支援者に対する事前対策

(1) 全体計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導については、次の事項に留意して、全体的な避難計画を作成するものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 浸水地に当たっては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。

エ 状況により老幼病者又は、歩行困難者は車両又は舟艇による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

オ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。

カ 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会又は自主防災組織等の単位で集団的に行うこと。

キ 避難行動要支援者の状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

ア 介護を要する高齢者及び障害者

イ 病弱者

ウ 乳幼児及びその母親・妊婦

エ 高齢者・障害者

オ 児童生徒

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に迅速な対応が図れるよう「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づき、避難行動要支援者の名簿をあらかじめ作成し、適切に管理する。

なお、市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者であり、次に掲げる者をいう。

(ア) 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

(イ) 身体障害者手帳（障害の程度が1級又は2級であるものに限る。）の交付を受けている者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級であるものに限る。）の交付を受けている者

(エ) 療育手帳（障害の程度が（A）、（A）の1、（A）の2、Aの1又はAの2であるものに限る。）の交付を受けている者

(オ) 要介護状態の区分が要介護3以上の認定を受けている者

(カ) その他、市長が支援を必要とすると認めた者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項は、次のとおりである。

(ア) 支援を必要とする者の氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 支援を必要とする事由

(キ) その他市長が必要と認める事項

(4) 所在情報の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿は、最新の所在情報を把握し、常に内容を更新しておくことが必要である。

イ 避難行動要支援者名簿情報の提供

市長は、その必要の範囲において、次に掲げる団体、者又は機関に情報を提供することができる。

なお、名簿情報は、ここに掲げる団体等に一律に提供するものではなく、「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づき、名簿情報の適正管理に関し協定を結ぶ必要があり、一部の団体等は、関係者からの申出に基づき情報の提供を行うものである。

また、「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づき、本人若しくは保護者からの情報提供の可否に関する意思確認により情報を提供しない場合がある。ただし、災害が発生した場合で、生命又は身体を保護するために必要があるときは、避難支援等関係者等に対し、本人等の同意を得ずに名簿情報を提供することができる。

(ア) 自治会等

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 地域包括支援センター

(エ) 市社会福祉協議会

(オ) 地区社会福祉協議会

(カ) 警察署

(キ) 消防本部、消防署及び消防団

(ク) その他市長が支援を必要とすると認めた者に対して支え合い活動を行う者

ウ 名簿情報の安全管理

避難行動要支援者名簿は、個人情報であり、個人情報保護の観点から、データの流出防止等、情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(ア) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、警察署や民生委員等との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(イ) 情報セキュリティ対策

市は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

エ 名簿情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを周知する。

(5) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認、救護及び避難誘導については、地域住民の協力が必要不可欠である。このため災害時に避難行動要支援者が孤立しないよう、所在情報に基づき、避難行動要支援者の名簿情報の提供を受けた者・機関・団体が連携して安否確認等を行うとともに、情報の共有が行える体制を構築する。なお、避難行動要支援者及び支援者は、災害時における相互の連絡手段について、日頃から確認しておくものとする。

(6) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

市は、庁舎の被災等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、警察署や民生委員等との連携などにより、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適正な措置を講ずるよう努める。

(エ) 市における情報の適正管理

市は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の順守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、市の条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者の同意等を得た上で、市地域防災計画で定める避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者の状況変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

エ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難指示等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な措置を講ずる。

オ 地区防災計画

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する区域において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第3 要配慮者利用施設等における防災対策

【高齢者支援課・障害者支援課・社会福祉課・子ども家庭課・保育課・介護支援課
・要配慮者利用施設等管理者】

1 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画、緊急連絡体制及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、防災応急計画を作成するものとする。

また、施設入所・通所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について、整理・保管しておくものとする。

なお、市は要配慮者利用施設等における防災組織体制の整備を促進し、また防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所・通所者の安全確保を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置等、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等、施設入所者の安全確保についての協力体制を整備する。

また、市は施設相互間の応援協定の締結、施設と地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携の確保について必要な援助を行う。

3 防災資機材の整備

施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、停電時に医療用・介護用機器を稼働させるのに必要な最低限の電力の確保及び施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

4 防災学習、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員や入所・通所者等に対し、防災知識や災害時における行動等について、定期的に防災学習を行う。

また、施設職員や入所・通所者が災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所・通所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を実施するとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

さらに、市は施設管理者に対し、防災知識及び防災意識の普及・啓発を図るとともに、防災関係機関や地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を推進する。なお、休日は運営していない施設も少なくないため、地域防災訓練においては、曜日や時間を工夫し、施設職員や入所・通所者が参加しやすいよう検討する。

第4 外国人への対策

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、平常時から外国人に対して必要な支援を講じる。

【防災危機管理課・企画政策課・市民課】

1 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人が災害時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人の異動届等多様な機会に防災知識の普及・啓発を図る。なお、現在、市ホームページは6カ国語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）に対応している。

- ア 英語の広報・パンフレットの充実及びニーズに応じた他言語版の追加
- イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

2 語学ボランティアの確保

市は、県の語学ボランティアの派遣制度の活用にも努めるとともに、災害時に通訳や翻訳等を行うことにより外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援する。また、多言語による防災ガイドブック等の作成にも努める。

3 情報ネットワークの構築

災害時に外国人に対して速やかに情報提供ができるよう、ネットワーク形成事業として、携帯電話を利用したメルマガ配信等のシステムの構築、また、外国人自らが安否情報の伝達や救助・支援等を求めることができるよう、外国人支援団体が外国人と双方向で情報のやりとりができるシステムの構築、さらに連絡先の把握等について、市は必要な支援を検討していくものとする。

また、市は、安心メールやSNSの英語配信について検討を行う。

4 文書等の多言語化

市は、災害時に必要な各種文書について、英語で用意するとともに、ニーズに応じて言語を追加していくものとする。

第10節 ごみ及びし尿処理体制の整備計画

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ゴミ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民に著しい混乱をもたらすことが予想されることから、市は、「市町村震災廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）（平成30年8月策定）」及び「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン（平成25年3月策定）」に基づき、「市災害廃棄物処理計画」を平成31年3月に策定した。引き続き、本計画及び「市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。

第1 ごみ処理体制の整備

【防災危機管理課・クリーンセンター】

大規模な災害が発生した場合、平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となる。

災害時にごみ処理が迅速に行えるよう、ごみ処理施設の強靱化やごみの収集・運搬・分別・管理体制の強化、ごみの一時集積場、品目別の分別及び処理方法の検討を行い、ごみ処理体制の整備に努める。

1 ごみの一時集積場の検討

発災により被災地では大量のごみが排出されるが、交通網の寸断等によりごみ処理施設への搬送ができない場合や効率的な搬送を行うため、ごみの一時集積場としての仮置場を検討する。

また、通常の経路による収集が困難で、ごみ集積場が機能しないおそれのある被災地区や避難所等を想定し、臨時集積場の設置についても検討を進めておくものとする。

2 収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」及び「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づいて算定するとともに、平常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討しておくものとする。

また、他県の市及び民間等の協力を得て、災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

《資料 35・115》

3 処理方法の検討

収集・搬送したごみの処理については、国、県、その他関係機関と協議して、仮置場への小型焼却炉や破砕機の設置、可燃物の他都市への焼却依頼及び最終処分その他市町村や民間処分場への応援依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

第2 し尿処理体制の整備

【防災危機管理課・クリーンセンター】

本市では下水道普及率が9割以上である。地震災害時には上下水道の被害等で水洗便所が使用できなくなる可能性が高い。また、し尿の処理は衛生・防疫の観点から、災害発生直後から迅速な仮設便所の配置、収集運搬等の対応が必要となる。

そのため、し尿の発生量を適正に予測し、衛生・防疫について十分配慮し処理することを基本としてし尿処理体制について事前に整備しておく。

1 災害用簡易トイレ等の備蓄

災害時に避難場所、避難所及び下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備し、共同仮設便所として利用できるよう、災害用簡易トイレ等の適正備蓄を進める。

2 災害用簡易トイレの調達方法及び受入ヤード等の検討

災害時における簡易トイレの配備を考慮し、災害が大規模な場合や長期化する場合に備え、調達先、調達方法及び受入ヤード等の検討を進める。

3 仮設トイレの設置

被災時においては、防疫上、避難場所、避難所等へのマンホールトイレ等仮設トイレの設置を最優先し、避難者だけでなく、下水道施設が使用できない住民等も利用できるよう努める。

4 収集・搬送・管理体制の確立

避難所等のし尿収集は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。また、バキューム車の配車や仮設トイレ等の消毒作業、し尿の搬送・管理体制を検討し確立する。

《資料 35・116》

5 処理方法の検討

収集搬送したし尿の処理については、関係機関と協議して、予備の貯留槽の設置、下水処理場への投入及び近隣市町の処理場への応援依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

第11節 緊急輸送体制の整備計画

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

第1 陸上輸送の環境整備

【防災危機管理課・財産活用課・道路管理課】

1 緊急輸送道路の選定

市は、県、警察署及び関係機関との調整を図り、災害時において優先的に緊急輸送車両が通行できるよう、あらかじめ緊急輸送道路を選定しておく。

表 2-11-1 市内の緊急輸送道路

1	次 路 線	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道6号） ウ 松戸野田線（県道5号） エ 草加流山線（県道29号）
2	次 路 線	1次路線を補完し市役所等と連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道280号）

《資料119》

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、コミュニティプラザを集積場所及び輸送拠点に指定し、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次推進する。

3 緊急輸送車両の確保

災害時の緊急輸送車両として市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

(1) 市保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努める。

《資料117》

(2) 民間業者からの車両の確保

市は、流山トラック事業協同組合等と「災害時における輸送業務に関する協定書」を締結している。さらに、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進し、体制の整備に努めるものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出

災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、警察署等を経由して県公安委員会に、あらかじめ市保有車両等の緊急通行車両としての届出を行っておくとともに、同届出済証を保管し、災害時に備えるものとする。

《資料120・121》

(4) 燃料の確保

市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める。

第2 航空輸送の環境整備

【防災危機管理課・消防防災課】

1 市ヘリコプターの臨時離着陸場の整備

万一、落橋その他の理由により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段として、ヘリコプターの臨時離着陸場の整備を推進する。

2 ヘリコプターの臨時離着陸場の指定

(1) 指定基準

- | | |
|---|--|
| ア | 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物がないこと。 |
| イ | 施設の周辺のうち、少なくとも1~2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。 |
| ウ | ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風があるので、その風圧を考慮すること。 |
| エ | 夜間使用の場合は45m×45m以上の面積を有すること。 |

(2) ヘリコプターの臨時離着陸場の指定状況

広域航空消防応援を受けた場合のヘリコプターの臨時離着陸場は、次のとおりとする。

表 2-11-2 ヘリコプターの臨時離着陸場の指定状況

平成 28 年 4 月

名称	所在地	電話	広 さ m×m
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	70×50

(3) 設置予定地

現在、ヘリコプターの臨時離着陸場としては、上記の 1 地点を指定しているが、市街化の状況に応じ市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次ヘリコプターの臨時離着陸場予定地の指定及び見直しを図り、その適地をリストアップし、ヘリコプターの臨時離着陸場の申請を行うとともに、航空輸送の拠点となりうる場所をあらかじめ想定しておく。

また、設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え必要な整備に努める。

《資料 19・20、様式 14～18》

3 空輸物資の集積場所・輸送拠点

集積場所については、災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予想されることから、空輸による場所・施設を設置する。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次推進する。

4 民間との協定締結の推進

災害時の要員及び応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、民間航空業者と緊急時のヘリコプター等供給協力を推進する。

第12節 調査研究計画

【防災危機管理課・各課】

地震による災害では、堤防の破堤、建物の流出や道路の冠水、斜面の崩壊などはある程度限定的な地域で発生する。このため、災害及び防災に関する調査研究機関や住民等との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

1 基礎的調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、地震災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを調査・収集し、データベース化して、情報の利用を図るよう推進する。

また、地震災害及び地震防災に関する観測・調査研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の収集・整理等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

2 ハザードマップの作成

地震災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行い、ハザードマップを作成することは効果的であり、防災関係機関や住民等の協力を得て実施していくものとする。また、ハザードマップにより明らかとなった震度分布、液状化危険地域等をもとに、避難場所、避難経路を選定していく。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

3 地震被害想定の実施

(1) 市全域を対象とした被害想定の実施

地震災害に関する総合的な被害想定調査は、地震災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、防災関係機関と協力し、市全域を対象とした想定調査を推進していくものとする。

また、予防対策用の地震マップ（揺れやすきマップ）作成などにより市内における地域別の危険度の把握に努めている。

(2) 継続的な見直しの実施

常に最適の防災行政を実施するため、地震防災研究に関する新たな知見が得られ、あるいは、社会的価値観が大きく変化する等に応じて、被害想定の手法や前提等を速やかに見直し、その結果を計画の修正に反映するものとする。

4 地震災害対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

地震災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のようなものが挙げられる。

- ア 災害に強いまちづくりのための調査研究
- イ 地震被害軽減のための調査研究
- ウ 防災教育・訓練のための調査研究
- エ 応援・派遣に関する調査研究
- オ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- カ 被災者生活救援のための調査研究
- キ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ク 地震災害復興のための調査研究

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全庁を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を行うため、市災害対策本部における役割分担を明らかにするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定める。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則（千葉県地域防災計画に基づく）を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・ 疑わしいときは行動せよ
- ・ 最悪事態を想定して行動せよ
- ・ 空振りは許されるが見逃しは許されない

第1 市災害対策本部設置前の活動体制

【市各班】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や市内で被害が発生した可能性がある場合、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、注意配備、警戒配備の体制により、災害応急活動を行うものとする。配備基準は以下のとおりとする。

表 3-1-1 市災害対策本部設置前の配備基準

配備体制	配備基準	備考
注意配備	ア 市内で震度4を記録したとき イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき ウ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき	—
警戒配備	ア 市内で震度5弱を記録したとき イ 東海地震注意情報が発表されたとき ウ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき	—

なお、各配備の決定等の際し、次の職の者の連絡不能等による職務の代行順位は以下のとおりとする。

職名	第1順位	第2順位
市長	副市長	市民生活部長
各課長	各課課長補佐	—

1 注意配備

(1) 注意配備の決定

- ア 市内で震度4を記録したとき【自動配備】
- イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】
- ウ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき
 - （ア） 防災危機管理課長は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により直接市長に所要の意見を具申するものとする。
 - （イ） 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて注意配備を決定し、防災危機管理課長に対して所要の指示をする。

(2) 注意配備の伝達等

- ア 防災危機管理課長は、注意配備の決定及び市長の指示等を、授業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、授業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課に報告・通報するものとする。
- イ 各部長等は、伝達を受けた内容を各課長等に対して伝達するとともに、所要の指示をするものとする。
- ウ 防災危機管理課長と秘書広報課長は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、注意配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

(3) 配備人員の基準

- ア 防災危機管理課の全職員
- イ 各課長等が予め指名する職員
- ウ 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(4) 職員の参集

- ア 各課長等は、注意配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集できない可能性がある場合は、他課の職員を参集させるものとする。
- イ 予め指定された職員は、報道等によって、注意配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。

(5) 情報の収集及び分析

- ア 各課長等は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。
- イ 防災危機管理課長は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。

(6) 注意配備の終了

注意配備の終了及びその伝達等は、次の基準に照らし、決定に準じて実施するものとする。

- ア 災害が現に生じておらず、かつ、生じるおそれがないと認めるとき
- イ 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大するおそれはないと認めるとき
- ウ その他、必要なしと認めるとき

2 警戒配備

(1) 警戒配備の決定

- ア 市内で震度5弱を記録したとき【自動配備】
- イ 東海地震注意情報が発表されたとき【自動配備】
- ウ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき
 - (ア) 防災危機管理課長は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接市長に所要の意見を具申するものとする。
 - (イ) 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備を決定し、防災危機管理課長に対して所要の指示をする。

(2) 警戒配備の伝達等

- ア 防災危機管理課長は、警戒配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課に報告・通報するものとする。
- イ 各部長等は、伝達を受けた内容を各課長等に対して伝達するとともに、所要の指示をするものとする。
- ウ 防災危機管理課長と秘書広報課長は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、警戒配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

(3) 配備人員の基準

- ア 防災危機管理課の全職員
- イ 各課長等が予め指名する職員
- ウ 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(4) 職員の参集

- ア 各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集できない可能性がある場合は、他課の職員を参集させるものとする。
- イ 予め指定された職員は、報道等によって、準備配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。

(5) 情報の収集及び分析

- ア 各課長等は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課長に通報するものとする。
- イ 防災危機管理課長は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。

(6) 対策の実施

各部長等は、市長の命令・指示に基づき、必要な措置をとるものとする。

(7) 警戒配備の終了

警戒配備の終了及びその伝達等は、次の基準に照らし、決定に準じて実施するものとする。

- ア 災害が現に生じておらず、かつ、生じるおそれがないと認めるとき
- イ 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大するおそれはないと認めるとき
- ウ その他、必要なしと認めるとき
- エ 市災害対策本部に移行したとき

第2 市災害対策本部

【災对本部事務局・全職員】

市は、市域で災害が発生した場合、国、県及び防災関係機関と連携し、また、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として市災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

市災害対策本部の配備基準は以下のとおりとする。

表 3-1-2 配備基準

体制区分		配備基準	配備人員
市災害対策本部 〔非常配備〕	第1配備	ア 市内で震度5強を記録したとき イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ウ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき エ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき オ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部長 全班长 各班长が定めた所属職員の概ね1/3
	第2配備	ア 市内で震度6弱を記録したとき イ 大規模な災害が発生したとき ウ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部長 全班长及び副班长 各班长が定めた所属職員の概ね2/3
	第3配備	ア 市内で震度6強以上を記録したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき ウ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	全職員

注）消防部については、消防本部が定める計画による。

なお、市災害対策本部において、次の職の者の連絡不能等による職務の代行順位は以下のとおりとする。

職名	第1順位	第2順位
市長	副市長	市民生活部長
各課長	各課課長補佐	—

《災害対策基本法第23条の2、流山市災害対策本部条例（資料9）》

1 市災害対策本部設置の決定

市は、以下の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置する。設置基準は次のとおりとする。

- ア 市内で震度5強以上を記録したとき【自動配備】
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】
- ウ 東海地震警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されたとき【自動配備】
- エ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき
- オ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき
 - （ア） 防災危機管理課長は、上記の基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長に、所要の意見を具申するものとする。
 - （イ） 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機管理課長に対して所要の指示をする。
- カ 以下の（ア）から（イ）のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき
 - （ア） 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - （イ） 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長時間を要すると見込まれるとき

2 市災害対策本部の組織構成及び機能

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は図3-1-1、本部室の構成は表3-1-3による。

《流山市災害対策本部条例（資料9）、流山市災害対策本部規則（資料10）》

(2) 市災害対策本部事務局

- ア 市災害対策本部長（以下「本部長」という。）の補佐機関として、市災害対策本部事務局（以下「災对本部事務局」という。）を設ける。
- イ 災对本部事務局長及び同次長には、各々、市民生活部長及び総務部長をもって充てる。
- ウ 災对本部事務局職員は防災危機管理課、総務課、人材育成課、財産活用課の職員をもって充てる。

(3) 連絡員

ア 市災害対策本部の情報の収集・伝達体制の確立及び市職員全体で情報共有を図るため、各班に連絡員を設けるものとする。

イ 連絡員は、各班長が指名するものをもって各班に配置し、各班で収集した情報を市災対本部事務局に伝達するとともに、市災対本部事務局で収集・整理された災害情報や活動状況等を自班の班長に伝達するものとする。

(4) 各部の分掌事務

市災害対策本部に置く部の分掌事務を、表3-1-4(1)～(5)のように定める。ただし、特例として市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定める。

地震災害対策編

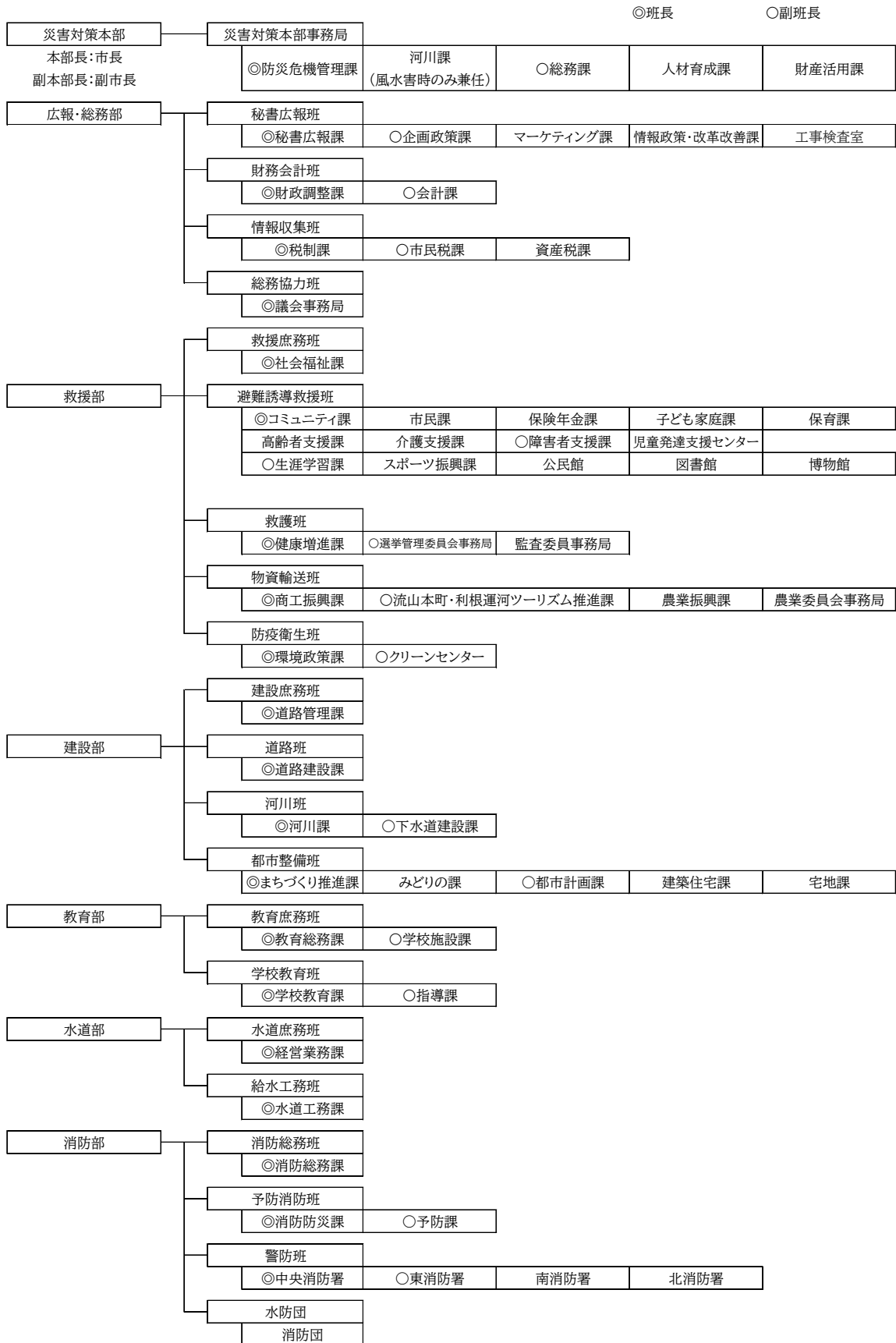


図 3-1-1 市災害対策本部組織図

表 3-1-3 本部室構成

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	指揮監	市民生活部長
	本部員	教育長、上下水道事業管理者、総合政策部長 総務部長、財政部長、健康福祉部長 子ども家庭部長、経済振興部長、環境部長 まちづくり推進部長、土木部長、会計管理者 議会事務局長、選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長 消防長、その他本部長が必要と認めた者

表 3-1-4(1) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/5)

本部設置時の職名	事務分掌
本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。
副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。
指揮監：市民生活部長 (災对本部事務局長と兼務)	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して防災関係機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。
指揮監補：防災危機管理課長 (災害対策本部事務局次長補佐と兼務)	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。

局	事務分掌
災对本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①総務部長 ②河川課長(兼務)※風水害時 事務局次長補佐： ①防災危機管理課長 ②総務課長 ③人材育成課長 ④財産活用課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難指示等に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12 労務提供に関すること。 13 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 14 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 15 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 16 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 17 応急措置のための土地収用等に関すること。 18 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。

表 3-1-4(2) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(2/5)

部	班	事務分掌
広報・総務部 広報・総務部長： 総合政策部長 総務部次長： ①財政部長 ②会計管理者 ③議会事務局長	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③情報政策・改革改 善課長 ④工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事 3 災害・復旧・復興情報の広報に関する事 4 災害時の記録及び撮影に関する事 5 報道機関との連絡に関する事 6 広聴活動及び各種相談に関する事 7 外国人への情報提供及び相談に関する事 8 情報システムの管理に関する事 9 部の庶務に関する事
	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： 会計課長	1 災害時の応急財政措置に関する事 2 災害関係経費の出納に関する事 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事 4 非常用備品等の購入に関する事
	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 交通機関等との連絡調整に関する事 3 被害の調査及び集計に関する事 4 家屋の被害認定調査に関する事 5 罹災証明書の発行に関する事
	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関する事
救援部 救援部長：健康福祉部長 救援部次長： ①環境部長 ②経済振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事 務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 部設置条例第1条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、経済振興部、環境部及び生涯学習部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関する事 3 救援物資の受領に関する事 4 災害救助法に基づく事務処理に関する事 5 日本赤十字社等との連絡調整に関する事 6 ボランティア活動の受付支援に関する事 7 福祉会館の避難所開設協力に関する事 8 福祉避難所の確保に関する事 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関する事 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関する事 11 被災地支援に関する事 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関する事 13 部の庶務に関する事

表3-1-4(3) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(3/5)

部	班	事務分掌
(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①障害者支援課長 ②生涯学習課長 ③市民課長 ④保険年金課長 ⑤高齢者支援課長 ⑥介護支援課長 ⑦児童発達支援センター所長 ⑧子ども家庭課長 ⑨保育課長 ⑩公民館長 ⑪図書館長 ⑫博物館長 ⑬スポーツ振興課長	1 避難所の開設・運営に関する事 2 避難所への誘導に関する事 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事 4 避難所の秩序維持に関する事 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事 6 避難行動要支援者に対する巡回相談に関する事 7 避難所外被災者への支援に関する事 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事 9 帰宅困難者対策に関する事 10 避難所の防犯活動に関する事 11 社会教育施設の応急修理に関する事 12 教育施設に係る避難所開設協力に関する事 13 文化財の保護及び復旧に関する事 14 炊き出しの協力に関する事
	救護班 救護班長：健康増進課長 救護班副班長： ①選挙管理委員会事務局次長 ②監査委員事務局次長	1 救護所の開設・運営に関する事 2 被災者の医療及び助産に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療品及び衛生機(器)材の調達及び保管に関する事 5 被災者の身体及び心のケアに関する事 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事 7 感染症予防対策に関する事 8 保健活動に関する事 9 保健師・看護師の集約に関する事
	物資輸送班 物資輸送班長： 商工振興課長 物資輸送班副班長： ①流山本町・利根運河ツーリズム推進課長 ②農業振興課長 ③農業委員会事務局次長	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 6 罹災中小企業者に対する金融措置に関する事 7 農業関係者への資金融資等に関する事
	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬等に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事

表 3-1-4(4) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(4/5)

部	班	事務分掌
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： まちづくり推進部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第1条に規定する都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事
	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事
	河川班 河川班長： 河川課長 河川班副班長： 下水道建設課長	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事
	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①都市計画課長 ②みどりの課長 ③建築住宅課長 ④宅地課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第1条に規定する都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事
教育部 教育部長： 学校教育部長 教育部次長： ①教育総務部長 ②生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長 教育庶務副班長： 学校施設課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事
	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班副班長： 指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事

表 3-1-4(5) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(5/5)

部	班	事務分掌
水道部 水道部長：上下水道局長	水道庶務班 水道庶務班長： 経營業務課長	1 給水工務班との連絡調整に関する事。 2 水道用資機材の調達及び管理に関する事。 3 流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する上下水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関する事。 4 水道関係機関との連絡調整に関する事。 5 部の庶務に関する事。
	給水工務班 給水工務班長： 水道工務課長	1 水道施設の応急工事に関する事。 2 水道施設の被害調査に関する事。 3 飲料水の確保及び給水に関する事。
消防部 消防部長：消防長	消防総務班 消防総務班長： 消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事。 3 消防資機材の調達に関する事。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 部の庶務に関する事。
	予防消防班 予防消防班長： 消防防災課長 予防消防班副班長： 予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事。 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関する事。 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事。 4 消防通信の統制運用に関する事。 5 消防に係る災害の調査及び集計に関する事。 6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関する事。 7 消防の相互応援に関する事。 8 予防広報に関する事。 9 雨量の観測及び報告に関する事。 10 消防通信の統制運用に関する事。
	警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長： ①東消防署長 ②南消防署長 ③北消防署長	1 消防警戒区域の設定に関する事。 2 消防災害の防御活動に関する事。 3 避難に関する事。 4 現場広報に関する事。 5 河川、堤防等の巡視及び警防に関する事。 6 水防工法に関する事。

備考

- (1) ○数字は、不在時の代行順。
(2) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。

(5) 活動体制別職員配備数

活動体制別の職員配備数の基準は、原則として表 3-1-2「配備基準」によるものとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じて適宜職員配備数を増減し、対策の効率的運営に努めるものとする。

(6) 市現地災害対策本部

ア 組織編成

- (ア) 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めるときは、市現地災害対策本部を設ける。
- (イ) 市現地災害対策本部長は、市災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (ウ) 市現地災害対策本部員は、本部長が市現地災害対策本部長と協議のうえ指名する者をもって充てる。

イ 所掌事務

- (ア) 被害状況、復旧状況の情報収集
- (イ) 自衛隊の災害派遣についての意見具申
- (ウ) 本部長の指示による応急対策の推進
- (エ) 各種相談業務の実施
- (オ) その他緊急を要する応急対策の実施

ウ 設置場所

災害現地又はその近隣の公共施設とする。

3 災害対策本部設置の伝達等

- ア 防災危機管理課長は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、野田市、柏市、松戸市防災担当課に報告・通報するものとする。
- イ 加入電話が使用不能の場合等、必要に応じて、県が日本放送協会（NHK）千葉放送局、（株）ニッポン放送、千葉テレビ放送（株）及び（株）ベイエフエムと締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて職員の動員に関する放送を要請し、伝達するものとする。また、（株）ジェイコム千葉 東葛・葛飾局に対しても放送を要請するものとする。
- ウ 各部長等は、伝達を受けた内容を各課長等に対して伝達するとともに、所要の指示をするものとする。
- エ 防災危機管理課長と秘書広報課長は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、市災害対策本部の設置及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

4 職員の参集

- ア 市災害対策本部の設置基準に該当する災害情報を覚知した場合は、配備基準に従い、自主的参集を基本とする。市災害対策本部設置後は、直ちに所定の班に参集するものとする。
- イ 職員は、所定の場所に参集出来ない場合は、その旨、所属する班又は災対本部事務局に報告するとともに、最寄りの市の施設に参集するよう努めるものとする。
- ウ 職員は、参集に際して、食糧（1食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。
- エ 各部は、職員との連絡を確保し、その参集及び被災状況等を把握、所要の職員の早期動員に努めるとともに、その状況を災対本部事務局に通報するものとする。

5 市災害対策本部の場所及び配置

市災害対策本部室を、流山市役所第1庁舎庁議室に常設し、必要な資機材を準備し、円滑な本部会議の運営及び関係者の情報の共有と連携強化を図る。

6 市災害対策本部の運営

《流山市災害対策本部規則（資料10）》

(1) 被災状況等に関する情報の収集及び分析

- ア 各部は、被災状況等に関する情報を収集し、災対本部事務局に通報するものとする。
- イ 災対本部事務局は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に集約、分析し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、防災行政無線及び安心メール等を活用して、庁内、千葉県防災危機管理部及び市民に、報告・通報、周知するものとする。

(2) 災害応急活動状況の把握

各部は、事務分掌に応ずる災害応急活動の状況を、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県庁及び市民に、報告・通報、周知するものとする。

(3) 市災害対策本部会議

ア 組織及び協議事項

市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部室構成員をもって組織し（本節表 3-1-3 本部室構成）、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策及びその他の防災に関する重要な事項について協議する。

- | |
|-----------------------------------|
| (ア) 災害救助法適用基準の報告又は要請の実施に関すること。 |
| (イ) 市災害対策本部の活動体制に関すること。 |
| (ウ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。 |
| (エ) 応援要請に関すること。 |
| (オ) 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること。 |
| (カ) 災害広報に関すること。 |
| (キ) 国に対する要望に関すること。 |
| (ク) 市災害対策本部の廃止に関すること。 |
| (ケ) その他重要な事項に関すること。 |

イ 招集

本部会議は、本部長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、災対本部事務局が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においてはメール及び電話等を用いて実施する。

ウ 第1回開催時間

課業時間内に発災した場合	発災1時間後を基準
課業時間外に発災した場合	発災2時間後を基準

(4) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請するものとする。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

(5) 職員の増強

ア 職員の派遣要請

災害応急対策実施のため必要があるときは、災害対策基本法の関係法令及び相互応援協定等により、国、県及び他市町村等に対して職員の派遣を求めるものとする。

イ 退職職員の臨時雇用

災害応急対策の実施について要員が不足した場合は、必要に応じて退職した市職員を会計年度任用職員として雇用するものとする。

(6) 職員の健康管理及び給食等

災対本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。

(7) 関係者以外の立入制限

市災害対策本部は、円滑に業務を行うため、必要に応じて、関係者以外の立入りを制限するものとする。

7 本部及び本部職員の腕章等

災害対策に従事する職員及び自動車について身分等を明確にするため、次のとおり腕章及び標識を定める。

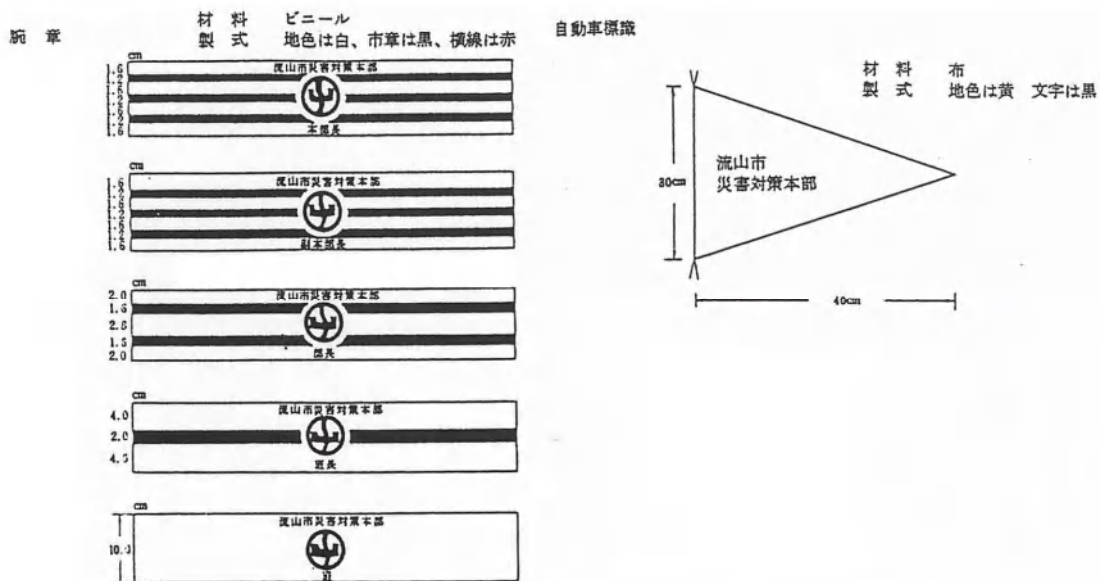


図 3-1-2 腕章及び自動車標識

8 市災害対策本部の廃止

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき
- イ その他本部長が必要なしと認めたとき

第3 国、県及び防災関係機関との連携

【災对本部事務局・各班】

本市域に災害が発生した場合、指定地方行政機関及び指定地方公共機関においては、それぞれの防災計画に基づき、本市や他機関との情報交換を行って自らの応急対策あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行うものとする。

また、市は、県の災害対策本部、国の非常災害対策本部との連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を実施するものとする。国、県、市の総合的な防災体制は次のとおりであり、相互に連絡調整を図るものとする。

なお、市は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地機関の間の連絡調整を図るものとする。

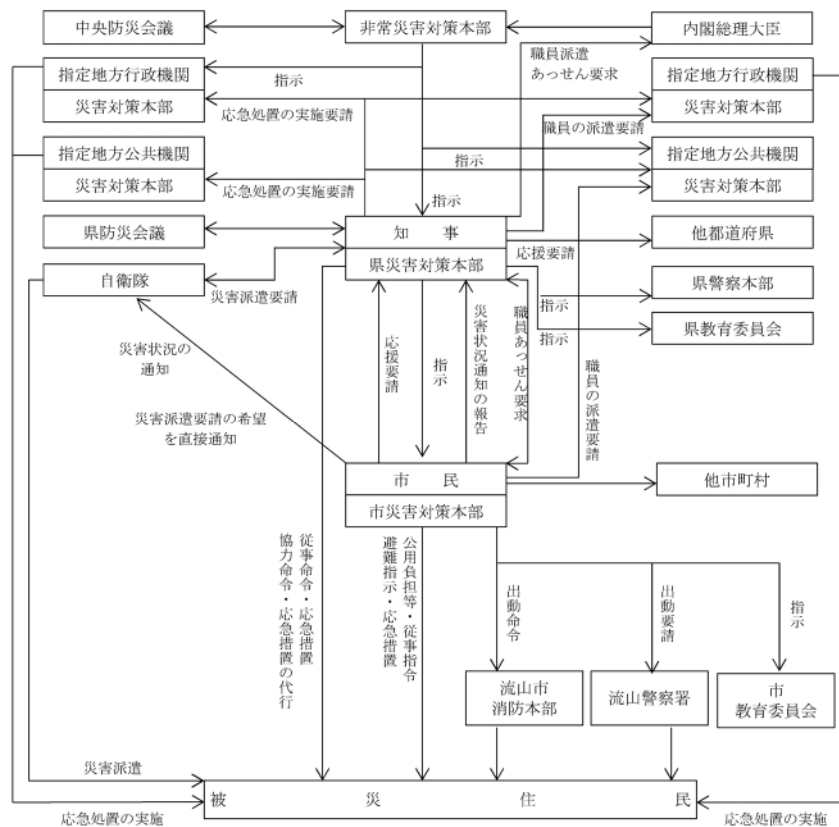


図 3-1-3 総合防災体制図

第4 災害救助法の適用手続等

【救援庶務班】

災害により、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者と社会秩序の保全を図るものとする。

1 災害救助法の適用基準・条件等

災害救助法施行令によると、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めたときに、市町村単位でその適用地域が指定される。

《災害救助法施行令第1条》

表3-1-5 災害が発生した場合の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1項1号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1項2号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1項3号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※1 ※2	第1項4号

※1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

※2 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

3 滅失世帯の算定基準

市が、災害救助法適用の判断及びその手続を行うに当たっては、被害情報の収集及び伝達体制により、被害状況の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行うものとする。

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、以下のとおり、みなし換算を行う。

	みなし換算の算定方法	
滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
	半壊（半焼）住家	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯

（注）床下浸水、一部破損は換算しない。

《災害救助法施行令第1条第2項》

（2）住家の滅失等の認定

滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

表 3-1-6 住家被害程度の認定基準

被害の程度	認定基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住家半壊 （半焼）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

※ 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）

※ 全壊、大規模半壊、中規模半壊：被害認定基準による。（令和3年3月）

※ 準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和2年3月末時点）

《資料130》

(3) 住家及び世帯の定義

ア 住家

住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

世帯とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

4 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。要請は、次に掲げる事項について県災害対策本部事務局に要請するものとし、とりあえず口頭又は電話で要請し、後日改めて文書を提出するものとする。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 適用を要請する理由

エ 適用の有無

オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

カ その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告するものとする。その後の措置に関しては県知事の指揮により行うものとする。

《災害救助法施行細則第5条》

5 災害救助法による救助の内容等

災害救助法が適用された場合は、住民の生命・身体・財産を保護するため、千葉県災害救助法施行細則に基づき、速やかに対策を実施するものとする。

(1) 災害報告及び救助実施状況による報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の3段階があり、災害発生の時間的経過に添って、その都度県知事に報告するものとする。

また、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各救助種目の救助実施状況を日毎に記録・整理し、県知事に報告するものとする。

(2) 救助の程度、方法、期間及び実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償については、資料 118 参照。

6 救助業務の実施者

災害救助法適用後の救助業務は国の責任において実施されるものであるが、その実施については県知事に全面的に委任されている。

救助は、災害の発生と同時に迅速に行わなくてはならないため、県では救助の実施に関する事務の一部を、災害救助法第 13 条の規定に基づき、市長に委任することができる。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 62 条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施する。

《資料 125》

第2節 情報の収集・伝達計画

市は、災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。

また、特別警報が発表された場合は、数十年に一度しかない非常に危険な状況にあり、市は直ちにその事項を市民及び関係機関に周知する措置をとるものとし、市民は周囲の状況や市から発表される避難指示などの情報に留意する。

第1 地震情報の収集・伝達

【災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】

地震発生直後に被害の全貌を即座に入手することは困難であるため、まず初動段階では、市内に設置してある地震計の状況及び気象官署から発表される地震情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員配備体制を確立する。

また、地震情報を、防災関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達する。

1 地震情報の収集

(1) 千葉県震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達

ア 情報の収集

地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集するシステムを運用している。県内全市町村の85観測点で観測された震度情報が、県庁のサーバに自動的に収集される。

イ 情報の伝達

収集された震度情報は、オンラインで気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。また、震度4以上が観測された場合は、消防庁にも自動伝送される。

(2) 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

ア 情報の種類

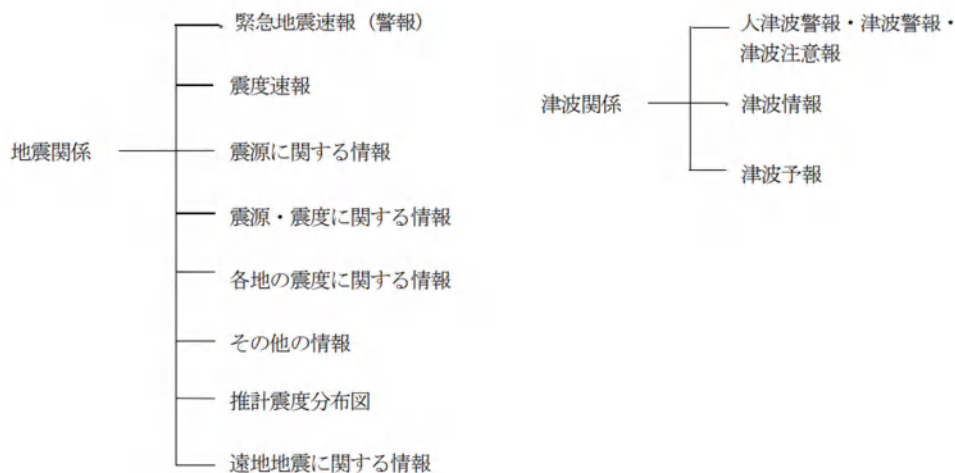


図 3-2-1 情報の種類

イ 各情報の内容

表 3-2-1 情報の種類

情報の種類	基準	内容
緊急地震速報 (警報)	・最大震度 5 弱以上	最大震度 5 弱以上を予想した時に、震度 4 以上を予想した地域に対して発表する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名 (全国を 188 地域に区分) と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。
震源・震度に関する情報 ^{※1}	・震度 3 以上 ・津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報 (警報) 発表時	地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上 ^{※2}	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報 (地震回数に関する情報)」で発表。
遠地地震に関する情報	・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。

※1 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表します。

※2 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表しています。

2 地震情報の伝達

(1) 伝達系統

地震情報の本市への伝達経路は、次のとおり。

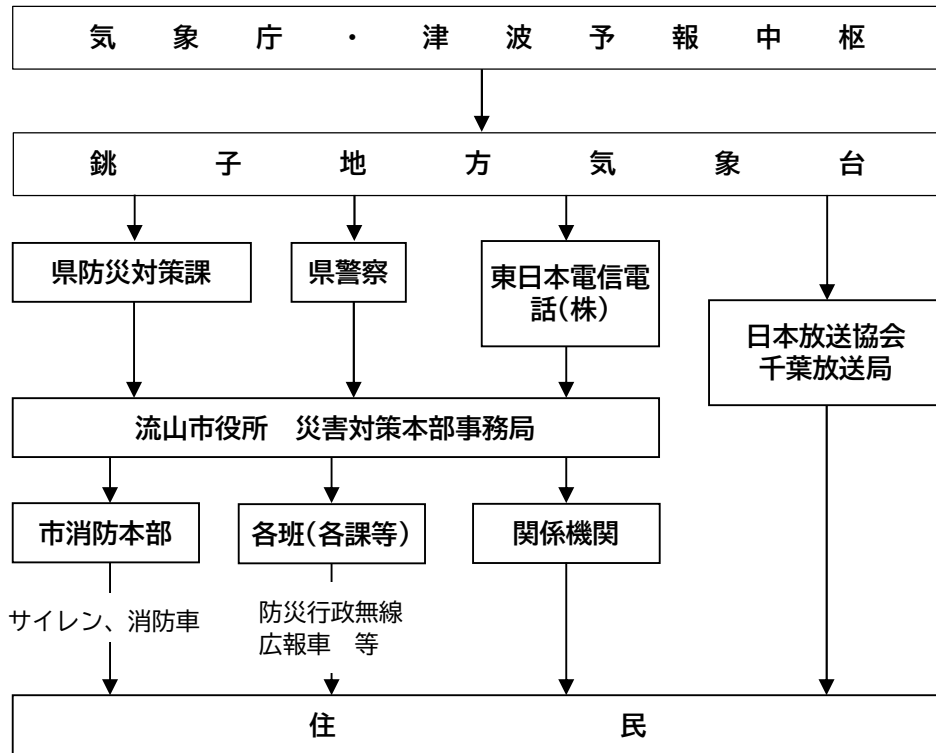


図 3-2-2 地震情報伝達系統図

(2) 伝達方法

ア 市の措置

(ア) 市長は、情報の受領に当たっては関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達体制を整備しておくものとする。

(イ) 市民生活部長は、情報の伝達を受けた場合、市災害対策本部の各部長に伝達するとともに、庁内放送等により職員へ伝達する。

(ウ) 情報の伝達を受けた場合は、速やかに防災関係機関、学校等の公共的施設、一般住民、その他関係のある団体に周知徹底させるものとする。

イ 防災関係機関の措置

銚子地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ・テレビ放送に留意し、さらに県及び市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

第2 通信計画

【災对本部事務局・情報収集班・予防消防班】

1 情報収集・伝達体系

災害時の情報収集・伝達は、防災行政無線、消防無線等により構成され、次の系統に基づく。

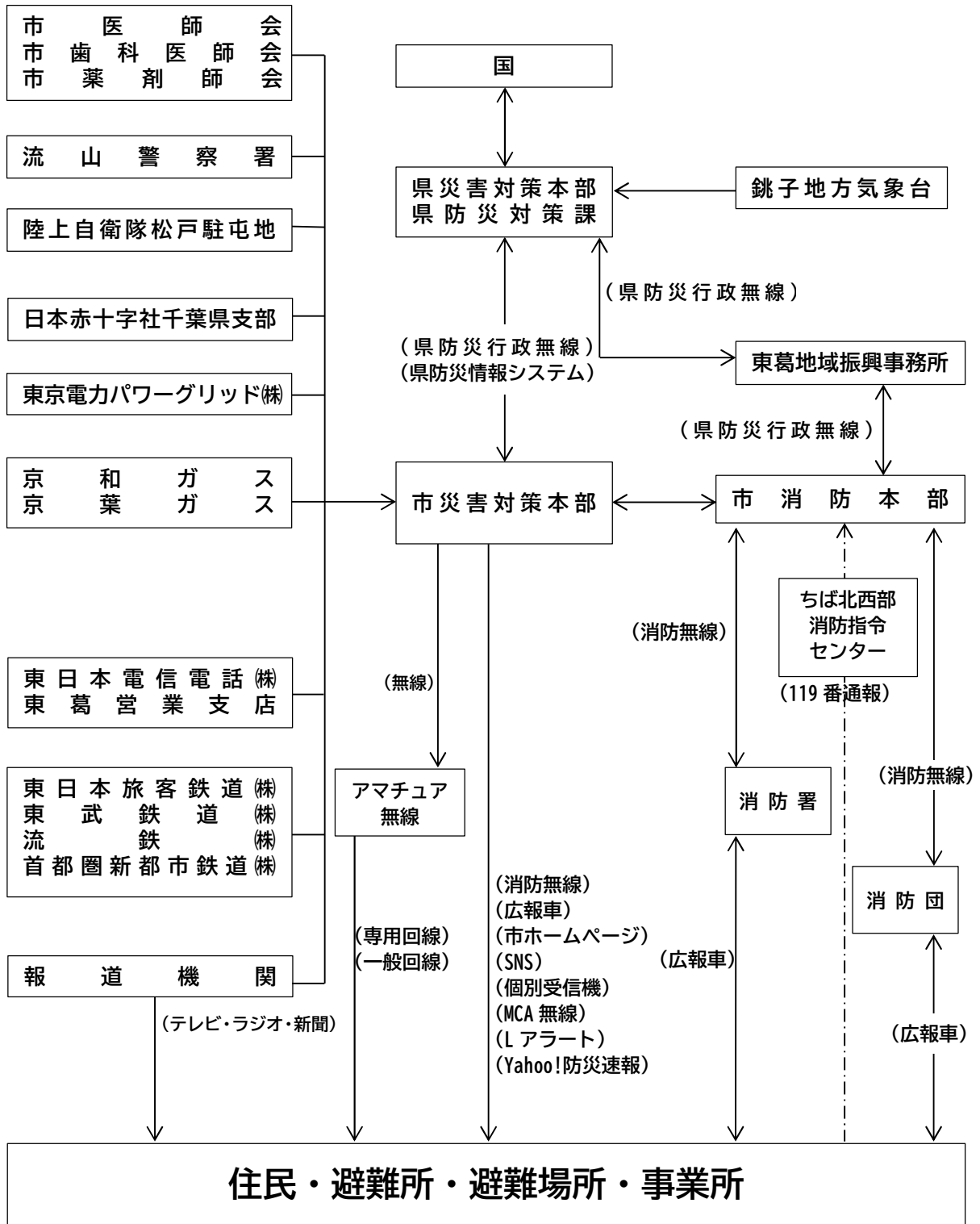


図 3-2-3 情報収集・伝達系統図

2 災害情報の収集・伝達に使用する通信施設

市は、災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための多様な通信手段を確保するものとする。

(1) 通信設備の運用

無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

なお、保有する設備の機能が確保された場合は、他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

ア 市防災行政無線

(ア) 市防災行政無線移動系

災害時における有線通信網の規制あるいは途絶に備え、災害対策本部と出動警戒にあたる各班との間の迅速かつ正確な情報収集、伝達及び指示等に即応するため、防災行政無線移動系を使用する。

(イ) 市防災行政無線固定系

災害時における市災害対策本部から住民への情報伝達及び指示等は、防災行政無線固定系を使用する。

《資料 27～34、様式 26～33》

イ 県防災行政無線・県防災情報システム

県との連絡は、県防災行政無線及び県防災情報システムにより行う。

また、国との連絡は県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行うものとする。なお、県防災情報システムに各防災機関が入力した高齢者等避難、避難指示、避難所情報、災害対策本部設置情報は、Lアラート（災害情報共有システム）を通じて各報道機関へ配信され、様々なメディアを通じて住民に伝達される。

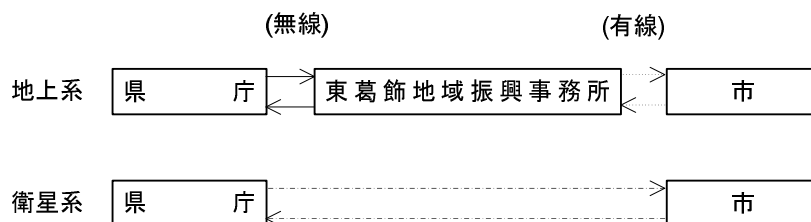


図 3-2-4 県との通信経路

(2) 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替通信手段を用いるものとする。

ア 一般加入電話における災害時優先電話

東日本電信電話(株)(NTT 東日本)及び KDDI(株)(au)では、非常災害発生による通信混乱時の重要な通信を確保するため、災害時優先電話制度を導入している。

これに基づき防災関係機関及び市内各公共施設の電話番号が登録され、緊急時にはこの回線を利用して連絡を行う。

イ 非常無線通信の実施

市及び防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常無線通信を利用するものとする。

なお、非常無線通信は、無線局の免許保持者が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受するものとする。この場合、あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し、非常の際の協力を依頼しておくものとする。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ行うものとする。

《電波法第 52 条第 4 項》

(ア) 通信の内容

非常無線通信における通報(以下「非常通報」という。)の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- ・人命の救助に関するもの
- ・天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ・電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの
- ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ・非常災害時における緊急措置に関するもの
- ・遭難者救護に関するもの
- ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ・鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの
- ・災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(イ) 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等のすべての無線局は、非常通報を行う場合には許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々であるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくものとする。

(ウ) 頼信の手続

非常通報を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙(なければどんな用紙でもよい。)に電文形式(カタカナ)又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- ・あて先の住所・氏名(職名)及び電話番号
- ・本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字(平文の場合はカタカナ換算)以内にする。
- ・本文中の濁点、半濁点は、字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- ・応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目(例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。」のように)を記入する。
- ・用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

ウ 他機関の通信設備の利用

市長は、予・警報の伝達等に際して、緊急通信のため特別の必要があるときは、次の有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第57条)。

また、市長は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第79条)。

(ア) 使用又は利用できる通信設備

- ・警察通信設備(流山市おおたかの森西3-744-7 流山警察署内)
- ・消防通信設備(流山市三輪野山1-994 市消防本部内)
- ・水道通信設備(流山市おおたかの森西1-19 市上下水道局内)
- ・国土交通省関係通信施設
- ・日本赤十字社千葉県支部通信施設
- ・東京電力パワーグリッド(株)通信施設
- ・東日本電信電話(株)通信施設
- ・県の無線通信施設(県防災行政無線を除く)
- ・上記以外の機関又は個人の無線通信施設

《資料35》

(イ) 事前協議の必要

- ・市は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用について、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。(事前対策)
- ・災害対策基本法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。

(ウ) 警察通信設備の使用

市が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合には、流山警察署に使用要請を行うものとする。

(エ) 自衛隊の通信支援

市は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、県を通じて要請手続を行うものとする。

(オ) 消防無線等

市消防本部及び市上下水道局には、それぞれ専用無線通信施設が設置されているため、非常災害時にはこれらを活用する。

表 3-2-2 消防無線通信施設

令和 2 年 4 月現在

機関名	施設名		数量	備 考
消防本部	基地局		1	
	移動局	車載型	3	
		携帯型	1	
		可搬型	2	卓上型含む
消防署	移動局	車載型	22	
		携帯型	18	
		可搬型	5	
消防団	移動局	車載型	24	

表 3-2-3 上下水道局無線通信施設

令和 3 年 9 月現在

機関名	施設名	数量	施設の内容
上下水道局	基地局	1	SRM620V 型
	移動局	5	SRM620V 型
	携帯局	2	SR920V 型

エ 放送機能の利用

市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合若しくは著しく困難な場合においては、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を、県を通じて日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送、（株）ベイエフエムに要請するものとする。また、市長は、（株）ジェイコム千葉に対しても放送要請するものとする。

オ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合には、各防災関係機関は使送により通信を確保するものとする。

(3) アマチュア無線ボランティアの活用

ア アマチュア無線の利用

大規模な災害により通信系統が途絶した場合には、市内アマチュア無線局の協力を得て、「非常通信」にあたるものとする。

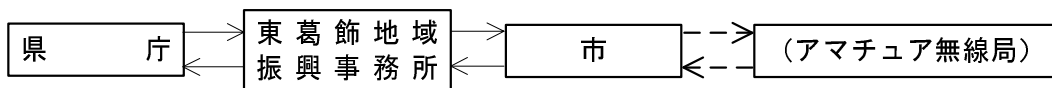


図 3-2-5 アマチュア無線の通信経路

イ 「担当窓口」の設置

市は、災害発生後、総務部秘書広報班にアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアの受入れを行うものとする。

ウ 「担当窓口」の運営

「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ・アマチュア無線ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- ・県危機管理課「受付窓口」との連絡調整
- ・その他

エ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ・非常通信
- ・その他の情報収集活動

第3 被害情報等収集報告取扱

【災対本部事務局・情報収集班・市各班】

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすため、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県並びに広域な連携により、適切な災害応急対策が実施されるようにしていくものとする。

1 災害情報の分析

災対本部事務局で収集した災害情報や活動状況等をもとに、情報を整理・分析し、応急対策活動に活用する。災対本部事務局は、現状を分析し、被害予測を立て、全体を俯瞰したより有効な対応策を検討することにより、災害対策本部の指揮機能の強化を図る。

2 災害情報の一元管理、共有化

災対本部事務局は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯さうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図る。

このため、次のとおり被害報告等に係る責任者を置く。

職名	担当者	職務内容
報告総括責任者	市民生活部長	・情報の収集及び伝達を統括する。 ・報告取扱責任者から報告を受け、本部長及び副本部長に報告する。
報告取扱責任者	防災危機管理課長	・市災害対策本部各部の情報を取りまとめて調整し、報告総括責任者及び防災関係機関等に報告する。

3 初動期の情報収集内容

市は、災害発生後概ね1～2時間以内に、次のような内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概要を大まかにつかむことに留意する。

表 3-2-4 初動期の情報収集内容

区 分	情 報 の 内 容	共 通 内 容
人 的 被 害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対策の状況
火 災	1 火災の発生及び延焼の状況	
施 設 被 害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋梁の被害状況 3 建物の倒壊及び浸水状況 4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、水道、電話等の状況	
そ の 他	災害対策上必要な事項	

《様式 57・58・62》

4 初動期の情報収集体制

情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。

収集の手段は、電話、携帯電話、FAX、無線等の通信手段を用いるほか、バイク、自転車等を利用して速やかな情報収集（概ね1～2時間以内）に努めるものとする。

被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。

また、市民から被害状況等の情報を受け付けるため、専用窓口を設ける。

表 3-2-5(1) 初動期の情報収集体制(1/2)

No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初 動 期 災 害 情 報 内 容	通 信 手 段
1	消防情報	予防消防班、 消防総務班	消防本部、各消防署及 び消防団	火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の 概括	電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線
2	警察情報	災 対 本 部 事 務 局	県警察本部、流山警察 署	けが人、生き埋め、死傷 者等の概括	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線
3	ヘリコプター 情報	災 対 本 部 事 務 局	県警察本部、陸上自衛 隊、千葉市消防局	道路交通規制状況 被災状況の概要全般	電話、携帯電話 電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線
4	道路河川等 情報	道 路 班 河 川 班	国土交通省関東地方整 備局江戸川河川事務 所、千葉国道事務所、県 東葛飾土木事務所、県 江戸川下水道事務所	道路・橋梁・河川等の被 害状況	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 市防災行政無線
5	職員参集時 情報	災 対 本 部 事 務 局	各参集場所（市役所 出張所、避難所）	建物の倒壊・浸水・火災 被害、避難所等の住民行 動、避難所開設状況	電話、携帯電話、 市防災行政無線
6	市出先機関 情報	財 務 会 計 班 教 育 庶 務 班 避 難 誘 導 救 援 班	各出先機関	出先機関等からの被害 状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話 市防災行政無線
7	学校関係情 報	学校教育班	各小・中学校、高校、大 学等	児童、生徒等の安全と 避難	電話、携帯電話、 市防災行政無線
8	ライフライン 情報	建設庶務班 水道庶務班	東京電力パワーグリッド (株) 東日本電信電話(株) 京和ガス(株) 等 県水政課、北千葉広域 水道企業団、管工事協 同組合	電気、ガス、電話等の被 害状況と復旧情報 水道の被害状況と復旧 情報	電話、携帯電話 市防災行政無線 電話、携帯電話
9	交通機関情 報	情報収集班	流鉄(株)、東武鉄道 (株)、東日本旅客鉄道 (株)、首都圏新都市鉄 道(株)及び各バス会 社	電車、バス等公共交通機 関の被害情報と復旧情 報	電話、携帯電話、 市防災行政無線
10	アマチュア 無線情報	秘書広報班	アマチュア無線クラブ 会員、関東地方非常通 信協議会	アマチュア無線クラブ 会員周辺の被害状況	電話、携帯電話、 アマチュア無線
11	タクシー無 線情報	情報収集班	市内の各タクシー会社	走行中のタクシーが収 集した市内の被害状況	電話、携帯電話
12	情報収集班 情報	情報収集班	情報収集班の職員	被害状況全般	電話、携帯電話
13	庁舎 被害情報	災 対 本 部 事 務 局	災対本部事務局の職員	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
14	気象情報	災 対 本 部 事 務 局	銚子地方气象台 民間気象予報会社	地震規模、余震や気象 予・警報等に係る情報	電話、携帯電話 県防災行政無線
15	衛生情報	救 護 班	松戸保健所（松戸健康 福祉センター）、医師 会、歯科医師会、薬剤師 会、日本赤十字社、千葉 県看護協会	けが人の把握、救護所の 収容状況、医薬品の調達 状況	電話、携帯電話、 県防災行政無線

表 3-2-5(2) 初動期の情報収集体制(2/2)

No	情報	担当班	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
16	避難情報	避難誘導救 援班	各避難施設	建物、入居者の安全と避 難状況	電話、携帯電話、 市防災行政無線
17	商工情報	物資輸送班	商工会議所、商工団体 等	商工業、観光関係被害	電話、携帯電話
18	農林業情報	物資輸送班	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

5 初動期の防災関係機関との連携

市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

また、管理者が明確なライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受けるものとする。

さらに市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求めるものとする。

6 初動期の速報性

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。したがって、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性を心がけるものとする。

また、現場の状況等により、具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、罹災人員は平均世帯人員により計算して速報するものとする。

7 初動期の被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく、住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認するものとする。

8 報告の実施

(1) 報告が必要な事態

市は、市内で次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、千葉県防災情報システムにより県の災害対策本部及びその他必要とする機関に対して報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話・FAX又は防災行政無線等により報告し、事後速やかに書類を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア 市災害対策本部が設置されたとき。イ 「震度5強」以上の地震を記録したとき。ウ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。エ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。オ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合カ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合キ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合 |
|---|

(2) 報告の種類等

市から県災害対策本部への報告の種類、時期及び方法は以下のとおりとする。

表 3-2-6 県に行う被害情報等報告の区分及び様式

報告の種類	報告の時期・方法	報告の内容
災害緊急報告	①覚知後、直ちに県災害対策本部へ報告 ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに県災害対策本部へ報告 [電話・FAX・無線機等]	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告
災害 総括 報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻までに県災害対策本部へ報告 ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻までに県災害対策本部へ報告 [電話・FAX および端末入力]	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況
	応急対策終了後10日以内に管轄支庁へ報告 [端末入力及び文書]	被害情報及び措置応急対策終了後、10日以内にシステム端末に入力する。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 1 被害情報 市内の被害状況の確定情報 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の確定情報 3 被害額情報 市内の施設被害額、産業別被害額
	4月20日までに管轄支庁へ報告 [端末入力及び文書]	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告
災害詳細報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで [端末入力] ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [FAX・電話・無線機等]	災害統括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告

※端末入力：千葉県防災情報システム端末に入力

(3) 県及び防災関係機関に報告する事項

市の報告内容は次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部設置の有無及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の実施状況
 - (ウ) その他必要な事項
- カ 災害による住民等の避難状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク 孤立集落におけるライフラインの途絶状況及び復旧状況
- ケ その他必要な事項

《資料 131》

(4) 国（消防庁）への報告

県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、その後速やかにその内容を県に連絡するものとする。

一定規模以上の火災・災害等にあつては、「火災・災害等即報要領」により、被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により住民等から 119 番への通報が殺到している状況である場合には、その通報件数を直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消が必要であることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(5) 被害情報収集活動の応援要請

災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

(6) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動にあたりとともに、119 番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。

- ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。
- エ 市は情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくものとする。
- オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施するものとする。
- カ 市は、罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期するものとする。

表 3-2-7 県及び関係機関の連絡先

振東 興葛 事飾 務地 所域	NTT 電話	地域防災課 047-361-2175
	NTT FAX	047-367-4348
	県防災行政無線電話	502-721・723
	県防災行政無線 FAX	502-722
県	勤務時間内	防災対策課災害対策室
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7361
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7298
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7361
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7298
	NTT 電話	043-223-2175
	NTT FAX	043-222-5208
	勤務時間外	防災対策課情報通信管理室
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7225
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7110
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7225
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7110
NTT 電話	043-223-2178	
NTT FAX	043-222-5219	
総 務 省 消 防 庁	勤務時間内	応急対策室
	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49013
	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49033
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033
	NTT 電話	03-5253-7527
	NTT FAX	03-5253-7537
	勤務時間外	宿直室
	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49102
	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49036
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036
NTT 電話	03-5253-7777	
NTT FAX	03-5253-7553	

(7) 報告責任部局の選定

市及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る担当部局を定めておく。

9 被害の認定基準

被害の認定は、参考資料に示す「被害の認定基準」を参照して行うものとする。

《資料 124》

10 被害報告等の伝達経路

被害報告等の伝達経路は、次のとおり。

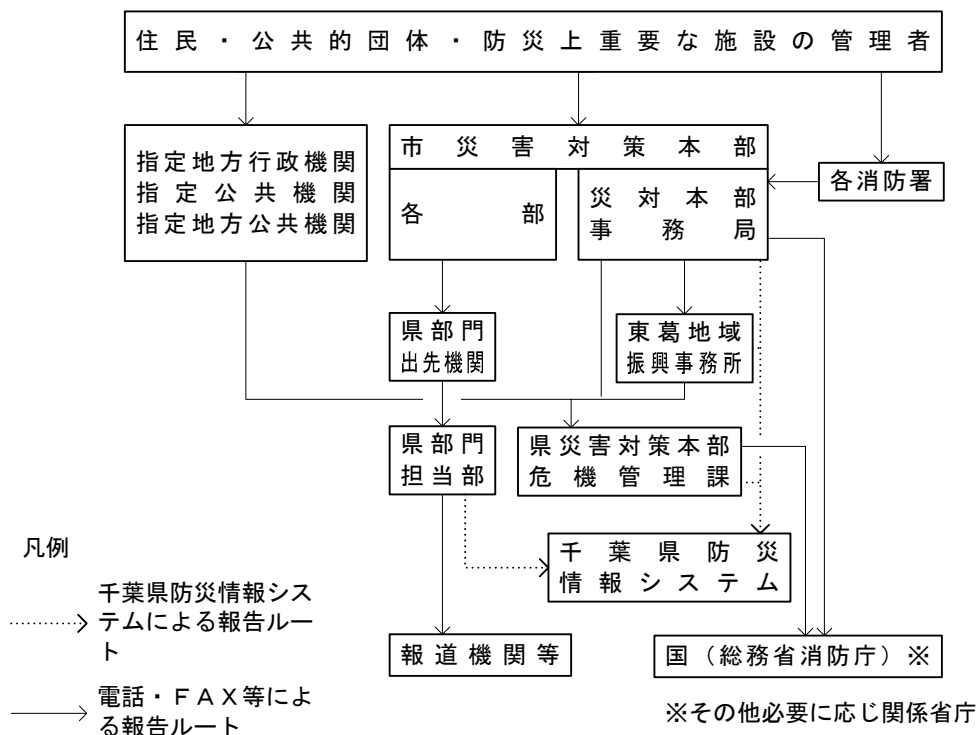


図 3-2-6 被害報告等伝達経路

11 異常現象発見者の通報義務

(1) 住民

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により、次の最も近い場所に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に伝達できるように、協力しなければならない。

- ア 流山警察署
- イ 流山市役所（防災危機管理課）
- ウ 消防本部及び消防署
- エ その他の関係機関又は近くの警察官、消防職員、市職員

(2) 関係機関職員等

通報を受けた関係機関職員、消防職員、市職員等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

(3) 市長

通報を受けた場合、市長は銚子地方気象台、県（危機管理課）及びその他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。

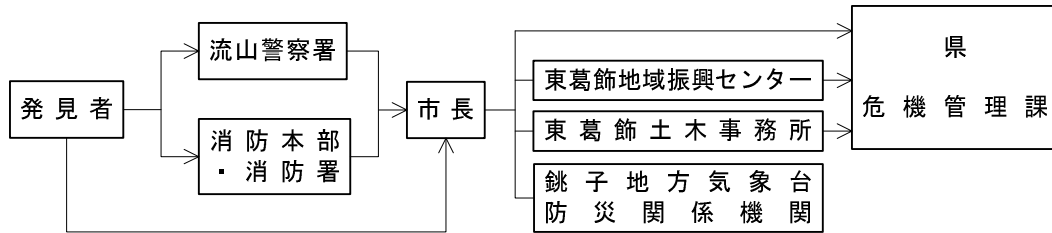


図 3-2-7 異常現象発見時の「市」を経由する通報の流れ

(4) 異常現象

異常現象	現象の例
水象	河川の異常な水位の上昇
	異常な湧水
	洪水
地象	地割れ（亀裂）
	地表面の沈下・隆起
	数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震

第4 災害広報計画

【秘書広報班】

防災関係機関は、デマ情報・パニック等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施するものとする。併せて、住民からの各種相談に適切に対応し、住民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努めるものとする。

また市は、県や防災関係機関とともに報道機関各社との連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活用してもらえよう、必要な情報の提供を行うものとする。

1 実施機関

秘書広報班は、災対本部事務局で一元管理している災害情報等について、防災関係機関と情報の共有を図り、相互に協力して災害時における広報活動を行う。

2 広報活動

(1) 緊急広報

災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法により行う。

表 3-2-8 緊急広報の方法

広報手段	備 考
広報車	市は、警察署、消防署と協力して、緊急広報を行う。
職員	広報車による広報が困難な地域については、現地に職員を派遣する。
安心メール SNS Yahoo!防災速報	市民に直接関係し、緊急を要する場合において、実施する。
緊急速報メール (エリアメール)	高齢者等避難、避難指示、指定河川洪水予報（氾濫注意情報を除く）等の配信可能項目について実施する。
ヘリコプター	必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難指示等について、県及び関係機関に要請する。
テレビ ラジオ等	市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合には、各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、ニッポン放送、ベイエフエム）に対し、県を通じて必要事項の放送要請を行う。また、(株)ジェイコム千葉に対しても放送要請するものとする。 なお、報道機関に放送を要請する場合は、県があらかじめ締結した「災害における放送要請に関する協定」に基づき、要請を行うものとする。

※安心メール：災害や火災、防犯に関する情報を市民に対し、迅速に分かりやすく伝達し、情報の共有化を図るため、登録者の携帯電話・パソコンに電子メールを配信する。

※多メディア一斉配信システム：市では、これまで個々に情報配信を行っていた防災行政無線、安心メール等への情報配信を一括操作で行う多メディア一斉配信システムを令和4年度に導入した。

(2) 一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により必要に応じて適宜広報する。

表 3-2-9 一般広報の方法

広報手段	備 考
防災行政無線 広報車	各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、広報を行うものとする。
広報紙等印刷物 ホームページ	市は、住民へ情報提供するため、災害に関する情報を整理し、広報を行う。また、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておくものとする。
安心メール SNS Yahoo!防災速報	市は、市民に直接関係する各種の情報を広報するものとする。
テレビ ラジオ等	市は、必要に応じて各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、(株)ジェイコム千葉東葛・葛飾局、ニッポン放送、ベイエフエム）に県を通じて放送要請を行うものとする。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。
掲示板等	市は、避難所及び防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。
自主防災組織との 協力	広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。

(3) 要配慮者への広報

ア 高齢者・障害者等への広報

市は、高齢者のみの世帯には、市広報やテレビ等で広報を行うほか、聴覚障害者には安心メール、FAX 及びテレビ等で広報を行う。

さらに、市は広報紙を各戸へ配布し、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者及び障害者等に対し、情報伝達や安否確認をするよう努めるものとする。なお、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、広報内容を点字や録音テープ等に直し、配布するものとする。

イ 外国人に対する広報

市は、防災行政無線での広報をやさしい日本語で行うことや、想定できる内容は事前に多言語で録音しておく等の検討を行う。また、外国人支援団体のネットワークを活用する。

さらに、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努め、平常時より災害の対応に備えることとする。

(4) 報道機関への対応

秘書広報班は、次に掲げる広報事項の関係資料を取りまとめ、本部会議に諮ったうえで秘書広報班長が報道機関に発表するものとする。

ア 広報事項

- ・ 災害の種別及び発生日時
- ・ 被害発生の場所及び発生日時
- ・ 被害状況
- ・ 応急対策の状況
- ・ 住民に対する避難指示等の状況
- ・ 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

イ 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

ウ 報道機関への発表

(ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等、本部に報告されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。また、報道要請は、県があらかじめ締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、行うものとする。

(イ) 報道機関への発表は、原則として秘書広報班長が実施するものとする。なお、本部に報告された情報を必要に応じて各部において発表する場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(ウ) 指定公共機関及び指定地方公共機関が、本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として市災害対策本部に連絡した後実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について市災害対策本部に報告するものとする。

(エ) 秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

(5) 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動資料及び記録保存のため極めて重要であるので、秘書広報班は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。

資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集するものとする。

ア 市職員及び関係機関の撮影した災害写真、災害映画

イ 報道機関等による災害現場の航空写真

ウ 災害応急対策活動取材した写真、その他

3 広報内容

広報する内容については、時間ごとに変化するニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。また、災対本部事務局で一元管理している最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情報が流れないように注意する。

(1) 住民に対する広報内容

市及び防災関係機関は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

ア 災害発生直後

- ・ 災害情報（災害の規模等）
- ・ 火災防止の呼びかけ（ガスもれの警戒、放火警戒等）
- ・ 避難指示等の出されている地域、避難指示等の内容、避難方法
- ・ デマ情報・パニック防止の呼びかけ
- ・ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ・ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ・ 公的な避難所、救護所の開設状況
- ・ 市の災害活動体制及び活動状況
- ・ 緊急道路・交通規制情報

イ その後

- ・ 全般的な被害状況
- ・ 市及び防災関係機関の対策実施状況
- ・ 電気、電話、ガス、上・下水道の被害状況、復旧状況
- ・ 鉄道、バスの被害・運行状況
- ・ 道路情報
- ・ 救援物資、食糧、飲料水の配布等の状況
- ・ し尿処理、衛生に関する情報
- ・ 被災者への相談サービスの開設状況
- ・ 遺体の安置場所、死亡手続等の情報
- ・ 臨時休校等の情報
- ・ ボランティア組織からの連絡
- ・ 市内各施設の復旧状況
- ・ 市の一般平常業務の再開状況
- ・ 医療機関の活動情報等
- ・ 市民生活安定のための緊急措置

(2) 市外に対する広報内容

市及び防災関係機関は、市外の住民に対しラジオ・テレビを通じて、本市での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、市内向けの情報と同様の内容についても広報するものとする。

- ア 避難指示等の出されている地域、避難指示等の内容
- イ デマ情報・パニックの防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地区外の知人・親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

4 広聴活動

市は、災害時における住民の相談、要望、照会等に応じるため、災害状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴相談体制の確立を図り、防災関係機関及び関係各部と連絡を密にしながら、広聴活動を実施するものとする。

(1) 総合相談窓口の設置

秘書広報班は、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、災害の状況により必要と認めるときは住民のための総合相談窓口を市役所内に設置し、広聴活動・相談業務を実施するものとする。

この場合、必要に応じ災対本部事務局と調整を図り、関係する各部に相談員の派遣を要請するものとする。

なお、相談窓口の開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を積極的に行うものとする。

(2) 移動巡回相談の実施

市災害対策本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、避難所等における移動巡回相談を実施するものとする。

(3) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、救援庶務班の要配慮者担当を中心に、民生委員、介護員、保健師等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）

イ 病院通院介助

ウ 話し相手

エ 応急仮設住宅への入居募集

オ 縁故者への連絡

カ 母国との連絡

(4) 女性のための相談窓口の設置

避難所等で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行う。

(5) 専門相談窓口の設置

秘書広報班は、災害の状況により必要と認めるときは、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、住民のための専門相談窓口を設置するものとする。

この場合、必要に応じ関係各部と調整を行い、当該部から関係団体への相談員の派遣要請を指示するものとする。

(6) 電話等対応マニュアルの作成

電話や窓口等における被災者からの問合せに迅速かつ的確に対応するため、電話等対応マニュアルを作成する。

(7) 要望等の処理

秘書広報班は、総合相談窓口等に寄せられた苦情・要望等を防災関係機関及び関係各部へ照会・連絡し、適切な処理を行うとともにその回答・処理状況も合わせて時系列的に記録を残しておくものとする。

第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画

第1 消防活動

【消防本部・消防団・自主防災組織】

消防本部及び消防団は、緊密な連携のもと、消火、救助、救急等の消防活動を実施するとともに、防ぎよ活動について定め、迅速かつ適切な消防活動により住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るものとするほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う。

1 消防機関の活動体制

消防長は、特に必要と認める場合には、消防本部に「消防部本部」を設置し、必要な体制の確保を図るものとする。なお、市災害対策本部が設置された場合には、消防部本部は、市災害対策本部内の消防部として活動するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

2 情報通信

(1) 情報収集

災害に係る情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用するものとする。

地震（震度5弱以上）時においては、有線電話の不通、無線障害等により、状況把握が困難となる可能性がある。このため、通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握するものとする。

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報を総合して被害の状況を把握し、初動体制を整えるものとする。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に遅れないように努めるものとする。

(2) 通信運用

災害時における市災害対策本部と消防本部及び各消防署の通信は、有線通信を原則とし、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信によるものとする。

(3) 無線通信の優先順位

災害活動中の通信優先順位は、次のとおり。

- ア 災害の覚知
- イ 車両の出動命令
- ウ 応援の要請
- エ 救助又は救急状況の報告
- オ 災害状況の報告

3 消防機関による火災防ぎょ活動

消防部は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき防ぎょ活動の基本方針を決定し、消防団を含む各出動隊の効率的な運用を図るものとする。

(1) 火災出動

ア 出動指令

消防隊等は、原則としてちば北西部消防指令センター又は消防防災課からの出動指令により出動する。

イ 火災出動体制

(ア) 市街化地域

移動無線局を有する署と分団の消防隊等を対とした編成とし、2隊1火災防ぎょを基本とする。

(イ) 周辺部地域

各消防署及び各分団の管轄する消防隊等とし、出動区域は、原則として当該受持区域内とする。

ただし、受持区域内に火災の発生がなかった場合又は火災が発生したが少数隊によりこれを鎮火できると消防署の最高指揮者が判断した場合は、防ぎょ活動隊を除いた分団の消防隊を各消防署に集結させ、消防部本部の指示する地域に出動させるものとする。

ウ 出動途上の留意事項

(ア) 他の火災に遭遇した場合の措置

火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は消防部本部に報告する。

ただし、通信の輻輳等により報告が困難な場合は、指揮者の判断による。

(イ) 救助事故に遭遇した場合の措置

火災出動途上、建物倒壊による人命救助事故を発見した場合でも、原則として火災現場に直行するものとし、その旨を消防部本部に報告するものとする。

なお、この場合においては、付近にいる消防団員あるいは住民に協力を求めるとともに、必要な指示を与えるものとする。

(2) 火災防ぎよ

大規模な災害では、火災と要救助者が同時に多発するおそれがある。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位及び応援隊との分担を決め、資源の的確な配分を行うものとする。

基本的には、災害時に発生する多様な危険現象のうち、最も被害を増幅するのが二次的に発生する火災であることから、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

また、災害の初期段階にあつては、住民が被災地区から安全に避難を完了するまで、火災の鎮圧と拡大防止を図るものとする。

ア 火災防ぎよの原則

火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、それぞれの防ぎよ計画に基づいて鎮圧にあたるものとする。

(ア) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を最優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

(イ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(ウ) 消火可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

(エ) 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、部隊を集中して消火活動にあたる。

(オ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

(カ) 火災現場活動の原則

- a. 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救急・救助活動を総合的に判断して行動を決定する。
- b. 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- c. 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空き地等を活用して、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

イ 火災防ぎょ活動

(ア) 発災直後の防ぎょ活動

発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各消防署の指揮体制による分散防ぎょ活動とする。

(イ) 消防部本部による指揮体制への移行

時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて消防部本部の指揮体制に移行し、次の防ぎょ活動を実施する。

表 3-3-1 火災現場活動の原則

全 火 災 鎮 圧	消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。
重 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。
拠 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。

ウ 活動障害の考慮

消火栓の水圧低下による使用不能や道路通行支障による緊急車両の到着遅れ等、災害後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は現場の状況を的確に判断して、臨機応変な活動を実施する。

4 消防団の活動

(1) 出火の防止

各分団は、火災等の災害発生が予測された場合は、当該受持区域内の住民に対し出火防止等を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

(2) 消火活動

各分団は、当該受持区域内における消防部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防部と協力して行うものとする。

(3) 救急救助

要救助者の救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(4) 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(5) 情報の収集

各分団は、火災が発生した場合、予防消防班が行う当該受持区域内の被害等の把握に協力するものとする。

5 自主防災組織等による消火活動

(1) 出火防止

住民及び自主防災組織等は、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は独自に地域での消火活動を行うよう努めるものとする。

また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

6 応援要請

大規模な火災等の場合には、自力での消防活動だけでは対応できない場合がある。この場合には、速やかに他市の消防本部に応援を要請するものとする。

なお、他市への消防応援要請は、本章第8節「第3 消防機関相互の応援」により要請するものとする。

《資料15～20、様式4～18》

第2 救急・救助

【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】

災害が発生し、多数の負傷者若しくは救助を必要とする者がいるときは、関係機関は迅速に救急・救助活動を実施するものとする。

発災後できるだけ短時間のうちに要救助者を救い出し、医療措置を受けさせることが人命救出のために必須であり、どんなに救出が遅れても、3日が時間的な限界である。したがって、大規模な災害発生による多数の死傷者が発生した場合には、市災害対策本部は消防署、警察署、流山市医師会、日本赤十字社千葉県支部及び自衛隊等との相互の連携を図りつつ、さらに地域住民や自主防災組織の協力のもとに、迅速に救急・救助活動にあたるものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。

1 救出の対象者及び活動期間

市は、災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出して保護するものとする。

(1) 救出の対象者

- ア 火災の際に、火煙の中に取り残された者
- イ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ウ 崖崩れ等により、生き埋めになった者
- エ その他救出を要する者

(2) 救出期間

災害救助法による救出は、災害発生の日から3日以内とする。3日以後は、遺体捜索として取り扱う。

2 救急・救助隊の出動

災害が発生し、多数の負傷者若しくは救助を必要とする者があるとき又は予想されるときに出動する隊は、次のとおりとする。ただし、消防長が認めるときは、出動する隊を指定して出動させることができる。

第1出動	
指揮隊	1隊
救急隊	1隊
救助隊	1隊
消防隊	2隊

3 救急・救助活動の原則

大規模な災害では、火災と要救助者が同時に多発するおそれがある。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られているため、より多くの人命を救出することを原則として、活動の優先順位、応援隊との分担を決め、資機材を的確に配分するものとする。

なお、防災関係機関等は救急・救助活動に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施する。

- ア 火災現場における人命救助活動を最優先する。
- イ 人的災害の規模の大きい現場を優先して、救助・救急を実施する。
- ウ 救急・救助は、救命処置を必要とする緊急性の高い傷病者及び高齢者、障害者、幼児等の要配慮者を優先する。
- エ 延焼火災及び救急・救助事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。
- オ 延焼火災が少ないときは、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。
- カ 救急・救助活動は、救命率の高い事案を優先する。

4 情報収集、伝達

(1) 被害状況の把握

防災関係機関は、119番通報、市民からの加入電話、駆け付け通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整えるものとする。

(2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に遅れが生じないように努めるものとする。

5 救急・救助の現場活動

(1) 救急活動

ア 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。

なお、軽傷者には、応急処置用品を支給し、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。

《様式41》

イ 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。

ウ 傷病者の緊急搬送に当たっては、軽症者の割込みにより救急活動に支障をきたさないよう十分注意し、毅然とした態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

エ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

オ 重傷病者等の搬送については、ヘリコプターの積極的な活用を図る。

(2) 救助活動

ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。

イ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。

ウ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。

エ 救助は、救命処置を必要とする者を優先的に救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。

オ 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

(3) 救助用資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 建物の損壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害に備え、民間の建設業者等とあらかじめ協議のうえ協定を締結しておき、迅速な救助活動を行うものとする。

6 応援派遣要請

本市の消防力では十分な救急・救助活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、消防本部を通じて他自治体の消防本部に対して、応援を要請するものとする。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない時は、県知事に対して電話等により、他都道府県への応援要請を依頼するものとする。

《資料 15～20・50～55、様式 4～18》

7 警察署が行う措置

流山警察署は、市、消防署、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者等の救出・救助に当たり急救護処置を施した後、救護班又は救急隊に引き継ぎを行うものとする。

(1) 救出・救護班の派遣

流山警察署長は、被害の程度に応じて部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出・救助及び避難に遅れた者の発見に努める。

(2) 措置要領

- ア 救出・救助活動に当たっては、倒壊建物の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。
- イ 救出・救助活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資機材を活用し、迅速な措置を講じる。
- ウ 救出・救助に当たっては、県、市、消防署、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察署の組織、機能を上げて負傷者等の救出・救助に万全を期すものとする。
- エ 救出した負傷者は、応急措置を施した後、救急隊、救急班等に引継ぐ等速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。

8 自主防災組織等による救急・救助活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

9 応援隊の派遣

本市が被災していない場合は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、救急隊・救助隊・消防隊及び後方支援隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行うものとする。

第3 危険物等の応急対策

【予防消防班・警防班】

災害による危険物等災害を最小限に止めるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じる必要がある。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

1 災害発生時の初動

(1) 被害状況の緊急点検

災害による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減するために極めて重要なことである。したがって、危険物等取扱事業所は、災害が発生した場合には被害状況を緊急に点検するものとする。

(2) 連絡体制の確保

災害により危険物等施設が損傷した場合には、危険物流出等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、これらの事故対策に万全を期すため危険物等取扱事業所は、市、消防本部、他事業所及び防災関係機関との情報連絡体制を確保しておくものとする。

2 危険物流出対策

災害により危険物施設が損傷し、河川等に大量の危険物が流出又は漏洩した場合には、市、消防本部、千葉県及び危険物取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。

(1) 流出対策の連携

危険物取扱事業所は、災害により危険物流出事故が発生した場合には速やかにその状況を把握し、市、消防本部、県に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの対策等について相互に密接な連携を図り、応急措置を迅速かつ的確に行う。

(2) 危険物取扱事業所の自衛対策

危険物取扱事業所は、危険物が大量に流出した場合には、拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に業務を停止し、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、必要に応じ化学処理剤等により処理する。

(3) 県への報告

市及び消防本部は、危険物取扱事業所から危険物流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告するものとする。報告を受けた県は、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

(4) 地域住民に対する広報

災害により危険物流出事故が発生した場合には、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。

ア 危険物取扱事業所

広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、県、市、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

イ 市及び消防本部

広報車、防災行政無線等により、災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

3 石油類危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

災害による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を、適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については市、消防本部、警察等の防災関係機関に速やかに報告するものとする。

(2) 被害の把握と応急措置

市及び消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合には消火・救助等の措置を講じるものとする。

また、被害状況を県に報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には、応援を要請するものとする。

4 高圧ガス及び火薬類取扱施設等の安全確保

高圧ガス取扱事業者、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業者は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急処置について定めた防災マニュアルに基づき、適切な処置を行うものとする。

5 毒・劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

災害が発生した場合、毒・劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管の点検を行うものとする。

また、施設外への毒物又は劇物の流出をおこすおそれがある場合及び流出をおこした場合には、直ちに応急処置を講じるとともに、松戸保健所（松戸健康福祉センター）、警察署、消防署に連絡し、併せて市に連絡するものとする。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告するものとする。

また、市は、警察署、消防署と協力のうえで、住民への広報活動及び避難誘導を行うものとする。

6 危険物等輸送車両等の応急対策

事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うものとする。必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

第4 惨事ストレス対策

【消防本部】

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じ、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4節 警備・交通規制計画

第1 災害警備計画

【消防本部・消防団・流山警察署】

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、警備活動に当たる。

1 警備体制

警察本部及び警察署は、次の状況に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

表 3-4-1 警察署の警備体制

体 制	状 況 等
連絡室	県内に震度4の地震が発生した場合 津波注意報が発表された場合 東海地震に関連する調査情報が発表された場合
対策室	県内に震度5弱の地震が発生した場合 津波警報が発表された場合 東海地震注意情報が発表された場合等 被害程度が小規模の場合
災害警備本部	県内に震度5強以上の地震が発生した場合 大津波警報が発表された場合 内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた場合等 大規模被害が発生、又は発生するおそれがある場合

なお、流山警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制を整えることができる。

2 災害警備活動要領

- ア 要員の招集及び参集
- イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- ウ 装備資機材の運用
- エ 通信の確保
- オ 負傷者の救出及び救護
- カ 避難誘導及び避難地区の警戒
- キ 警戒線の設定
- ク 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ケ 報道発表
- コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

3 社会秩序の維持及び保安対策

災害が発生した場合、警察は住民の生命・身体・財産を保護するものとする。

また、初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに人命の保護を第一とし、初期的段階以後は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、各種地域安全活動や人心の安心を図るための広報及び情報活動を実施するものとする。

(1) 社会秩序の維持

市及び警察は、被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗の予防等、被災地域に密着した活動を実施する。

ア 犯罪の予防等

(ア) 地域安全情報の収集・提供

市及び警察は、被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望等、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努めるものとする。

(イ) 地域安全活動

a. 警戒警備の強化

市及び警察は、被災地及びその周辺におけるパトロール活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的なパトロール活動を行う。

b. 困りごと相談所の開設

市及び警察は、必要により困りごと相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

c. 自主防災組織との連携

市及び警察は、自主防災組織と連携してパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、被災地における各種犯罪・事故の未然防止や被災住民等の不安解消及び安全確保に努める。

イ デマ情報に対する措置

災害の発生時にはデマ情報が発生して人心の不安を招くほか、パニックや各種犯罪を誘発する要因ともなることから、市及び警察は被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、防災関係機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安解消に努めるものとする。

ウ 社会的混乱の抑制

警察は、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行い、社会的混乱の抑制に努める。

(2) 保安対策

ア 危険物等に対する措置

(ア) 市及び警察は、鉄砲・火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し、窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、建物の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行うものとする。

(イ) 市及び警察は、石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては、関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して警戒区域（警戒線）内の立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

第2 交通規制計画

【建設庶務班・道路班・県東葛飾土木事務所・流山警察署・県警察本部】

1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の確保順位

ア 確保順位

災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、県指定の緊急輸送道路を次の順位により確保する。

表 3-4-2 市内の緊急輸送道路

1	次 路 線	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道6号） ウ 松戸野田線（県道5号） エ 草加流山線（県道29号）
2	次 路 線	第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路 ア 白井流山線（県道280号）
3	次 路 線	その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

イ 緊急輸送道路以外の路線

指定の路線を確保することが困難な場合若しくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

(2) 緊急輸送道路の応急復旧

市は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を把握し、速やかに県東葛飾土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施するものとする。なお、作業の実施に際しては、他機関の所管する道路における応急復旧作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図るものとする。

作業に当たっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急輸送道路の交通確保に努める。

ア 市道路班

建設部長は、本部長の指示があった場合若しくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり緊急輸送道路の確保のための作業を実施するものとする。

(ア) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長に報告するものとする。

(イ) 本部長から指示又は要請された応急復旧工事の必要区間の2車線通行確保を図るものとする。

なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、警察署長と協議の上、通行止め・迂回規制等の必要な措置をとるものとする。

また、やむを得ない事情により、独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに警察署長に通知するものとする。

(ウ) 緊急輸送道路の確保が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

イ 県東葛飾土木事務所

道路上の障害物の状況を調査し除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施するものとする。

なお、応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できることを目途とするものとする。

ウ 東日本高速道路(株)

速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。この場合において、通行止めを実施しているときは、走行可能な状態に復旧させるものとする。

本部長は、救助活動等のための東日本高速道路(株)が管理する道路については特に速やかな応急復旧対策を要請するものとする。

エ 流山警察署

交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去については、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。

(3) 放置車両対策

《災害対策基本法第76条の6》

ア 緊急車両の通行ルートの確保のための放置車両対策

緊急通行車両の通行を確保する必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。

(ア) 放置車両や立ち往生車両等、緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動する。その際、やむを得ない限度での破損を容認する。

イ 土地の一時使用

前アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。

ウ 国・県への通知

国・県管理の路線について、啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。

2 道路管理者の交通規制措置

道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想され若しくは発見したとき又は通報等により確認したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。

また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、道路法、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行うものとする。

(1) 緊急交通路の交通規制

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施するものとする。

(2) 区間指定による交通規制

道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

《道路法46条》

3 警察の交通規制措置

(1) 災害応急対策期

ア 被災地への流入車両の制限

警察署は、災害発生直後において、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、また緊急交通路を確保するため、被災区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限するものとする。

《京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画》

表 3-4-3 流山市関係の規制箇所

規制線	検問場所
県道守谷流山線	・南T字路
江戸川	・流山 IC 入口 ・流山 8 丁目交差点

イ 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

なお、本市における緊急交通路指定予定路線は、県道松戸・野田線とする。

ウ 区域指定による規制

災害の状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

エ 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置された車両その他交通障害となる車両（物件）がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行うものとする。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

オ 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報については、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、周辺住民、ドライバーをはじめ市内外に広く周知するものとする。

(2) 復旧・復興期

ア 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階において、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧・復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。

イ 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の交通規制についても、災害応急対策等の推移を勘案しながら規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施するものとする。

ウ 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報については、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図るものとする。

4 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、警察官がその場にはいない場合に限り、前記(1)エの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 前項アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前項イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続は別に定める。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第76条に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書を交付する。
- エ 事前届出・確認に関する手続は、別に定める。

《資料 120・121》

6 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5(1)を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

規制除外車両は事前届出制度の対象とし、事前届出・確認は、前記5(2)を準用する。

7 交通情報の収集及び提供

- ア 交通情報の収集は、自動車、オートバイその他の機動力を活用して行う。
なお、警察本部においては、隣接市町村、隣接都県及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- イ 交通規制等の交通情報の提供は、県及び警察を通じて行う。

8 運転者のとるべき措置

災害発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

ア 走行中の車両の運転手は、次の行動をとること

(ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること

(イ) 停止後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し行動すること

(ウ) 車両を置いて避難するときはできるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

イ 避難のために車両を利用しないこと

ウ 通行禁止区域等において、次の措置をとること

(ア) 車両を道路外の場所に置くこと

(イ) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

(ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること

第5節 避難計画

市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、【警戒レベル4】避難指示の基準や伝達、誘導等の方法を定めるとともに、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。

第1 避難方法

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。

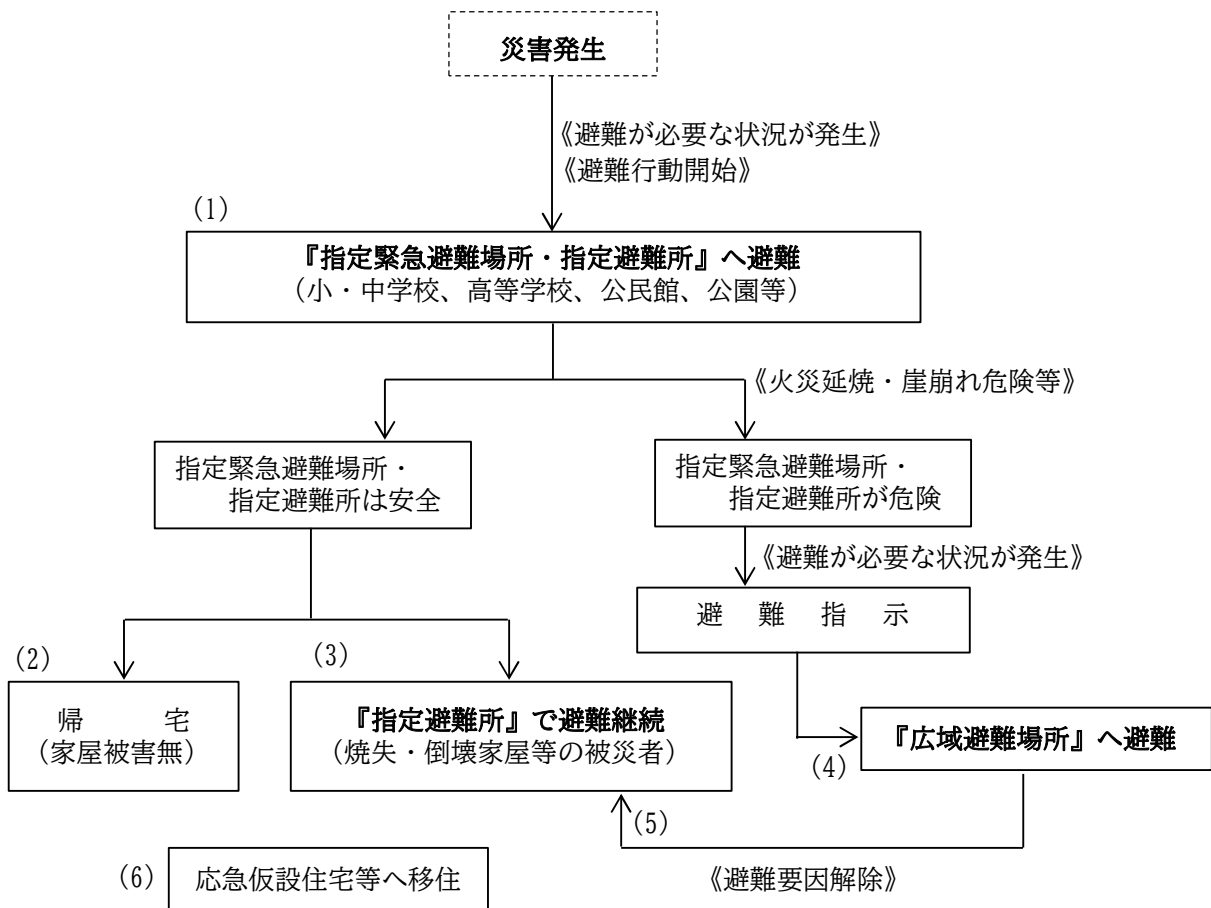


図 3-5-1 避難フロー図

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所への避難

避難行動を開始した住民は、事前に指定された避難場所等へ危険回避のために避難を行う。

(2) 避難者の帰宅

一時的に避難した住民のうち、地域や自宅の危険が去り、自宅の被害が免れた又は被害が軽微な住民は、それぞれの自宅に帰宅するものとする。

(3) 指定避難所での受入

市は、避難所の安全が確保された場合において、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を指定避難所に受け入れるものとする。

《参照 本節「第6 指定避難所の開設」》

(4) 広域避難場所への避難

火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり避難指示が出された場合には、事前に定められている広域避難場所へ避難するものとする。

《資料107》

(5) 広域避難場所から指定避難所での受入

危険要因が去った後、市は安全性が確保された指定避難所へ最終避難させるものとする。

(6) 応急仮設住宅への移住

応急仮設住宅が建設された場合、市は被災者を応急仮設住宅での生活に移行させるものとする。
(第3章「第13節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」参照)

(7) 避難者数が避難所の収容能力を超過した場合の処置

避難者数が避難所の受入能力を超過する場合は、民間施設を含む施設を臨時の避難所として開設するほか、隣接又は努めて近傍の自治体に避難所を確保する。

《参照 本節第6「5 臨時の避難所」、本節「第8 広域一時滞在」》

第2 避難指示等

【災対本部事務局・県・流山警察署・自衛隊】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して避難指示を行う。

1 避難の基準

避難指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。

避難基準

- ア 気象庁から余震に関する情報（余震発生確率）や各種気象警報が発せられ、被害拡大のおそれがあるとき
- イ 河川の上流が被害を受け、下流域において浸水の危険があるとき
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき
- エ 爆発のおそれがあるとき
- オ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき
- カ 崖崩れ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき
- キ 建物が大きな被害を受け居住を継続することが危険なとき
- ク その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき

留意点

- ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換する。
- イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

2 避難対象地域

- ア 土砂災害危険箇所（第2章「第2節 地盤災害予防計画」参照）

避難指示等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

3 実施機関

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

- ア 市長の措置（災害対策基本法第60条、水防法第29条）

（ア）災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの避難指示を行うものとする。

(イ)発令の際は、必要に応じて国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所や銚子地方気象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど災害時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。

(ウ)避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

イ 警察官の措置（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。

ウ 自衛官の措置（自衛隊法第94条）

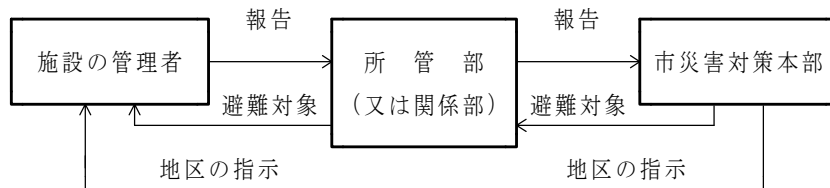
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事の措置（災害対策基本法第60条第6項、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

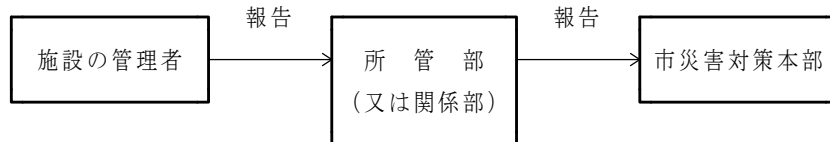
知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの避難指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

知事又はその命を受けた県職員は、河川の氾濫により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

● 市災害対策本部からの避難指示の場合



● 住民自主的な避難の場合



《様式45》

図3-5-2 避難指示の系統図

4 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

避難指示の内容

- | |
|--|
| ア 避難対象地域（町名・施設名等） |
| イ 避難先（避難所・避難場所の名称） |
| ウ 避難経路（安全な避難経路） |
| エ 避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） |
| オ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等） |

なお、避難所については、市長が関係機関と協議して最も適当な避難所を指示し、開設するものとする。

《資料 107》

5 避難指示の周知

避難指示をした者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。

なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

ア 住民への周知徹底

- ・直接的な周知として、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車等を活用する。
- ・消防機関、警察等を通じて周知する。
- ・報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。
- ・自主防災組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。
- ・避難行動要支援者等やその緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAX や携帯電話メールの活用も含む）を行う。
- ・ホームページや安心メール、Yahoo!防災速報、エリアメール、緊急速報メール、SNS による対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。
- ・土砂災害に係る避難指示等の発令や解除の伝達手段については、広報車、安心メール、Yahoo!防災速報、SNS、ホームページ、FAX、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メールなどの手段の中から、複数の手段を活用し、当該区域の住民に対し伝達する。

イ 関係機関相互の連絡

県及び国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、流山警察署等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。

第3 警戒区域の設定

【災对本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】

1 実施機関

(1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

住民の生命に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限・禁止又は退去を命じるものとする。

設定の際、必要に応じて国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所や銚子地方气象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど災害時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。

(2) 警察官（災害対策基本法第63条第2項）

警察官は、市長若しくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(4) 消防及び水防職員（消防法第28条、水防法第21条）

消防及び水防職員は、消防・水防活動を確保するために警戒区域を設定し、防災関係者以外の者の当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

第4 避難誘導

【避難誘導救援班】

市職員、警察官、消防職員その他の避難措置実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。避難行動要支援者の避難を優先して行う。

ア 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

イ 市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ高齢者等避難情報の発令とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

1 警戒区域の場合

本部長は、警戒区域においては、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点に市職員の派遣を命じるものとする。

派遣された職員は、市災害対策本部又は消防部からの指示・情報の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、自治会、自主防災組織等の協力により、住民等を警戒区域内から安全な地域への避難誘導に努めるものとする。

なお、災害対策基本法において、警戒区域における市長の当該区域への立入りの制限・禁止又は退去命令について従わない場合には、罰則規定がある。

2 その他地域の場合

指定地域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行うものとする。

- ア 本部長は、必要と認める避難場所に市職員を派遣し、避難者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。
- イ 地域内から避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、自治会、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。

3 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園（所）、事業所、百貨店及びその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育園（所）、福祉施設及び夜間に多数の人が集まっている場所等については、災害の規模、状況により市災害対策本部が必要と認めるときは市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。

4 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。

5 避難誘導の方法

市、消防機関、警察等は、災害の規模、状況に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに避難誘導を行うものとする。

- ア 避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、地域住民（自主防災組織）やボランティア等の協力を得て、相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。
- イ 避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他危険物、パニックが発生するおそれ等のない経路を選定するものとする。
また、状況が許す限り、指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。
なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは避難の誘導にあたる者が指定するよう努める。
- ウ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。
- エ 選定した道路に重大な障害があり、容易に取り除くことが困難であるときは、建設部に対して避難路の啓開等を要請する。
- オ 自主防災組織その他適切な者に依頼して、避難者の誘導措置を講じる。
- カ 避難誘導は、避難先での救援物資の配給等を考慮して、基本的には自治会等の単位で行う。

6 住民の避難対応

(1) 避難の優先

避難に当たっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

(2) 携行品の制限

ア 服装： 軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

イ 持ち物： 緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、ハンカチ、ティッシュ等以外は携行しない。

比較的時間に余裕がある場合は、手元にあるのであれば、家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）、1人2食分の食糧と2~3リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、マスク、消毒液、体温計等

(3) 避難方法

以下の理由から、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがあること。
- ・自動車が徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがあること。

7 住民の安否確認

住民の安否確認については、各避難所において、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、要配慮者支援団体等で行うものとする。

8 来訪者・入所者等の避難

(1) 避難対策

市の公共施設の管理者は、あらかじめ策定した避難計画に従い、来訪者・入所者等の安全を確保し、避難させる。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員・来訪者の安全な避難対策を講じる。

(2) 避難の完了報告

避難指示が発令されたとき若しくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了報告を行うものとし、救援部長は、あらかじめその周知徹底に努めるものとする。

ア 市の施設

各施設の管理者は、所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了を報告する。

なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX、MCA 無線若しくは伝令等による。

イ 市以外の施設、事業所等

市以外の施設、事業所等の管理者は、市の関係部・課へ報告する。

第5 指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保

【警防班・流山警察署】

1 消防署の任務

消防署は、避難指示が出された地域の住民が避難を行う場合に、災害の規模、道路及び橋梁の状況、災害の拡大経路、消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報するものとする。

また、住民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、住民の誘導、高齢者等避難、避難指示の伝達の徹底にあたるよう要請するものとする。

なお、避難指示の発令以後の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行うものとする。

また、災害応急対策従事者の安全確保にも十分に配慮する。

2 警察署の任務

警察署は、高齢者等避難及び避難指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するものとする。避難誘導員は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行うものとする。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び秩序保持に努めるものとする。

なお、災害応急対策従事者の安全確保にも十分に配慮する。

第6 指定避難所等の開設

【避難誘導救援班】

避難誘導救援班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、高齢者等避難及び避難指示に従って避難した住民を一時的に滞在させる場所として、避難所を開設する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。

1 避難所受入の対象者

対象者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

2 指定避難所の開設

指定避難所の開設（安全確認、解錠、早期の避難者誘導）は、平日は施設管理者が行うものとし、休日・夜間は施設管理者又は本部長が指定避難所に派遣する職員（避難所要員）が行うものとする。なお、指定管理者により管理を行っている施設に関しては、指定管理者が平日及び休日・夜間においても対応する。

《資料 107》

3 指定避難所の点検

指定避難所の開設に当たっては、施設が被災している可能性があるため、建物内へ立ち入り、安全を確認する。必要に応じて、応急的な安全措置を実施し、目視で危険が認められる箇所は立ち入りを禁じる表示をする。また、早急に指定避難所の応急危険度判定を実施する。（第3章第13節「第3 建物の応急対策」参照）

4 福祉避難所

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難を想定し、指定避難所のうち、要配慮者に配慮がされた避難所として、バリアフリー化され、生活相談職員等の確保が比較的容易である「福祉避難所」を確保する。

また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を協定に基づき、福祉避難所として開設する。

なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、民間の宿泊施設等の借り上げや、和室等を備えた公民館、小部屋が利用できる教室や保健室を含め、避難所の一般避難スペースに要配慮者のために区画された部屋を確保するよう努める。

《資料 108》

5 臨時の避難所

災害の規模や状況により、指定避難所に受け入れることが不可能な場合には、次により処置するものとする。ただし、これらの臨時の避難所を開設する際は、耐震性や耐災害性を有するか特に注意が必要である。

ア 既存の他の公共施設を利用する。

イ 既存の他の施設（社寺・会社・工場・民間集会所等）を利用する。

ウ 応急仮設住宅建設候補地をはじめとする野外にテント、応急仮設住宅等を設置する。

エ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる。

オ 市内の受入能力を超過し、市外に避難する場合は、「本節第8 広域一時滞在」を参照。

6 実施機関

ア 避難所の設置は、市長が行うものとし、災害規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

7 避難所開設の公示及び報告

市は、避難所を開設したときは直ちにその旨を公示するとともに、消防長、県災害対策本部事務局等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告するものとする。

(1) 避難所開設の報告

連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

ア 地区名、施設名

イ 施設の被災状況

ウ 避難者の入所状況

エ 負傷者等の状況

オ 運営スタッフの配置状況

カ 緊急に必要な応援物資等（飲料水、食料、寝具等）

キ 連絡手段の確保状況（通信可能な電話機、FAX、パソコン、特設公衆電話、MCA 無線等）

(2) 避難所開設の周知

市は、避難所を開設した場合は、防災行政無線や広報車、市ホームページ、安心メール、Yahoo! 防災速報、SNS 等を用いて、広く周知する。

8 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、災害が発生した日から事態が終息するまでの期間とする。

なお、災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から7日間である。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

9 避難者の登録

市は、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。

また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次把握し、パソコン等を活用してとりまとめるとともに、広報や問い合わせに対応するものとする。

避難所要員は、登録された避難者の情報について避難誘導救援班に報告する。

第7 避難所の運営

【避難誘導救援班】

指定避難所の運営責任は市とし、各避難所マニュアルに基づき、市が避難所運営組織と協力し運営を行うものとする。

また、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、要配慮者や女性への配慮、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

さらに市は、避難場所や避難所に避難した多様な人の受け入れについて努めるものとする。

なお、市職員については、男女双方の職員を配置するよう努めるものとする。

1 避難所運営組織の設置

市は、避難所運営組織の緊密な連携のもとに、各避難所運営マニュアルに基づいて、避難所の運営を行うものとする。

表 3-5-2 避難所運営組織（構成員及び主な役割例）

構成員	主な役割	避難所開設時の役割
市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。
施設管理者	1 避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ
指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。
自治会・自主防災組織	避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他	市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。

2 運営体制

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、避難所運営組織において行うとともに、避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築し、次の事項についての的確に行う。

<p>ア 避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等） イ 避難者に対する情報伝達 ウ テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用 エ 応急仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底 オ 本部長への報告 カ 各避難所の責任者は、避難所の情報を定期的に防災行政無線、MCA 無線、携帯電話、FAX 等により本部へ連絡する。</p>

3 運營業務

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理 |
| イ | 避難所内の居住スペースの割り振り |
| ウ | 食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 |
| エ | 被災者の健康状態の把握、栄養指導等健康管理 |
| オ | 避難所の運営状況の報告 |
| カ | 避難所の運営記録の作成 |
| キ | 発電機・燃料の管理 |

4 指定避難所における良好な生活環境の保持

《災害対策基本法第 86 条の 6、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針》

(1) 要配慮者に対する支援

- ア 避難所の責任者は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。
- イ 避難所の責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする育児・介護・医療用品を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供する等、避難所での生活について配慮する。
- ウ 必要に応じて、福祉避難所、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。
- エ 市は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

(2) 医療・保健体制

避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師等の常駐等の措置をとる。

なお、保健活動については、保健師・看護師チームが市災害時保健活動マニュアルに基づき対応する。

(3) 男女のニーズの違いに応じた支援

- 男性と女性では、避難所に対するニーズが異なるため、それに配慮した運営を行う。
- ア 性別に配慮した避難所の設計（男女別の物干し場・更衣室・安心安全なトイレ（鍵設置）・浴室等の設置、授乳室、乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のためのエリア、女性専用スペース等の設置）
 - イ 避難所運営への女性の参画
性別に配慮した避難所の設計や安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営のための女性の参画に努めるものとする。また、食事作りや清掃等の役割分担は、男女を問わず分担し、性別や年齢によって役割を固定化しないものとする。

ウ 女性スタッフの配置

生理用品、女性用下着等については、女性による配布とするよう努める。

エ 女性のためのクリニック、生活支援相談窓口、DV相談窓口等の設置

オ 女性向け物資の備蓄（化粧品等、備蓄に向かないものは外部から取り寄せる。）

カ 防犯ブザー・ホイッスル等の配布、就寝場所や女性専用スペースの巡回警備等、犯罪や暴力を許さない環境づくりに努める。

(4) 避難所生活長期化への対応

避難所生活が長期化する場合には、必要な設備・機器を業者等から調達する。なお、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

ア 生活用品等の確保

衣類、炊事設備、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、段ボールベッド、畳、カーペット等生活用品の配備充実に努める。

イ 入浴・洗濯支援

本部長は、避難所の生活が長期に及んだ場合や水道・ガス等の供給停止が長期に及んだ場合には、必要に応じ一般公衆浴場やシャワー等の設備を備えたスポーツ施設等及び自衛隊と協力し、関係機関と連携のもと住民の入浴機会を確保するための対策を講じるものとする。

また、仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。

ウ プライバシーの保護

避難者同士のプライバシーを保護するため、間仕切り等を利用して世帯間を仕切るよう配慮する。

エ 健康相談の実施

体調や持病の悪化、インフルエンザ等の感染症、特に自家用車に寝泊まりする被災者等のエコノミークラス症候群については、注意喚起や巡回訪問する等震災関連死の軽減を図る。

オ 交流スペース等の確保

避難所の空きスペースの状況を勘案し、子供の遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。

(5) 季節対策

季節に応じた環境作りを行う。

表 3-5-3 季節対策

季節	品目
冬季	毛布、マット（布団）、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク
夏季	タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤

(6) 家庭動物の対策

市は、ペットとの同行避難ができるよう「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県令和4年3月改訂）に基づき、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペットとの同行避難訓練の実施に努める。

飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、本章第6節「第5 動物対策」によるものとする。

(7) 感染症の対策

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

さらに、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(8) 性暴力・DVの発生対策

市は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

5 管理運営上留意すべき事項

(1) 運営手段の留意点

ア 避難者名簿の作成

避難所の責任者は、避難した住民等の受入れを行った場合、まず避難者名簿を配り、避難した住民に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。また、避難所入所記録簿は、集まった避難者名簿を元にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管する。

各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、被災者台帳に引き継ぎ、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。なお、プライバシーやDV被害者のための視点を持ち、避難者名簿の管理及び取扱うこと。

イ 居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度を目安とする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選任してもらい、以後の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請するものとする。

代表者（班長）の業務は、次のとおり。

- | |
|---|
| (ア) 市災害対策本部からの指示、伝達事項の周知
(イ) 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
(ウ) 物資の配布活動等の補助
(エ) 居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ
(オ) 防疫衛生班が行う消毒活動等への協力
(カ) 施設の保安全管理 |
|---|

ウ 避難所設置・維持の検討

市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ 避難所設置・維持の検討

市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

オ 車中・テント泊等の被災者への対策

市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保険医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症／肺閉塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

カ 食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給

避難所の責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地での調達が可能ないものについては避難誘導救援班長を経由し本部長に報告し、本部長は物資輸送班へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度物品受払簿に記入のうえ、各居住区域に配給を行うものとする。

キ 避難所の運営状況及び記録の作成

避難所の責任者は、避難所の運営状況について、定期的に本部へ報告するとともに、運営記録として避難所日誌を作成するものとする。

なお、市災害対策本部への報告は、各避難所の責任者が避難誘導救援班長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

ク 学校の避難所対応

(ア) 教育委員会の基本的対応

教育委員会は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。

(イ) 教職員の避難所対応

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、幼児・児童・生徒に関する業務等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務を行うものとする。

(ウ) 避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、市災害対策本部から指定又は派遣された責任者にあるが、責任者は施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行い、その運営にあたるものとする。なお、市災害対策本部が責任者を指定するに当たっては、できるだけ避難所に近い者を当てるものとする。

(エ) 教育委員会の直近要員者の扱い

教育委員会の直近要員者は、できるだけ教育関係施設の避難所対応に当たり、市災害対策本部から派遣された責任者や職員とともにその運営にあたるものとする。

(オ) 地域等との連携

避難所運営に関わる開錠の問題（学校、備蓄倉庫、井戸等）や食糧・寝具の配布等を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関すること等について、市職員や住民と協力して、避難所の円滑な運営がなされるようにするものとする。

(カ) 公民館等教育関係施設の避難所対応

学校の避難所対応に準じて対応する。

(2) その他の留意点

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア 避難所の維持管理体制の確立イ 市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知ウ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告エ 自主防災組織、施設管理者及び行政による連携オ 避難者の要望、苦情等のとりまとめカ 環境衛生保護と維持キ 避難者の精神的安定の維持ク 施設の保全管理ケ 避難者の減少等に伴う避難所の規模縮小又は統合等の措置をとる場合、平常体制への復帰に努める。 |
|--|

6 安否情報の提供

市は消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第8 広域一時滞在

【避難誘導救援班】

市は、災害の規模、避難所の受入状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内については当該市町村に直接協議、又は県に受け入れ先を要請し、県外については、県を通じて広域一時滞在に関する支援を要請するものとする。

《災害対策基本法第86条の8》

(1) 近隣市への避難

避難経路の途絶等の理由によって、市内の指定緊急避難場所及び指定避難所に避難することが危険又は困難な場合においては、予め協定を締結し、あるいは、臨機に要請した隣接市の避難場所又は避難所に避難させるものとする。

また、市の指示を待つ暇がないと判断した場合は、住民自らの判断によって、最寄りの隣接市の避難場所又は避難所に避難するものとする。

(2) 避難者の輸送

市内の受入能力を超過した等、市外へ輸送する必要がある場合は、国及び県等の支援を要請し輸送手段を確保する。

また、受入能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、バス、自衛隊車両、ヘリコプターの支援を要請するとともに、バス会社等と交渉を開始する。

第9 避難所外被災者への対応

【避難誘導救援班】

自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やテント等へ避難する被災者、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定される。

1 避難所外被災者の把握及び支援

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる被災者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。

また、在宅の要配慮者等に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援に努める。

なお、情報提供に当たっては、在宅の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅に入居した被災者及び広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

2 健康対策

避難所外被災者は、自動車等狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は予防法等について避難者に呼びかける。

3 市外避難者への対応

市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、被災者台帳の活用や地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した住民の把握に努める。また、インターネット等による情報提供に努め、受入先自治体との連絡を密にし、情報・サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

第10 他自治体からの避難者の受入れ

【救援庶務班・避難誘導救援班】

市は、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難状況等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れるものとする。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、次の支援を行うものとする。

(1) 避難者情報の提供

市は、避難者に避難先等に関する情報を任意に求め、その情報を避難前の自治体へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

市内公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第6節 医療救護・防疫等活動計画

医療救護活動は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合には、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者の適切な保護を図るものとする。

防疫・保健活動は、災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するものとする。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施するものとする。

第1 医療救護活動

【救護班・警防班・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・日本赤十字社・
松戸保健所（松戸健康福祉センター）】

災害発生時には、多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとし、必要に応じ、医療救護活動マニュアルに基づく活動を要請するものとする。

なお、保健活動については、保健師・看護師チームが市災害時保健活動マニュアルに基づき対応する。

1 情報の収集・提供

市（救護班）は、消防本部（警防班）及び流山市医師会等の協力のもとに以下について状況を把握し、県へ情報提供を行う。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資器材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

2 医療救護活動

(1) 実施機関

- ア 医療救護は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ 市単独で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

エ 災害発生時には、保健センターに流山市災害救護対策本部を設置し、医療救護活動マニュアルに基づき、県災害医療本部や松戸保健所（松戸健康福祉センター）等と連携して救護活動を行う。

(2) 災害救護対策本部による医療活動

ア 災害救護対策本部の設置

災害救護対策本部は市長の要請に基づき設置する。

また、災害救護対策本部は市災害対策本部や千葉県災害対策本部等と情報を共有し、必要な策を講じるものとする。

災害救護対策本部の設置を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請（日本赤十字社千葉県支部は県を通じて要請）するものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 出動を要する人員（班）及び資機（器）材
- (エ) 出動の期間
- (オ) その他必要な事項

表 3-6-1 関係機関

医 療 機 関	所 在 地	電 話
流 山 市 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324
流 山 市 歯 科 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355
流 山 市 薬 剤 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871
日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531

《資料 35・109》

イ 医療救護班の編成

市医療救護活動マニュアルに基づき編成する。

ウ 現場指揮

市内における救護活動は医師が行うものとし、救護対策本部長の指示の下、あらかじめ定めてある災害医療コーディネーターが調整する。

エ 医療救護班の業務内容

- (ア) 傷病者に対するトリアージ作業の実施
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 軽症患者等に対する医療

- (オ) 避難所等での医療
- (カ) 助産救護

《様式41》

(3) 救護所の設置

市長により救護所の設置が決定された場合、災害救護対策本部は救護所を設置する。医療救護班は災害救護対策本部と連携を図り救護所において医療救護活動を実施する。

ア 救護所

救護所は、東深井中学校、常盤松中学校、南部中学校、東部中学校、南流山中学校（武道場・格技場）とし、傷病者が存在する限り継続して設置することを基本とするが必要に応じ規模の縮小等を検討する。

イ 救護所の表示・広告

市は、応急救護所を開設した場合はその表示を行って一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。

ウ 救護所の活動内容

- (ア) トリアージ：救護所ではなく避難所への案内や誘導
- (イ) 重症者及び中等症者を各医療機関に搬送する手配
- (ウ) 軽症者への応急対応
- (エ) 医薬品・衛生材料の需給状況を管理（救護対策本部へ報告・手配）
- (オ) 診療記録の作成
- (カ) 遺体発生状況に応じて死体検視及び死体検案書の作成、遺体安置所への搬送手配
- (キ) 救護対策本部との連絡等

(4) 現地総括者及び現地医療指揮者

ア 現地総括者

現地総括者は、救援部長又は救護班長が指名する者が務め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。

イ 現地医療指揮者

現地医療指揮者は、災害医療コーディネーターが務める。災害医療コーディネーターは、災害現場及び救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。

(5) 避難所救護センターの設置への協力

県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。市はこれに協力する。

(6) 医薬品等の調達

ア 医薬品、医療資器材の確保

市は、被害の状況に応じて次に掲げる機関に対し、医薬品等の確保、調達について協力要請を行うものとする。

表 3-6-2 医薬品の調達先

名 称	所在地	電話番号
松戸保健所 (松戸健康福祉センター)	松戸市小根本 7	047-361-2121
流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871

《様式 40》

イ 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

3 傷病者の搬送

(1) 後方医療施設の確保

救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市の災害救護対策本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の災害救護対策本部は搬送先の確保に努める。搬送先の確保を要請された市の災害救護対策本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。

表 3-6-3 県内の主な災害拠点病院

基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院
地域災害医療センター (東葛北部)	松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 千葉西総合病院

(2) 傷病者の搬送体制

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

ア 傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

イ 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

ウ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市が、医療救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

エ 市は、災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防部と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、救急自動車やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立する。

オ 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

なお、救急自動車が確保できない場合は、市は輸送車両の確保に努めるものとし、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係機関と協議の上、次の受け入れ体制を確保する。

ア 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

イ 傷病者の搬送先の離発着場及び受け入れ病院への搬送手配

《資料 19～20、様式 14～18・42》

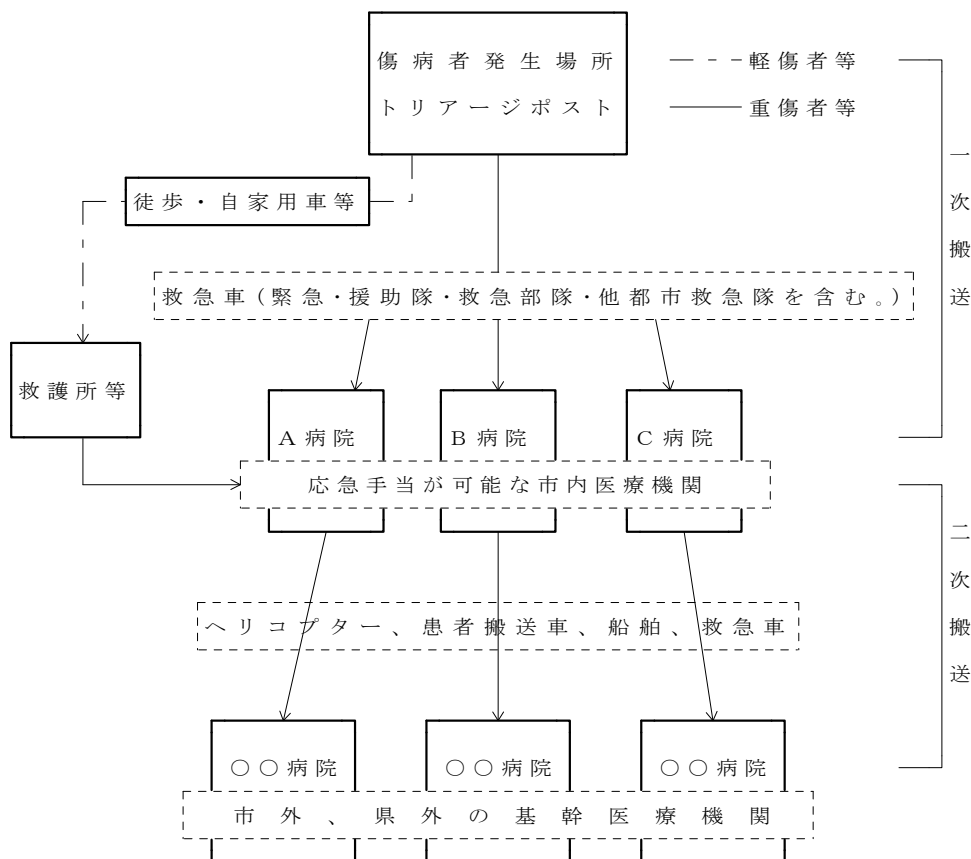


図 3-6-1 搬送システム

4 応援要請

市長は、市医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班やこころのケア班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

5 応援の受け入れと活動の指揮及び調整

市災害救護対策本部の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

6 医療ボランティアの活用

災害時の医療救護活動においては、あらかじめ計画された救護班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、市は医療ボランティアを確保し、迅速に対応できる体制を整備するものとする。

(1) 「担当窓口」の設置

救護班（健康福祉部健康増進課）は、災害発生後「医療ボランティア担当窓口」を設置し、医療ボランティアの受け入れを行うものとする。

(2) 「担当窓口」の運営

「医療ボランティア担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。

- ア 医療ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 県の「受付窓口」との連絡調整
- ウ その他

(3) 医療ボランティアの活動内容

表 3-6-4 医療ボランティアの活動内容

ア 医師 看護師等	(ア) 医療救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。 (イ) 被災地の医療機関において医療活動を行う。 (ウ) 後方医療施設において医療活動を行う。
イ 薬剤師	(ア) 医療救護班に加わり、応急救護所で調剤業務を行う。 (イ) 医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
ウ 保健師等	避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。
エ 歯科医師 歯科衛生士	避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

7 助産活動

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものとする。

(1) 実施機関

- ア 助産活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。
- ウ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法が実施された場合の実施基準

ア 助産の対象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

イ 助産の範囲

助産は次に掲げる範囲で行う。

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 費用

支出できる費用は、救護班及び産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

エ 期間

助産を実施し得る期間は、分娩した日から7日以内とする。

第2 防疫活動

【防疫衛生班・救護班・松戸保健所（松戸健康福祉センター）】

災害による衛生環境の悪化や被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。

1 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づき、市及び松戸保健所（松戸健康福祉センター）が実施する。

2 防疫体制の確立

市及び松戸保健所（松戸健康福祉センター）は、災害時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、必要に応じ関係機関、近隣市町村の協力を得るものとする。

(1) 組織体制整備

市及び松戸保健所（松戸健康福祉センター）は、感染症等の蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的とした防疫体制を確立する。

ア 薬剤・器具機材・人員等の確保

市及び松戸保健所（松戸健康福祉センター）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保するものとする。

災害の規模により、市が保有する医薬品及び資機（器）材等が不足する場合は、その都度調達するものとする。

《資料 35》

イ 防疫衛生班の編成

救援部長は、松戸保健所（松戸健康福祉センター）と密接な連携のもと、救援部を中心として、応援職員及び作業員等により、災害の規模に応じた防疫衛生班の体制を編成する。

(2) 防疫計画の策定

市及び松戸保健所（松戸健康福祉センター）は、被害の状況等を考慮し、できるだけ詳しい防疫計画を作成するものとする。

表 3-6-5 防疫業務

防疫業務	業務内容
消毒	感染症患者及び保菌者発生家屋の内外、便所、給食施設等の薬品による消毒の実施
鼠族昆虫等駆除	汚染地域の鼠族昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去
臨時の予防接種	感染症予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。
検病調査	患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査（健康診断及び検便）を行う。

3 応急防疫活動の実施

(1) 消毒の実施

防疫衛生班は、災害により家屋周辺が不衛生になった場合等の必要に応じて、感染症法第 27 条の規定により、松戸保健所（松戸健康福祉センター）との連携により消毒を実施する。

市及び松戸保健所（松戸健康福祉センター）は、住民においても、自治会長等を通じて配布された薬剤（クロール石灰、逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて自ら家屋等の消毒を行うよう、指導するものとする。

(2) 感染症患者等の入院

松戸保健所（松戸健康福祉センター）は、感染症の蔓延を防止するため必要があると認めるときは、患者又は保菌者に入院を勧告するものとする。

(3) 防疫に関する広報の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

4 記録の整備及び状況等の報告

市は、災害発生後警察署及び消防署等とも連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行うものとする。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合若しくは疑いのある場合には、市及び松戸保健所（松戸健康福祉センター）への通報連絡を迅速に行うものとする。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするものとする。

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時松戸保健所（松戸健康福祉センター）に報告する。

5 食品衛生監視

市（防疫衛生班）及び松戸保健所（松戸健康福祉センター）は、被災地において供給される炊出しによる食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため、炊出し場所や弁当調製施設の衛生指導を行うとともに、次の食品衛生監視活動を実施するものとする。

(1) 被災地周辺の営業施設及び臨時給食施設の指導

- ア 手洗い消毒の励行
- イ 食器及び器具の洗浄消毒
- ウ 原材料及び食品の適正保管
- エ 飲料水の衛生的取扱い

(2) 被災地の営業施設の監視指導

- ア 停電により腐敗又は変敗した食品の供給防止
- イ 施設、機械又は器具の洗浄消毒
- ウ 使用水の現場検査
- エ 従事者の衛生管理

6 飲料水の安全確保対策

松戸保健所（松戸健康福祉センター）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第3 保健活動

【救護班・庁内のPSW（精神保健福祉士）・松戸保健所（松戸健康福祉センター）・医療機関】
保健活動の目的は、災害発生時に、住民の生命・安全な暮らしの確保を図り、避難生活に伴う二次的な健康被害を予防しながら、中長期的な健康管理全般への支援を行うことである。

1 医療機関の状況把握と広報

地域の病院、診療所、歯科診療所、薬局の被災状況及び稼働状況について把握し、受診可能な医療機関等の情報を住民に広報する。避難所での情報や住民からの直接問い合わせなどから、負傷者など医療を必要とする人を把握し、傷病の状態に応じて、適切な医療機関を紹介する。

2 巡回医療

医療救護班は三師会との連携のもと巡回診療を行う。感染症発生等、避難所環境が懸念される避難所を優先して巡回する。

3 巡回健康相談・保健指導

医療救護班は避難所及び在宅避難者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談（こころのケア）、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による巡回健康相談を行う。要配慮者については松戸保健所、社会福祉課、障害者福祉課等と連携を図って実施する。避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて巡回医療につなげる。

4 食中毒や感染症等の予防

医療救護班は、避難所生活等における食中毒や感染症予防について指導を行う。食中毒や感染症の可能性を察知した場合は松戸保健所へ報告し、対応について協力する。

第4 行方不明者の搜索及び遺体収容埋葬等計画

【避難誘導救援班・防疫衛生班・市医師会・市歯科医師会・流山警察署・警防班・自衛隊】
市は、災害により行方不明者が発生したときは関係機関と協力して、迅速に搜索活動を実施するものとする。

また、災害現場から遺体が発見されたときは速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を行うものとする。

1 安否情報の提供

市は、消防や警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等から照会があったときは、安否情報を提供するように努める。

なお、提供に当たっては、人命に関わるような緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさないように配慮し、配偶者からの暴力等を受ける危険がある場合等については、居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

《災害対策基本法第86条の15》

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の搜索依頼の受付

ア 行方不明者相談所の開設

市及び警察署は、必要に応じて市庁舎、警察署及びその他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の搜索依頼の受付及び迷子等の保護に関する相談活動を行うものとする。

イ 行方不明者の届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣等について可能な限り詳細に聞き取り、記録する。

ウ 行方不明者の届出については、まず避難所収容記録簿を確認する。

エ 市災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、すでに死亡していると推定される者の名簿（遺体調書）を作成する。

(2) 行方不明者の搜索

ア 市及び警察署は、行方不明者の搜索願いを受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行う等、該当者の発見に努める。

イ 市及び警察署は、行方不明者が多数に及ぶときは必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

ウ 警防班は、災害の状況から判断して必要があると認めるときは行方不明者の搜索及び救出を、警察署、自衛隊等関係機関の協力を得て遅滞なく実施するものとする。

(3) 迷子等の保護

ア 市及び警察署は、迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

イ 市及び警察署は、保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所に通告又は引き継ぐ。

(4) 救出活動の実施

行方不明者の搜索、救出活動に当たっては、市災害対策本部、警防班、消防団、警察署、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材を投入して救出活動に万全を期すものとする。

3 遺体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を搜索し又は災害の際に死亡したものについて遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬等を実施するための計画とする。

(1) 実施機関

- ア 遺体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。
- ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるとき、遺体の搜索及び埋葬等については、知事の指示により市長が救助を行うものとする。
- エ 市が加入している一部事務組合で対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 遺体の搜索

表 3-6-6 遺体の搜索の実施基準

対象	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。 a. 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。 b. 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。 c. 死亡した原因は問わないこと。
支出費用	舟艇その他搜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。
実施期間	災害救助法が適用された場合、遺体の搜索の実施期間は、原則として災害発生日から 10 日以内とする。

(3) 遺体の取扱い

- ア 遺体の取扱い
 - (ア) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察署又は交番にその旨を通報する。
 - (イ) 警察は、遺体の見分・検視を行う。
- イ 漂着遺体の処置
 - (ア) 市長は、市域に漂着した被災遺体について、身元の判明したものから直ちに当該市町村へ連絡し、状況によっては一時保管するほか、仮埋葬の処置をとる。
 - (イ) 遺体が他の自治体に漂着したと推定される場合は、関係自治体に対し、遺体の搜索及び処理について協力を要請する。

ウ 遺体の安置

- (ア) 遺体は、関係各部、各機関の協力を得て、遺体収容所（安置所）へ輸送する。
- (イ) 安置所について、遺体が多数の場合は、避難所に指定されていない公共施設又は寺院を利用するものとする。なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。
- (ウ) 遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資材を協定締結業者から調達する。

エ 遺体の検案

- (ア) 遺体の検案は、市医師会、市歯科医師会等の協力を得て行う。
- (イ) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- (ウ) 遺体の検案書に基づき、遺体調書を作成する。
- (エ) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (オ) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、合わせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。

オ 遺体の引渡し

- (ア) 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
- (イ) 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、遺族その他から遺体引き受けの申し出があったときは、遺体処理票により照合の上引き渡す。
- (ウ) 市は、遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。ただし、遺族等が火葬を拒否した場合を除く。
- (エ) 埋葬又は火葬に付する場合は、埋葬台帳により処理する。

(4) 遺体の処理

ア 災害救助法が適用された場合の実施基準

(ア) 対象

災害の際死亡した遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施するものとする。

実施に当たっては、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮するものとする。

(イ) 処理内容及び支出費用

次に掲げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

処理内容	処理に要する費用
遺体の洗浄、縫合、消毒	1体当たり 3,400 円以内とする。
遺体の一時保存	既存建物を利用する場合は当該施設の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり 5,300 円以内とする。 なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる
救護班によらない検案	救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。
遺体処理のため必要な輸送費及び人件費	輸送費、人件費は、別途計上

(ウ) 実施期間

原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

(5) 遺体の埋葬

ア 災害救助法が適用された場合の実施基準

対象	災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない等のため埋葬が困難な場合。
埋葬の方法	・原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。 ・原則として棺、骨つぼ等の現物支給及び火葬、納骨等の役務の提供による。
支出費用	1体当たり大人（12 歳以上）210,400 円以内 小人（12 歳未満）168,300 円以内とする。
実施期間	原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

イ 原則として、災害応急納骨堂を市内の民間墓地内に確保する。

また、縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨は、一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。なお、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。

表 3-6-7 火葬場

名称	所在地	電話	緊急時最大火葬件数	
			2～3 日間	36 件/日
ウイングホール 柏 斎 場	柏市布施 281-1	04-7131-6649	10 日間	20 件/日

《様式 54》

(6) 広域火葬への対応

県は「千葉県広域火葬計画」（平成 20 年 4 月 1 日）に基づき、葬祭関係団体との災害時における応援協定を締結している。したがって、市は必要に応じて、県に依頼して葬祭関係団体に協力要請を行い、次の支援を受ける。

- ア 棺、葬祭用品の供給業務
 - (ア) 棺や納棺のために必要な物品の遺体検案所等への供給
 - (イ) 骨つぼ、骨箱の火葬場への供給
- イ 遺体の搬送業務
 - (ア) 遺体安置所から火葬場への遺体の搬送

第5 動物対策

【防疫衛生班】

1 動物の保護・救助等

松戸保健所（松戸健康福祉センター）及び動物愛護センターは、ペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、東葛地域獣医師会等関連団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を保護収容する。

- ア 獣医師会、動物愛護団体等を母体として「動物救護センター」を設置する。
- イ 救援活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜し、その他の相談を行う。
- ウ 保護動物の予防接種等を適宜実施する。

なお、避難所におけるペットとの同行避難については、第5節「第7 避難所の運営(6)」によるものとする。

2 危険動物への対応

危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

3 死亡獣畜の処理

災害によって死亡した獣畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、住民の通報等により、保健所と協議のうえ市が処理するものとする。

- ア 集中処理
 - 死亡獣畜で移動可能なものは、適当な場所に集めて覆土又は焼却の措置を行う。
- イ 個々の処理
 - 移動の難しいものについては、その場で他の影響を及ぼさないように個々に処理を行う。

第7節 救援計画

市は、災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊出しや食糧、生活必需品の供給を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、市は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

第1 応急給水

【水道庶務班・給水工務班】

生命を維持していくためには、飲料水の確保が不可欠である。災害による水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は指定避難所などで応急給水活動を開始し、飲料水の供給に万全を期すものとする。

応急給水活動に当たっては、飲料水の確保と給水に必要な資機材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照すること。

1 実施機関

ア 飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得るほか、民間協定による飲料水の緊急輸送を行い、応急給水を実施する。

オ 水道業者への応援要請については「災害時における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

2 応急給水計画の作成

(1) 水道機能の被害状況の早期把握

市は、飲料水の供給に当たり、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立するものとする。

(2) 供給目標水量の設定

1日1人当たり3リットルの給水を基準とする。水道施設の復旧の進捗により順次増量する。また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から7日以内とする。

また、指定避難所等では、7日以内に仮配水管を設置するなどして、水道水を確保する。

3 応急給水資機材の調達

市は、給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては、給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援協定に基づき、他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請するものとする。

表 3-7-1 応急給水資機材保有状況

応急給水器具	容 量、数 量
給水車	容量 2 トン×2 台
給水タンク	200 リットル×3 個、500 リットル×4 基(コンテナ)、 1,000 リットル×18 基 (コンテナ)
飲料水袋	6 リットル×88,000 袋
応急給水栓	4 栓 32 台

令和5年6月現在

4 応急給水活動の実施

市は、浄水場及び災害用井戸等を有効利用し、さらに災害救助のため、緊急に飲料水が必要となった場合は、事業所や自家用井戸に飲料水の供給を要請して、応急給水所に輸送するほか、給水車等により応急給水を実施する。なお、浄水場からの輸送は、市保有車及び調達車両等によって行うものとする。

(1) 給水拠点

参考資料の資料110を参照。

(2) 車両（給水車等）による給水

指定避難所に滞在している避難者及び集合住宅等の被災者で、本部長が必要と認めた被災者に対して、給水車等により応急給水する。

また、県営水道による応急給水は市からの要請や市対策本部の指揮の下、行う。

なお、通信の途絶や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合は、「プッシュ型」の応急給水支援を視野にいれた活動体制をとるものとする。

(3) 飲料水袋による給水

避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器等の備えのない被災者及び一般の被災者に対し配給する。

(4) 給水活動の配慮事項

給水活動の実施に当たっては、次のような点に配慮する。

ア 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対しては、優先的に給水を実施する。

イ 的確な広報

給水の場所や時間等の内容については、防災行政無線、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

ウ 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生管理を確保する。

エ 要配慮者への対応

家屋等に被害がない断水地域では、指定避難所へ避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。

しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や障害者等も存在することが考えられることから、このような要配慮者に対しても配慮するものとする。

オ 住民の協力

市は、給水時の混乱防止、高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等への水の運搬支援について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼するものとする。

5 給水施設の復旧対策

災害時には、給水区域内において漏水する事態が発生するため、市は作業員の動員体制を確立し、漏水防止のための制水弁操作及び臨時給水栓の設置等の応急復旧を速やかに行うものとする。

6 生活用水の確保及び供給

トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では1世帯当たり1日約200リットルを使うと言われている。

市は、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくるため、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次1人当たり給水量を増やしていくものとする。

《資料 35》

第2 食糧の配布

【物資輸送班】

市は、災害によって被災者が炊事はもちろんのこと食糧の確保さえも困難になった場合に、被災者の生命・身体の安全を確保するため、迅速に食糧の供給活動を行うものとする。また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合には、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照すること。

市の備蓄品の現状については、《資料113》を参照。

1 実施機関

ア 食糧の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

2 食糧供給の対象者

- | |
|---|
| ア 避難所に収容された者 |
| イ 住家が全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けたため、炊事ができない者 |
| ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者 |
| エ 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食糧の供給を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。） |

3 食糧の調達

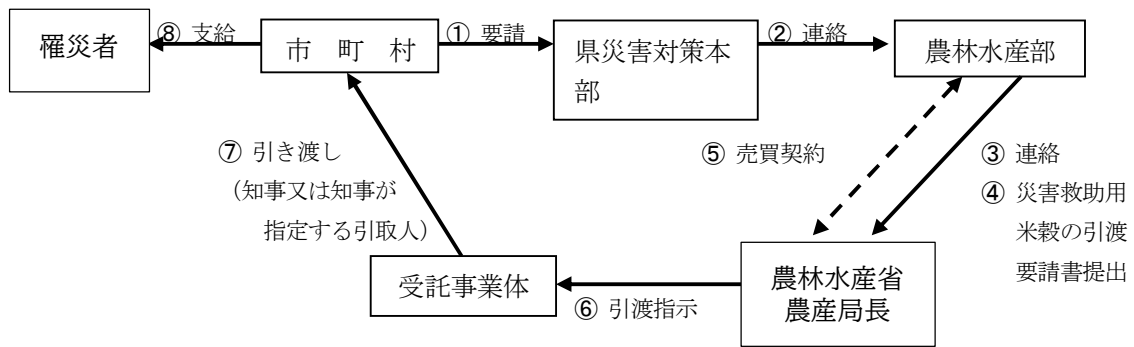
政府所有米穀の調達については、千葉県を通じて行うものとする。また、米穀類の調達先は、協定に基づき、流山市米穀商組合とする。

乾パン、その他副食品は、備蓄のほか必要に応じて市内主要商店に緊急連絡し、現品確保の協力を求めるものとする。

《様式46・47》

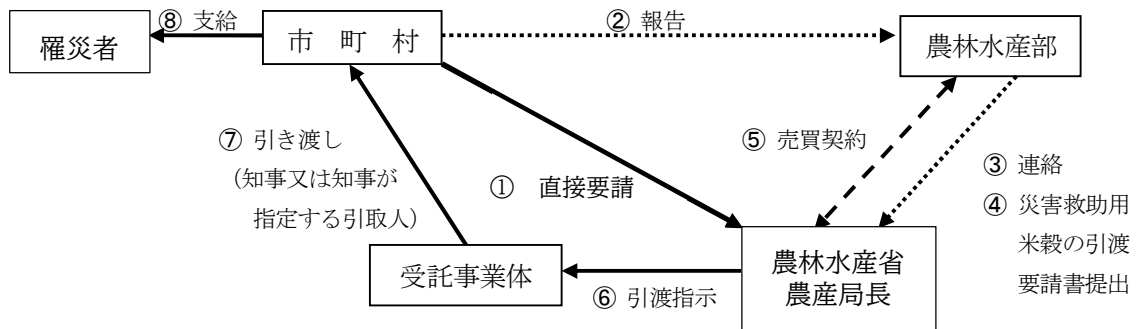
(1) 農林水産省からの調達

ア 政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。



イ 市が千葉県と連絡がつかない場合

交通通信が途絶し、被災地が孤立化してアの手続がとれないときは、市長は農林水産省農産局長に災害救助用米穀の引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。



(2) 精米計画

上記(1)の調達計画のうち、米穀販売業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。

4 食糧の供給

(1) 供給計画の作成

物資輸送班は、本部長の指示に基づき緊急食糧の配給計画を策定し、必要な食糧の調達及び炊出しを行うものとする。なお、食糧の調達に当たっては、高齢者や乳幼児、アレルギー疾患患者等に配慮する。

(2) 調達の処理

物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行うものとする。

また、集積した物資の仕分けや配送は、必要に応じて物流企業に協力を要請する。

(3) 食糧の配分及び炊出しの実施

市は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食糧の供給を、食糧の配分及び炊出しの実施によって迅速かつ円滑に行うものとする。

ア 自立段階に応じた食糧供給

避難所を開設した場合の食糧の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

段 階	具 体 例
第一段階：生命の維持	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第二段階：心理面・身体面への配慮	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等
第三段階：自立心の誘発	食材の給付による避難者自身の炊き出し

イ 炊出しの実施方法

(ア) 炊出しは、市長が赤十字奉仕団等の協力を得て、指定避難所又はその近くの適当な場所を選定して実施する。

(イ) 配分もれ又は重複支給者がないようにするため組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。

《様式 48・49》

5 食糧集積場所の指定及び管理

(1) 食糧集積場所の指定

市はとうかつ中央農業協同組合八木支店、流山支店、新川支店を食糧の集積場所として活用し、調達した食糧の集配を行うものとする。

表 3-7-2 食糧集積場所の連絡先

集 積 場 所	電 話	保管責任者
とうかつ中央農業協同組合八木支店	04-7158-2211	とうかつ中央農業協同組合 代表理事理事長
とうかつ中央農業協同組合流山支店	04-7159-1001	
とうかつ中央農業協同組合新川支店	04-7152-3171	

(2) 集積場所の管理

市は、食糧集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し、管理に万全を期するものとする。

第3 生活必需品等の配布

【災対本部事務局・物資輸送班】

住居の被害等により、衣料や生活必需品等の確保ができなくなった住民に対しては、生活を維持していくために必要な物資を迅速に供給するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。

1 実施機関

ア 被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

オ 市はあらかじめ協定を締結した業者や商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

2 衣料・生活必需品の供給の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者とする。

ア 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財を喪失した者

イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 衣料・生活必需品の供給

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与を行う。

(1) 基本的な供給物資

供給品目は、以下に挙げたものを基本とするが、状況に応じて次のような点を考慮するものとする。

ア 発災時期、被害や被災者の状況の考慮

衣料・生活必需品の供給に当たっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を供給する。

また、避難者数、年齢構成、健康状態、季節等を考慮し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行う。

イ 要求変化への対応

避難生活が長期化した場合、被災者の生活必需品に対するニーズも発災直後とは異なってくる。生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

段 階	具 体 例
第一段階：生命の維持	毛布（季節を考慮したもの）
第二段階：心理面・身体面への配慮	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階：自立心の誘発	なべ、食器類の供給 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

このような変化に対応した物資の調達・供給を行うため、被災地内で必要とされている物資についての情報を被災地外へ発信して、効果的な救援物資を要請するものとする。

供給を行う物資は、次のとおり。

ア	寝具(毛布等)
イ	日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)
ウ	衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
エ	炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
オ	食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
カ	光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
キ	燃料
ク	その他(ビニールシート等)

(2) 供給の方法

物資輸送班は調達、供給を担当し、関係班の協力を得て行うものとする。市は可能な限り避難者、自主防災組織、ボランティア等の自主的活動により運営及び供給する。

なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、生理用品、女性用下着等は、女性による配布とするよう努める。

(3) 生活必需品等物資の調達先

衣料・生活必需品等物資の調達先は次のとおりとし、あらかじめ市と締結している協定に基づき、調達するものとする。

4 物資の保管場所

購入した物資及び救援物資の一時保管場所はコミュニティプラザとし、文化会館、公民館等及び小・中学校への振り分けを行うものとする。

第4 緊急輸送

【災対本部事務局・財務会計班・流山トラック事業協同組合・物資輸送班】

市は、災害発生時における救援物資の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、緊急輸送道路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を確保するものとする。

1 輸送車両等の確保

市は、災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、関係機関と協議の上、車両やヘリコプター等の輸送手段の確保を行うほか、救援物資の輸送拠点の整備等を行うものとする。なお、緊急通行車両の事前届出・確認については、本章第4節第2「5 緊急通行車両の確認等」を参照。

(1) 緊急輸送体制の構築

市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリコプターの臨時離着陸場等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図るものとする。

また、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を、災害時の物流拠点として指定するものとする。

(2) 輸送車両等の確保

市災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有若しくは直接調達できる車両等により輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする車両等が不足若しくは調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。

《資料35・117、様式42》

ア 車両

(ア) 市有車両の確保

市災害対策本部は、災害の種類・規模等に応じ、災害活動用の市有車両を確保するものとする。

(イ) 調達

市有車両が不足する場合は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、次により調達するものとする。

- a. 市内での調達が不可能な場合には、必要に応じて県に対し調達の要請を行う。
- b. 市内の自家用及び営業用車両保有者に対して、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じて出動要請を行う。
- c. 市は、流山トラック事業協同組合に対して、協力の要請を行う。また、(一社)千葉県トラック協会に対しては、県を通じて協力要請を行うものとする。

《資料 35》

(ウ) 配車

市災害対策本部は、市災害対策本部各班への車両の配分を、被害の状況に応じて行うものとする。

イ 鉄道

道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資を確保した場合等においては、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)(JR 東日本)等に協力を要請するものとする。

ウ 船舶

陸上の交通が途絶する等の場合には、緊急船着場(三郷緊急船着場、松戸緊急用船着場)を利用し、水上輸送により行うものとする。

エ ヘリコプター

ヘリコプターが必要な場合は、電話等により必要事項を明らかにして県に要請するものとする。

また、さらにヘリコプターが必要な場合には、県を通じて自衛隊に派遣を依頼するものとする。

表 3-7-3 県の連絡先

勤務時間 内/外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号
勤務時間内	防災対策課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-1127
勤務時間外	防災対策課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219

表 3-7-4 ハリコプターの臨時離着陸場

名称	所在地	電話	広さ m×m
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	70×50

オ 燃料の調達

市は、応急対策燃料不足を避けるため、流山石油商組合から迅速な調達を行う。

《資料 35》

2 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行い、物資輸送班が担当するものとする。

なお、救援物資の緊急輸送に当たっては、被害状況によって必要な物資が異なるのに加え、発災後の時間推移に伴い物資の充足度や被災者のニーズが異なってくることから、被災地区の状況に十分配慮して物資を調達し、効率的な輸送を行うものとする。

《様式 43・50》

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生後の初動期）

- ・救急・救助活動・医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ・消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・市外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者
- ・市等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- ・前記「ア 第1段階」の続行
- ・食糧、飲料水等の生命の維持に必要な物資
- ・傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・前記「イ 第2段階」の続行・災害復旧に必要な人員及び物資・生活必需品の供給・郵便物の配達・廃棄物の搬出 |
|--|

第5 労働力の確保

【災対本部事務局】

市は、災害応急対策を円滑に実施し、その成果を上げるため、労働力の雇用による労務供給体制を整えるものとする。

1 雇用の内容

市は、災害関係職員の動員、県や近隣市町職員の応援及びボランティアの動員等によるほか、次の作業を実施するため必要とするときは、従事者を雇用するものとする。

- ア 被災者の避難救出作業
- イ 救助物資の輸送及び支給
- ウ 医療助産のための移送及び医薬品の輸送
- エ 飲料水等の輸送
- オ 復旧作業及び機器の輸送・操作
- カ 遺体（行方不明者を含む。）の搜索
- キ その他の応急対策作業

2 職業安定所への求人

市は、従事者を必要とするときは、次の事項を付し松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）所長へ申し込むものとする。

- ア 職種別所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 労働条件
- エ 宿泊施設の状況
- オ その他必要な事項

第6 災害救助法に基づく従事者の雇用

【災対本部事務局】

1 雇用の基準

総務部長は、要員に不足を生じることが明らかな場合には県知事の許可を得て、市災害対策本部長名をもって従事者を雇用する。

2 雇用の対象業務

ア 医療、助産のための搬送業務

(ア) 救護所で処置できない重症患者及び緊急処置を必要とする患者を病院等に搬送する業務

(イ) 医師、看護師等の搬送業務

(ウ) 重症患者等を必要により搬送する業務

イ 被災者救出のために使用する機械器具の操作及び資材の運搬業務

ウ 遺体の捜索及び遺体の捜索に必要な機械器具の操作及び資材の運搬業務

エ 遺体の洗浄、消毒等の処置及び収容場所等への搬送業務

オ 飲料水の供給のために使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品の配分、配送業務

カ 救援物資等の整理、配分及び配送業務

(ア) 炊出し用の食糧品、調味料及び燃料等

(イ) 医薬品等

(ウ) 被服、寝具及びその他の日用品

(エ) 学用品

3 雇用の期間

県知事があらかじめ内閣総理大臣の承認を受け、救助の実施が認められている期間とする。ただし、延長が承認された場合は、自動的に期間が延長される。

4 雇用のあっせんの要請

従事者の雇用は原則として現地で行うものとし、雇用が不可能な場合は総務部長が市災害対策本部長名をもって、次の事項を明らかにして県知事に対しあっせんに要請するものとする。

ア 応援を必要とする理由

イ 作業内容及び従事場所

ウ 必要人員

エ その他の参考事項

5 雇用状況報告等

雇用状況について市は、救助種別ごとに日報形式で従事者雇用状況報告を作成するとともに、賃金台帳を作成するものとする。

- ア 従事者雇用状況報告（日報形式）
- イ 賃金台帳

第 8 節 広域応援要請計画

市は、災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確立を図るものとする。

第 1 市町村相互の応援

【災対本部事務局】

市は、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急対策及び復旧対策の実施が困難であると判断したときは、関係法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに協定締結市町村に応援を要請するものとする。

《災害対策基本法第 67 条》

1 他市町村への応援要請

市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、以下の応援協定に基づき、他市町村の長に対し応援要請を行うものとする。

なお、災害の規模によっては、隣接市町のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請するものとする。

表 3-8-1 他市町村との応援協定締結状況

協定の名称	締結先市町村名
災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び千葉県下 54 市町村
災害時の応援に関する協定書等	福島県相馬市 長野県信濃町 石川県能登町 岩手県北上市 大阪府池田市 群馬県太田市
消防相互応援協定	野田市 柏市 埼玉県三郷市 松戸市

《資料 35》

2 他市町村への応援・派遣

市は、応援要請された場合には、支援体制を速やかに確立し、他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合には、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。

(1) 応援要請が予測される場合の対応

応援要請が予測される場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県や他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 支援体制の発足及び運営

市は、他市町村において大規模な災害が発生した場合には、関係部局で構成する支援体制を速やかに発足し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。なお、支援体制は、市災害対策本部に準じて組織し、運営するものとする。

(3) 被害情報の収集

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(4) 応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣及び物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施するものとする。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とするものとし、派遣の単位は1週間～数週間程度とする。

(5) 被災者受入施設の提供等

市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れるための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行うものとする。

3 広域避難

(1) 広域避難の調整手続等

ア 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

ウ 県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

エ 県、市、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

所在地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受け入れ体制を補完するため、県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

4 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在中の調整手続等

ア 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在中の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

《参照 本章第5節「第8 広域一時滞在中」》

第2 県及び国に対する応援要請

【災対本部事務局】

市は、大規模な災害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策の実施のために必要があると認めるときは、県及び国に応援を要請するものとする。

1 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、県知事に対し、応援要請又は指定地方行政機関職員派遣のあっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

≪災害対策基本法第68条≫

(1) 応援要請時に記載する事項

- | |
|------------------------------|
| ア 災害の状況 |
| イ 応援を要請する理由 |
| ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 |
| エ 応援を必要とする場所 |
| オ 応援を必要とする活動内容 |
| カ その他必要な事項 |

(2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- | |
|-------------------------|
| ア 派遣のあっせんを求める理由 |
| イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 |
| ウ 派遣を必要とする期間 |
| エ その他職員派遣のあっせんについて必要な事項 |

2 指定地方行政機関に対する職員派遣要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

- | |
|---------------------|
| ア 派遣を要請する理由 |
| イ 派遣を要請する職員の職種別人員 |
| ウ 派遣を必要とする期間 |
| エ その他職員の派遣について必要な事項 |

第3 消防機関相互の応援

【予防消防班】

消防部長（消防長）は、災害の規模が大規模になることが予想され、現有消防力では対応が困難と判断されるときは、本部長（市長）の指示を受け、他の消防機関に応援を要請するものとする。

≪「流山市消防計画の広域応援・受援計画」≫

1 広域応援体制

消防長は、広域大規模災害に対処するため、次の体制をとるものとする。

この体制は、主に発災直後から国の要綱に定める緊急消防援助隊による体制が機能するまでの間、実施される。

《消防組織法第 39 条、第 44 条第 5 項》

(1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

締結市町村等は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援を行う。

《資料 19・20・35、様式 14～18》

(2) 大規模災害消防応援実施計画に基づく体制

全国の消防機関は、「大規模災害消防応援実施計画」に基づき、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき、応援活動を実施する。

2 緊急消防援助隊

県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じる場合、県知事は消防庁長官に対し応援を要請する。消防庁長官は、必要があると認めるときは、他都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示する。

なお、市は、緊急消防援助隊が後方支援を行うための応急対策活動拠点として、次の施設を準備するものとする。

《消防組織法第 44 条第 5 項》

表 3-8-2 緊急消防援助隊の応急対策活動拠点

名 称	所在地	連 絡 先	目 標	面積 (㎡)	土地の 状況	車両駐車 可能台数
流山市総合運動公園駐車場	野々下 1-29-4	04-7158-0119 (流山市消防本部)	キックマンアリーナ (流山市民総合体育館)	4,800	アスファルト	20 台
流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場	下花輪 227	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市クリーンセンター	6,600	アスファルト、芝生	50 台

3 近隣市町との消防相互応援協定

消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。

表 3-8-3 消防相互応援協定締結状況

協定の名称	締結先市町村名
消防相互応援協定	松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市
千葉県広域消防相互応援協定	千葉県下 54 市町村及び一部事務組合
茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定	埼玉県三郷市他 25 市町村及び一部事務組合

《資料 15～20・35》

4 ヘリコプターの派遣要請

消防長は、必要と認めるときは「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、千葉県消防局に対し、ヘリコプターの派遣を要請する。

また、状況により航空輸送を必要とするときは、国・県・他自治体・自衛隊のヘリコプター出動の要請を行うものとする。

なお、自衛隊ヘリコプターの要請については、第3章「第9節 自衛隊派遣要請計画」による。

《様式 4～18》

5 応援要請の手続・方法

ア 本部長は、被害状況等の収集情報により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いるものとする。

イ 応援要請は、電話、その他の方法により要請し、事後速やかに必要な文書を提出するものとする。なお、応援要請するときの事項は、次のとおり。

ア	災害の種別
イ	災害発生場所
ウ	応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
エ	応援受入れ場所
オ	その他必要な事項

《千葉県広域消防応援協定》

6 応援隊との連携

予防消防班は、指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行うものとする。

- ア 災害状況の情報提供、連絡・調整
- イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- ウ 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（学校・体育館等）
- エ 消防活動資機材の調達・提供

第4 水道事業体等の相互応援

【水道庶務班・給水工務班】

本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、県内水道事業体等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

第5 資料の提供及び交換

【災対本部事務局】

市及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

第6 応援受入体制の確保と経費の負担

1 地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費

(1) 受入体制の確立

ア 連絡窓口

県及び他市町村等との連絡窓口は、災対本部事務局とする。

イ 受入施設の整備

市は、国、県及び他市町村等からの物資や人員等の応援を速やかに受け入れるための施設を定めるものとする。

また、ボランティア等の人的応援については、受入施設を定めておくものとする。

(2) 経費の負担

原則として、応援等を受けた次に掲げる費用は、市の負担とする。

ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

ウ 流山市民の広域一時滞在のために要した費用

《災害対策基本法施行令第18条》

2 消防機関の応援受け入れ時の体制と経費

(1) 受入窓口

予防消防班とする。

(2) 受入施設の整備

予防消防班は、人員、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を整備しておくものとする。

(3) 経費負担

応援隊による応援活動を受けた費用の負担方法は、所定の方法による。

第7 民間団体等に対する協力要請

【災対本部事務局】

市は、災害時応援協定を締結している民間団体に対し、必要に応じて所定の手続により、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請するものとする。

1 協力要請の手続・方法

ア 本部長は、被害状況等の収集情報により、協力要請の必要性を判断する。

なお、判断に必要な被害状況等の初動期の情報は、概括的情報であっても協力要請の判断に用いるものとする。

イ 協力要請は、概ね下記事項について、電話又は口頭で連絡し、後日文書により改めて処理するものとする。

- | |
|---|
| (ア) 被害の状況・協力を求める理由
(イ) 協力を希望する活動内容、人員数
(ウ) 協力を希望する地域及び期間
(エ) 協力を希望する物資、食糧、資機材等の品名、数量及び受領場所
(オ) その他必要な事項 |
|---|

ウ 応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請するものとする。

《資料35》

第8 市の受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市地域防災計画等に受援計画を位置づけるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース確保を行うものとする。

第9節 自衛隊派遣要請計画

市長は、災害が発生し、生命・身体・財産の保護のため必要があると認めるときは、県知事を通じて自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

なお、通信の途絶等により、県知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、速やかにその旨を県知事に通知する。

《自衛隊法第83条》

第1 災害派遣要請の基準

【災対本部事務局】

市長は、できるだけ早期に災害の規模や被害情報を収集し、次に掲げる事項を基準として自衛隊の災害派遣を要請する。

- ア 人命又は財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるとき
- イ 他に実施する組織等がないとき

第2 災害派遣要請の範囲

【災対本部事務局】

災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員及び装備等によって異なるが、通常次に示すとおりとする。

表3-9-1 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第3 災害派遣要請の手続

【災対本部事務局】

1 災害派遣要請の手続

市長は、県知事に対して次の事項を明記した文書により依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。依頼を受けた県知事は、必要があると認められるときは、自衛隊に対して直ちに派遣を要請する。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、県知事は事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を市長に連絡するものとする。

《様式37》

ア 提出（連絡）先	県防災危機管理部防災対策課
イ 提出部数	1部
ウ 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況及び派遣を要請する理由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項

また、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通知するものとし、事後速やかに所定の手続を行うものとする。

大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

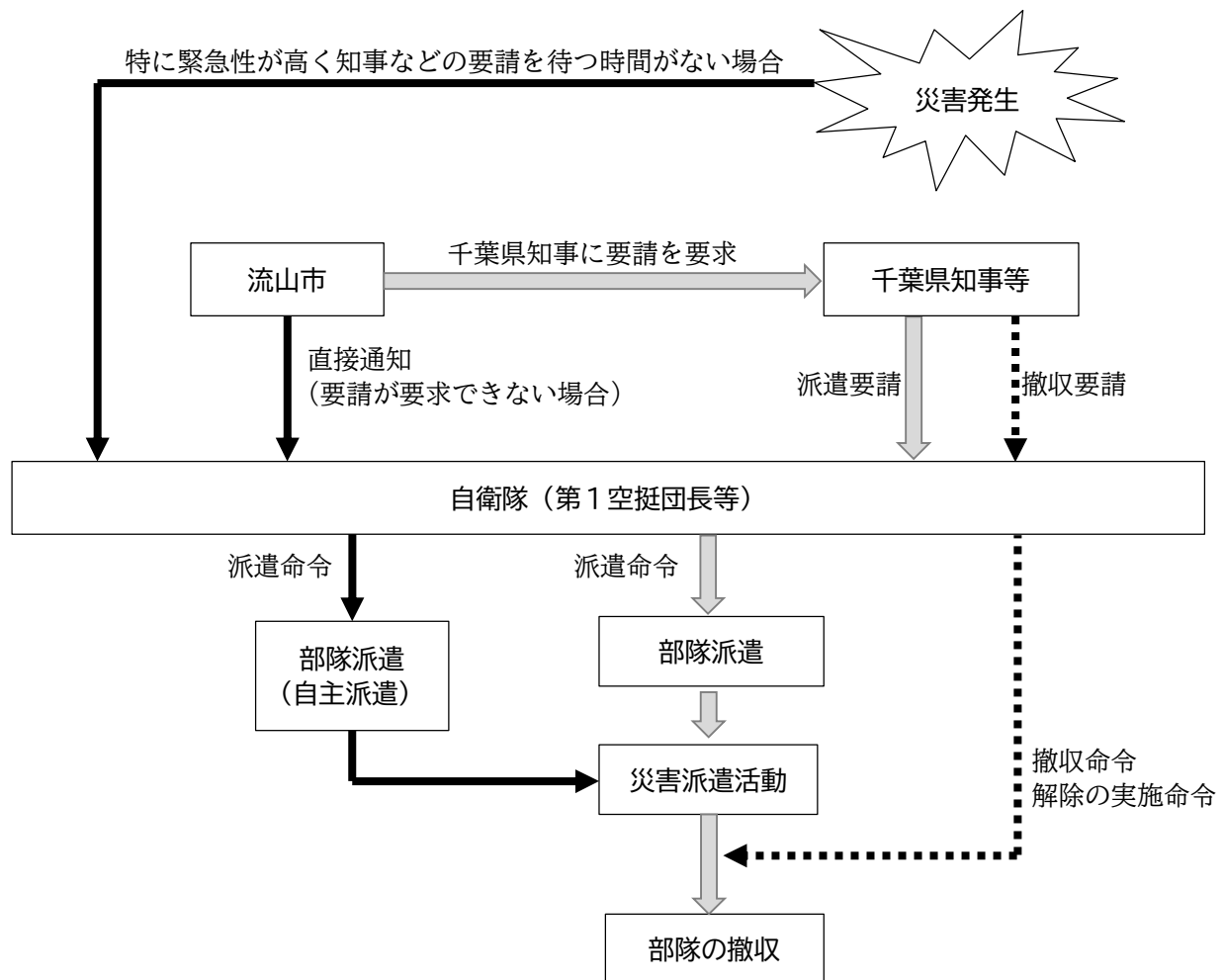


図 3-9-1 自衛隊災害派遣要請系統図

2 災害派遣の要請先

県知事は、原則として千葉隊区担当部隊長である第1空挺団長を通じて自衛隊に対する災害派遣要請を行うものとする。ただし、突発災害等において、人命の救助等のため緊急に災害派遣を必要とする場合は、最寄の駐屯地の部隊長に要請し、その旨を第1空挺団長に通報する。

表 3-9-2 自衛隊の連絡先

部隊名	連絡責任者	左記以外	NTT 電話番号 () は当直司令	県防災行政 無線電話
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-466-2141 内線 218、235、236 (302)	632-721 632-725 (当直)
陸上自衛隊 需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、203 (302)	636-721 636-722(FAX) 636-723 (当直)

第4 自主派遣

【災対本部事務局】

自衛隊は、災害派遣要請のほか、次に掲げる事項を基準として自主的に部隊を派遣する。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- エ その他災害に際し、上記に準じて特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第5 災害派遣部隊の受入体制

【災対本部事務局】

1 受入体制

市長は、派遣部隊の受入れに際しては次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ア 応援を求める活動内容について、派遣部隊到着後速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡する。
- ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場等を準備する。

(2) 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県に報告する。

2 作業計画及び資機材等の準備

市長は、県知事に対し自衛隊の要請を依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により立てるとともに、作業実施に必要なとする十分な資機材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業箇所別必要人数及び必要機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所
- オ 派遣部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の使用施設

市長は、次の施設等を、自衛隊の使用等に講じるものとする。

- | |
|----------------------|
| ア 本部事務室 |
| イ 宿营地 |
| ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ） |
| エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m） |
| オ ヘリコプターの発着場 |

4 ヘリコプターの臨時離着陸場

市長は、表 3-9-3 の場所をヘリコプターの臨時離着陸場とし、次の要領により設営するものとする。

- ア 着陸地点には、「H」記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリコプターの臨時離着陸場の近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- イ 危害予防の措置
 - (ア) 離着陸地帯への立入禁止
 - 離着陸地帯及びその近傍等、運行上の障害となるおそれのある範囲には、人を立ち入らせない。
 - (イ) 防塵措置
 - ヘリコプターの進入方向に留意して、散水等の措置を講じるものとする。

表 3-9-3 ハリコプターの臨時離着陸場

名称	所在地	電話	広さ m×m
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	70×50

第6 災害派遣部隊の撤収要請

【災对本部事務局】

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収を要請するものとする。なお、県知事は、撤収を要請する場合、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議して行う。

《様式 38》

第7 経費負担区分

【財務会計班】

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。
- オ 本市を含む他の自治体にわたる活動に対する経費は、当該自治体間の協議により決定するものとする。

第10節 生活関連施設等の応急復旧計画

市は、地震や豪雨による土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、速やかに点検及び応急措置等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。

また、都市生活の基盤をなす水道・下水道・電気・ガス・通信・交通機関等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与えることは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災などで明らかである。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努めるものとする。

第1 ライフライン施設等の応急対策

【災対本部事務局・秘書広報班・給水工務班・
ライフライン関係機関（東京電力パワーグリッド(株)東葛支社・東日本電信電話・
(株)NTT ドコモ千葉支店・KDDI(株)・京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社】

水道、下水道、電気、ガス及び通信等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、災害発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が地震により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることが予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備するものとする。

ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立するものとする。

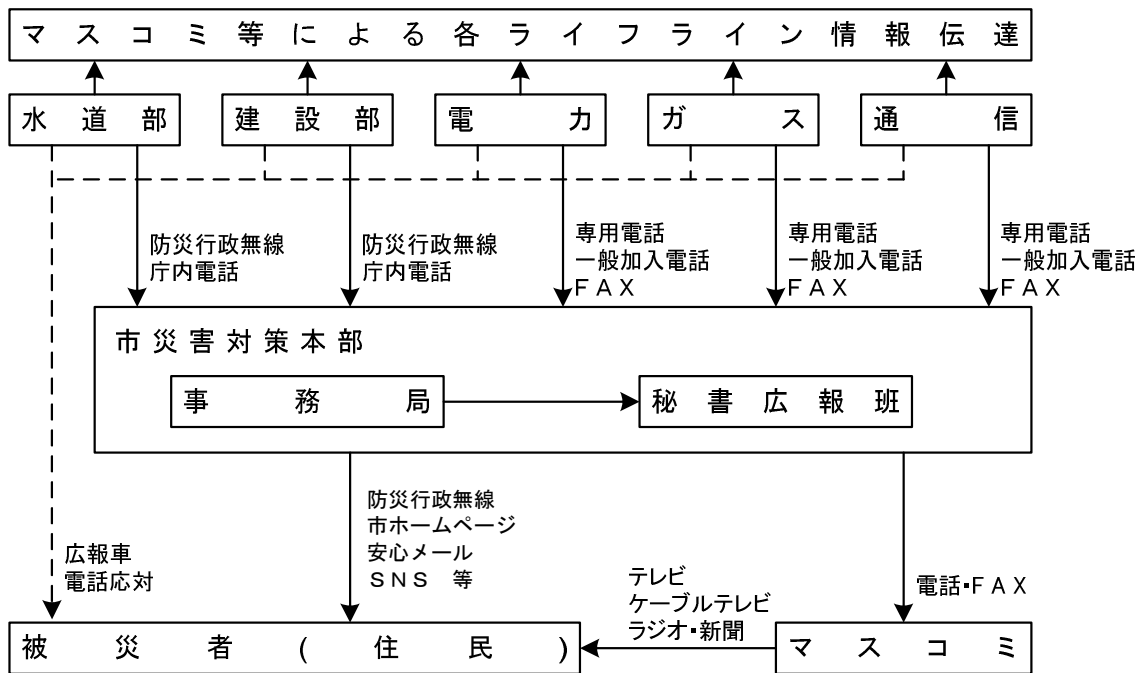
また、災害の規模によっては、本市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。

1 情報収集・伝達手段

水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報である。

ライフライン情報の収集・伝達系統は、次図のとおりとする。ライフライン各社がライフラインの復旧情報を市の災対本部事務局に提供し、災害対策本部を通じて、秘書広報班から防災関係機関、マスコミ等へライフライン情報の提供を行うものとする。

市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。



- ・被災後のライフライン情報(被害情報・復旧情報等)は、各事業者から災害対策本部事務局へ集約され、秘書広報班からマスコミや被災者へ伝達される。
- ・電気・ガス・通信事業者からは、独自に各マスコミへの情報提供がなされる。

図3-10-1 災害時ライフライン情報の収集・伝達系統

2 電力施設の応急復旧

(1) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物の倒壊等により送電することがかえって事故を誘発するおそれがある等、東京電力パワーグリッド(株)が危険と判断した場合は、送電を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

また、東京電力パワーグリッド(株)は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等も現時点の配備状況等を確認のうえリスト化するよう努めるものとする。

(2) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

被害状況把握の遅速は、復旧計画策定に大いに影響するので、あらゆる方法をもって早期把握に努める。

イ 復旧の順位

原則として、供給上復旧効果の大きいものより行う。

ウ 広報

感電事故ならびに漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

- (ア) 切れた電線や、垂れ下がった電線には絶対に触らないこと。
 - (イ) 使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
 - (ウ) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
 - (エ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
 - (オ) 建物の倒壊により損傷、又は浸水や雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。
 - (カ) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - (キ) その他必要な事項
- エ 広報手段
- (ア)報道機関（テレビ・ラジオ等）による広報
 - (イ)広報車等による広報

《資料 35》

3 通信施設の応急復旧

(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

ア 応急措置

通信設備の損傷又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 回線の応急復旧
- (キ) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

イ 災害時の広報

通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧装置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始

(2) (株)NTT ドコモ

ア 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳時の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次の通り応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- (エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

イ 災害時の広報

通信が途絶し、若しくは利用の制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」の提供開始

(3) KDDI(株)

ア 応急措置

- (ア) 通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。
- (イ) 基地局の停電対策のため、移動電源車の出動を準備する。
- (ウ) 通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に「災害用伝言板サービス」及び「災害用音声お届けサービス」による安否情報の伝達に協力する。

4 ガス施設の応急復旧

(1) 応急措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業者等から、被害情報等の情報収集を行う。
- (イ) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- (ウ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (エ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (オ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

(2) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安解消のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に連絡を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の見通しについて広報する。

ア 災害発生時にすべきこと

(ア) ガス栓を全部閉めること。

(イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。

(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

(エ) 換気扇の使用は、スイッチの花火によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメータ（全面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合

(ア) グレーのメータの場合は、マイナスインバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

(イ) クリーム色のメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

(ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

(イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

《資料 35》

5 水道施設の応急復旧

(1) 水道停止時の代替措置

応急給水活動については、本章第7節「第1 応急給水」に示した要領で実施する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」のもと、県に対し協力を要請するものとする。

水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

イ 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、指定避難所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

応急復旧の行動指針

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際には、被災して参集できない職員がいることを想定して行うものとする。
- ・被災状況を迅速に調査し明らかにするとともに、被災状況に応じた漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じる。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(ア) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行うものとする。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して、路上又は浅い土被りによる仮配管を行い、仮設給水栓を設置するものとする。

(イ) 水道水の衛生保持

水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合には、水道の使用を一時停止するよう住民に周知するものとする。

ウ 応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

エ 被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

オ 住民への広報

市及び水道工事店等は、断・減水の状況、応急復旧の見通し、応急給水所の設置等について、住民への広報を実施するものとする。

《資料 35》

6 下水道施設の応急復旧

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。また、応急対策活動が円滑に遂行できるように、流域下水道業務継続計画の維持改善等に努める。

(2) 公共下水道停止時の代替措置

ア 公共下水道使用制限の周知

市は、下水道管（汚水）の使用が不可となった区域に対して防災行政無線、広報車等により使用を制限する周知を行う。

イ 仮設トイレの設置

市は、指定避難所等に仮設トイレを設置するものとする。

(3) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請するものとする。

イ 応急復旧作業の実施

市は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努めるものとする。

ウ 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施するものとする。

第2 道路・橋梁

【道路班】

災害発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもちろんのこと、災害時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図るものとする。

1 応急対策実施体制の確立

(1) 応急対策実施計画の策定

道路等の公共土木施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、直ちに対策を実施するものとする。

なお、事前対策として、各公共土木施設管理者が施設被害状況の収集・伝達体制の整備を図っておくことが必要である。

(2) 協力体制の確立

市や民間業者等は、施設の応急対策に関し、行政と民間業者、また地域間や業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進めるものとする。

2 道路の応急復旧

(1) 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努めるものとする。

また、情報収集に基づき道路、橋梁に関する被害状況を把握した後は、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努めるものとする。

なお、道路に埋設されている上・下水道等の各施設の被害を発見した場合にも、道路管理者及び各施設管理者に通報するとともに、住民の安全確保に努めるものとする。

(2) 応急復旧対策

市は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路を最優先に、復旧作業を実施し、機能確保に努める。

第3 交通施設

【各鉄道機関・各バス会社】

1 鉄道施設の応急対策

大規模な災害が発生したときには、多数の乗客が大量輸送する鉄道においては直接人命に係る被害が発生するおそれがある。

各鉄道機関は、災害時の安全確保と万一の場合の被害を最小限に止め、迅速かつ適切な応急措置を講じるものとする。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

災害により被害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するものとする。

(2) 災害時の初動措置

ア 運転規制

表 3-10-1 地震発生時の鉄道運転規制

機関名	運 転 規 制 の 内 容
東日本旅客鉄道(株)	地震計のスペクトル強度 SI 値(カイン)及び運転規制区間により次の場合に分かれる。 ア 全列車を停止させ、点検後解除する。 イ 35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。
首都圏新都市鉄道(株)	予測震度 4 以上の警報発信で全列車一旦停止、その後沿線地震計の震度による取扱いとする。 ア 震度 4 以下(計測震度 3.5 以上 4.5 未満) 通常運転を再開する イ 震度 5 弱(計測震度 4.5 以上 5.0 未満) 時速 35 km 以下の注意運転 ウ 震度 5 強以上(計測震度 5.0 以上) 全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせ
その他の 民営鉄道	ア 震度 5 弱以上の場合、列車の運転を中止し、点検後逐次運転規制を解除する。 イ 震度 4 の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 25km/h 以下の速度で注意運転することとし、点検後逐次運転規制を解除する。

イ その他の措置

- (ア) 旅客誘導のための案内放送
- (イ) 駅員の配置手配
- (ウ) 救出、救護手配
- (エ) 出火防止
- (オ) 防災機器の操作
- (カ) 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

- (ア) あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱が生じないように誘導する。

(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

(ウ) 避難の措置情報については、可及的速やかに市災害対策本部に通報する。

イ 駅間における旅客の避難誘導

原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合は要配慮者や線路の歩行に注意し、安全に降車させる。

(4) 災害発生時の救護活動

災害時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、救護活動にあたる。

(5) 災害時の広報活動

ア 駅では、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。

イ 乗務員は、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。

2 バス輸送機関の応急対策

(1) 運転中の対応

ア 運転士は、災害による被害を受けた場合、又は受ける可能性の高い場合は直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車し、車内乗客に対し冷静な行動を呼びかける。

イ バスを停車させる場合には、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、崖崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下、その他危険と思われる場所は極力避ける。

また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認の上、移動する。

ウ 車両への防災上必要な措置

(2) 応急活動

被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保等、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期すものとする。

- | | |
|---|--|
| ア | 被害状況の把握 |
| イ | 負傷者の救出救護 |
| ウ | 旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先）、混乱防止 |
| エ | 出火防止及び初期消火 |
| オ | 車両、停留所施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧 |
| カ | 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携 |
| キ | 応急輸送活動 |

第4 その他公共施設

【建設庶務班・河川班・物資輸送班】

災害が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 河川管理施設

地震により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 農業用施設の応急復旧

具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料(千葉県農林水産部作成)」を参照するものとする。

ア 災害後の対策

(ア) 点検

土地改良区は、調整池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(イ) 用水の確保

土地改良区は、調整池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(ウ) 排水の確保

土地改良区は、排水機による常時排水地帯について、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(エ) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第11節 応急教育計画

各学校は、「学校における地震防災マニュアル（平成24年3月）」を参考に作成した、各学校のマニュアルに基づき、防災体制を確立する。市教育委員会及び各学校長は、災害が発生した場合は児童・生徒の安全確保を最優先するとともに、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は緊密に連携して関係機関の協力を得て教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するものとする。

また、避難所との共存等については、市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。

第1 児童・生徒の安全確保

【教育庶務班・学校教育班・各学校】

市教育委員会及び各学校長は、災害発生が登校時間、在校時間あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童・生徒の安全確保あるいは安否確認を行うものとする。

1 情報等の収集・伝達

災害発生時間を問わず、市は市教育委員会を通じ、学校に対して災害情報を伝達するとともに、学校は災害に対応する体制を確立するものとする。

- ア 市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市教育委員会を通じて学校長に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- イ 学校長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らもテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。
- ウ 学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市教育委員会に報告するものとする。
- エ 教職員は、夜間・休日の場合は登校する等、あらかじめ定められた災害時の体制に基づき、対応するものとする。

2 児童・生徒の避難等

(1) 在校時の措置

在校時に災害が発生した場合、被害状況を把握するとともに、各学校における防災に関する計画に基づき応急措置を講じるものとする。

初動体制としては、幼児・児童・生徒の安全な避難誘導・掌握・安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行うものとする。

ア 情報の伝達

児童・生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

イ 避難の指示

学校長は、的確に災害の状況を判断し、児童・生徒の避難、集合場所の確認、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、各学校の防災マニュアルに準拠した指示を行うものとする。

ウ 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、校外への避難が必要である場合は、市やその他関係機関の指示及び協力を得ながら、適切な避難誘導を行うものとする。

エ 休校措置

学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。

オ 下校時の危険防止

学校長は、通学路等の安全が確認された場合は、児童・生徒を下校させる。ただし、地震後には余震が発生する可能性が高い。下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講じる。

カ 校内保護

学校長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、市に対し、速やかに児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。

キ 引き渡し

保護者への引き渡しについては、あらかじめ定めた方法で確実にを行う。

ク 帰宅できない児童・生徒等への対応

小学校、保育所や学童クラブ（以下、「学校等」という。）において、保護者が交通機関等の停止により帰宅困難となり、保護者への引き渡しができない場合は、氏名・人員等を確実に把握し、学校等で保護するものとする。

あらかじめ定めた連絡方法により、迅速に保護者と連絡を取り、児童・生徒等の状況等を連絡するとともに、保護者の状況等を児童・生徒等に伝え、不安や緊張感をやわらげるよう努める。

ケ 保健衛生

学校長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

コ 心のケア対策に関する内容

児童・生徒等の心のケア対策として、必要に応じ次の措置をとるものとする。

- ・精神的に不安定な状態にある児童・生徒等の心の健康について相談に応ずる係を教育委員会内並びに学校に設ける。
- ・被災した児童・生徒等（教職員も含む。）の心理的ストレス等に対し、学校カウンセラーや精神科医等、専門家の協力を得て、学校等を巡回相談する体制を整える。
- ・児童・生徒や教職員自身に対する心のケア対策についての研修を実施し、その充実を図る。

(2) 在校時以外の措置

夜間・休日等に地震による災害が発生した場合の初動体制としては、各学校の定めている連絡網により、幼児・児童・生徒及び職員の安否、所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、休校措置の判断と連絡等に関する業務を行うものとする。

また、教職員は、大規模災害が発生した事を知った場合には学校長からの指示・連絡を待つことなく、自主的に所属の学校に参集し、安否の確認等に従事するものとする。

ア 休校措置

休日や夜間、早朝（登校前）に休校の措置を決定した場合は、直ちにさまざまな通信手段を駆使し、保護者又は児童・生徒に連絡するものとする。

イ 安否確認

教職員は、学校長の指示のもと、児童・生徒の安否確認を行うものとする。

主な確認ルートは、次のとおり。

- ・学校（教職員）の調査に基づく確認
- ・PTA、自主防災組織その他の調査による確認
- ・その他防災関係機関による調査に基づく確認

ウ 応急教育計画の実施についての準備

(3) 校外学習等旅行先での避難等

ア 引率責任者は状況に応じて最も安全な場所へ児童生徒を避難誘導する。

イ 交通手段による移動中の場合、その機関の指示に従って避難する。

ウ 可能な手段で学校との連絡をとり、学校は市に対し速やかに状況を報告し、指示及び協力を得る。

エ 旅行先の災害対策本部と連絡を取るなど、できる限り公的機関との連携に努める。

第2 応急教育の実施

【教育庶務班・学校教育班】

市教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講じるものとする。特に、被災した学校が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間での施設や教職員等に関する相互協力体制を整備するものとする。

1 教育施設の確保

市教育委員会及び私立学校責任者は、教育施設等を確保するとともに、教育活動を早期に再開するための次の措置を講じるものとする。

- ア 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合には可及的速やかに補修し、施設を確保して授業が再開できるよう努めるものとする。
- イ 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合には、残存の安全な校舎で合併又は2部授業、圧縮学級の編成等により、できる限り休校を避ける。
- ウ 校舎の一部が使用できない場合には、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については応急修理又は補強等により、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じる。
- エ 学校施設の使用不能又は通学が不可能な状態であり、短期間に復旧できる場合は臨時休校とし、家庭学習等の適切な指導を行う。
- オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。
- カ 余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設及び寺院等を利用して授業を行う。
- キ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、その具体化を図る。

2 教職員の確保

市教育委員会及び私立学校責任者は、災害発生時における教職員の確保のため、次の措置を講じておくものとする。

- ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- イ 学校長は、教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合には、出勤可能な職員の人数及び組織に基づき、被災した教職員の補充若しくは交代要員の科目別必要数を算定し、教育部長に必要な措置を講じるよう要請するものとする。

ウ 教育部長は、学校間における教職員の応援、県（教育庁）への協力要請、教員免許所有者の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学校編成を行う等速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努めるものとする。

3 避難所との共存

学校は、避難所にも指定されていることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。災害応急対策を行う市担当部局、市教育委員会、学校長は、事前の取り決めに基づき、円滑な対応を図るものとする。

《参照 第2章第10節第3 避難所の開設・運営体制の整備》

《参照 第3章第5節第75（1）「才 学校の避難所対応」》

第3 教材・学用品の調達及び配給方法

【学校教育班】

市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたしている児童・生徒に対して、学用品等を支給する。

なお、以下に災害救助法が適用された場合の取扱いについて示す。

1 実施機関

- ア 教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。
- ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

2 対象者

- ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けたこと。
- イ 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）
中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）
高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）の生徒。
- ウ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

3 支給品目

(1) 教科書及び教材

ア 小学校児童及び中学校生徒については、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定されており、県教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材であること。

イ 高等学校生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(2) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(3) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 支給方法

ア 学校及び市教育委員会の協力を得て行う。

イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。

ウ 教育に必要なものに限り支給する。

エ 文房具及び通学用品は、できるだけ同一規格、同一価格のものを使用する。

第 4 授業料等の減免・育英補助

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

第 5 給食措置

【学校教育班】

1 応急措置

ア 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ学校給食を中止する。

イ 被害状況が判明した後において具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

2 応急復旧措置

ア 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺漏のないようにする。

- イ 学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期す。
- ウ 給食関係職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、必要な措置を講じる。
- エ 給食用物資の調達が困難である場合に県教育庁に応援を要請する。

第6 文化財の保護

【避難誘導救援班】

1 災害発生時の措置（通報）

- ア 市は、災害により文化財に被害が生じた場合は、指定・未指定に関わらず文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置いている場合は防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を市教育委員会へ通報させるものとする。
- イ 市教育委員会は、国及び県指定の文化財にあってはその結果を早急に県教育委員会に報告する。

2 被害状況の調査

指定・未指定に関わらず文化財の所有者又は管理者は、被害後速やかに巡回し、所有又は管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、関係機関と協力して、火災、余震等による二次災害の防止措置を実施するものとする。

《資料123》

3 文化財の保護

指定・未指定に関わらず、本市における文化財や博物館資料が被災した時にはその保全に努める。

第12節 障害物の除去・清掃計画

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため市は、「市災害廃棄物処理計画（平成31年3月）」に基づき、災害時の同時大量に発生する廃棄物やし尿の処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

また、廃棄物特別措置が適用された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬の代行を要請する。

第1 障害物の除去

【防疫衛生班・建設部各班】

倒壊物・落下物等による障害物は、応急対策活動に支障となるばかりでなく、住民生活の復旧ペースに影響することが予想される。このため市は、処理施設の被害や交通状況等を十分考慮した上で、同時大量の解体・災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進するものとする。

1 障害物除去の実施者

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

ア 市長は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ 災害救助法が適用された場合は、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。

(2) 道路関係障害物の除去

道路法に規定する道路管理者（国土交通大臣・県知事・市長）は、自動車、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物の除去を行うものとする。

(3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去

法律により当該施設の所有者が行うものとする。

2 応援体制の確保

- ア 建設部は、迅速に障害物の除去、解体及び災害廃棄物処理を行うに当たり機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間業者の協力のもと作業員及び臨時雇用による応援体制を確立して行うものとする。
- イ 市独自で処理不可能な場合は、隣接市町村や協定締結市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施するものとする。
- ウ 市長は、自衛隊の協力が必要と判断した場合は県知事を通じて派遣を求め、その協力のもとに実施するものとする。

3 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

《参考 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル
(環境省水・大気環境局大気環境課)》

4 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

災害救助法を適用した場合の住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去の基準は、以下のとおり。

(1) 対象

- ア 日常生活に欠くことのできない場所（居宅、炊事場、便所等）で、かつ、自分の資力をもって障害物の除去ができないもの。
- イ 半壊家屋を優先し、次に床上浸水家屋とする。
- ウ 障害物除去対象者は、次により選定する。
 - (ア) 生活保護受給者を第1次順位とする。
 - (イ) 半壊等の損害の著しい者を第2次順位とする。

(2) 期間

災害発生の日から10日以内で市長が指定した日数とする。

5 建築・道路・河川障害物の除去

建設部各班は協力し、建築物、所管の道路及び河川施設について、障害物の除去、解体を実施するものとする。

また、災害廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、可能な限りリサイクルに努める。

(1) 建築障害物

市は、災害によって破損あるいは倒壊した建物についての被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去作業を実施する。

(2) 道路障害物

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去作業を実施するものとする。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行うものとする。

ア 国道

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所に、除去作業を要請する。

イ 県道

県東葛飾土木事務所に連絡し、速やかに除去作業を要請する。

ウ 市道

(ア) 市建設部各班は協力して市有の機動力及び現業員により除去し、交通の確保を図るものとする。

(イ) 市有の機動力及び現業員が不足する場合は、業者への委託により実施するものとする。

(3) 河川障害物

河川管理者は、所管する河川区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、危険と認められる場合は除去、しゅんせつ作業を実施する。

6 障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障を与えない次の場所に集積するものとする。

(1) 廃棄

市の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所

(2) 保管

保管する工作物等に対応した適当な場所

第2 廃棄物処理

【防疫衛生班】

1 廃棄物処理の実施者

- ア 災害時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。
- イ 市は、県から災害廃棄物処理に対する助言、情報提供を受ける。
- ウ 「市災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行うものとするが、災害の状況に応じて内容を調整する。

2 ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、災害廃棄物対策指針又は、千葉県災害廃棄物処理計画で定めた推計方法によって各々について排出量を推定して廃棄物処理計画を策定するものとする。

3 応援体制の確保

- ア 市は、迅速に処理を行うため、臨時雇用による応援体制を確立するものとする。
- イ 大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」や他市町村との相互応援協定等に基づき、援助協力を要請する。
また、建築物の解体に伴う災害廃棄物等の大量発生が予想されることから、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。
- ウ 災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）をはじめとした国の支援制度を適宜活用するものとする。

《資料 35、様式 34・35》

4 ごみ処理の実施

(1) 住民への広報

市は、災害発生後速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、住民やNP0・ボランティア等に広報するものとする。

また、ごみの排出抑制や不法投棄禁止等ごみ出しマナーの徹底を呼び掛ける。

(2) 収集運搬処理

市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運搬し処理するものとする。

さらに、応援体制を以ってしても処理能力を超える場合は、県と協議して、環境への影響が最も少ない場所及び方法により、緊急措置を講じるものとする。

(3) 処理方法

ア 災害廃棄物

災害廃棄物は、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により、減量化し、最終処分量を低減したのち、適正に処分することとする。

イ 粗大ごみ

災害廃棄物として発生する粗大ごみには、家具、家電製品等や、水害の場合は加えて汚水に浸かっている畳やふすま等が含まれる。畳は腐敗による悪臭が生じるため迅速に処理する。また、家庭用ガスボンベやガラス片等が混入して処理に支障が生じることもあるため、分別排出に努めることとする。

可燃性の大型のごみは、焼却（破碎を含む。）と埋立の併用処分により処理するものとする。

ウ 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

(ア) 生活ごみの計画的な収集、処理が可能となるまでの期間は、自治会、避難場所ごとに一時仮置場を設けて対応する。

(イ) 一時仮置場の整理、管理は、自主防災組織等の協力を得て行う。

(ウ) 一時仮置場は、定期的に消毒を実施する等環境衛生に十分配慮する。

エ 適正処理が困難な廃棄物

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

(ア) 悪臭等が発生するような場合は、適宜埋め立て等により自己処理する。

(イ) 環境上緊急を要する場合は、選定並びに確保した処理場において焼却又は処分するものとする。ただし、緊急時以外の野焼き等は、新たな環境汚染の原因となることから、実施しないものとする。

(ウ) 解体・撤去の家屋に使用されていたアスベスト、PCBを含む家電製品等やエアコン及び冷蔵庫に含まれるフロンガス、感染性廃棄物など、災害時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物は、「市災害廃棄物処理計画」に基づき、収集・処理を行う。

5 環境大臣による廃棄物の処理代行

市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

第3 し尿処理

【防疫衛生班】

1 し尿処理排出量の推定

全壊家屋、浸水家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため市は、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定するものとする。

2 応援体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材が不足する場合や、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町、協定締結市町村、県に応援要請を行うものとする。

《資料 35、様式 34・35》

3 し尿処理の実施

(1) 状況把握

市は、職員による巡視、住民からの電話等による要請に基づき、迅速に被災地域の状況把握に努めるものとする。

(2) 住民への指導

市は、水洗トイレを使用している世帯の断水や下水道施設の損壊等に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。

(3) 仮設トイレの確保と設置

ア 必要台数の把握及び設置場所

(ア) 上・下水道の被災状況により、仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握する。

(イ) 仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために、公園等に設置する。

イ 仮設トイレの設置基準

仮設トイレは、概ね、1台あたり80人を目安として設置する。

ウ 仮設トイレの調達

関係業者と早急に連絡を取り、必要数量を確保する。

エ 仮設トイレの管理

(ア) 設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、清掃等の管理を要請する。

(イ) 民間業者等に委託し、汲み取り及び消毒を行う。

(4) 収集運搬

被災の状況に応じて市の指定委託業者、許可業者の清掃車（バキュームカー）を動員して集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集処理するものとする。

(5) 処理

被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理するものとする。

表 3-12-1 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力	処理方法
流山市汚泥再生処理センター	流山市こうのす台 1594	56K L/日	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式

第13節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画

市は、公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画を作成し、災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、速やかに応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅の供与

【都市整備班】

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

1 実施機関

ア 応急仮設住宅の供与は市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、救助実施市以外の市町村の長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

2 供与の方法

ア 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストック活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き室数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

イ 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急仮設住宅を建設する。

第2 応急仮設住宅の建設

【都市整備班】

1 実施機関

ア 応急仮設住宅の建設は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

なお、下記の各項の大半は災害救助法適用の場合の規定であるが、災害救助法適用に至らない場合にもこれに準ずるものとする。（災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。）

2 期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

3 建設方法

(1) 建設戸数

災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設戸数は、全壊、全焼及び流出等の被害を受けた世帯の3割（災害救助法適用市町村の各被害世帯数の3割ずつ若しくは市町村相互において融通する場合は合計被災世帯数の3割）以内の範囲で県知事が決定する。

ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、対象者の引上げを県に要請し協議する。災害救助法が適用できない場合については、市長が災害の状況に応じてその都度定める。

(2) 構造、形式

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとする。

また、高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業所を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅施設）を応急仮設住宅として設置できる。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(3) 設置場所

飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所とする。現時点で表に示す5箇所を候補地としている。

表3-13-1 応急仮設住宅建設候補地リスト

No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項
1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	4,800m ²	48戸	有	否	県道沿い
2	ピクニック広場及びミニアスレチック広場	流山市野々下 1丁目 100-1	市有地	10,000m ²	30戸	有	否	指定緊急避難場所
3	加1号公園	流山市加1丁目 10	市有地	6,807m ²	54戸	有	可	流山駅より徒歩11分 車椅子対応設置予定(4戸)
4	文化会館第二駐車場	流山市加1丁目 15-2	市有地	3,478m ²	12戸	有	可	流山駅より徒歩8分
5	南流山中央公園	流山市南流山 3丁目 14	市有地	2,500m ²	36戸	有	可	JR南流山駅より徒歩2分

(4) 規模

県災害救助法施行細則で定める。

(5) 建設費用

県災害救助法施行細則で定める。

(6) 工事

応急仮設住宅の建設は、建設業者との請負契約により実施する。

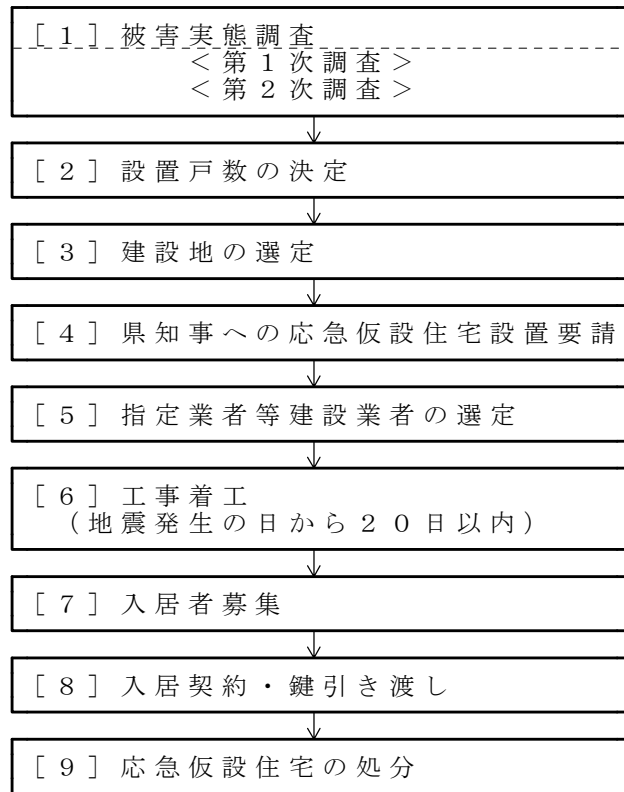


図 3-13-1 応急仮設住宅の建設フロー（災害救助法適用の場合）

4 応急仮設住宅の入居者及び管理運営

応急仮設住宅への入居によって、それまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒やしの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営に当たっても入居者の精神的な回復が図れるよう留意するものとする。

(1) 入居者の選定

市は、災害救助法が適用された場合、県の協力を得て被災者の状況を調査し、次の基準により入居者を決定する。災害救助法が適用に至らない場合にもこの基準に準じて市が行うものとする。

また、民生委員等の意見を参考にするとともに、要配慮者の優先入居にも努めるものとする。

住家が全焼、全壊、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次に掲げる者とする。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない失業者
- ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯
- エ 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者等
- オ 特定の資産のない勤労者
- カ 特定の資産のない小企業者
- キ 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 管理運営

災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市は、次の事項に配慮して応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。

- ア 集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にする
- イ 市の福祉担当者やボランティアの連携により、生活支援の活動を行う
- ウ 応急仮設住宅における安心・安全を確保する
- エ 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める
- オ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映する
- カ ペットの受入れに配慮する

第3 公的住宅等の提供

【都市整備班】

市は、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の空き家を提供し、保護していくものとする。

また、不動産会社との協定に基づくほか、旅館等と協議し、速やかに利用可能な民間賃貸住宅、旅館の空き室等の把握を行い、被災者に提供する。

第4 建物の応急対策

【都市整備班】

市は、災害により破損したり耐震性が低下した建築物が余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止するものとする。なお、被災建築物の応急危険度判定は、二次災害を防止するために緊急に危険度を判定する作業のため、罹災証明書発行のための被害状況の確認ではないことを周知する必要がある。

また、使用可能な住宅のうち必要なものについては応急修理を実施し、被災者の居住場所を確保するものとする。

1 被災建築物の応急危険度判定

被災建築物の応急危険度判定は、次のように実施する。

(1) 判定士派遣要請・受入体制

ア 判定士派遣要請

市は、二次災害を防止するため、応急危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を県に要請するものとする。

連絡先
千葉県 県土整備部 建築指導課 耐震防災室
TEL 043-223-3186 FAX 043-225-0913

イ 判定士の受入体制

応急危険度判定士はボランティアであることから、市内の地理や被害状況について不案内であったり、滞在場所や食糧について備えが不十分なこともあり得る。したがって市は、これらの問題点を解消し、判定士の活動を支援するものとする。

(2) 応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

- (ア) 判定対象建築物は、市が定める判定地区の建築物とする。
- (イ) 判定実施時期及び作業日数は2週間程度とし、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- (ウ) 判定結果の責任については、市が負う。
- (エ) 市は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

イ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- (イ) 応急危険度判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」((一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- (ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「安全」に区分し、表示を行う。
- (エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- (オ) 判定は、原則として「目視」により行う。
- (カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2 被災宅地危険度判定

大規模な災害により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資する。

また、被災宅地危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会に要請するものとする。

名 称	連絡先
千葉県被災宅地危険度 判定地域連絡協議会	千葉県県土整備部都市計画課長(会長) TEL 043-223-3162 FAX 043-222-7844

3 住宅の応急修理計画

市は、災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。

(1) 実施機関

- ア 住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。
- ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。
- エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- オ 市は、住宅の応急修理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

(2) 修理対象者

住家の修理は、次の基準に基づき、災害により住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理ができない者を対象とするものとする。

<p>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者で、次に掲げる者とする。被災者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者 イ 特定の資産のない失業者 ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯 エ 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者等 オ 特定の資産のない勤労者 カ 特定の資産のない小企業者 キ 前各号に準ずる経済的弱者
--

(3) 修理箇所

居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理するものとする。

(4) 費用

1世帯当たり 576,000 円以内とする。

(5) 実施期間

災害の発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。

4 相談窓口の設置

(1) 解体前相談

応急危険度判定結果を踏まえ、被害を受けた建物を修理するか解体するかについて建築の専門家に相談できる窓口を設ける。

(2) 応急措置及び応急復旧の指導・相談

関係各部長及び本部長は、被災した住宅の応急復旧を支援するため、住宅の応急措置や応急復旧に関する問い合わせ、相談、要望等に対応し、適切な指導を行うものとする。

第 5 建設資材の確保

【建設庶務班・都市整備班】

応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県の協定に基づき以下のあっせんする業者を通じて確保するものとする。

ア 一般社団法人プレハブ建築協会

イ 一般社団法人千葉県建設業協会

第 6 罹災証明書の交付体制の確立

【情報収集班・都市整備班】

市は遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定に締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

また、被災時には、市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

第14節 ボランティア協力計画

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は被災地の救援等を図る上で大きな力となる。そこで市は、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるよう、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、市は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第1 ボランティアの活動分野

【救援庶務班】

1 ボランティアの分類

ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に支援する個人や団体」である。

ボランティアは、専門性の有無により、一般ボランティアと専門（技術）ボランティアに区別することができる。

(1) 一般ボランティア

災害時に、被災者の救護活動、高齢者・障害者等の介護等の労務を提供するボランティアをいう。

(2) 専門（技術）ボランティア

医師や看護師、通訳、被災建築物の応急危険度判定等のほか、建築・土木関係の専門家、手話通訳者等の専門家であるボランティアをいう。

なお、次のボランティアについては、それぞれ、以下を参照のこと。

- ・医療ボランティア：本章第6節第1「6 医療ボランティアの活用」

- ・語学ボランティア：本章第 15 節第 4 「5 語学ボランティアの活用」
- ・アマチュア無線ボランティア：本章第 2 節第 2 の 2 「(3)アマチュア無線ボランティアの活用」

2 ボランティアの活動分野

一般ボランティア、専門（技術）ボランティアそれぞれの概ねの活動区分は、以下のとおり。

表 3-14-1 ボランティアの活動分野

一般ボランティア	専門（技術）ボランティア
ア 避難所の運営補助	ア 救護所等での医療救護活動
イ 炊き出し、食糧等の配布	イ 被災建築物応急危険度判定
ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送	ウ 被災宅地危険度判定
エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援	エ 外国語の通訳、情報提供
オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど	オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、 広報
カ 避難所や応急仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）	カ 被災者への心理治療
キ その他被災地における軽作業等	キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護・介護、 情報提供
	ク その他専門的知識、技能を要する活動等

第 2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

【救援庶務班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部・
日本アマチュア無線連盟千葉県支部】

ボランティアとして活動する個人や団体としては、以下が考えられる。

表 3-14-2 ボランティアとして活動する個人・団体

個人	団体
ア ボランティア登録者	ア 日本赤十字社千葉県支部
イ 被災地周辺の住民	イ 流山市社会福祉協議会
ウ 被災建築物応急危険度判定士	ウ (一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
エ 被災宅地危険度判定士	エ その他ボランティア活動団体
オ その他	

日本赤十字社の活動は、下表に基づき、救護奉仕、看護奉仕、炊出奉仕、物資配給奉仕、避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団、関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の関係機関とも綿密な連絡に努める。

表 3-14-3 千葉県赤十字社の活用

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県赤十字青年奉仕団	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談、血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第3 ボランティア参加の呼びかけ

【救援庶務班・市社会福祉協議会】

1 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

2 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び他市町村ならびに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

このとき、市及び関係機関は、ボランティアの需要を被災者から把握し、その需要に適合したボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問い合わせを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

第4 ボランティアの受入窓口

【災対本部事務局・避難誘導救援班・救護班・救援庶務班・
都市整備班・秘書広報班・市社会福祉協議会】

市は、市内のボランティア団体等を所掌する「市社会福祉協議会」との連携の下に、災害時のボランティア活動について有効かつ適切な協力体制を確立し、迅速かつ効果的な応急対策を実施するものとする。

1 一般ボランティアの受入れ

(1) ボランティアセンターの設置

市災害対策本部は、市社会福祉協議会と協議して、市社会福祉協議会を運営主体としたボランティア活動の中心となるボランティアセンターを、市社会福祉協議会内に設置するものとする。ただし、市社会福祉協議会内に最適な場所がない場合は、市がこれに代わる場所を確保・提供する。

また、市及び県は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するよう努める。

なお、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティアの活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) 受入窓口の設置

一般ボランティアの「受入窓口」をボランティアセンターに設置するものとする。

なお、ボランティアが直接市役所や避難所等の現場に活動の協力を申し出た場合は、ボランティアセンターへ誘導し、ボランティアセンターにて登録の手続を行うものとする。

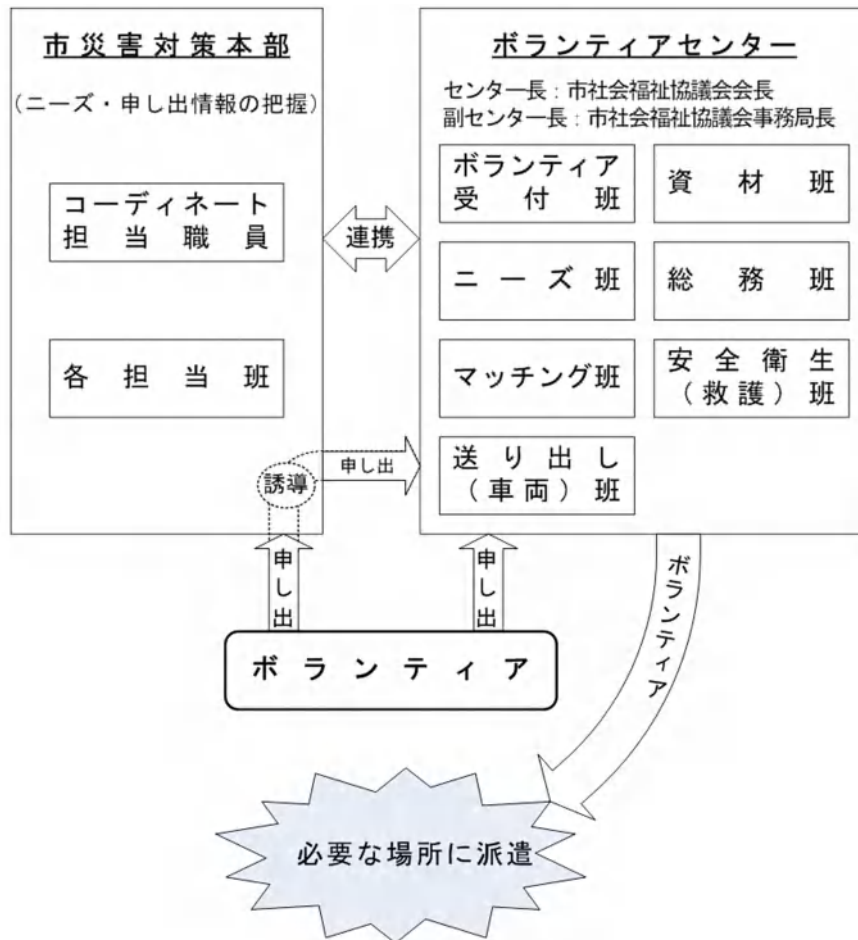


図 3-14-1 市災害対策本部とボランティアセンターの連携体制

(3) ボランティアセンターの構成

市社会福祉協議会の責任者は、ボランティアセンターの構成を決定するものとし、概ね以下のような班構成と役割分担とする。

表 3-14-4 ボランティアセンターの構成

班名	役割項目
ボランティア受付班	ボランティアの受け入れ、保険加入手続など
ニーズ班	被災者からのニーズ把握など
マッチング班	被災者ニーズとボランティアの活動希望のマッチングなど
送り出し(車両)班	ボランティアへの地理案内、送迎など
資材班	ボランティア活動に必要な資材の受け渡し、管理など
総務班	全体の取りまとめ、会計、情報管理など
安全衛生(救護)班	ボランティアやスタッフの体調・健康管理など 市災害対策本部との連絡、調整

(4) ボランティアの登録

一般ボランティアの参加人員の規模や内容を把握し、組織的な活動を実施していくためのボランティア登録はボランティアセンターで行うものとし、登録後は活動可能なボランティアの人数や一般・技術等の種別、組織、非組織の別等の情報を市災害対策本部に連絡する。

(5) ボランティアの派遣調整

ボランティアセンターは、ボランティアの派遣に当たっては市災害対策本部からの派遣要請及び被災者のニーズに基づき、必要な人数や人選、派遣先との調整、輸送及び通信手段の確保等の派遣調整を行うものとする。

(6) 感染症対策について

市災害ボランティアセンターは感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

2 専門（技術）ボランティアの受入れ

(1) 「担当窓口」の設置

市は、専門（技術）ボランティアの「担当窓口」を定め、県との調整を図り、専門（技術）ボランティアを受入れるものとする。

表3-14-5 専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口

活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口	市 担 当 窓 口
医 療 救 護 、 地 域 保 健	医師、歯科医師、薬剤師、 看護師、保健師、栄養士、 歯科衛生士等	健 康 福 祉 部 健 康 づ くり 支 援 課 医 療 整 備 課 薬 務 課	健 康 福 祉 部 健 康 増 進 課 (救 護 班)
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定 士 被災宅地危険度判定士	県 土 整 備 部 建 築 指 導 課 都 市 計 画 課	まちづくり推進部 建 築 住 宅 課 都 市 計 画 課 宅 地 課 (都 市 整 備 班)
高 齢 者 支 援	支援団体	健 康 福 祉 部 高 齢 者 福 祉 課	健 康 福 祉 部 介 護 支 援 課 高 齢 者 支 援 課 (避 難 誘 導 救 援 班)
障 害 者 支 援	支援団体	健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課	健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 (避 難 誘 導 救 援 班)
外 国 語 通 訳 、 翻 訳 、 情 報 提 供	(公財)ちば国際コンベン ションビューロー語学 ボランティア、災害時外国 人 サ ポ ー タ ー	総 合 企 画 部 国 際 課	総 合 政 策 部 企 画 政 策 課 (秘 書 広 報 班)
通 信 、 情 報 連 絡	(一社)日本アマチュア無 線 連 盟 千 葉 県 支 部	防 災 危 機 管 理 部 防 災 対 策 課	総 合 政 策 部 秘 書 広 報 課 (秘 書 広 報 班)

なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時に講習会を行い、登録を行っていることから、災害時に県、市、建築関係団体等と速やかに連携を図り、危険度判定士への連絡とその召集を行う。

(2) 「担当窓口」の運営

「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 県受付窓口との連絡調整
- ウ その他

第5 連携体制及び受入体制の確保

【救援庶務班】

1 ボランティアセンターとの連携

市は、ボランティアセンター開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティアセンターとの連絡調整、情報交換等を行うものとする。

2 各種ボランティア団体との連携

市は流山市地区赤十字奉仕団やその他の福祉団体及びボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進めるものとする。

3 食事、宿泊場所

ボランティアの食事や宿泊場所については自己調達を基本とする。

4 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努めるものとする。

5 ボランティアに対する活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、必要に応じて市が負担する。

6 保険の付与

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施する等、市社会福祉協議会が窓口であるボランティア保険への加入を活動条件とする。

第6 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の要請等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第15節 要配慮者等の安全確保対策

市は、市社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、避難支援関係者等と協力し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた対応及び安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

また、応急救助活動の実施に当たっては、市職員だけでなく地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。

第1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

1 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講じること
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び民生委員等による避難確認を行うこと。

2 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市が定めるものとする。

3 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

第2 社会福祉施設等における安全確保対策

【救援庶務班】

1 情報の伝達

市は、メールや SNS、FAX 等、災害時に利用可能な通信手段で、災害情報や避難情報等を社会福祉施設等に伝達する。

また、施設管理者は、施設の被害状況や入所・通所者の状況を市に報告する。

市内の社会福祉施設は、参考資料のとおりである。

《資料 128》

2 救助及び避難誘導

施設等管理者は、防災応急計画、避難計画等に基づき、入所・通所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するものとする。

市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所・通所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣の社会福祉施設、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請するものとする。

3 搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、負傷者を搬送するための手段や受入先の確保を図るものとする。

市は、要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保するものとする。

4 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者関連施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、要請に基づき、他の社会福祉施設等やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所・通所者や他の施設等に避難した入所・通所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）・ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

7 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設等におけるライフラインの機能の早期回復を図るため、「応急復旧の行動指針」に基づき優先復旧する。

第3 在宅要配慮者の安全対策

【避難誘導救援班】

1 要配慮者自身の対応

災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。

そのため、災害時には、まず要配慮者自身が自分の身を守り、安全に避難することを考えるとともに、個別避難計画に基づく支援者がいる場合は、要配慮者自らが支援者に対し、安否情報や支援の要否等について連絡するよう努めるものとする。

2 安否確認、救助

市は、個別避難計画に基づき、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、地域住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、戸別訪問等により安否等の確認できない要配慮者の安否確認、救助を行うものとする。

また、要配慮者の安否情報等については、関係者で共有する体制を確立する。

3 搬送体制の確保

市は、地域住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車の協力により、要配慮者の搬送を行うものとする。

4 福祉避難所の確保

本章第5節第6 「4 福祉避難所」を参照。

5 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員・児童委員、介護員、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

6 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設ける等要配慮者に配慮した配布を行う。

7 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、介護員、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア等各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

8 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。

第4 外国人の安全確保

【秘書広報班・避難誘導救援班】

1 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線等を活用した外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行うものとする。

2 安否確認、救助

市は、警察、地域住民（自主防災組織）及び語学ボランティア等の協力を得て、安否確認や救助活動を行うものとする。

3 情報の提供

(1) 外国人への情報提供

市は、外国人の安全な生活を支援・確保するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮したやさしい日本語を用いた継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行・配布を行うものとする。また、多言語による防災ガイドブック等の作成に努める。

(2) テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

市は、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ及びインターネット等を活用した外国語による情報提供に努めるものとする。

4 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

5 語学ボランティアの活用

(1) 「担当窓口」の設置

災害発生後、秘書広報班（企画政策課）に「語学ボランティア担当窓口」を設置し、語学ボランティアの受入れを行うものとする。

(2) 「担当窓口」の運営

- ア 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣
- イ 県の「受付窓口」との連絡調整
- ウ その他

(3) 語学ボランティアの活動内容

- ア 外国語の通訳
- イ 外国語の資料の作成・翻訳
- ウ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

第16節 帰宅困難者対策

発災直後に、一斉帰宅を開始した場合、交通の支障等混乱が発生することが考えられる。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼び掛けるとともに、一時滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う。

《首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「最終報告」》

第1 一斉帰宅の抑制

【災対本部事務局】

帰宅困難者が居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなる等の混乱が生じる。

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校に呼びかける。

なお、気象情報等により鉄道の停止が予想される場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害のおそれなくなってから帰宅を促す。

企業・学校等は、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間待機させる。

大規模集客施設・駅は、利用者を保護するとともに、市と連携し一時滞在施設への誘導等を行う。

第2 帰宅困難者への情報提供

【災対本部事務局】

家族等の安否確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、市に安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。このため、市は、関係機関と協力して、帰宅困難者に必要な情報を提供する。

1 情報提供の内容

- ア 交通情報
- イ 広域的な被害状況
- ウ 家族との安否確認方法（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス）
- エ 一時滞在施設の開設状況

2 情報提供の方法

- ア 市ホームページ
- イ 安心メール
- ウ Yahoo!防災速報
- エ SNS

第3 一時滞在施設への誘導

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

市は、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設を提供するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、沿道の自治会、自主防災組織等と協力して帰宅困難者の避難誘導を行う。

また、一時滞在施設の運営に当たっては必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。

第4 徒歩帰宅支援

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

市は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として協定を締結している事業者に対し、九都縣市と連携して支援の要請を行う。

また、市は、地域住民の避難所として指定されていない公共施設等を帰宅途上の人たちへの一時休憩施設としての提供に努める。

なお、交通関係事業者は、鉄道の運行の確保及び臨時バスの早期運行等、多様な交通手段を確保し、帰宅支援を行う。その際、事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置計画

大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失する等多くの住民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。

市は、災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口の設置や租税及び公共料金等の特例措置、即効性のある臨時的な雇用創出策と、産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講じ、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。これらの被災者の自立的な生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ避難等をしている個々の被災者も含めて広報するとともに、市職員や弁護士等を配置した総合的な相談窓口を設置し被災者の利用を促進するものとする。

なお、これらの措置に当たっては、県及び市は被災者の自立的な生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図るものとする。

さらに、市は、災害時における被災者の自立的な生活再建を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に行うものとする。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。

市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際も、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることを検討する。

第1 相談窓口の設置及び文書等の準備

【秘書広報課・企画政策課】

1 相談窓口の設置

市、県及び警察署は相談窓口等を設置し、被災者のための生活相談を行うものとする。（関連：第3章第2節「第4 災害広報計画」）

表 4-1-1 各機関の相談の取扱い

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
市	市は、被災者のための相談窓口及び要配慮者や女性専用の窓口を設けるなど、苦情又は要望事項を聴取してその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県	<p>ア 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。</p> <p>イ 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化にも対応するため、被災地及び避難所において、専門家等による相談等の事業を行う。 （ア） 要介護者への巡回相談事業の実施 （イ） 被災児童・生徒及び親への相談事業の実施</p> <p>ウ 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、（独）住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。</p> <p>エ 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市との緊密な連携を図る。</p>
警 察 署	<p>ア 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。</p> <p>イ 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。</p>

2 文書、様式の事前準備

災害復旧・復興対策に必要な文書、様式手続については、あらかじめ各事務担当課で用意しておく。

3 被災者に関する支援の情報提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、災害後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

4 他の自治体に避難した被災者への情報提供

市は、他の自治体に避難した被災者等に対して、市ホームページ等で情報提供を行うとともに、相談受付や必要な情報等の提供を行うものとする。

第2 租税及び公共料金等の特例措置

【税制課・市民税課・資産税課・保育課・建築住宅課・社会福祉課・商工振興課・農業振興課・会計課・財政調整課・県・関係機関】

市は、国、県及びその他関係機関とともに、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、災害の状況に応じ、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進するものとする。

また、市及び関係機関は、これらの対策が活用されるよう被災者に対して情報の提供を充分に行っていくものとする。

表 4-1-2 被災者支援事業一覧

担当部局	支援項目
税制課・市民税課・資産税課	市税の減免
保険年金課	国民健康保険料の減免
保険年金課・日本年金機構	国民年金の減免
保険年金課・千葉県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者保険料の減免
介護支援課	介護保険料の減免
保育課	保育料の猶予
経營業務課	水道料金、下水道使用料の減免
東日本電信電話(株)	通信事業における費用の減免
東京電力パワーグリッド(株)	電気事業における費用の支払い期限の延伸や免除
京和ガス(株)、京葉ガス(株)	都市ガス事業における費用の支払い期限の延伸
日本郵便株式会社(流山郵便局)	郵政事業による特別取扱い
日本放送協会	放送受信料の免除
商工振興課・松戸公共職業安定所(ハローワーク松戸)	離職者への措置
商工振興課・松戸公共職業安定所(ハローワーク松戸)	雇用保険の失業給付に関する特例措置
建築住宅課	住宅整備及び復旧計画の検討
建築住宅課	公営住宅の整備・復旧
建築住宅課	(独)住宅金融支援機構の利用
社会福祉課・県	災害援護資金の貸付
社会福祉課・市社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付
商工振興課・県	中小企業への融資
農業振興課・県・公共職業安定所・防災関係機関	農林漁業者への融資

担当部局	支援項目
会計課・スポーツ振興課・財政調整課・ 社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・ 千葉県共同募金会	義援金品の配布（受入れ・保管・配分）
社会福祉課	被災者生活再建支援金の支給
社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・ 千葉県共同募金会	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・ 千葉県共同募金会	災害見舞金の支給

第3 被災者台帳の作成

《災害対策基本法第90条の3、第90条の4》

【防災危機管理課・税制課・市民税課・資産税課】

被災者の住家の被害状況や各種支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約し、各種の支援措置が早期に実施されるよう被災者台帳を作成する。

(1) 記載項目

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施状況
- キ 要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する理由
- ク その他

作成に当たっては、避難者名簿を活用することとする。《「避難者名簿の作成」(震-3-85)》

(2) 台帳情報の利用及び提供

次の条件に該当する場合、台帳情報を利用または提供することができる。

- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 他の地方公共団体が援護の実施に必要な限度で台帳情報を利用するとき

第4 罹災証明書の交付

《災害対策基本法第90条の2》

【防災危機管理課・予防課・税制課・市民税課・資産税課】

罹災証明書は、被災者生活再建支援法、災害救助法及び千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1 罹災証明書の交付体制の整備

罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、住家被害調査の担当者の育成、他市町村との協定の締結、建築物の被害認定調査における点検項目リストをあらかじめ作成しておくなど、罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努め、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

また、地理情報システム（GIS）の活用や罹災証明書発行支援システムの導入を検討する。

2 交付手続き及び証明項目

罹災証明書の発行に先立ち、速やかに必要な住家等の被害調査を行う。罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。証明手数料は、無料とする。

(1) 家屋の損壊等に関する証明項目

【税制課・市民税課・資産税課】

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊
- イ 流出、床上浸水、床下浸水
- ウ その他

(2) 家屋の火災に関する証明項目

【予防課】

- ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- イ 全損、半損、小損
- ウ その他

《様式55・56》

なお、罹災証明書で認定する被害の程度によって、罹災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対する罹災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。

第2節 生活関連施設等の復旧計画・復興計画

災害復旧計画は、被災した各施設の原型復旧に合わせ、再度の災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分調査して策定するものとする。

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定

【防災危機管理課・企画政策課・各課】

災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定する。

市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な応急復旧と二次災害防止対策を講じ、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努め、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画や、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

復興調査や復興計画の策定については、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする。

第2 災害復旧計画・復興計画の作成

【防災危機管理課・企画政策課・各課】

市は、所管する公共施設についての災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査し、災害復旧計画を速やかに作成するものとする。また、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、実施するものとする。

この際、災害復旧計画作成の担当は防災危機管理課とし、災害復興計画作成の担当は企画政策課とする。

災害復旧計画・復興計画の基本方針は、以下のとおりとする。

1 災害の再発防止

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成するものとする。

2 災害復旧・復興事業期間の短縮

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関は連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めるものとする。

第3 災害復旧事業に伴う財政援助

【財政調整課・各課】

市及び関係機関は、被災施設の復旧計画を速やかに作成するとともに、国・県が費用の全部又は一部を負担（補助）するものについては復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努めるものとする。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じた公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「国庫負担法」という。）その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営されるほか、災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担（補助）して行う災害復旧事業は、次のとおり。

表 4-2-1 財政援助対象事業

災害復旧事業計画	復旧事業対象	適用法令
公共土木施設 災害復旧事業計画	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 注) 以下の法令も適用 河川法 : 河川の復旧事業 道路法 : 道路の復旧事業 下水道法 : 下水道施設の復旧事業
農林水産業施設 災害復旧事業計画	農地 農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	街路 都市排水施設等 堆積土砂排除	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針
上水道 災害復旧事業計画	上水道施設	水道法
住宅 災害復旧事業計画	公営住宅及び共同施設(児童公園、共同浴場、集会所等)	公営住宅法
社会福祉施設 災害復旧事業計画	保護施設	生活保護法
	老人福祉施設	老人福祉法
	身体障害者更正援護施設	身体障害者福祉法
	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法
	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	婦人保護施設	売春防止法
	児童福祉施設	児童福祉法
母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
医療施設、病院等 災害復旧事業計画	医療機関施設等	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
	感染症指定医療機関 感染症法予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
学校教育施設 災害復旧事業計画	公立学校	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
社会教育施設 災害復旧事業計画	公立社会教育施設	
その他 災害復旧事業計画	災害により急を要する土地区画整理事業	土地区画整理法
	災害により特に必要となった廃棄物の処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	臨時に行う予防接種	予防接種法

第4 災害復旧事業の実施

【各課・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】

災害により被害を受けた公共施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、災害復旧事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置するものとする。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

市は、災害による被害規模が甚大な場合には激甚法に基づく財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害又は局地激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

第1 激甚災害に関する調査

【防災危機管理課・各課】

市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害発生後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整えるものとする。

なお、県知事は、県内に災害が発生した場合には被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の各関係部局に必要な調査を行わせるものとする。県の関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を取りまとめ、県総務部を通じて県知事に報告するものとする。

第2 特別財政援助の交付手続等

【防災危機管理課・財政調整課】

1 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定。のち数次の改正あり。）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定。）の二つの指定基準がある。

《資料126・127》

2 激甚災害指定の決定

県知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告するものとする。内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令に基づき指定する。なお、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを検討し、内閣総理大臣に答申する。

3 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

4 財政援助対象事業等

激甚法に定める財政援助等が受けられる事業等は、次のとおり。

表 4-3-1 激甚災害に係る財政援助措置の対象事業

<p>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 [法第3条、4条][令第1～5条]</p>	<p>1 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園</p> <p>2 公共土木施設災害関連事業 災害復旧事業のみでは再度災害の防止に効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設の新設又は改良に関する事業</p> <p>3 公立学校施設災害復旧事業</p> <p>4 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業</p> <p>5 生活保護施設災害復旧事業</p> <p>6 児童福祉施設災害復旧事業</p> <p>7 幼保連携型認定こども園の災害復旧事業</p> <p>8 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業</p> <p>9 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業</p> <p>10 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業</p> <p>11 婦人保護施設災害復旧事業</p> <p>12 感染症指定医療機関災害復旧事業</p> <p>13 感染症予防事業</p> <p>14 幼稚園災害復旧事業</p> <p>15 堆積土砂排除事業</p> <p>16 湛水排除事業</p>
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<p>1 農地等の災害復旧事業等 [法第5条、令第14～18条]</p> <p>2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 [法第6条、令第19条]</p> <p>3 開拓者等の施設の災害復旧事業(県) [法第7条、令第20条]</p> <p>4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通(県)[法第8条]</p> <p>5 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業(県)[法第9条、令第21条]</p> <p>6 土地改良区等の行う湛水排除事業(県) [法第10条、令第22条]</p> <p>7 共同利用小型漁船の建造(県) [法第11条、令第23条]</p> <p>8 森林災害復旧事業(県) [法第11条の2、令第23条の2]</p>
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<p>1 中小企業信用保険法による災害関係保証[法第12条、令第24・25条] ・付保限度額の別枠設定 ・保険填補率の引き上げ 70/100→80/100 ・保険料率の引き下げ</p> <p>2 事業協同組合等の施設の災害復旧事業(県) [法第14条、令第27条]</p>
<p>4 その他の特別の財政援助助成</p>	<p>1 公立社会教育施設災害復旧事業 [法第16条、令第33～35条] ・公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の社会教育施設(2/3補助)</p> <p>2 私立学校施設災害復旧事業 [法第17条、令第36～38条] ・私立の学校(1/2補助)</p> <p>3 市町村が施行する感染症予防事業 [法第19条] ・費用支弁における国・県の負担率引き上げ</p> <p>4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付け [法第20条] ・国の貸付金の割合の引き上げ(災害を受けた年度及びその翌年度)</p> <p>5 水防資材費 [法第21条、令第39・40条] ・水防のために使用した資材に関する費用(2/3補助)</p> <p>6 罹災者公営住宅建設等事業 [法第22条、令第41条] ・公営住宅の補助率の引き上げ 2/3→3/4 ・補助対象戸数 減失戸数の5割</p> <p>7 小災害債に係る元利償還金 [法第24条、令第43～47条] ・地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入</p> <p>8 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例[法第25条、令第48条] ・基本手当の支給</p>

注)表中の[法]は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

[令]は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」

地震災害対策編
附 編

東海地震に係る
周辺地域としての対応計画

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動、津波についてシミュレーションを実施した結果、東海地震に係る強化地域として8都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の263市町村を平成14年4月23日に指定した。（合併により平成24年4月1日現在157市町村）

本市はこの地域に指定されていないが、流山市を含む千葉県はこれら強化地域の周辺地域として震度5強程度の揺れが予想され、通勤・通学・その他不特定多数の来訪者が集まる地区もある現状から、東海地震発生のおそれがあるとして警戒宣言が発令された場合には、社会的な混乱の発生も懸念されるところである。

このため、市防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震が発生した場合に被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

なお、平成29年11月から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」が廃止された。本附編は、「東海地震に関連する情報」の発表を前提としているため、今後は国や県の方針等がまとまり次第、本附編に反映させるものとする。

第2節 基本方針

この計画は、次の考え方を基本として作成した。

第1 計画の内容

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、市及び防災関係機関が、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- ア 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- イ 地震が発生した場合に被害を最小限にとどめるために必要な措置等を定めることによつて、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2 計画再提示の留意点

計画の策定に当たっては次の事項に留意したが、今後、計画を実施するうえでも十分配慮するものとする。

- ア 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、保育所（園）、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に措置する。
- イ 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度に配慮して、必要な対策を講じる。
- ウ 東海地震が発生した場合の市域の予想震度に応じた対策を講じる。
- エ 本市及び防災関係機関並びに隣接市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表時から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。なお、地震発生後の応急、復旧対策は、本市地域防災計画（地震災害対策編）「第3章 災害応急対策計画」及び「第4章 災害復旧対策計画」で対処する。

第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- ア 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- イ 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

第4 計画の実施

本市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第5 計画の位置づけ

本計画は、「本市地域防災計画（地震災害対策編）」の附編として位置づける。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

今後、国や県が実施する調査及び住民の意識調査等を通じて、さらに充実した計画としていくものとする。

第2章 防災機関の業務

第1節 市の実施する業務

- 1 市防災会議及び市災害対策本部の設置、運営に関すること
- 2 東海地震対策の連絡調整に関すること
- 3 東海地震に係る予防、応急対策に関すること
- 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること
- 5 広報、教育、防災訓練に関すること
- 6 消防、水防対策に関すること
- 7 市が管理又は運営する施設対策に関すること
- 8 例外措置としての住民避難に関すること

第2節 防災関係機関の実施する業務

1 県

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
県東葛飾地域振興事務所	1 管内市町の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 2 管内の被害集計に関する事
県 東 葛 飾 土 木 事 務 所	1 道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事 3 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 土木資材の確保に関する事 5 県営住宅の保全に関する事 6 建築物の防災に関する事 7 宅地の防災に関する事 8 下水道施設の保全に関する事
松 戸 保 健 所 (松戸健康福祉センター)	1 社会福祉施設の保全に関する事 2 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関する事 3 災害救助に関する事 4 医療救護に関する事 5 医薬品等の確保、供給に関する事 6 防疫及び保健衛生に関する事
企 業 局	1 県営水道施設の保全に関する事 2 水道水の供給、確保に関する事 3 造成土地管理事業施設の保全に関する事
流 山 警 察 署	1 警備本部の設置、運営に関する事 2 各種情報の収集、伝達に関する事 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事 4 交通の混乱等の防止に関する事

2 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
関 東 財 務 局 千 葉 財 務 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における国有財産の提供及び活用に関する事 2 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関する事
関 東 農 政 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関する事 2 農林漁業関係金融機関に対する指導に関する事
農 林 水 産 省 農 産 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 政府所有米穀の供給に関する事
関 東 森 林 管 理 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保全に関する事 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事
関 東 経 済 産 業 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関する事 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事 2 鉱山における災害の防止及び、災害時の応急対策に関する事
関 東 運 輸 局 千 葉 運 輸 支 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶による安全輸送の指導に関する事 2 鉄道による安全輸送の指導に関する事 3 自動車(バス、タクシー、トラック)による安全輸送の指導に関する事
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川施設、道路施設の保全に関する事 2 緊急輸送の確保助言に関する事
江 戸 川 河 川 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川施設の保全に関する事
東 京 空 港 局 成 田 空 港 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関する事 2 航空機の運航の安全と確保に関する事 3 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関する事
東 京 管 区 気 象 台 銚 子 気 象 台	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関する事 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関する事 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関する事
関 東 総 合 通 信 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関する事 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
千 葉 労 働 局	1 産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること
関 東 地 方 環 境 事 務 所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する こと 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収 集に関すること 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除 去への支援に関すること 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関す る情報収集、提供等に関すること
北 関 東 防 衛 局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

3 自衛隊

機 関 の 名 称		業 務 の 大 綱
陸上自衛隊	習志野駐屯地 第1空挺団	1 県との連絡・調整に関する事 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事 3 災害時における救援活動の実施に関する事
	松戸駐屯地 需品学校	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事 2 災害時における救援活動の実施に関する事

4 指定公共機関

機 関 の 名 称		業 務 の 大 綱
東日本電信電話(株) 千葉事業部		1 電報・電話等の通信の確保に関する事
(株)NTTドコモ千葉支店		1 携帯電話等の通信の確保に関する事
KDDI(株)		1 電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
ソフトバンク(株)		1 電話、携帯電話等の通信の確保に関する事
日本赤十字社 千葉県支部		1 医療救護に関する事 2 こころのケアに関する事 3 救援物資の備蓄及び配分に関する事 4 血液製剤の供給に関する事 5 義援金の受付及び配分に関する事 6 その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会 千葉放送局		1 東海地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事
東日本高速道路(株) 谷和原管理事務所		1 東日本高速道路の保全に関する事 2 東日本高速道路の災害復旧に関する事 3 緊急交通路の確保に関する事
首都高速道路公団(株)		1 首都高速道路の保全に関する事 2 緊急交通路の確保に関する事
東日本旅客鉄道(株)		1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事 3 鉄道旅客の混乱防止に関する事
東京瓦斯(株)千葉支店		1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
日本通運(株) 千葉支店		1 貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関する事
東京電力 パワーグリッド(株)		1 電力の需給に関する事 2 電力施設等の保全に関する事
日本郵便(株) 流山郵便局		1 郵便、為替貯金、簡易保険各事業の業務運行管理及びこれら施設の保全に関する事

5 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
公益社団法人千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
公益社団法人 千葉県看護協会	1 医療救護活動に関すること 2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
京和ガス(株) 京葉瓦斯(株)東葛支社	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること
東武鉄道(株) 流鉄(株) 首都圏新都市鉄道(株)	1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の安全及び混乱防止に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること
一般社団法人千葉県 トラック協会	1 物資の緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人千葉県 バス協会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること

6 公共的団体

機関の名称	業務の大綱
とうかつ中央農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う農作物被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 被災組合員に関する融資及びあっせんに関すること。 3 災害時における食糧及び物資の供給に関すること。
土地改良区 (流山市新川、流山市、 坂川、富士川)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良施設の保全に関すること
一般社団法人 流山市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 流山市歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
流山市薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 薬剤師会との連絡調整に関すること
流山商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> 1 物価安定についての協力に関すること 2 救助物資、復旧資材の確保及びあっせんについての協力に関すること
(社福)流山市 社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する救援物資の配分及び避難所内の支援業務等の協力に関すること 2 ボランティアに関すること 3 災害応急対策についての協力に関すること
(株)ジェイコム千葉	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備えて促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限に止めるためには、平常時から準備を進めておくことが必要である。

このため「流山市地域防災計画地震災害対策編」においても予防計画を定めているところであり、大部分は共通するところであるが、東海地震については予知できる可能性があり、かつ近い将来の発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に取り組むべき事項について定めるものとする。

第1 情報伝達手段の整備

【防災危機管理課】

住民に地震情報等を迅速に伝達するため、また地震発生時に迅速かつ的確な対応を図るため、防災行政無線施設の整備促進を図る。また、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。

第2 自主防災組織の育成

【防災危機管理課】

行政機関と住民が一体となって総合的な防災体制を確立していくため、自主防災組織の育成を図る。

第3 建築物の耐震対策

【建築住宅課】

建築物の耐震対策は、地震災害対策編第2章第3節「第4 建築物の耐震等による安全対策」を準用する。

第4 道路・河川・急傾斜地等崩壊防止施設の対策

【防災危機管理課・道路管理課・道路建設課・河川課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】

道路・橋梁施設の対策は、地震災害対策編第2章第3節「第6 道路及び交通施設の安全化」、河川管理施設の対策は、同じく第3節「第7 河川の整備」、また、急傾斜地等崩壊防止対策は、同じく第2節「第1 土砂災害の防止」を準用する。

第5 被害想定調査の検討

【防災危機管理課】

東海地震にかかる周辺地域としての対応計画策定の基礎となる前提条件及び地域別影響度等を把握するため、国や県が実施した被害想定調査等の結果を分析するとともに、市の区域に関する震度分布、被害予測等に係る調査の実施を検討する。

第6 食糧確保の計画化

【農業振興課】

発災時における応急食糧の配給において、市は、米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引渡しを受ける。なお、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、管内の米穀小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画を策定する。

第7 学校、病院、要配慮者関連施設等の耐震性の強化

【学校施設課・学校教育課・社会福祉課・要配慮者関連施設・医療機関】

(1) 学校及び教育施設における対策

- | | |
|---|---|
| ア | 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全教職員が点検確認するとともに、その取扱いの熟知に努める。 |
| イ | 戸棚・本棚・ロッカー・下駄箱等は、倒壊しないよう固定化に努める。 |
| ウ | 避難経路となる廊下・階段・出入口には、避難障害となる戸棚、本棚等を置かない。 |
| エ | 屋内の額縁・掛時計・植木鉢等、落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 |
| オ | 万年壷・バックネット・国旗掲揚塔・体育遊具施設等の倒壊方向を、可能な限り把握しておく。 |
| カ | 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止に留意する。 |

(2) 一般病院、診療所、助産所等における対策

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 医療器具の転倒、落下物の落下の防止対策に努める。 |
| イ | 医療品及び危険物等の安全対策に努める。 |
| ウ | 飲料水、薬品等の備蓄に努める。 |
| エ | 発災後 72 時間の事業継続が可能な非常用電源の整備。 |
| オ | 防火及び避難誘導計画の作成と訓練を実施する。 |

(3) 要配慮者関連施設における対策

- | | |
|---|--------------------------------|
| ア | 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定等の安全措置に努める。 |
| イ | 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策に努める。 |
| ウ | 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保に努める。 |

第2節 事業所に対する指導及び要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きく、その協力は必要不可欠である。

第1 一般の事業所に対する指導

【防災危機管理課・予防課・消防署】

市は、関係各事業所に対し、次の事項について指導及び協力要請等を行う。

- 1 出火の防止措置
- 2 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い
- 3 防災教育訓練の実施
- 4 顧客・従業員の安全確保
- 5 情報収集・伝達・広報
- 6 薬品等地震による出火危険性のある物品の安全措置
- 7 営業方針、従業員の時差退社
なお、金融機関、食料品等生活必需物資を取り扱う事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として平常の営業を継続するよう協力要請するものとする。
- 8 防災用品・食料品の備蓄
- 9 その他必要な事項

第2 防災上重要な事業所に対する指導

【予防課・消防署】

消防本部は、防災上重要な管内事業所に対し、警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導する。

- | |
|---|
| <p>1 対象事業所
消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>2 計画策定上の指導事項
〔消防計画〕
ア 火気の取扱い
イ 自衛消防組織
ウ 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い
エ 教育訓練
オ 顧客、従業員等の安全確保
カ 情報収集、伝達、広報
キ 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置
ク 営業方針、従業員の時差退社
ケ その他必要な事項
〔予防規程〕
ア 施設の安全確保のための緊急措置
イ 火気の取扱い
ウ 教育訓練
エ 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い
オ 危険物輸送の安全対策
カ 情報収集、伝達、広報
キ 必要資機材の点検整備
ク 操業方針、従業員の時差退社
ケ その他必要な事項</p> <p>3 指導方法
ア 講習会、研修会
イ 印刷物
ウ 各種業界の集会
エ 消防行政執行時、その他</p> |
|---|

第3 食糧、生活物資等を扱う事業所に対する指導、要請

【商工振興課・農業振興課・とうかつ中央農業協同組合・流山商工会議所】

市は、食糧及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を行う。

第4 金融機関に対する要請

【金融機関】

(1) 金融機関の業務確保

- ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。
- イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。

(2) 金融機関の防災体制の確立

- ア 各金融機関は、店頭の商品及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。
- イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。

(3) 顧客への周知徹底

- ア 店頭の商品に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。
- イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震発生の予知を前提として指導することから、防災対策上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、住民・事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、住民・事業所等が執るべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受止めの確かな行動をとることによって、地域が一体となった防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報及び教育活動の徹底を図るものとする。

第1 広報

【防災危機管理課・秘書広報課】

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限に止めるためには、各防災関係機関・住民・事業所の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため各防災関係機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

1 広報計画、広報例文の作成

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を確保するため広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文を作成しておくものとする。

なお、広報例文は、住民・事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、下記の区分を明示し、情報の混乱防止を図るものとする。

- ア 東海地震に関する調査情報（定例）発表時（平常時）
- イ 東海地震に関する調査情報（臨時）発表時
- ウ 東海地震注意情報発表時（判定会開催）
- エ 東海地震予知情報発表時（警戒宣言発令）

2 広報の内容

広報すべき事項は、概ね次のとおりである。なお、広報の実施に当たっては、特に住民生活、社会活動等に密接に関連する事項に重点を置くものとする。

- ア 東海地震に関する一般的知識
 - (ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び同法運用上のシステム等
 - (イ) 警戒宣言、判定会、東海地震に関する調査情報（定例・臨時）・注意情報・予知情報の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
 - (ウ) 地震が発生した場合の本市域への影響度等
- イ 警戒宣言時における主要防災関係機関の執るべき措置
- ウ 市民・事業所が具体的に執るべき行動基準
- エ その他状況に応じて、事業所又は住民等に周知すべき必要な事項

3 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項の特性により「広報ながれやま」をはじめ、各種印刷物、インターネット等により実施するほか、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）の協力を得て行う。また、広報車その他の広報媒体を活用して広域的、現場的広報を実施する。

第2 教育

【防災危機管理課・学校教育課・消防防災課・各課】

1 市職員に対する教育

警戒宣言が発せられた場合において、それぞれの所管する地震防災応急対策業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含めるものとする。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び同法運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及び本市域への影響等
- ウ 警戒宣言、東海地震に関する調査情報（定例・臨時）・注意情報・予知情報の内容及びこれに基づき執られる措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 市職員の果たすべき役割及び具体的に執るべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については、防災危機管理課及び消防本部が実施するものとし、各部局等においては必要に応じ、各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会・講演会等によるほか、手引書・パンフレット等の配布により、必要な事項の周知徹底を図る。

2 児童・生徒に対する教育

教育委員会は、公立学校の児童・生徒に対し東海地震を含む地震全般について正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全を確保するために必要な知識等の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

また、防災危機管理課は、私立学校の児童生徒等に対する防災教育を公立学校に準じて実施するよう要請する。

(1) 教育内容

- ア 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- イ 地震・津波に関する情報の活用
- ウ 地震・津波に対する備えについての理解

(2) 実施手段、指導の考え方等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し、避難訓練は学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取扱う。

- ア 内容の選択及び指導に当たっては、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震を含む地震全般に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- エ 避難訓練の実施に当たっては、学級活動及び学校行事等を効果的に関連付けるとともに、指導方法を工夫して児童・生徒が臨場感を持って参加できるよう配慮する。

3 自主防災組織等に対する教育

地域住民に対し東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から地域の安全を確保するために必要な知識及び技能の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の本市域への影響及び予想される危険等
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等が社会現象、人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言時における住民等の行動指針
- オ 自主防災組織等の地震防災対策
- カ 防災訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 教育の方法

防災教育の実施に当たっては、防災リーダー研修会によるほか、市又は自主防災組織が行う防災訓練時に指導する。

第4節 地震防災訓練

第1 総合防災訓練

【防災危機管理課・消防防災課・各課】

市は、毎年実施する総合防災訓練において、警戒宣言発令時における防災体制の円滑、迅速な行動の確立及び的確な防災措置の習熟、住民・事業所との協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練にはできる限り住民、事業所の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

また、市は、県が行う総合防災訓練にも積極的に参加するものとする。

第2 防災関係機関の訓練

【防災関係機関】

各防災関係機関は、市主催の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務についての防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、個別訓練の実施にも努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、必要に応じて他の機関の協力を得るほか、住民・事業所と密接に関連する事項については、これらの積極的な参画を図るものとする。

第3 住民・事業所等が実施する訓練

【防災危機管理課・予防課・消防署】

市及び防災関係機関は、自主防災組織・事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言・指導に努めるものとする。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案し、効果的な訓練が実施されるよう配慮するものとする。

第2 伝達体制

【防災危機管理課・消防防災課】

市が県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体に対し、市は直ちにその旨を伝達する。

第3 伝達事項

【防災危機管理課・消防防災課】

- ア 市は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- イ その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備

【防災危機管理課・防災関係機関】

市は、東海地震注意情報を受けた場合は直ちに市災害対策本部等の設置準備のために必要な措置を講じるとともに、社会的な混乱の発生に備え必要な体制をとるものとする。

表 4-2-1(1) 活動内容(1/2)

機 関 名	内 容
市	<p>ア 市災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>イ 職員の参集 職員の参集は、警戒配備体制（地震災害対策・風水害等対策編第3章第1節第1「3 警戒配備」を参照）とする。 なお、夜間、休日等の勤務時間外における職員の参集方法等については、あらかじめ定める災害対策連絡網によるものとする。</p> <p>ウ 東海地震注意情報時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 (ア) 東海地震注意情報、同予知情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 (イ) 社会的な混乱防止のため必要な措置 (ウ) 各防災関係機関との連絡調整 (エ) その他防災上必要な情報の収集・伝達</p>
消 防 本 部	<p>東海地震注意情報を受けたときは、災害活動を除き平常時の業務を縮小又は停止し、警戒宣言発令時に特別配備体制に移行できるよう、次の措置をとる。</p> <p>ア 消防職員の動員 消防長は、東海地震注意情報を受けたときには消防職員の動員を行う。 消防職員は、招集命令を受けたとき又は報道機関の報道等により東海地震注意情報の発表を知ったときは、原則として各自の勤務先へ参集するものとする。</p> <p>イ 関係機関との連絡体制の確立 消防防災課長は、直ちに消防団及び防災関係機関へ確実に情報が伝達される連絡体制を確立するとともに、連絡員を市に派遣する。</p>
消 防 団	<p>消防団は、地震災害対策・風水害等対策編第3章第3節第1「4 消防団の活動」の準備を行うものとする。</p>

表 4-2-1(2) 活動内容(2/2)

機 関 名	内 容
流 山 警 察 署	ア 災害警備対策室の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等
東日本電信電話(株) 千葉事業部	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動
(株)NTTドコモ千葉支店	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道(株)	ア 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター長及び、現機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
流 鉄 (株) 東 武 鉄 道 (株) 首都圏新都市鉄道(株)	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	東海地震注意情報を受けた場合には、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

表4-3-1 広報内容

機 関	内 容
日本放送協会 千葉放送局	ア 放送体制 (ア) 東海地震注意情報を受けた時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。 (イ) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉FM放送の周波数（千葉周辺）は80.7MHz。 イ 放送内容 放送内容は、次の事項を重点とする。 (ア) 東海地震注意情報の内容 (イ) 強化地域、観測データの解説 (ウ) 混乱防止の呼びかけ (エ) 防災知識の紹介
(株)ニッポン放送	ア 広報計画 (ア) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（夜間、休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 (イ) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。 (ウ) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。 (エ) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。

機 関	内 容
千葉テレビ放送(株)	<p>ア 広報計画</p> <p>気象庁からの一斉通報を受けた報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>この連絡により編成担当役員は非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</p>
(株)ベイエフエム	<p>ア 放送体制</p> <p>(ア) 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(イ) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、ベイエフエムでは、県内向けとして住民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数(千葉周辺)は78.0MHz。</p> <p>イ 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(ア) 東海地震注意情報の解説</p> <p>(イ) 強化地域、観測データの解説</p> <p>(ウ) 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(エ) 防災知識の紹介</p>

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講じる。

表4-4-1 社会的混乱の防止対策

機関	内容
市	<p>市民生活部防災危機管理課は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>ア 混乱防止に必要な情報を県を通じて報道機関へ発表する。</p> <p>イ 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整を図る。</p> <p>ウ その他必要な事項</p>
流山警察署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>ア 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本旅客鉄道（株）	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>ア 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>(ア) 強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>(イ) 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>(ウ) 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>(エ) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>(オ) 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>イ 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>ウ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>エ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>オ 状況により警察官の応援要請をする。</p>
流鉄（株） 東武鉄道（株） 首都圏新都市鉄道（株）	<p>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。</p> <p>また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>

機 関	内 容
<p>東日本電信電話（株） 千 葉 事 業 部</p>	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、地域住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
<p>(株)NTT ドコモ千葉支店</p>	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、地域住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

警戒宣言が発せられた場合における社会的な混乱を防止するとともに、地震の発生に備え被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1 市災害対策本部の設置

【防災危機管理課・秘書広報課】

- ア 市は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに市災害対策本部を設置する。
- イ 市災害対策本部は、流山市役所第1庁舎庁議室に設置する。
- ウ 市災害対策本部の組織は、地震災害対策編第3章第1節第2「2 市災害対策本部の組織構成及び機能」による。
- エ 市災害対策本部の所掌事務
- (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集・伝達
 - (イ) 各防災関係機関の業務に関する連絡・調整
 - (ウ) 社会的な混乱の防止に関する施策の決定及び実施
 - (エ) 報道機関等への情報提供
 - (オ) 関係各課により情報収集を行うとともに、住民への冷静な行動の呼びかけ
 - (カ) その他必要な事項
- オ 市災害対策本部の配備体制は、地震災害対策編第3章第1節第2「1 市災害対策本部の決定」の第1配備体制とする。

第2 各部の対応

【各課】

市災害対策本部の各部は、警戒宣言が発令された場合、次のような準備に入るものとする。

- ア 出張事務等の制限
- イ 庁内における火気使用の制限、危険物品等の整理、公用車の使用制限
- ウ 食糧、飲料水の確保及び点検
- エ 急傾斜地崩壊危険区域、道路、河川等の巡回点検
- オ 地震に伴う被害が発生した場合に備え、職員の参集及び各種応急対策の実施に対する体制の準備
- カ 各関係機関からの情報収集（医療機関の開設、電気・ガスの供給、交通機関の運行、生活必需品等の供給及び教育施設の対応等）
- キ 地震発生に備えた広報の実施
- ク 住民のとるべき措置及び各種関係機関からの情報についての広報

第3 各防災機関の活動体制

表5-1-1 活動体制

機 関 名	内 容
流 山 警 察 署	ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等
陸 上 自 衛 隊 習志野駐屯地第1空挺団、 松戸駐屯地需品学校	ア 計画に基づき、災害派遣準備を実施
東日本電信電話(株) 千葉事業部	ア 情報連絡室の設置 東日本電信電話(株)千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (ア)就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ)休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
(株)NTTドコモ千葉支店	ア 情報連絡室の設置 NTTドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (ア)就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ)休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 東京支社	ア 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 イ 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 ウ 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
流 鉄 (株) 東 武 鉄 道 (株) 首都圏新都市鉄道(株)	ア 災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
そ の 他 の 防 災 機 関	ア 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 イ 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

市は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対し対応措置について広報を実施する。

第1 警戒宣言の伝達

【災対本部事務局・予防消防班】

ア 市は、県から警戒宣言発令及び東海地震予知情報に関する情報を受けたときは、附編 第4章「第1節 東海地震注意情報の伝達」と同じ系統・手段をもって、防災対策の遂行上重要な機関、団体に対し、直ちに伝達する。

イ 一般住民に対しては各消防署（団）の協力を得て、警鐘、サイレン吹鳴による地震防災信号、防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

表 5-2-1 地震防災信号

警 鐘	(5点) ●●●●● ●●●●●
サイレン	(約45秒) (約45秒) ●————— ●————— (間隔約15秒)
備 考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。

ウ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際の伝達する事項は、次のとおりとする。

- (ア) 警戒宣言等の内容
- (イ) 本市への影響予想
- (ウ) 各機関がとるべき体制
- (エ) その他必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

【災対本部事務局・秘書広報班・予防消防班・警防班】

警戒宣言が発せられた場合には、駅、道路等において混乱が予想される。これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

また、各現場において混乱発生のおそれが予想される場合には、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な関係機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに市民、市内各事業所等に対し、周知を図るための広報を行う。

なお、特に重要な広報は、あらかじめ広報文を定めておくものとする。

広報の項目は、次のとおりとする。

1 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 火気の使用自粛、水の汲み置き、機械器具及び家具類の転倒防止、劇・毒物薬品及び火薬類の保全、非常持出品の確認、その他災害を生じると予想されるもの等の防災措置の呼びかけ
- エ 急傾斜地など避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- オ 混乱防止のための呼びかけ

2 広報の実施方法

- ア 防災行政無線固定系システムによる広報の実施
- イ 広報車による広報の実施
- ウ 自主防災組織及び自治会等を通じた広報活動の実施
- エ 地震防災信号による地域住民への広報の実施（なお、大規模地震対策特別措置法により定められている地震防災信号については、広報紙等を通じて日頃から地域住民への周知徹底を図っておくものとする。）
- オ 市ホームページ、安心メール、SNS、エリアメールや緊急速報メールによる広報の実施

3 報道機関への発表

市災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

第3 警戒解除宣言の伝達

【災対本部事務局・秘書広報班・予防消防班・警防班】

ア 附編 第4章「第1節 東海地震注意情報の伝達」と同じ系統・手段をもって、直ちに伝達する。

イ 伝達事項

警戒解除宣言の情報

第3節 警備対策

【流山警察署】

流山警察署は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。
なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

第1 基本的な活動

- ア 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 避難指示、警告又は誘導
- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 通信機材・装備資器材の重点配備
- オ 補給の準備
- カ 通信の統制
- キ 管内状況の把握
- ク 交通の規制
- ケ 広報

第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

1 警備部隊の事前配置

- ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
- イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ウ 災害危険場所
- エ その他必要と認める場所

2 広報

広報内容	ア 警戒宣言の内容及び関連する情報 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 エ その他民心の安定を図るため必要な情報
広報手段	ア パトロールカー、広報車等の警察車両 イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報 ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防対策

【災对本部事務局・河川班・建設庶務班・予防消防班・警防班・消防団】

市及び消防本部は、警戒宣言が発せられた場合には、出火、水害、崖崩れ、建物その他の施設の倒壊防止等に関して、次の事項を基本として対応措置を講じるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 火災・水害等防除のための警戒
- ウ 急傾斜地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- エ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民・事業所等への広報
- オ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- カ 資機材の点検整備の実施
- キ 水防要員の確保
- ク 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するための重要水防箇所の点検

第5節 公共輸送対策

【都市整備班・東日本旅客鉄道（株）・東武鉄道（株）・流鉄（株）・首都圏新都市鉄道（株）・（一社）千葉県バス協会・（一社）千葉県タクシー協会・関東運輸局千葉運輸支局】
警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、関係機関は、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

第1 東日本旅客鉄道(株)の措置

1 警戒宣言の伝達

- ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。
- イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。
- ウ 旅客等への伝達は次による。
 - (ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - (イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

2 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- ア 東日本旅客鉄道(株)の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。
- イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

3 列車の運転規制

- ア 警戒宣言が発令された時の市内の線区（常磐快速線、常磐緩行線、武蔵野線）の列車は、規制速度 45km/h の運転規制を行う。

- イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

4 主要駅の対応措置

- ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。
- イ 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。
 - (ア) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
 - (イ) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
 - (ウ) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

5 乗車券の取扱い

- ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

6 現業機関の長のとるべき措置

ア 出火防止措置

- (ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。
- (イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に依りて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

ウ 食糧及び飲料水の確保

- (ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食糧のあっせん及び非常用食糧の確認をする。
- (イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

第2 東武鉄道(株)、流鉄(株)、首都圏新都市鉄道(株)の措置

1 警戒宣言の伝達

駅・車内等において警戒宣言、地震予知情報等の放送を行い、旅客の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

2 混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。

- ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。
- イ 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。
- ウ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

3 運行方針

各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道(株)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

なお、警戒宣言発令時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

ア 発令当日

警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

イ 翌日以降

震災時のダイヤとして一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を乗り入れ各社と調整の上実施する。なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

4 主要駅における対応

(1) 旅客の安全を図るための措置

- ア 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。
- イ 状況により、改札止めの入場制限等を行う。
- ウ 状況により、警察官の応援を要請する。

(2) その他の措置

- ア 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。
- イ 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

5 列車の運転中止措置

車の運転確保に当たっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。

6 その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

第3 バス、タクシー等対策

(一社)千葉県バス協会、(一社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

【流山警察署・東日本高速道路（株）・首都高速道路公団（株）・
千葉国道事務所・東葛飾土木事務所・建設庶務班】

第1 警察の対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- ア 強化地域への一般車両流入抑制広報
- イ 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- ウ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両）の確認事務

これらの交通対策の実施等によって生じる市内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

第2 道路管理者の対策

1 国土交通省関東地方整備局

ア 道路施設に関する対策

- (ア) 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。
- (イ) 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

イ 道路交通対策

- (ア) 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。
- (イ) 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送道路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを横断幕を用いて行うものとする。

ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送道路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

2 東日本高速道路(株)

- ア 警戒宣言時には、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。
- イ 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。
 - (ア) 管理する高速自動車国道及び一般有料道路
県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。
 - (イ) 他道路管理者の管理する道路
関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。
- ウ 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。
 - (ア) 道路
道路巡回等により、道路状況の把握に努める。
 - (イ) 電気通信設備
地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。
 - (ウ) 工事中箇所
工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

3 市及び県

警戒宣言が発せられた場合、それぞれの管理する道路の緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

- ア 危険箇所の点検
警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。
- イ 工事中の道路の安全対策
緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

警戒宣言が発せられた場合には、次の対策を講じる。

第1 上水道対策

【水道庶務班・給水工務班・秘書広報班】

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合であっても、原則として平常通りの供給を継続するものとする。

また、住民・事業所が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し円滑な供給を確保するとともに、発災に備えて、応急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

2 要員の確保、資機材の点検整備等

(1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水及び施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、災害協定締結団体等との連絡協力体制について確認する。

(2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材及び車両等の点検整備、補完強化を図る。

3 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備の保安点検要領等をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合にはこれに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては薬品類の安全貯蔵に留意する。

ウ 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるように、送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

4 広報

警戒宣言が発せられた場合には、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

- ア 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること
- イ 発災に備え、飲料水・生活用水を貯水すること
 - (ア) 飲料水の汲み置き：ポリタンク等のフタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。
 - (イ) 生活用水の汲み置き：浴槽等を利用し、貯水する。
 - (ウ) その他：汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる。
- ウ 発災後、断水が発生した場合の連絡先及び応急給水体制

(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ・新聞等）による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 水道工事店等の掲示等
- エ ホームページによる広報等
- オ 安心メールによる広報

第2 下水道対策

【河川班】

(1) 施設等の保安措置

- ア 危険物を取り扱う処理場・ポンプ場の運転管理については、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに応急資機材の点検、整備を行う。

第3 電気対策

【東京電力パワーグリッド(株)東葛支社】

1 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電気の供給は継続するものとする。

2 要員・資機材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合等の情報を知ったときは速やかに所属する事業所に参集する。

(2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇及び発電機車等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

3 施設の予防措置

警戒宣言が発せられた場合には、東海地震予知情報に基づき、電気施設に関する次に掲げる予防措置を講じる。この場合において、地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

(1) 特別巡視及び特別点検

東海地震予知情報等に基づき、電気施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じて緊急時運用体制の確立を図る。

また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防等の関係機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措施

仕掛工事及び作業中の各電気施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

4 広報

感電事故若しくは漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 断線、電柱の倒壊・折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること
- エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- オ その他必要な事項

(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ・新聞等）による広報
- イ 広報車等による広報

第4 ガス対策

【京和ガス(株)・京葉ガス(株)・ケーイージー・クレックス・住商液化ガス・流山簡易ガス・日本瓦斯・三輪液化ガス・東上ガス】

1 京葉ガス(株)

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給は原則として継続することとし、地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じる体制を確立する。

(2) 人員の確保・資機材の点検整備等

ア 人員の確保

(ア) 勤務時間内

全社員に警戒宣言の発令を伝達し、あらかじめ決められた要員は本部の指示に従う。

(イ) 勤務時間外

要員に電話等により出動を指示する。

なお、要員がラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合には、動員は自動発令されたものとする。

(ウ) 工事会社の動員

当社の指示により、必要に応じて動員を行い、警戒体制に入る。

イ 緊急用工具、資機材、車両の準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

(ア) 初動措置に必要な車両・燃料を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検を行う。

(イ) 非常用の食糧、飲料、医薬品等を手配、準備する。

(3) 施設の保安措置等

ア ガス工作物等の巡視・点検の準備

あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。

イ 連絡網の確認及び統制

無線及び電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

ウ その他の保安措置

本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して警戒宣言が発令された旨を伝達し、避難、帰宅させる。

エ 工事等の作業の中止及び制限

工事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。

その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

ア 広報内容

(ア) 引き続きガスを供給していること。

(イ) 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法

(ウ) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意

イ 広報手段

(ア) 広報車により、直接需要家に呼びかける。

(イ) 防災関係機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道による広報について協力を要請する。

2 京和ガス(株)及び他のガス会社

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じる体制を確立する。

(2) 人員の確保・資機材の点検整備等

ア 人員の確保

(ア) 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

(イ) 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

(ウ) 工事会社の動員

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。

供給所、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

イ 緊急用工具、資機材、車両の準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

(ア) 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検を行う。

(イ) 非常用の食糧、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

(3) 施設の保安措置等

ア 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

イ 施設の巡視、点検

(ア) ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。

(イ) 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

ウ 工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員、サービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

ア 広報内容

(ア) 引き続きガスを供給していること。

(イ) ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法

(ウ) 避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処理方法

(エ) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意

イ 広報手段

(ア) 広報車により、直接需要家に呼びかける。

(イ) 防災関係機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

(5) その他

ア 関係省庁、自治体、消防及び警察等との連絡について対策を協議し、協力体制をつくる。

イ 緊急を要するもの以外の電話使用は控えさせる。

ウ 社員等の退社時刻を集中させずに分散させる。

第5 通信対策

【東日本電信電話(株)千葉事業部・(株)NTTドコモ千葉支店】

警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般住民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

1 東日本電信電話(株)

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等の所定業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言が発報後、速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

東日本電信電話(株)(NTT)千葉事業部の情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所	千葉事業部千葉災害対策室(エム・ベイポイント幕張8F)
電話番号	043-211-8652

(3) 資機材の点検・確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機等の点検、確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材及び車両の確認

ウ 工事中施設等の安全措置

(4) 応急対策

防災関係機関等の重要加入者からの通話は、最優先で疎通を確保するとともに、一般市民からの通話も可能な範囲で疎通を確保し、次のとおり対処する。

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般住民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないように、トラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑色、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

2 (株)NTTドコモ

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第8節 学校・病院・要配慮者関連施設等対策

第1 学校対策

【学校教育班】

教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には児童・生徒の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため公立学校（幼稚園を含む。）については、各学校において、あらかじめ保護者引き渡しまでの手順を明確に定め、周知徹底する。

ア 児童・生徒等への措置

- (ア) 在校中に警戒宣言が発せられた場合における児童生徒等の保護の方法については、通学方法、通学距離、時間、通学路、交通機関の状況等を勘察し、あらかじめ保護者の意見を聞いた上で実態に即して具体的に定める。
- (イ) 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合における措置について、あらかじめ児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

イ 学校・教職員の対応

- (ア) 警戒宣言が解除されるまでは、臨時休校とする。
- (イ) 防災上急務と思われる校舎内外の施設、設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、必要な措置をとる。
- (ウ) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (エ) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

第2 病院対策

【医療機関】

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては市医師会及び市歯科医師会を通じて対応を要請する。

- ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- イ 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- ウ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- エ 入院患者の安全確保に万全を期す。
- オ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- カ 水及び食糧の確保を図る。

第3 要配慮者関連施設等対策

【救援庶務班】

健康福祉部は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各要配慮者関連施設で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要配慮者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、収容施設の別及び通所（園）者、収容者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

ア 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

イ 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

ウ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

エ 通所（園）者、収容者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食糧、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

オ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

キ その他必要な事項

第9節 避難対策

【災対本部事務局・避難誘導救援班・警防班】

警戒宣言発令時においては原則として避難する必要はないが、地震の発生により崖崩れ等の危険性が高い地区にあっては、住民の生命及び身体を保護するため、避難指示を行い、対応措置を講じるものとする。

なお、避難対策は、地震災害対策編第3章「第5節 避難計画」により実施するものとする。

第10節 救護救援対策・防疫対策・保健活動

第1 救護救援対策

【救護班・警防班・医療機関・日本赤十字社】

1 救護班

- ア 警戒宣言が発せられた場合には、救護班を設置し、職員を非常招集するとともに、関係機関との情報交換を密にする。
- イ 医薬品、医療機器等の確保、配置及び点検を行う。
- ウ 救護班の出動要請に備え、救護班は医薬品・医療機器等を整備し、出動準備を整える。

2 医療関係機関の対応

市医師会及び市歯科医師会の対応は、次のとおりとする。

- ア 市医師会及び市歯科医師会会員に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう依頼する。
- イ 会員及び医療機関に対して、発災による負傷者への対応を要請する。

3 日本赤十字社千葉県支部に対する要請

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、日本赤十字社千葉県支部の東海地震対応計画に基づき災害警戒本部を設置し、情報収集に努め、救護活動の即応態勢を整える。
- イ 第1次救護班については、前進拠点（地震防災対策強化地域外で、その周辺地域に所在する日赤施設）に移動し、待機する。
- ウ 第2次救護班、第1次日赤DMAT、第1次被災地支部災対本部支援要員、第1次被災地日赤病院支援要員、第1次こころのケア班については、派遣準備を完了し、日本赤十字社千葉県支部や成田十字病院等にて待機する。

第2 防疫対策

【防疫衛生班・松戸保健所（松戸健康福祉センター）】

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

- ア 防疫作業員の雇用及びその組織化等の準備
- イ 災害発生後必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認
- ウ 飲料水の安全確保

第3 保健活動

【救護班・松戸保健所（松戸健康福祉センター）・医療機関】

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

ア 避難者等の健康管理、二次健康被害の予防

松戸保健所（松戸健康福祉センター）と市は連携し、要配慮者の健康状態の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。

イ 体制整備

松戸保健所（松戸健康福祉センター）と市は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について協議を行う。

第11節 その他の対策

第1 食糧、医薬品の確保

【物資輸送班・救護班】

市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食糧、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

なお、食糧、医薬品の確保は、地震災害対策編第3章第6節「第1 医療救護活動」及び、第3章第7節「第2 食糧の配布」により実施するものとする。

第2 緊急輸送の実施準備

【災害対策本部・建設庶務班】

県及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

なお、緊急輸送の実施準備は、地震災害対策編第3章第7節「第4 緊急輸送」により実施するものとする。

第3 市が管理運営する施設対策

【各施設所管管理班】

警戒宣言が発せられた場合においては、各施設管理者は原則として開館を自粛する。この場合、図書館、博物館等の個人使用形態をとる施設は個人施設利用者に、体育館等団体利用形態をとる施設は主催責任者にそれぞれ協力を呼びかけるものとする。

なお、各施設においては職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じるものとする。

第4 市税、使用料等の申告、納付等に関する措置

【財務会計班・関係機関】

警戒宣言発令時における市税、使用料等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 警戒宣言発令による社会的な混乱の発生に伴い、市税、使用料等の申告、納付等が困難な場合には、状況に応じ期限の延長等の措置について、適切に対処する。

イ 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税及び使用料等の減免、申告及び納付期限の延長等について、適切な措置を講じる。

第5 その他（危険な動物の逃走防止）

【防疫衛生班・松戸保健所（松戸健康福祉センター）】

警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

ア 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。

イ 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、周辺市町村長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第6章 市民等のとるべき措置と対応

【防災危機管理課（災対本部事務局）・消防防災課（予防消防班）】

東海地震が発生した場合、本市域においても震度5強程度になることが予想される。地域によっては、石塀・ブロック塀の倒壊、壁の亀裂、軟弱地盤の沈下、崖崩れ等の被害が生じ、負傷者等の人的被害の発生が懸念されるほか、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的な混乱が発生することも予想される。

このため、国、県及び市を始め各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、各事業所がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民等が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時に、それぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置と対応

区分	とるべき措置
平常時	<p>ア 家や塀の耐震化を促進する。 (ア) わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 (イ) ブロック塀、石塀、門柱等を点検し、不適合なものは改築・補強する。</p> <p>イ 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (ア) タンス、食品棚、ピアノ等の重い家具及び倒れやすい家具は壁に固定する。 (イ) 家具類の上に、重いものやガラス類を置かない。 (ウ) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>ウ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (ア) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (イ) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (ウ) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (エ) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>エ 消火器、消火用水の準備をする。 (ア) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (イ) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。</p> <p>オ 非常用飲料水及び食糧の準備をする。 (ア) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日以上準備しておく。（1人1日分の最低必要量：約3リットル） (イ) 食糧は、長期間保存できる食品（米、クラッカー、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょうゆ、塩等）を、3日分程度準備しておく。</p> <p>カ 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾等を、救急箱等に入れて準備しておく。 また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>キ 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>ク 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>ケ 感染症対策の準備をする。 マスク、消毒液、体温計等を準備しておく。</p> <p>コ 防災講習会、訓練へ参加する。 市や自主防災組織等が行う防災講習会、防災訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>サ 家族で、対応措置の話し合いをする。 (ア) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時におけるそれぞれの役割分担を話し合っておく。 (イ) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるため、各自の行動予定を話し合っておく。 (ウ) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>サ 自主防災組織に積極的に参加する。</p>

区分	と る べ き 措 置
東海から地震注意情報が発令されるまでの間	<p>ア テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>イ 電話の使用を自粛する。</p> <p>ウ 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>エ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>オ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警戒宣言が発令されたから地震発生まで	<p>ア 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(ア) 市の地震防災信号(サイレン、警鐘等)に接したときは、直ちにテレビ、ラジオ等で正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(イ) 県、市、警察署、消防本部等防災関係機関の関連情報に注意する。</p> <p>イ 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(ア) 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>(イ) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等を貼る。</p> <p>(ウ) ベランダ等に置いてある物を片付ける。</p> <p>ウ 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>(ア) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>(イ) ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>(ウ) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>(エ) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>エ 消火器及び消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>オ ブロック塀、石塀及び門柱を点検する。</p> <p>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>カ 非常用飲料水及び食糧を確認する。</p> <p>キ 救急医薬品を確認する。</p> <p>ク 生活必需品を確認する。</p> <p>ケ 防災用品を確認する。</p> <p>コ 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、市、放送局、防災関係機関に対する電話による問い合わせはひかえる。</p> <p>サ 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>(ア) 路上に駐車中の車両は、空き地又は駐車場に移動する。</p> <p>(イ) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>シ 児童生徒や要配慮者の安全を確保する。</p> <p>(ア) 児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>(イ) 幼児、児童生徒が登園又は登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。</p> <p>ス エレベーターの使用を避ける。</p> <p>セ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>ソ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>ア 組織の編成と各班の役割を明確にする。</p> <p>イ 防災知識の普及活動を行う。 (ア) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (イ) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、崖崩れ等の災害危険箇所を把握する。 (ウ) 地域内の消防水利を把握する。 (エ) 地域内のブロック塀、石塀、門柱及び擁壁等の安全点検を行う。 (オ) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>ウ 防災訓練を行う。 災害時に備えて、情報連絡訓練、消火訓練、給食・給水訓練及び救出・救護訓練等を行う。</p> <p>エ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (ア) 各戸に対して、火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (イ) 各戸に対して、易・可燃性物品の点検を指導する。 (ウ) プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>オ 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて、情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用及び給食・給水用資材を整理しておく。</p> <p>カ 情報の収集、伝達体制を確立する。 (ア) 市、消防署等の防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (イ) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。</p>
東海地震注意情報の発表 から 発令されるまで	<p>ア テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>イ 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>
警戒宣言が地震発生まで から	<p>ア 自主防災組織の活動体制を確立する。 (ア) 自主防災組織の編成を確認する。 (イ) 自主防災組織本部を設置する。 (ウ) 自主防災組織の役割分担を確認する。</p> <p>イ 市及び消防署等の防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</p> <p>ウ 地域住民に対して、住民のとるべき措置を呼びかける。</p> <p>エ 防災資材等を確認する。</p> <p>オ 飲料水・食糧の確保及び調達方法を確認する。</p>

第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>消防法により、消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め、防災計画を作成しておくものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は、次のとおり。</p> <p>ア 自主防災体制の確立</p> <p>（ア） 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>（イ） 組織の役割分担の明確化</p> <p>イ 教育及び広報活動</p> <p>（ア） 従業員の防災知識の高揚</p> <p>（イ） 従業員の安否確認方法</p> <p>（ウ） 従業員の顧客に対する安全対策措置に関する教育研修</p> <p>（エ） 従業員の帰宅対策</p> <p>ウ 防災訓練</p> <p>災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出・救護訓練及び顧客の誘導訓練</p> <p>エ 危害防止対策</p> <p>（ア） 施設及び設備の定期点検</p> <p>（イ） 商品、設備器具及び窓ガラス等の破損・転倒又は落下防止措置</p> <p>オ 出火防止対策</p> <p>（ア） 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>（イ） 消防水利機材の整備点検</p> <p>（ウ） 商品の整備点検</p> <p>（エ） 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>カ 防災資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用及び給食・給水用資機材等の整備</p> <p>キ 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>（ア） 市及び消防署等の防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客及び従業員に対して伝達する体制の確立</p> <p>（イ） 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報の選定</p>
東海から地震注意警戒情報が発せられるまでの間	<p>ア テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>イ 自衛防災体制を準備・確認する。</p> <p>ウ 消防計画等により、警戒宣言時にとるべき措置を準備・確認する。</p> <p>エ その他顧客及び従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

第6章 市民等のとるべき措置と対応
第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>ア 自衛防災組織の活動体制を確立する。 (ア) 自衛防災組織の編成を確認する。 (イ) 自衛防災本部を設置する。 (ウ) 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>イ 情報の収集、伝達体制をとる。 市及び消防署等の防災関係機関若しくはテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客及び従業員に対して伝達する。</p> <p>ウ 危険防止措置を確認する。 (ア) 施設・設備を確認する。 (イ) 商品、設備器具及び窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>エ 出火防止措置を確認する。 (ア) 火気器具等の使用は、原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (イ) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (ウ) 消防水利、機材を確認する。 (エ) 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>オ 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用及び給食・給水用資機材等を確認する。</p> <p>カ 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>キ 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、スーパー及び旅館等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>ク 石油類、火薬類及び高圧ガス等による出火又は爆発等により、周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>ケ バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>コ 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>サ 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局、防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>シ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

